

平成20年度 三次市行政評価

評価対象事業一覧

平成20年12月

 三 次 市

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象等	手段	目的	H19年度事業費 (千円) (職員人件費含む)						定量分析			手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性						
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地					市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	内容	その他の内容	改善の有無	改善区分	判断理由	内容	その他の内容	改善の有無	改善区分
5	第一小中	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	17	育児支援課	乳幼児予防接種助成事業	平成17年度より、子育てによる経済的負担の軽減を図り、幼児が健やかに成長することを目的に、おたふく風邪(流行性耳下腺炎)・水ぼうそう(水痘)にかかるとを予防するため、ワクチン接種費用の助成を行っている。	助成券申請件数に比べ接種件数が少ない。このため疾病予防の重要性や有効性をあらためる機会(乳幼児健診・相談等)を通じて積極的に周知し、さらなる接種率の向上を図る。また、市内の医療機関の協力も得て、接種動員を行う必要がある。	三次市に住所を有する満1歳以上から小学校就学前(満6歳到達後最初の3月31日までの幼児)	おたふく風邪は6,000円以内・水ぼうそうは8,000円以内でワクチン接種費用助成券を交付する。	経済的負担の軽減を図ることで予防接種を受け、おたふく風邪・水ぼうそうにかかることを予防し、幼児が健やかに成長することを目的としている。	4,864	1 助成券交付枚数	枚	1,957	899	2,000	平成19年度の交付枚数のうち、おたふく風邪が480枚、水ぼうそうが419枚である。	H18 2,588	4 5	おたふく風邪接種件数	件	414	341	422	助成券交付枚数に対する接種件数	3	2	2	4	4	4	4	21	C	継続	継続	15	効果の検証	継続	有り	有り	10	内容の改善
6	第一小中	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	16	育児支援課	子育てサポート事業	育児の援助を行う提供会員(まかせて会員)と育児の援助を受ける依頼会員(おねがい会員)が登録し、事務局(市のアドバイザー)が仲介することにより、子育てに関する相互支援活動を行う。「あつたかハート」で応援する。リフレッシュ、保護者の緊急な場合に一時に子どもを預かる場を確保することで、子育てに対する協力者のいない家庭の支援をしていく。会員相互の連帯感の醸成と子どもの安全を確保する。・利用時間:7時~21時・普及啓発・研修会、交流会、講習会の開催・利用料金:1時間600円(市が半額助成 保護者の実負担額は300円)・活動内容:自宅で子どもを預かる。保育所への送迎等。	・民間機関への委託実施に向けての具体的な計画について検討開始。 ・核家族化等、子育て環境の変化により、育児への負担感の解消は急務であり、子どもを預けても預けても預けることがない等の課題に対応するため、より多くの市民に、このサービスの存在を知っていただけるよう効果的な普及活動が必要。 ・市外に住所を有し、本市に勤務している保護者から、利用ニーズが高まっており利用対象拡大に向けての検討が必要。	市民(0歳~小学校3年生の親子)	育児の援助を行う提供会員(まかせて会員)、育児の援助を受ける依頼会員(おねがい会員)として登録し、事務局(市のアドバイザー)が援助の依頼を受けて、相互支援活動の仲介を行う。広報誌の発行、交流会、研修会、講習会の実施等	保護者は、仕事と子育てを両立し安心して働くことができ、子どもは、家庭的な雰囲気の中で、健やかに成長することができる。提供会員はボランティア精神を生かした活動ができ、生き生きとした時間を過ごすことができる。	6,203	1 延べ利用件数	件	1,916	1,837	2,000	平成19年度、前年度に比べ利用人数は減少。	H18 3,243	4	延べ利用時間	時間	10,551	8,779	9,481	平成19年度、前年度に比べ利用時間は減少。	5	2	4	4	2	23	B	要改善	継続	3	民間委託等の推進	継続	有り	有り	3	民間委託等の推進		
7	第一小中	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	20	育児支援課	子育てガイドマップの作成	子育てに関する必要な情報が分かりやすく掲載された子育てマップを作成する。幅広(市民に周知し子育てに役立ててもらおう。市民提案事業、市内の子育てサークルを中心に「子育てマップを作る」実行委員会を立ち上げ子育て中の保護者の視点で情報収集し、作成し配布する。	今後、旬の情報を提供するたの更新時の費用等について検討しておく必要がある。	市民・市内の子育て中の保護者	「子育てマップを作る」実行委員会をサポートする。	わかりやすい情報を提供することで、子育てへの見通しが持てること、子どもに適切な健康診断を受けることができる。また、作成の過程で子育てサークル間の連携が深まり、ネットワークづくりに繋がる。	1	発行部数	冊		3,500	1冊あたりのコスト	H18 2,800	4	頒布数			2,800	発行部数の8割	4	4	4	4	3	23	B	未実施	継続	4	市民の多様な力の活用	継続	有り	有り	15	効果の検証				
8	第一小中	1 子育て	(1) 安心して産み育てることのできる環境づくり	17	育児支援課	妊産婦健診助成事業	母子健康手帳交付時に、母子健康手帳別冊(助成券)を同時に妊婦へ交付している。平成17年度から経済的負担の軽減と母子の健康管理のため、助成券が2枚から6枚に拡大した。また、非課税世帯に対しては、さらに4枚追加交付している。さらに平成20年9月からは助成券を6枚から10枚に拡大していく予定である。(非課税世帯への4枚追加交付も同様)	県制度の単価改正に伴い、平成20年4月からは健診時期により単価設定の違う券を6枚交付している。妊婦の方が受診しやすく、経済的負担の軽減となるように9月からは受診券を10枚交付とす。また、引き続き受診結果を有効に活用して支援につなげることが課題である。	妊婦	妊婦一般健康診断費用を6回分助成する。ただし、非課税世帯については、4回分追加する。平成20年9月からは10回分の助成とし、非課税世帯についても4枚追加交付を行う予定である。	健診費用における負担の軽減を行うことで、母子ともに適正な健診を受け、安産出産を迎えることができる。	26,081	1 助成券交付人数	人	539	696	500	年間母子健康手帳交付人数	H18 38,686	4	助成券利用枚数	枚	3,110	3,069	3,219	助成券を利用して、定期的に健診を受けられているかを確認する。9月より受診券交付枚数が10枚と拡大	4	4	4	5	4	25	B	要改善	継続	15	効果の検証	拡大	有り	有り	15	効果の検証		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 対象 等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価 点	H19 年度 評価 点	1次 総合 評価	改善の 必要性	2次 評価 事務局 業務	改善の 必要性	拡大・縮小	改善の 必要性																			
													活動指標		H18年度		H19年度		H20年度		説明		活動指標(1) 単位あたり コスト		成果指標											説明		目的適合性		実施改善等 による成果向上 の余地		コストの 削減余地		民間との 妥当性		社会的 ニーズ		市民 ニーズ						
													活動指標 (実数)	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性										実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ														
13	子育て	1子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	17	育児支援課	児童相談センター事業	児童虐待などの子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談等に対し、多様化する児童の諸問題の発生予防・早期発見・早期対応・再発防止等を行うため、育児支援課(児童相談センター)にネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の事務局を置き、関係機関との連携により、個々の子どもや家庭に効果的な援助を行う。また、ひとり親家庭等の生活一般や就労等の相談に応じ必要となる支援を行う。将来的には、児童相談所の設置(権限移譲)を目指し、「三次の子どもは三次市が守る」という完結型の体制を実現する。	18歳未満の児童に関する相談および支援、母子自立支援員による母子家庭等に関する相談および支援を行う。また、ケース検討会議、育児支援連絡会議等により、個別の援助方針を決定し関係機関の連携・強化による効果的な支援を行う。	市民	児童虐待から子どもを守る。また、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を正常な状態に戻し、すべての児童の健全育成を図る。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進する。	17,964	1	相談件数(実数)	件	226	126	200	1回の相談で終了するケースは少なく、相談業務には多くの時間を要する。	1	H18	20,694	4	虐待立ち上げケース数	件	60	62	65	ケース数の急激な増加は見られない。	4	専門職を配置した専門部署を設置し、児童相談センターと連携を密にし迅速な対応を行っている。さらに、関係機関の連携強化や課題解決のための知識・技術の向上が成果の向上につながる。	4	現在には措置権がないため、県の子ども家庭センターと連携を密にし迅速な対応を行っている。さらに、関係機関の連携強化や課題解決のための知識・技術の向上が成果の向上につながる。	5	法的な根拠と、個人情報保護の観点から民間委託に適さない。	5	子どもと子育てを家庭で育む状況が厳しくなっている中、子どもや家庭をめぐって多様化する問題が起きてきているため、社会的ニーズは高い。	4	児童に対する虐待等の発生数の増加に伴い市民ニーズは高まっている。	26	B	要改善	継続	拡大	ネットワーク構成強化と実効ある迅速な対応を行っていくために、今後も継続して体制整備および専門知識の習得と技術の向上が必要である。	児童相談所開設に向けての体制整備および専門知識・技術の向上	有無	14	成果の向上	継続	将来的な児童相談所の開設に向けた人材育成を図る。	有無	14	成果の向上	
14	子育て	1子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	16	都市整備課	市街地公園整備事業	市内に小さな子どもを自宅から歩いて連れていけるような身近な公園が少ないため、一番身近な公園として整備する。また、設計段階から地元に関わっていただき、地元が必要なものを整備するとともに、完成後の運営・管理を地元で担ってもらうことにより、行政に気兼ねすることなく、地元の使い勝手の良いように育ていける公園とする。三次市内都市計画区域を対象とする。整備箇所)平成18年度:麻原ひろば(南畑敷町)平成19年度:堂山第二公園(南畑敷町)	完成後の地元運営について、自分たちで自由に使ったり、改良できるという、これまでの公共施設とは一線を画す事業であるので、より多くの市民へ事業の周知を行うこと。また、公園整備に当たり、景観に配慮し、緑のある公園を推進する。	都市計画区域の公園が不足している地域の住民	公園を整備することにより、地域の憩いの場、世代間の交流の場を提供する。	6,476	1	整備箇所	箇所	1	1	1	市街地公園の新規整備箇所数	1	H18	7,352,000	4	オープニングイベント開催	回	1	1	1	開催を祝って、地元主催のオープニングイベント	4	子どもやお年寄り、乳幼児を連れてきた母親等世代を問わず地域住民が集まることのできる場となっている。	4	身近な広場の必要性を感じる地域に対する事業の啓発・広報が必要。	4	整備地を無償借地に限定することで、用地に対するコストが削減されている。	3	整備費がかかるため、市が整備を行う完成以降は地元が維持管理を行うため、基本的に市は関与しない。	5	地域の絆が薄まる中で、子どもからお年寄りまで集まる場は必要。市街地に整備することで、地域の魅力のひとつとなる。	4	地域(市民)からの要望により整備されている。	24	B	要改善	継続	継続	市民への周知をしっかりと行い、意見を良く聞いたうえで、身近に利用しやすいか、景観に配慮した公園づくりを行う。	無し	14	成果の向上	継続	市民への周知をしっかりと行い、意見を良く聞いたうえで、身近に利用しやすいか、景観に配慮した公園づくりを行う。	有無	4	市民の多様な力の活用
15	子育て	1子育て	(2)子育てと仕事ができる環境づくり	16	保育課	一時保育事業	就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等が必要な場合に対応する事業。具体的には保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施する。	社会環境、又は就業環境が大きく変化する中、子育て中の保護者が心身の疲労の解消その他の事由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実させるため、情報提供、利用者拡大が重要。なお、年間肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施する。	就学前児童(三次市以外も対象)	一時的に保育が必要な保護者のニーズに応えるため、通常保育の定員の枠内で保育を実施する。	1,166	1	一時保育実施保育所数(公立)	所	3	3	3	一時保育が増えることを指標とする。	1	H18	417,333	4	一時保育年間延べ利用者数(三良坂保育所)	人	33	35	35	一時保育の利用者が増えることを指標とする。	3	公立保育所で一時保育を実施している3保育所は周辺部に限られ、市街地の保育所は私立保育所が対応している。	4	周辺部の保育所は利用者が増えること、一時保育のニーズは低いと思われる。しかし、市街地の保育所は通常保育の定員に空きが少ないことから一時保育のニーズは高いと思われる。	4	通常保育の定員の枠内で実施しているため、コストは抑えられている。	3	多様な保育ニーズの一つとして一時保育を求めるとされる。継続し必要となる事業、保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等緊急時の一時的な保育が可能。また、市外からの利用にも対応できるように、里帰り出産等の緊急時にも即時に対応できる事業である。	3	一時保育のニーズはあるが、どこからかと言うと一時保育よりも市街地での定員拡大の方がニーズがあると思われる。	20	C	要改善	継続	継続	保護者を取り巻く社会情勢は多様化しており、社会的なニーズは高いものと思われる。制度の周知が必要である。	有無	14	成果の向上	継続	保護者を取り巻く社会情勢は多様化しており、社会的なニーズは高いものと思われる。制度の周知が必要である。	有無	14	成果の向上		
16	子育て	1子育て	(2)子育てと仕事ができる環境づくり	15	保育課	延長保育推進事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間の延長等に対応するため、延長保育(7:30~18:30)の後1時間(18:30~19:30)の延長保育を行う。公立では東光保育所、十日市保育所、東光保育所、私立ではみゆき保育園、子供の城保育園、子供の館保育園が実施している。	今後も、保護者の就労形態が多様化、勤務時間の延長等により、延長保育のニーズが高まることが予想される。また、現在開所している3所以外の保育所についても市民ニーズや地域からの希望を的確に把握し、対費用効果を考慮したうえで、新規開設を検討する。	市民	18:30までの通常保育が終了した後、18:30から19:30までの間、保育を提供する。	18,265	1	延長保育実施保育所数	所	3	3	3	実施している公立保育所(東光・十日市・東光)	1	H18	6,057,000	4	延長保育1日平均利用者数(東光保育所)	人	3	2	3	延長保育利用数	3	必要のある方のみと利用するため、1日当たりの平均利用者数は少ない。延長保育の必要のない人は申し込みをしないため、利用促進に意味はない。	3	延長保育の実施により、働きやすい環境を整備している。今後、保護者のニーズがさらに増えれば、利用者数は増加する。	4	コストは職員人件費が大半である。保育料に対する費用対効果は低い。最低賃金の確保があるため、コスト削減は困難である。	3	市が業務を委託している私立3所では完全実施。公立保育所は23保育所のうち市街地の大規模保育所3所の実施とされている。今後民間委託等が進めば、委託先でも実施できる事業があるが、現時点で実施	5	共働きの世帯の増加、核家族化、地域のつながりの希薄化、就労形態の多様化(シフト制など)、勤務時間の拡大に伴い、社会的ニーズは拡大している。	4	共働きにより延長保育を求め始める保護者が増えているため、市民ニーズは高い。延長保育が必要となる事業は、恒常的に利用されることが多い。	22	B	事業拡大	事業拡大	有無	13	サービスの向上	継続	延長保育に対する市民ニーズを把握し、質的充実をはかる。	有無	13	サービスの向上		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性							
													活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度										説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間との妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
17	子育て	1子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	保育課	特定保育事業	保護者の就業形態の多様化(パート勤務の増大等)に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、一定程度の日時に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスである。	社会環境または、就業環境が大きく変化する中、子育て中の保護者が心身の疲労の解消、その他の事由により保育を必要とする場合、子育て環境を充実するために情報提供し、利用者拡大を図ることが重要。なお、年間の延べ利用者数が25人を超えない補助対象にならない。	就学前児童(三次市以外も対象)	通常保育の定員の枠内で保育を実施し、一定程度の日時において保護者の保育ニーズに応えるため。	児童の保護者が一定程度、児童を保育できない場合、就業を援助して就学前児童に保育を提供する。	957	1	特定保育実施保育所数(公立)	所	3	3	3	特定保育が増えることを指標とする。	H18年度 417,333	4	特定保育年間延べ利用者数(三良坂保育所)	人	66	37	37	特定保育が増えることを指標とする。	3	4	3	3	3	20	C	継続	継続	保護者の就業形態の多様化に伴い、特定保育も保護者の1つとして提供すべきである。	無し	無し	無し
18	子育て	1子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	18	保育課	3歳未満児保育	入所を希望する1歳児、2歳児を一人でも多く入所させるため、需要の高い未就学児保育実施保育所から順次、置替え、トイレ改修等保育施設の整備を図り、保育士を確保して未就学児保育の充実を図る。	旧三次市の保育所や三良坂保育所は、低年齢児の施設が充実していない。少子化の中にあっても低年齢児の保育ニーズは拡大の傾向にあり、保護者の就業を援助するためにも旧三次市の保育所(特に市街地)や三良坂保育所の低年齢児保育の拡大が必要である。あわせて、就業保障のため開所時間の見直しも行う必要がある。	市民	児童が入所することで待機児童を増加させないこと、保護者の就業を援助することで、子育てと仕事が両立できる環境を提供する。	7,602	1	1,2歳児受け入れ可能保育所数	所	16	16	16	3歳未満児の入所可能保育所を増えることを指標とする。	H18年度 462,625	4	1,2歳児入所児童数	人	274	395	400	1ヶ月平均入所児童数	3	2	3	5	5	22	B	拡大	拡大	未実施の保育所についても市民ニーズを把握し、必要に拠って整備を行う。	有り	有り	有り	
19	子育て	1子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	18	保育課	ふるさとランチ推進事業	地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組みとして、公立保育所の川西さくぎ・八幡・こうね、田幸・神杉・和田・河内・粟屋・酒屋・川地・布野・みわ保育所の3歳以上の園児に対する週1回の米飯給食を行なっている。これに続き、粟光・東光・十日市保育所の3歳未満児への米飯給食に地元産米を使用する。	・地産地消の取組みとしては、米だけでなく、地域でとれた新鮮な野菜や牛乳を食料に利用し、炊きたてご飯を給食として提供することが必要である。	就学前の児童	保育所が地元産米を取り入れ、地域でとれた新鮮で安全な食材として利用することで、栄養バランスのとれた健康的な日本型食生活を推進する機会を提供する。	2,086	1	実施保育所	所	10	13	16	1保育所あたり1週1回地元産米を保育所で炊き、炊きたてご飯を給食として提供する。(なお、3歳未満児は毎日提供)	H18年度 128,700	4	対象園児数	人	422	480	441(118)	米飯給食の大切さを集団生活の中で経験できる。地域でとれた安全な食材を利用することで健康的な日本型食生活を推進することができている。	4	4	4	4	4	24	B	継続	拡大	食の安全の大切さ、地産地消の意義等を児童だけでなく、保護者にも理解してもらい、家庭においても実践されるよう啓発を行う。	有り	有り	無し	
20	子育て	1子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	18	保育課	新保育所建設事業	酒屋地区に新たに200人程度の保育所建設を行い、0～2歳までの3歳未満児の入所拡大を図る。待機児童の解消とともに障害児保育、延長保育にも対応する。また、多様な保育ニーズに対応し、24時間保育、一時預かり、病児・病後児保育、一時預かり、子育て支援センターなど新たなサービスを兼ね備えた公設民営保育所を計画している。	保育所を建設するため地域や保護者に丁寧な説明と、保育所建設への十分な理解を得ることが課題になる。	市民	0～2歳までの3歳未満児の入所拡大を行ない、待機児童の解消とともに対応し、多様な保育ニーズに対応するため夜間保育、24時間保育、病児・病後児保育、一時預かり、子育て支援センターなど新たなサービスを兼ね備えた保育室の充実。	109,173	1	3歳未満児(1日当りの人数)	人	12	12	80	未就学児保育を拡充した場合は入所人数	H18年度 1,236,083	4	待機児童数	人	18	11	11	全保育所を対象とした待機児童数	5	5	3	2	24	B	継続	拡大	早期完成を目指し、事業を実施していく。	無し	有り	有り		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小 内容	改善の必要性																
													活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ										
																																									判断理由	判断理由	判断理由	判断理由						
21	第1こども	1子育て	(1)安心して産み育てることのできる環境づくり	20	保育課	障がい児保育事業	保育所では障がいのある子ども(療育手帳保有者)の受け入れに加え、在園児の中に発達障がいがある子どもが増えている。療育手帳の有無にかかわらず、子ども一人ひとりの発達を保障し、保育所という集団の持つ力を存分に生かし、生活の中で子ども自身がもっている力を発揮できるように事業を推進していく。	保育所は障がい児保育において高い保育を展開するために、保育所職員一人ひとりが課題をもち主体的に学び、資質及び専門性の向上をめざす。	保育所在園児とその保護者	保育士で支援スタッフチームを構成し、関係機関と連携を図りながら、個々の実情にあった支援を行う。そのための保育士の確保が必要。	障がいをもつ子ども一人ひとりの発達を保障するしくみを作り、子どもの状況と状態に応じた保育実践。また、保護者の支援を行うことができるソーシャルワーク機能を備えた保育所づくりを進める。	1	保育所	箇所	23	全保育所	H18 1 8	#VALUE!	4	保育士の養成	人	H18 1 8	H19 1 8	H20 1 8	4名の保育士を目標に資質及び専門性のある研修に参加、受講してスキルアップを目指す。	4	発達障がいになる児童が増える中で、専門機関との連携は大切であるが、ほぼ生活の大半を過ごす保育所での一人ひとりの生活を保障していく。そのことにより、保護者の負担を軽減する。	5	子ども一人ひとりの実情に合った支援のしくみを保育所で行う。障がい児の発達を保障することができる。	5	現在の職員配置のなかで行う。	4	内容の専門性が高まり市がやがたはうがよい。	5	障がいを持つ子どもへの支援が、孤立化が問題にいたるケースもあり、就学前保育を保育所で保障していく必要がある。育児不安、負担は社会的課題である。	4	保育所に期待される役割は深化・拡大し、保護者も質の高い養育や教育機能を求めている。それを果たすにはニーズは高い。	27	A	未実施	未実施	拡大	6	職員の意識改革	有り	継続	保護者のニーズは高く、事業を継続する。	有り	無し	改善区分
22	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	育児支援課	小規模型放課後児童クラブ補助事業	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、県費補助基準に該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を実施する地域がある場合に補助金を交付する。運営団体は、現在11箇所(君田・青河・仁賀・八幡・安田・のそが丘・川地・志和地・田幸・川西・栗屋)	作木に小規模型放課後児童クラブを開設されれば、市内の小学校区すべてに設置されていることになるので、引き続き、支所と連携をとり検討していく必要がある。補助金額について、適切であるか、見直しをする必要がある。	放課後児童クラブ事業を実施する地域	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成をはかるため、地域が放課後児童クラブ事業を実施する地域に、補助金を交付する。	昼間保護者のいない家庭の児童等の健全な育成を図るため、県費補助基準に該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を実施する地域に、補助金を交付し、運営をサポートする。	1	申請件数	件	4	8	11	H18 1 1,195,750	4	補助金交付件数	件	H18 4	H19 8	H20 11	地域での子育て支援も盛んに行われていることが考えられる	4	県費補助基準に該当しない児童10人未満の放課後児童クラブ事業を、地域に補助金を交付し実施していただくことで、地域における子育て支援がより一層高まるうえ、市が実施するより、大幅な予算減となる	4	地域に補助金交付することで放課後児童クラブを運営している方が、地域の実情が把握できるうえ、6年生までの受け入れが可能となり、運営規制が緩和される	5	現在の補助額も、実情にあったものと思われず、子育て支援としては、コスト削減よりも、増額を考慮すべきと考える	2	地域の子育てを強化していく必要がある	4	核家族化や夫婦共働き増加により、昼間保護者のいない家庭が増加しており、放課後の子どもの居場所づくりは必要である	4	小規模型児童クラブの運営については、地域のことは地域で守るという観点から、行っては、指導員確保や賃金など、入会児童の負担金だけで運営していくには厳しい状況にあるため市からの補助金は継続が必要と考える。	無し	無し	継続	無し	無し	無し	無し	無し					
23	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	18	育児支援課	女性キャリアアップ事業	結婚・出産・育児のために離職し再就職を希望する女性に対して、再就職支援及びキャリアアップ促進を目的とする。再就職や雇用の安定のために必要とする資格の取得に要する費用の2分の1(限度額50,000円)を補助する。また、セミナーを開催し女性のキャリアアップに対する認識や意欲を高める。平成19年度は、三次公共職業安定所及び社会教育講師派遣会社から講師を招き、セミナーを2回開催した。	この事業を市民に広く周知するため、広報・ケーブルテレビ等への掲載やハローワークとの連携が必要である。また、セミナー開催にあたっては、女性のキャリアアップに対する意識啓発に効果的な内容となるよう、対象者が必要としている研修内容の把握が必要。	市民(出産・育児・子育て等で離職し、再就職を希望する女性)	資格取得のための講座受講費用の一部を補助する。再就職・キャリアアップに役立つセミナーを開催する。	結婚・出産・子育て等により離職した女性の、再就職支援及びキャリアアップ促進	1	講座受講補助件数	件	4	5	H18 1 1,591	4	4	26	30	講演会参加人数	人	H18 40	H19 26	H20 30	一度離職した女性が希望する職種へ再就職するのは困難な状況があり、資格を取得することにより、再就職の機会が増えと期待される。	4	事業は始まったばかりで、課題は多く成果を把握できていないので、成果向上の余地は大きい。	4	セミナー開催にかかる経費に努める。	3	子育て等が一段落し、働きたいと思っている女性の割合は年々高まっており、また、人口減少時代においては企業等も人材確保が必要であり、社会的ニーズは高いとされる。	4	子育て等が一段落し、働きたいと思っている女性の割合は年々高まっており、また、人口減少時代においては企業等も人材確保が必要であり、社会的ニーズは高いとされる。	22	B	要改善	要改善	継続	10	内容の改善	有り	継続	講演受講料の補助については、申請件数も少なく、ニーズを把握し見直しをすべきである。講演会については費用を削減したうえで継続する。	有り	効果の検証	15		
24	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事が両立できる環境づくり	16	育児支援課	ひとり親家庭等医療費助成制度	三次市内に住所をおく、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者とその児童の自己負担部分について一部助成する。所得税非課税世帯のみ該当する。児童が18歳到達後、最初の3月31日を迎えるまでが対象。事務事業は、窓口における申請受理、審査及び支給有証の発行・発送、償還払の申請受理、審査及び返還手続き、医療費及び手数料の支払い。	ひとり親家庭等医療費受給者証は、毎年8月(更新申請は7月中)に更新があり、課税状況、世帯状況の確認を行う。年途中の届出の課税状況の変更や、事業地の把握は困難であるが、速やかに把握することが必要である。	母子連帯後、最初の3月31日を迎えるまで、その児童のいない子。	医療機関受診時にかかる医療費の自己負担部分について、三次市が一部負担する。(ただし、入院時にかかる食費等を除く。)	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の推進を図る。	1	受給者数	人	942	930	930	H18 29,763	4	3	2,387,178	1,882,515	1,600,000	3月に受給者証を使い受診し、5月に国保団体連合会から請求があり、支払った額	4	ひとり親等家庭への経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるように目的達成への貢献度は大きい。	4	一部負担金を除く医療費の公費負担は、受益者にとって十分なサービスといえる。	3	不正受給者の調査確認、適正受給により助成費の削減を図るとともに、事務の効率化に努める。	5	国の制度であり、福祉医療の向上を図るためには、市が行うべきである。個人情報等を扱う業務であり、民間等への委託は難しい。	3	収入の不安定なひとり親等家庭の受給者にとって、医療費の公費負担のニーズは高いが、社会全体で高いといえない。	3	収入の不安定なひとり親等家庭の受給者にとって、医療費の公費負担のニーズは高いが、社会全体で高いといえない。	22	B	要改善	継続	8	事務事業の効率化	有り	継続	ひとり親家庭を支援するため引き続き事業を実施し、受給資格者の確認を今以上に厳密に行う必要がある。	有り	内容の改善	10		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H19年度事業費 (千円) (職員人件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価		2次評価事務局業務		改善の必要性													
												活動指標		H18年度		H19年度		H20年度		説明		成果指標		説明					目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		民間との妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ		判断理由		判断理由		改善区分	
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性				実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	民間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由	改善区分	改善区分									
25	第1-11-19	1子育て	(2)子育てと仕事ができる環境づくり	16	育児支援課	放課後児童健全育成事業	近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、昼間保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。また、児童13クラブ、委託1クラブにて運営している。また、県費補助基準に該当しない児童10人未満の児童クラブに対し、市独自で、運営費として「三次市小規模型放課後児童クラブ事業補助金」を地域運営団体11箇所(君田・青河・仁賀・八幡・安田・のぞみが丘・川地・志和地・粟屋・田幸・川西)(平成20年度現在)に交付している。	核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、今後も放課後児童クラブ利用の希望は増えるものと思われる。定員に対して、受入人数が上回っている児童クラブの環境改善、またH22年度以降71助基準に該当しない児童10人以上の大規模児童クラブの適正化(分割等)への対応などから、スペースの確保が課題である。	昼間に保護者が就労等により家庭にいない児童。おおむね小学校3年生から3年生までの児童。	児童館及び学校の空き教室等を利用して、学校の放課後等に、家庭に代わる生活拠点として、遊びを中心とした活動を行う。心身ともに健全に育つことを支援する。	対象となる児童の健全育成と保護者の就労支援を目指す。	89,798	1 措置児童数 2 入会申込者数 3 児童クラブ施設定員合計	人 人 人	510 510 401	490 490 482	490 490 500	H18 H19 H20	165,835 183,261 183,248	4 5 6	% % %	100 100 100	措置児童数/入会申込者	4	3	4	2	4	4	4	21	C	拡大	拡大	10 内容の改善	1 有 有	1 3 サービスの向上	有	有							
26	第1-11-20	1子育て	(2)子育てと仕事ができる環境づくり	19	育児支援課	子育て環境整備助成金交付事業	働きながら安心して子どもを産み育てる環境づくりには、子育てに対する企業の意識改革と協力体制が必要である。このことから、子育て環境を整備した企業に対し、工事費等にかかる費用を助成金として交付する。 (例えば、企業内託児所の設置や、保育スペースの増設、遊具購入等) ※子育て支援推進企業等登録制度に登録した企業に限る。経費の1/2を交付し、託児所等の整備については、総経費の10万円以上200万円を限度。遊具購入については、1品目当たりの単価が1万円以上で、総経費5万円以上50万円を限度とする。なお、1事業所につき1会計年度1回限りとする。	地域及び企業と一体となり取り組んでいく必要がある。中小企業が多い中で、企業が子育て支援に取り組む意識改革に向けて、周知していく必要がある。	子育て支援推進企業登録を行った企業	企業内託児所等の整備及び保育用具等の購入により子育て環境整備を行った企業に対し助成金を交付する	企業に対して、従業員が仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただく	498	1 補助交付件数 2 3	件	1	6	H18 H19 H20	#VALUE! 498,000 1,119,833	4 5 6	補助金交付企業件数	1	6	利用件数により、子育て環境を整える企業が増えることができる	5	4	5	4	4	26	B	継続	継続	1 市民と行政の協働	有	1 5 効果の検証	有	有									
27	第1-11-21	1子育て	(2)子育てと仕事ができる環境づくり	20	育児支援課	子育て支援推進企業等登録事業	働きながら安心して子どもを産み育てる環境づくりには、子育てに対する企業の意識改革と協力体制が必要である。このことから、子育て支援を推進している企業に登録していただき、子育て支援策の推進に活用していただく。その中で、特に取組が顕著な企業に対して、子育て支援優良企業表彰を行う。なお、子育て支援企業等登録には、市内の本社または事業所を置く企業であり、次世代育成支援推進法第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、広島労働局へ提出した企業であること。	地域や企業が一体となって取り組んでいく必要がある。中小企業が多い中で、企業が子育て支援に取り組む意識改革に向けて、周知していく必要がある。	市内に本社又は事業所を置く企業	登録申請書に必要書類を添えて提出いただき、登録企業はホームページや広報で公表する。(必要書類 広島労働局へ提出された「次世代育成支援推進法第12条に基づく一般事業主行動計画」の写しと企業を紹介するパンフレット等)	労働者が仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただく	909	1 事業説明会開催 2 チラシ配布 3	回 件 件	3 2,000 2,000	2 2,000 2,000	H18 H19 H20	303,000 382,500 223,700	5 6 6	登録企業数	5	5	子育て支援推進環境に取り組む企業を把握できる	3	4	5	4	5	26	B	継続	継続	1 5 効果の検証	有	1 5 効果の検証	有	有									
28	第1-11-22	1子育て	(2)子育てと仕事ができる環境づくり	19	育児支援課	育児休業支援金交付事業	子育て支援策が不十分な企業が多く、育児休業が取得しにくい労働環境であるため、出産後、退職せざるを得ない従業員が多い。働きながら安心して子どもを産み育てられる育児休業取得推進のため、企業に対して育児休業期間に事業主が支払った賃金の1/2の額を交付する。※但し、子育て支援推進企業等登録事業に登録した企業に限る。	地域や企業が一体となって取り組んでいく必要がある。中小企業が多い中で、企業が子育て支援に取り組む意識改革に向けて、周知していく必要がある。	子育て支援推進企業等登録している企業	企業が、育児休業の従業員に対し、休業期間を対象とした賃金を支払った額の1/2の額を市が交付する(千円未満の端数は切り捨て)(交付限度額20万円)	企業が、積極的に従業員に対し、育児休業支援を行うよう補助し、労働者が、子育てと仕事の両立が出来るよう推進する	市内の企業へ説明を行い、制度の理解を深め、育児休業取得の推進を図る	1	1 補助を行った企業 2 3	件 件 件	1 2 2	#VALUE! #DIV/0! 223,700	4 5 6	補助金交付企業件数	4	4	育児休業取得しやすい環境づくりが実現できる	3	3	3	4	5	24	B	継続	継続	1 市民と行政の協働	有	1 5 効果の検証	有	有										

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H19年度事業費 (千円) (職員人件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価		2次評価事務局業務		拡大・縮小	改善の必要性	改善区分				
												定量分析						目的適合性				実施改善等による成果向上の余地		コスト削減の余地					社会的ニーズ		市民ニーズ					判断理由		判断理由	
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性				実施改善等による成果向上の余地	コスト削減の余地	市間との妥当性	社会的ニーズ				市民ニーズ	判断理由	判断理由	内容
29	第1こども	1子育て	(2)子育てと仕事ができる環境づくり	19	育児支援課	子育て支援優良企業表彰事業	働きながら安心して子どもを産み育てる環境づくりには、子育てに対する企業の意識改革と協力体制が必要である。 子育て支援推進企業登録を行った企業が、就業規則等により、育児休業制度の活用、また男性の育児休業取得の推進など、積極的に育児支援を推進し、業績が顕著な企業に対して表彰と記念品を授与するとともに、ケーブルテレビ及びホームページ等で紹介する。	仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりに向けて、積極的に取り組んでもらうため努力する必要がある	子育て支援推進企業登録を行った企業	就業規則等により、育児休業制度の活用、また男性の育児休業取得の推進など、積極的に育児支援を推進し、業績が顕著な企業に対して表彰と記念品を授与するとともに、ケーブルテレビ及びホームページ等で紹介する。	仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりを、企業に積極的に取り組んでもらうよう推進する	1 表彰 回	1	#VALUE!	4	表彰企業 件	2	表彰件数により、子育て支援を推進する企業の把握ができる。	4	4	4	4	4	3	3	22	B	未実施	継続	事業実績に向けて、引き続き取り組んでいく必要がある。	終了	無し	無し	15	効果の検証				
30	第1こども	1子育て	(4)自主自立したおとなへの成長	16	文化振興課	成人式	市民の成人式に対する意義や意味についての理解を深めるため、市内在住者及び三次市出身の新成人を対象に成人式を開催する。18歳以上の市民から実行委員を募集し、市民から実行委員会において、成人式の企画・運営を行う。	市民の成人式に対する理解を深めるため、一過性の成人者代表で構成する「実行委員会」から市民参加の継続性のある「実行委員会」をめざす。実行委員が成人者の三次市実行委員会において、成人式の企画・運営を行う。	成人式を開催し、新成人を祝福。成人対象者及び市民(18歳以上)の中から実行委員を募集し、実行委員会を主体的に企画・運営を行う。	市民の成人式に対する理解を深めるため、また新成人にとって一生に一度の成人式を思い出し、さらなる市民の自覚を高め、住んでみたいふるさと三次への思い、夢・希望のある三次のまちづくりにつなげていく。	1 実行委員会開催回数 回	6	6	6	20年度成人式対象者650名。実行委員会委員30名。実行委員会会議6回を予定。	4	成人式参加率 %	67	73	70	成人式への出席率を高め、成人者自らが成人式の意味と意義を考え、きつかけづくりとする。	3	4	2	4	4	21	C	事業縮小	継続	実行委員会での自主運営によりコスト面での改善は進んでいるが、実行委員会の運営等を含め、行政との連携のあり方を検討する必要がある。市民にとっての成人式の意義を再検討し、式に反映させる必要がある。	縮小	10 内容の改善	有り	有り	4	市民の多様な力の活用		
31	第1こども	1子育て	(5)子どもを見守る地域づくり	16	子育て支援課	青少年育成事業	青少年の健全育成を図るため、市主催による子育て(教育)のためのカウンセリング講座や、地域や学校で子どもたちの体験活動を推進支援するほか、青少年の健全育成に寄与する団体への補助(三次市子ども会育成団体連合会・R54-WALK大会実行委員会)及び青少年体験活動を進める民間団体(4団体)へ支援をしている。	補助金を交付している青少年育成団体(青少年育成三次市市民会議、三次市子ども会育成団体連合会、R-54WAL大会実行委員会)については、その団体が主体的に自立した運営ができるよう支援を進めており、引き続き協働の視点を保ちながら、育成指導を図る。市が主催する事業については、市民ニーズ、今日的課題を踏まえながら、参加促進に努める。	青少年健全育成のためのカウンセリング講座や体験活動の指導者養成講座、健全育成に寄与する団体を支援する。	青少年の健全育成、及び市民が積極的に参加し、機運の醸成	1 補助金交付団体数 件	7	6	7	青少年の体験活動に任意団体から出される補助金の希望により変動する。	4	市主催事業の参加者数 人	53	169	100	子育てのためのカウンセリング講座について、平成19年度は特に参加希望者が多かった。	4	3	3	3	3	22	B	要改善	継続	少年高齢化社会の中で、次世代を担う青少年のひとりごくりを行う社会的ニーズは高い。今後、より一層、市民団体や関係機関との連携を図りながら、青少年育成事業を強化し、充実させる必要がある。また、補助金交付団体と市の在り方について、協働の視点をもちながら関係を持つことが必要である。	継続	10 内容の改善	有り	有り	4	市民の多様な力の活用		
32	第1こども	1子育て	(4)自主自立したおとなへの成長	18	育児支援課	結婚コーディネート事業	少子化の原因のひとつに未婚化・晩婚化が考えられることから、三次市内に限らず、未婚の男女に出会いの場を提供する。また、出会いから結婚につながるまでを、さまざまな形でバックアップすることにより、三次市の結婚率を高め、やがては出生率の増加につなげる。未婚の男女を対象としたイベントや働きかけは、経済・観光の活性化にも効果がある。平成19年度実施事業「メッセージ打ち上げ花火」「メッセージボード」「ピッカピカ笑顔でざっばらんにしゃべろうよ」「はっぴーナイト」の素敵な出会いをあなたに「ハレンタイン企画・ペアチケットプレゼント」・三次結婚支援グループへの支援(事務局・補助金)	次年度に向けては、行政の役割について検討、民間活力の活用を行う方向で事業全体を見直し、より効果的な方法を考える。また、出会いから結婚につながるまでを、さまざまな形でバックアップすることにより、市内内外からの参加者の増加のための、効果的な企画・広報が必要。	出会いの場の提供、イベント実施自分磨きサポート、もつとすてきな場をプロデュース情報提供結婚への気運を高める取り組みの実施	結婚率、さらには出生率を上げる。結婚相手にめぐり合える。結婚したい気持ちになる。勇気をだして一歩踏み出せる。	1 事業件数(市主催) 件	3	4	4	事業1回あたりのコスト、平成19年度から予算化。	4	(1)の利用人数 人	100	244	250	市主催事業の利用人数	3	3	4	2	4	20	C	要改善	継続	結婚については、多様化する若者の価値観に深く関与し、個人情報を保護等の視点から、結婚に関する支援については課題もある。出会いの場があまりない本市の現状に対応し、魅力ある出会いの場の提供は必要である。	縮小	3 民間委託等の推進	有り	有り	3	民間委託等の推進		
33	第1こども	1子育て	(4)自主自立したおとなへの成長	18	育児支援課	結婚コーディネート事業	少子化の原因のひとつに未婚化・晩婚化が考えられることから、三次市内に限らず、未婚の男女に出会いの場を提供する。また、出会いから結婚につながるまでを、さまざまな形でバックアップすることにより、三次市の結婚率を高め、やがては出生率の増加につなげる。未婚の男女を対象としたイベントや働きかけは、経済・観光の活性化にも効果がある。平成19年度実施事業「メッセージ打ち上げ花火」「メッセージボード」「ピッカピカ笑顔でざっばらんにしゃべろうよ」「はっぴーナイト」の素敵な出会いをあなたに「ハレンタイン企画・ペアチケットプレゼント」・三次結婚支援グループへの支援(事務局・補助金)	次年度に向けては、行政の役割について検討、民間活力の活用を行う方向で事業全体を見直し、より効果的な方法を考える。また、出会いから結婚につながるまでを、さまざまな形でバックアップすることにより、市内内外からの参加者の増加のための、効果的な企画・広報が必要。	出会いの場の提供、イベント実施自分磨きサポート、もつとすてきな場をプロデュース情報提供結婚への気運を高める取り組みの実施	結婚率、さらには出生率を上げる。結婚相手にめぐり合える。結婚したい気持ちになる。勇気をだして一歩踏み出せる。	1 事業件数(市主催) 件	3	4	4	事業1回あたりのコスト、平成19年度から予算化。	4	(1)の利用人数 人	100	244	250	市主催事業の利用人数	3	3	4	2	4	20	C	要改善	継続	結婚については、多様化する若者の価値観に深く関与し、個人情報を保護等の視点から、結婚に関する支援については課題もある。出会いの場があまりない本市の現状に対応し、魅力ある出会いの場の提供は必要である。	縮小	3 民間委託等の推進	有り	有り	3	民間委託等の推進		

Table with columns for project details (事業概要, 今後の課題), quantitative analysis (定量分析), and evaluation (評価). It lists various initiatives such as childcare support, school lunch improvement, and disaster prevention, with associated metrics and goals.

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性					
												H19年度					H18年度					説明		目的適合性		社会的ニーズ																	
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地	市間与の妥当性											社会的ニーズ	市民ニーズ			
37	第1 小中高	2 教育	15	15	学校教育課	のびのび学級三次プラン推進事業	「明るく元気なみよしの子ども」を育成することを目的に、少人数学級の特性を生かした指導を行う。児童・生徒の学力向上を図るために、市費負担教員を任用し、段階的に「20人学級編成」を推進していき、平成16年度はステップ1として、市費負担教員20名を任用し、小学校においては「30人学級(34人以下)」、中学校においては英語・数学での「習熟度別少人数指導」を実施してきた。平成17年度は市費負担教員22名を任用。平成18年度はステップ2として、市費負担教員25名を任用し、小学校においては「25人学級(29人以下)」、中学校においては英語・数学での「習熟度別少人数指導」を実施してきた。さらに、平成19年度は、市費負担教員29名を任用し、三次小と三和小低学年各1クラスを20人学級で再編し、本年度より、これまでの取組みを検証し、検討委員会を開催するなど最終的にステップ3として、「20人学級(24人以下)」実施に向けて、学校長	・少人数学級編成を効果的に活用した指導方法等のさらなる工夫改善。 ・優秀な人材確保のための情報収集の徹底及び勤務条件のさらなる整備。 ・資質の向上のための研修制度のさらなる確立。 ・運用のあり方についての具体的な改善	三次市内小・中学校の児童・生徒	現行制度(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令)により学級定員が40名のところを、三次市では段階的に少人数学級編成を行い、これまでの進捗状況を検証のうえ、最終的には「20人学級編成」をめぐっていく。	次世代を担う「明るく元気なみよしの子」を育てることを掲げ、三次市独自の「のびのび学級三次プラン」を推進し、学力向上日本一を実現していく。	94,240	1	市費負担教員数	人数	25	28	38	三次市独自の臨時任用教員と教科指導講師の合計	H18 1 8	3,237,160	4	学力到達度検査結果の平均通過率	%	77	78	80	学力到達度検査結果の平均通過率	5	5	4	4	5	5	28	A	事業拡大	事業拡大	小学校における20人学級編成のあり方における整理の必要性がある。	10	内容の改善	10	内容の改善
38	第1 小中高	2 教育	16	16	学校教育課	教職員資質向上事業	教職員の資質向上はさらに求められており、三次市の児童生徒の実態を踏まえて、具体的な研修のあり方を進めていく必要がある。自治体独自に開催する研修事業を開設しているのは、全国的にも稀であるが、都道府県レベルでの研修には無い三次市の実態に即した独自の研修を行うことに意義がある。三次市地域の児童・生徒の学力向上を図るため、教職員研修講座を市費負担で実施し、教職員の資質の向上を図っていく。また、平成18年度から、子どもたちのためのやる気のある教員づくり事業(自主研究グループ支援)費補助金を創設し、教員の自主研究グループに対し、支援を行っている。	・意図的・計画的で体系的な研修を実施していくために、教育センターサテライト研修講座やスーパーアドバイザー制度を活用し研修の質の向上を図るとともに、その年度の成果と課題を検証し、次年度に生かす手立てを講じていく必要がある。 ・今三次市の児童・生徒の実態に応じた研修内容の充実をさらに図っていく必要がある。 ・研修計画及び運営について、各種推進委員会等が主体的に参画し、ワークショップ、模擬授業等による参加型研修も今後積極的に仕組んでいく必要がある。	三次市内小・中学校の児童生徒	「三次市教職員夏季研修講座」等の教職員研修講座を市費負担で実施し、教職員の教科指導力、生徒指導力を向上させるとともに、豊かな人間性が培われた意欲と実践力のある教職員を育成する。	児童生徒の意欲、理解度、学力等の向上	1,794	1	夏季研修実施数	回	22	24	24	実施延回数	H18 1 8	91,863	4	学力到達度検査結果(小学2年次から中学3年次までの国語・算数・数学・英語)の平均通過率	%	77	78	80	学力到達度検査結果(小学2年次から中学3年次までの国語・算数・数学・英語)の平均通過率	5	5	4	4	5	5	28	A	現状維持	事業拡大	自治体独自にこうした研修事業を開設しているのは、全国的にも稀であり、都道府県レベルでの研修には無い三次市の実態に即した独自の研修を行うことに意義があると考えられる。50年後、100年後の夢ある三次市の教育に期待するものは大きいと考えられる。	10	内容の改善	10	内容の改善
39	第1 小中高	2 教育	16	16	学校教育課	学力到達度検査事業	三次市全域の児童・生徒の基礎学力の定着状況を把握し、学力向上対策関係事業の効果の把握及び指導方法等の工夫改善を行う。	・実施時期及び実施教科等の内容について、引き続き検討しながら実施する。 ・広島県「基礎・基本」定着状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果分析との相関も視野に入れながら、より具体的な授業改善につなげる。	三次市全域の児童・生徒	統一した学力検査の実施 ・検査結果の分析及び指導改善策の策定 ・検査結果の公表	児童・生徒の基礎学力の定着	3,832	1	実施児童・生徒数	人	4,410	5,246	4,122	児童・生徒数に年度によるバラつきがあるため、コストが増減する。	H18 1 8	776	4	平均正答率	%	77	78	80	平均正答率は、1~2ポイントずつ上昇しており、取組みの成果が伺える。	5	5	4	4	5	5	28	A	要改善	継続	客観的な学力定着の指標として、児童生徒一人ひとりに対する課題設定や、学級・学校・市の課題を見つけ、解決していくことにより、成果もその数値に表れている。	15	効果の検証	15	効果の検証
40	第1 小中高	2 教育	17	17	学校教育課	教育都市みよしスーパーアップ事業	日本を代表する有識者を本市の教育アドバイザーに委嘱し、施策についての助言や外部評価、教職員研修などに取組むことにより、教職員の指導力の向上、児童生徒の学力向上に効果的に結びつける。	スーパーアドバイザーに依存することなく、学校が主体的に研究推進を進めるための指導の充実を図る。	三次市全域の児童生徒及び保護者	国語、算数・数学、英語の各教科及び子どもの生活づくりの各分野における国内有識者の有識者の方を、本市の教育に対するアドバイザーとして委嘱し、年間を通して教科・課題別による幅広く実践的な指導や助言を受け、教職員のより高度な指導力を養成する。	児童生徒については、確かな基礎学力の定着を図り、各学年での学習内容を確実に習得した状態。 保護者については、子どもの基本的な生活習慣を確立し、安心して元気に学校に行ける状況を常に保つ状態。	3,058	1	アドバイザー指導日数	日	17	13	14	平成20年度は予定日数	H18 1 8	161,470	4	学力到達度検査結果(小学校2年生から中学校3年生までの国語・算数・数学・英語)の平均通過率	%	77	78	80	学力到達度検査結果(小学校2年生から中学校3年生までの国語・算数・数学・英語)の平均通過率	4	3	4	4	4	4	23	B	要改善	継続	本市の学力向上に向けて教員の資質向上は、極めて重要な課題である。次期アドバイザーの委嘱に向けて、過去3年間の成果と課題を整理し、アドバイザーの効果的な活用方法と内容について検討を要する。	10	内容の改善	10	効果の検証

Table with columns for project details (category, item, sub-item, fiscal year, project name, summary, future goals, objectives, methods, quantitative analysis, qualitative analysis, necessity, evaluation, etc.). It lists various educational initiatives like '学力向上モデル校事業' and '特別支援教育推進事業'.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次評価事務局 業務 内容	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性													
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ						
																																									改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分
49	第1 ひと	2 教育	(3) 世界へはばたく教育	20	学校教育課	「ことばフェスタ」の開催	学習や生活の基盤となる確かな「ことばの力」を児童生徒に身につけさせるためには学校全体で「ことばの教育」を展開することが必要である。 そこで、各校が学習活動で取組んだ言語活動について市内全体へ情報発信する場を設定する。また表彰等による評価活動を行い、児童・生徒、教職員、さらには保護者・地域の「ことばの教育」に対する意識の高揚を図る。 ○中国新聞記者による新聞記事作成教室【夏季休業中】 ○各校における各種コンクールへの応募作品(受賞作品を除く)等を中心に、作品発表を行い、審査する。 ○三次市ことばフェスタ・児童・生徒による作品発表、表彰及び著名人による講評 ・三次市HPへの掲載、市広報への掲載	イベントとして一過性のものせず、学校における「ことばの教育」の取組みにつなげていき、児童生徒の学習・生活両面での基盤形成を図る。	三次市内小・中学生	全ての教科の基盤となる「ことばの力」を鍛えるために、子どもたちが自分の考えをことばで表現すること「ことばフェスタ」を開催します。「ことばフェスタ」の開催に向けて市内全小・中学校から作品を募集する「みよし児童生徒作文コンクール」を実施します。また、フェスタ当日には「意見発表大会」を行い、それぞれの優秀者を表彰します。	国際化・情報化社会の中で求められる。自らの考えを論理的に言葉で表現する力や情報を正確に発信する力が養われて、将来、自立した社会人となっている。	1	フェスタ参加者数	人			150	フェスタ参加者数(見込み)	H18年度 #VALUE!	4	基礎・基本定着状況調査質問紙(小)	---	1	3	ことばの教育に関する質問6項目の県平均との比較	個人や学校の取組みが広く三次市全体から評価を受けることは大きく、多くの学校や児童生徒の「ことばの教育」に対する意識向上につながると考える。	2	新規事業であり、今年度の成果と課題を見極め、改善していくことが不可欠である。	4	新規事業であり、今年度の成果を検証する中で、効果的な事業内容としていく。	4	「ことばの力」の育成は、三次市の将来を担うすべての子どもたちの学習の基盤となるものであり、市が中心となり推進していく必要がある。	5	子どもたちを取り巻く言語環境を市民全体で改善していくこと、起爆剤となる取組みが求められる。	4	児童生徒の保護者は、わが子の可能性を最大限に引き出す教育を求めている。学校教育においても、「ことばの教育」の充実を求めている。	24	B	未実施	継続	子どもたちを取り巻く言語環境の整備は教育の重要な課題である。広島県に先駆けて「ことばの教育」に取り組んでおり、三次市内各校においても、「ことばの教育」年間指導計画を作成し意図的な取組みがなされている。各校は、「言語技術」指導をはじめ、各種作文コンクールへの出品、意見発表会などの取組みに取り組んでいる。	1	5	効果の検証		
50	第1 ひと	2 教育	(3) 世界へはばたく教育	16	学校教育課	キャリア教育推進事業	望ましい勤労観・職業観。そして社会人として自立する力を備えた三次の子どもたちの育成 ①小学校6年生全員を対象としたキャリア教育特別プログラム ②中学校2年生全員を対象とした5日間の職場体験プログラム ③キャリア教育充実のための教職員研修	・小学校プログラムは、平成19年度まで経済産業省「地域自律・民間活用型キャリア教育」の推進地域に指定されており、民間企業のコーディネートで進めていたが、今年度からは内容を市独自で展開する。そのため、事業内容のさらなる啓発と指導を指導する資質を備えた人材確保が不可欠である。 ・中学校職場体験は、5日間で実施してから2年が経過し、課題も明確になってきたところである。今後、受入事業所の意見を広く聞きながら、プログラムの見直しを進めていく必要がある。	三次市全域の児童・生徒	①小学校特別プログラムの実施 ②中学校職場体験の実施 ③①、②の実施に向けた教職員研修、地域への協力要請及び事業実施への参画要請	①発達段階に応じ、望ましい職業観・勤労観を身につけている。 ②自己肯定感が高まっている。 ③郷土に対する理解が深まっている。	1	事業協力者数	****	357	419	420	生徒一人で職場体験をするケースが多くなり、受入事業所数が増えた。	H18年度 4,529	4	職場体験生徒事後アンケート	9%	94	92	95	「働くことへの意識が高まった」と答えた生徒の割合	5	小学校プログラム、中学校職場体験の関係者アンケート結果が肯定的な回答の割合が高くなり、事業が有益であると考える。	3	キャリア教育プログラムの各教科等全体計画により有機的に位置づけることで期待できる。	5	小学校プログラムの経済産業所指定が終了し、市の単独実施となったため、コストが増大する。	3	キャリア教育推進のためのNPO法人などを発注する方法も考えられるが、現状としては難しい。	5	若年層の早期職業等の課題に臨み、小学校段階からキャリア教育を実施することにより意識のあることとなり、社会的ニーズも高い。	4	市の将来を担う人材を育成する取組の一つとして、キャリア教育への市民ニーズは高いと考える。	25	B	未実施	継続	将来、社会人・職業人として自立していくために必要な資質や能力の育成には重要な教育活動であり、より内容の充実を図りながら継続していく。	1	4	成果の向上
51	第6 都市	4 市役所改革	(1) 市民満足度の向上	19	市民課	土日窓口業務	平日の来庁が困難な住民の利便性の向上を図るため、全ての土曜日・日曜日において午前8時30分から午後5時30分までを開設時間として、各種証明書の発行や住民異動届の受付、パスポートの申請・交付など9項目の業務を行っている。 19年度の実績(10月から3月の6ヶ月間)は、来庁者数1,407人、処理件数1,857件で、1日平均約27人、36件の処理件数で、ほぼ一定している。利用者には大変好評である。	住民の要求度は年々上昇しており、それ以上の施策の展開が必要である。 そのための課題として、1現在の9項目の取扱業務の拡大の検討 2現在総合窓口のみの実施であるが、保険年金、課税・収納、福祉等への拡大の検討 3支所を含めた全市的なサービス向上の検討	特に、勤務等で平日来庁が困難な方を対象とする。	各種証明書の発行や住民異動届の受付、パスポートの申請・交付など9項目の業務	住民の必要性に対応した行政サービスの提供	1	処理件数		1,857	4,000	土日処理件数	H18年度 #VALUE!	4	手数料	557,000	1,200,000	証明等手数料等	4	時間的サービスの提供拡大としてはベストの方策と考えられる。	4	全庁的見地からの実施方法の検討の余地はある。(総務部担当)	5	コストは職員の人件費(振替対応)のみで最小限となっている。	5	当然に市のみ	4	他の自治体でも増加しつつある。	4	更なる平日の時間延長等の要望もある。	26	B	未実施	継続	現在好評であり、市民に施策が定着しつつあり、継続又は拡大の方向しかない。	1	5	効果の検証			
52	第2 保健・福祉	1 保健	(1) いきいきと暮らせる健康づくり	19	市民課	国保ヘルスアップ事業	平成20年度から義務化された生活習慣病対策を重点的に行うための特定検診を5年の計画期間で実施する。	受診率の向上策の実施 市民の健康増進意識の高揚普及	国保加入の40歳以上の74歳の全ての市民を対象に実施	総合集団検診・個別検診によるデータを元に、生活習慣病に関する一定の要件の方については、検診結果により、積極的支援・勧誘付けし支援・情報提供を行う。	対象者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的にこなすことができるようになること、生活習慣病の予防と介護費・医療費の抑制につながる。また、市民の健康寿命の延伸を図る。	1	参加(受診)人数	人	490	3,226	対象者の30%を目標数値としている。	H18年度 #VALUE!	4	参加者の身体状況変化率	10%	15%	参加者の身体状況の改善方向への変化	4	医療費を最も圧迫している生活習慣病を予防し、国保医療費や介護保険給付費の削減を行い、財政の安定と市民の健康づくりを推進していくために本事業は必要である。	2	この事業により、生活習慣病発症者を減少させることにより将来的に医療費及び介護費削減につながる。また、市民の健康寿命を延ばすことにつながる。	4	この事業により、生活習慣病発症者を減少させることにより将来的に医療費及び介護費削減につながる。また、市民の健康寿命を延ばすことにつながる。	5	市の義務として実施が義務付けられている。	4	本事業の対象者は多くは生活習慣病の重大なリスクを認識していない。市民の健康な生活を維持するため、また医療費・介護費の抑制を行政が積極的に働きかけていくことは重要である。	22	B	未実施	事業拡大	本年から義務化されており、年々受診率を上げていく必要がある。医療制度改革の大きな柱であり、継続的な取組みなくしては効果は望めない。	1	4	成果の向上					

Table with columns for project details, quantitative analysis, and evaluation. Includes rows for '食育推進事業', '国民健康保険者人間ドック事業', '在宅健康管理システム事業', and '食生活改善推進員事業'. Each row contains detailed descriptions, quantitative data, and qualitative evaluations.

Table with columns for project details, quantitative analysis, and evaluation. Includes rows for '総合健康診査事業', '介護予防普及啓発事業', '地域トレーニング拠点整備事業', and '民生委員・児童委員に関する事務'.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価		2次 評価事務局業務		拡大・縮小 内容	改善の必要性	改善区分			
												H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標 単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ				市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容				改善区分	内容	改善区分
61	保健・福祉	2 福祉	(1) 認めあい・支えあう福祉の推進	16	社会福祉課	手話奉仕員養成事業	聴覚障害者と手話を通じてコミュニケーションできる人材を育成し、市の手話通訳者派遣事業の推進を図る。社会福祉協議会へ事業委託して実施する。	受講終了者からの奉仕員への登録者数が少なく、奉仕員の養成に結びついていない現状がある。CATV等により受講者を広く求めるとともに、育成プログラムの見直しが必要。	市民（手話奉仕員になることを希望する者）	定期的な養成講座を開催する。入門講座 10日間(15時間)×2回 初級講座 5日間(7.5時間)×2回	手話の技術を習得、向上させ手話によるコミュニケーションを可能にする。	371	1 受講実人数 人	37	41	41	当該年度に手話養成講座を受講した人数	10,027	4	奉仕員新規登録者数	人				2	2	3	4	4	4	3	20	C	継続	継続	必要事項ではあるが、受講終了者からの奉仕員への登録者数を確保するため、事業内容の見直しが必要。	10	内容の改善			
62	保健・福祉	1 州都への道のり	(1) 認めあい・支えあう福祉の推進	16	高齢者福祉課	高齢者共同生活施設事業	在宅生活の維持が不安なひとり暮らし高齢者を対象として、生活援助員(支援員)の協力を得て、共同生活を営む。相談や食事、レクリエーションを通じて生きがいのある生活を送るように支援する。委託先:松伯園(君田)施設数:1箇所(君田生活支援ハウス松伯園)利用定員:11名	今後ますます対象者の増加が見込まれるため入居人数や予算に制限があるため、サービス内容について検討する必要がある。	在宅生活の維持が不安なひとり暮らしの高齢者。ただし、日常生活が営めることを原則とする。	住居機能と交流機能を総合的に提供する。施設内での生活援助員による利用者への日常の相談や、規則正しい生活への助言などを行う。	独立して生活することに不安があると認められた60歳以上の高齢者の安心した生活を送ることができるよう施設入居により支援する。	13,924	1 入居者数 人	11	11	11	君田生活支援ハウスで共同生活している人	1,264,727	4	入居割合	%	100	100	100	4	5	4	2	4	4	23	B	継続	継続	今後、不安をかかえたひとり暮らし高齢者が増えるため、自立を支援する施設として現状での運営が必要である。	10	内容の改善				
63	保健・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	19	資源リサイクル課	ふれあい収集事業	家庭ごみを集積所まで持ち込むことが困難な高齢者や障害者の方を対象とし、戸別収集を申請された世帯の家庭ごみを自宅または所定の場所まで直接収集(同サービス)により別途収集する。	申請には様々なケースがあり、引き継ぎ認定に際しては公平かつ公正及び慎重な判断が必要である。今後、高齢化世帯の増加に伴い、申請件数の増加が見込まれることから収集体制の強化充実を図る必要がある。また、住民の防犯、見守り等を兼ね備えた体制も必要と考える。	収集認定時に予め調整した日時により、対象者宅前または所定の場所まで直接回収(ごみ)の戸別収集を行うとともに声かけなど安否確認も行う。	日常生活の中から排出されるごみを戸別訪問で収集することにより、高齢者や障害者の日常生活の負担軽減および安心して暮らせるやさしいまちづくりを目指す。	2,031	1 ふれあい収集申請件数 件		60	60	60	平成20年度7月現在(申請8件・認定6件) 平成19年度申請実績で想定	#VALUE!	4	ふれあい認定件数 件	43	40	平成19年度実績で想定	5	3	4	5	5	26	B	事業拡大	事業拡大	福祉事務所等関係機関と連携調整を図り、高齢者・障害者が安心して日常生活ができるような社会の実現をめざす。	13	サービスの向上						
64	保健・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	18	社会福祉課	障害者生活支援事業	障害者自立支援法に基づく、身体・知的・精神の3障害の相談に総合的に対応した拠点として「三次市障害者支援センター」を三次市保健福祉センター内に設置し、24時間体制による障害者の地域生活支援を開始するとともに、併せて日中活動の場を提供する地域サロンを開始している。	○社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の継続的な確保と専門職としてのモチベーションを高めるための給与等処遇改善が必要である。 ○障害者支援センターを中核として、サービス事業所、ハローワーク、特別支援学校の関係機関や団体などの相談支援ネットワークを構築し、相談機能の充実強化 ○障害者自立支援協議会を設置し、地域における障害福祉支援体制の推進のための協議・調整機能の充実 ○精神障害者の地域生活移行支援体制の充実(退院移行促進、ボランティアの育成等)	市民(身体・知的・精神障害者(児)及びその家族)	福祉サービスの利用援助(情報提供・相談・助言・手続代行)・巡回相談・専門機関の紹介・就労支援、地域移行支援、地域サロン事業	在宅の障害者が地域に於いて情報や相談等さまざまな支援を行い、もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。 一人ひとりのニーズに対応した個別援助を通して、障害のある人がその能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと安心して暮らせる。	平成18年10月新規開設以来、着実に相談件数が増加している。平成19年度相談件数月平均 774	5,655	4	在宅サービス利用援助 件	720	959	1,000	相談を受けたことにより在宅サービスの利用につながった人数	2,792	5	就労支援 人	8	14	17	10,000	3	3	4	5	24	B	事業拡大	事業拡大	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、一人ひとりのニーズに沿った支援の充実を図るためには、地域において障害者を受け入れるための環境整備を行うことの必要性は非常に大きい。	13	サービスの向上				

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性																																																																																																																																																																																			
												H19年度					H18年度					H19年度		H20年度		説明								結果指標		説明		目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コスト削減余地		市間与の妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ																																																																																																																																																																				
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地							市間与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ																																																																																																																																																																																
69	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	社会福祉課	腎臓障害者通院助成金支給事業	身体障害者手帳所持者で手帳に腎臓機能障害の記載のある方で、人工透析のために通院をされている方の通院費の負担を軽減するために、バス代又は電車代の1/4を基準に給付する。ただし、週3日を限度とする。	市内中心部においては、タクシー券(基本料金助成)の利用併用により、自己負担軽減の効果が大きい。交通手段(自家用車等)を持たない又は普通交通機関(バス・電車)がない周辺地域の透析患者の通院費用の負担軽減には対応できていない。 一 現行のタクシー助成券制度の見直しを含め、負担軽減を検討を行う。	市民(身体障害者手帳にじん臓機能障害の記載のある方で人工透析のため通院して)	透析のための通院1回につきバス代又は電車代の1/4を給付する	人工透析のための通院費の負担を軽減する	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	1 通院日数 日 13,983 15,884 16,400	2 通院費受給者数 人 108 119 120	3 通院費受給者数 人 108 119 120	4 通院費受給者数 人 108 119 120	5 通院費受給者数 人 108 119 120	6 通院費受給者数 人 108 119 120	7 通院費受給者数 人 108 119 120	8 通院費受給者数 人 108 119 120	9 通院費受給者数 人 108 119 120	10 通院費受給者数 人 108 119 120	11 通院費受給者数 人 108 119 120	12 通院費受給者数 人 108 119 120	13 通院費受給者数 人 108 119 120	14 通院費受給者数 人 108 119 120	15 通院費受給者数 人 108 119 120	16 通院費受給者数 人 108 119 120	17 通院費受給者数 人 108 119 120	18 通院費受給者数 人 108 119 120	19 通院費受給者数 人 108 119 120	20 通院費受給者数 人 108 119 120	21 通院費受給者数 人 108 119 120	22 通院費受給者数 人 108 119 120	23 通院費受給者数 人 108 119 120	24 通院費受給者数 人 108 119 120	25 通院費受給者数 人 108 119 120	26 通院費受給者数 人 108 119 120	27 通院費受給者数 人 108 119 120	28 通院費受給者数 人 108 119 120	29 通院費受給者数 人 108 119 120	30 通院費受給者数 人 108 119 120	31 通院費受給者数 人 108 119 120	32 通院費受給者数 人 108 119 120	33 通院費受給者数 人 108 119 120	34 通院費受給者数 人 108 119 120	35 通院費受給者数 人 108 119 120	36 通院費受給者数 人 108 119 120	37 通院費受給者数 人 108 119 120	38 通院費受給者数 人 108 119 120	39 通院費受給者数 人 108 119 120	40 通院費受給者数 人 108 119 120	41 通院費受給者数 人 108 119 120	42 通院費受給者数 人 108 119 120	43 通院費受給者数 人 108 119 120	44 通院費受給者数 人 108 119 120	45 通院費受給者数 人 108 119 120	46 通院費受給者数 人 108 119 120	47 通院費受給者数 人 108 119 120	48 通院費受給者数 人 108 119 120	49 通院費受給者数 人 108 119 120	50 通院費受給者数 人 108 119 120	51 通院費受給者数 人 108 119 120	52 通院費受給者数 人 108 119 120	53 通院費受給者数 人 108 119 120	54 通院費受給者数 人 108 119 120	55 通院費受給者数 人 108 119 120	56 通院費受給者数 人 108 119 120	57 通院費受給者数 人 108 119 120	58 通院費受給者数 人 108 119 120	59 通院費受給者数 人 108 119 120	60 通院費受給者数 人 108 119 120	61 通院費受給者数 人 108 119 120	62 通院費受給者数 人 108 119 120	63 通院費受給者数 人 108 119 120	64 通院費受給者数 人 108 119 120	65 通院費受給者数 人 108 119 120	66 通院費受給者数 人 108 119 120	67 通院費受給者数 人 108 119 120	68 通院費受給者数 人 108 119 120	69 通院費受給者数 人 108 119 120	70 通院費受給者数 人 108 119 120	71 通院費受給者数 人 108 119 120	72 通院費受給者数 人 108 119 120	73 通院費受給者数 人 108 119 120	74 通院費受給者数 人 108 119 120	75 通院費受給者数 人 108 119 120	76 通院費受給者数 人 108 119 120	77 通院費受給者数 人 108 119 120	78 通院費受給者数 人 108 119 120	79 通院費受給者数 人 108 119 120	80 通院費受給者数 人 108 119 120	81 通院費受給者数 人 108 119 120	82 通院費受給者数 人 108 119 120	83 通院費受給者数 人 108 119 120	84 通院費受給者数 人 108 119 120	85 通院費受給者数 人 108 119 120	86 通院費受給者数 人 108 119 120	87 通院費受給者数 人 108 119 120	88 通院費受給者数 人 108 119 120	89 通院費受給者数 人 108 119 120	90 通院費受給者数 人 108 119 120	91 通院費受給者数 人 108 119 120	92 通院費受給者数 人 108 119 120	93 通院費受給者数 人 108 119 120	94 通院費受給者数 人 108 119 120	95 通院費受給者数 人 108 119 120	96 通院費受給者数 人 108 119 120	97 通院費受給者数 人 108 119 120	98 通院費受給者数 人 108 119 120	99 通院費受給者数 人 108 119 120	100 通院費受給者数 人 108 119 120	101 通院費受給者数 人 108 119 120	102 通院費受給者数 人 108 119 120	103 通院費受給者数 人 108 119 120	104 通院費受給者数 人 108 119 120	105 通院費受給者数 人 108 119 120	106 通院費受給者数 人 108 119 120	107 通院費受給者数 人 108 119 120	108 通院費受給者数 人 108 119 120	109 通院費受給者数 人 108 119 120	110 通院費受給者数 人 108 119 120	111 通院費受給者数 人 108 119 120	112 通院費受給者数 人 108 119 120	113 通院費受給者数 人 108 119 120	114 通院費受給者数 人 108 119 120	115 通院費受給者数 人 108 119 120	116 通院費受給者数 人 108 119 120	117 通院費受給者数 人 108 119 120	118 通院費受給者数 人 108 119 120	119 通院費受給者数 人 108 119 120	120 通院費受給者数 人 108 119 120	121 通院費受給者数 人 108 119 120	122 通院費受給者数 人 108 119 120	123 通院費受給者数 人 108 119 120	124 通院費受給者数 人 108 119 120	125 通院費受給者数 人 108 119 120	126 通院費受給者数 人 108 119 120	127 通院費受給者数 人 108 119 120	128 通院費受給者数 人 108 119 120	129 通院費受給者数 人 108 119 120	130 通院費受給者数 人 108 119 120	131 通院費受給者数 人 108 119 120	132 通院費受給者数 人 108 119 120	133 通院費受給者数 人 108 119 120	134 通院費受給者数 人 108 119 120	135 通院費受給者数 人 108 119 120	136 通院費受給者数 人 108 119 120	137 通院費受給者数 人 108 119 120	138 通院費受給者数 人 108 119 120	139 通院費受給者数 人 108 119 120	140 通院費受給者数 人 108 119 120	141 通院費受給者数 人 108 119 120	142 通院費受給者数 人 108 119 120	143 通院費受給者数 人 108 119 120	144 通院費受給者数 人 108 119 120	145 通院費受給者数 人 108 119 120	146 通院費受給者数 人 108 119 120	147 通院費受給者数 人 108 119 120	148 通院費受給者数 人 108 119 120	149 通院費受給者数 人 108 119 120	150 通院費受給者数 人 108 119 120	151 通院費受給者数 人 108 119 120	152 通院費受給者数 人 108 119 120	153 通院費受給者数 人 108 119 120	154 通院費受給者数 人 108 119 120	155 通院費受給者数 人 108 119 120	156 通院費受給者数 人 108 119 120	157 通院費受給者数 人 108 119 120	158 通院費受給者数 人 108 119 120	159 通院費受給者数 人 108 119 120	160 通院費受給者数 人 108 119 120	161 通院費受給者数 人 108 119 120	162 通院費受給者数 人 108 119 120	163 通院費受給者数 人 108 119 120	164 通院費受給者数 人 108 119 120	165 通院費受給者数 人 108 119 120	166 通院費受給者数 人 108 119 120	167 通院費受給者数 人 108 119 120	168 通院費受給者数 人 108 119 120	169 通院費受給者数 人 108 119 120	170 通院費受給者数 人 108 119 120	171 通院費受給者数 人 108 119 120	172 通院費受給者数 人 108 119 120	173 通院費受給者数 人 108 119 120	174 通院費受給者数 人 108 119 120	175 通院費受給者数 人 108 119 120	176 通院費受給者数 人 108 119 120	177 通院費受給者数 人 108 119 120	178 通院費受給者数 人 108 119 120	179 通院費受給者数 人 108 119 120	180 通院費受給者数 人 108 119 120	181 通院費受給者数 人 108 119 120	182 通院費受給者数 人 108 119 120	183 通院費受給者数 人 108 119 120	184 通院費受給者数 人 108 119 120	185 通院費受給者数 人 108 119 120	186 通院費受給者数 人 108 119 120	187 通院費受給者数 人 108 119 120	188 通院費受給者数 人 108 119 120	189 通院費受給者数 人 108 119 120	190 通院費受給者数 人 108 119 120	191 通院費受給者数 人 108 119 120	192 通院費受給者数 人 108 119 120	193 通院費受給者数 人 108 119 120	194 通院費受給者数 人 108 119 120	195 通院費受給者数 人 108 119 120	196 通院費受給者数 人 108 119 120	197 通院費受給者数 人 108 119 120	198 通院費受給者数 人 108 119 120	199 通院費受給者数 人 108 119 120	200 通院費受給者数 人 108 119 120

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	拡大・縮小 改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 改善の 必要性	改善 区分	改善 区分										
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性										実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ					
																																									判断理由	判断理由			
77	第2	保健・福祉	2 福祉	16	高齢者福祉課	高齢者 介護 労金 支給 事業	市内に住所を有し、申請前1年間在宅生活をしていない重度の介護を要する者を介護している世帯の実情や課題を明らかにする必要がある。介護者全体のうち対象者は限定されるが、さらに、税法の改正により、対象者の減少が見込まれる。ケアマネージャー等のかかわりもなく在宅介護者の孤立の恐れあり。核家族化や1人暮らし世帯が増えており、在宅生活を継続したくても施設入所を考慮するケースがある。	介護サービスを利用していない重度の介護を要する者を介護している世帯の実情や課題を明らかにする必要がある。介護者全体のうち対象者は限定されるが、さらに、税法の改正により、対象者の減少が見込まれる。ケアマネージャー等のかかわりもなく在宅介護者の孤立の恐れあり。核家族化や1人暮らし世帯が増えており、在宅生活を継続したくても施設入所を考慮するケースがある。	市民(三次市内に住所を有し、重度の介護を要する高齢者を介護している世帯)に介護サービスを利用しなかった介護者(申請前1年間介護サービスを利用しなかった(7日以内のショートステイ利用者を除く。)介護者へ高齢者等1人につき慰労金として10万円を支給する。	介護者への介護慰労金を支給する。	介護者への精神的・経済的援助を図る。	171	1	新規申請件数	件	3	1	2	申請段階で該当か否かを判定し、受付を行っている。	H18 135,500	4	支給件数	件	2	3	3	受給者の介護費用の充足や精神的な援助等の効果は不明だが、介護保険財政にもたらす節減効果は大きい。	介護者への精神的な支援は、介護サービスの利用の必要性など、個々のケースとして把握する必要がある。	重度の要介護状態の高齢者が在宅生活を送るための施策としては、有効であるが対象者が非常に限定されているため成果の向上は少ない。	現在の制度の中では、慰労金の額を含めコストの削減は難しいが、対象者が極めて限定された少数であることから制度の見直しを必要とする必要がある。	経済的支援の性格を持つ事業であるため市が関与すべきである。	要介護状態となっても住み慣れた地域で過ごすことは多く在宅介護への支援という観点からは一般市民のニーズは他の制度へ求められている部分が多い。	現在の対象者にとっては経済的支援の役割は大きい。新たな対象者が増えれば重度者にとって介護保険サービスの利用が何よりの在宅介護の方法であり、制度の普及により介護サービスの適正な利用により介護者の精神的負担の軽減が重要と考える。	20	C	現状維持	事業縮小	継続	他の行政サービスへの移行を検討する必要がある。	有り	1 2	終期の設定	有り	1 2	終期の設定
78	第2	保健・福祉	2 福祉	17	高齢者福祉課	高齢者 外出 支援 サ ー ビ ス 事 業	寝たきり等のため一般の交通機関では移送が困難な高齢者で家族の支援が困難な者を、移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン等)により対象者の自宅と医療機関等との間を移送する。 対象者:1. 対象に記載のとおり 利用回数:月2回、運行範囲:原則市内(例外:自宅から40キロ未満まで)	対象者の範囲の拡大について検討することも必要である。	高齢者世帯の介護にかかる経済的負担の面で、今後必要とされているが対象者の拡大のため利用者負担金の徴収を検討し、より必要とされている高齢者へサービスが提供できるよう検討が必要	高齢者が在宅生活を送ることを可能とするため、外出についての支援を行う。	1	1	利用回数	回	71	105	94	延べ利用回数(サービスを利用し医療機関へ通院した回数)	H18 5,280	4	実利用者数	回	4	7	10	実利用者数	移送手段の難しい高齢者へサービスを提供する事により在宅生活の継続へつながっている。	利用者の希望に沿った移送手段により通院を可能にしている。	委託契約方法の改善により余地(走行メーター方式)	経済的支援の性格を持つ事業であるため市が関与すべき	在宅生活の継続の中で経済的支援から市民のニーズは高い。	高齢者世帯の介護にかかる経済的負担の面で、今後必要とされているが対象者の拡大のため利用者負担金の徴収を検討し、より必要とされている高齢者へサービスが提供できるよう検討が必要	27	A	要改善	継続	継続	より必要な高齢者へサービスが提供できるよう、サービス内容を検討する。	有り	1 3	サービスの向上	継続	1 3	サービスの向上	
79	第2	保健・福祉	2 福祉	20	高齢者福祉課	「食」の 自立 支 援 事 業	三次市内に住所を有する身体的・精神的な障害のため、調理が困難な在宅高齢者等が自立した生活が送れるよう「食」の自立の観点からアセスメントを行い、計画的な「食」に関するサービス調整を行ったうえで食事の提供を行う。対象者によっては低栄養のリスクが高い特定高齢者へは介護予防計画を作成しそれに従ってサービス利用をする。	自立支援事業としての効果を発揮する方法として、治療食・特別食を行なうことも必要となっている。	調理が困難な在宅高齢者等が自立した生活が送れる。	1日1食夕食(主食及び副食)を提供とし、週5日以内の利用とする。	1	1	利用回数	食	36,263	31,169	34,860	業者委託料310円個人負担740円低所得者対策のための減免分の公費負担あり	H18 677	4	実利用者数	人	197	180	203	利用者数	食事の確保により在宅生活の継続へつながっている。また、他のサービスとの調整により自立の支援となっている。	配食弁当の提供だけでは食の自立ができていない。また、他のサービスとの調整が必要である。また、弁当の内容が提供できるような種類の検討が必要。	調理に関する費用を個人負担としたが個人への負担が高くなる要因となる。単価の見直しにより利用できるように調整を要する。	食生活に併せて安否確認など、食を中心とした支援を有効に実施するには市の関与が必要である。また、市内全域普遍的なサービスとなるためには市の関与が必要。	高齢化に伴い生活機能の低下や疾病により調理が困難な高齢者が増える。在宅生活を継続させるために食に関する支援はニーズが高い。	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるための福祉サービスとしてニーズが高い。	介護保険制度の改正により栄養改善の必要性が重視されてきている。食の自立支援と栄養改善を総合的に実施する必要がある。利用者のニーズにあったサービス提供ができるよう内容の見直しを行い、効果的なサービスとする必要がある。	22	B	要改善	継続	拡大	利用者のニーズにあったサービス提供ができるよう内容の見直しを行い、効果的なサービスとする必要がある。	有り	1 3	サービスの向上	継続	1 5	効果の検証
80	第2	保健・福祉	2 福祉	18	高齢者福祉課	元気ハ ツラツ 教 室 事 業	市内に居住するおむね65歳以上の高齢者が、介護予防事業に参加し、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上を目的に教室に参加する。	今年度は、市内19箇所のコミュニティセンターの単位で教室を開催しているが、高齢者の介護予防への参加を促進するためには、参加しやすい環境整備を検討する必要がある。事業のPDCAを行い、事業効果を検証する必要がある。	市内19箇所のコミュニティセンターや保健センターを会場として、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上を主とした内容の介護予防教室を開催する。	65歳以上の高齢者が、現在の状態を保持し、要支援・要介護にならないように予防事業を行う。	1	1	参加者人数	人	1,280	3,788	5,700	介護予防事業(元気ハツラツ教室延べ参加者数)	H18 2,046	4	アンケート数	人	1,280	3,788	5,700	アンケート数	高齢者ができる限り要介護状態にならないこと、健康でいきいきとした生活を送れるように支援する。	高齢者が参加しやすい環境づくりを進める必要がある。	社会福祉法人・民間事業者・住民参加型非営利組織に委託することにより、コスト削減を進めている。	要支援・要介護にならない高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、介護予防事業の展開が必要である。	高齢者の引きこもり、運動機能の低下は、要介護状態に結びつくため、地域の中でいつまでも元気に暮らすためにも精神的・身体的な衰えに歯止めをかける場所を提供することは重要である。	人と接する機会を増やし、心身両面から要介護状態への予防事業として、定着しつつある。	介護予防事業の一つとして定着しつつある。	22	B	未実施	未実施	継続	高齢者の介護予防への参加を促進するため、参加しやすい環境整備を検討する必要がある。	有り	1 0	内容の改善	継続	1 0	内容の改善

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H18年度評価	H19年度評価	1次 総合評価		拡大・縮小	改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小	改善の必要性									
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ		判断理由	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分	判断理由	内容	有無	改善区分
81	保健・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	21	高齢者福祉課	高齢者福祉施設整備調査	介護保険事業計画と整合した。今後5年間の地域実情に応じた高齢者福祉施設整備の計画を策定する。	新規事業であり今後の課題なし。	市民(特に高齢者)	高齢者社会の進展に伴い、地域の実情に合った高齢者のための施設整備を進める計画を策定する。	高齢者が安心して生活できる環境を整備できる計画とする。	1 対象者数 人 17,950 高齢者数	H18 4	H19 5	H20 100	計画策定見込み	4	5	4	5	4	4	26 B	未実施	未実施	終了	今年度調査、21年度から整備開始。			終了	単年度調査事業につき終了。			無し												
							2 対象者数 人	H19 5	H20 100	計画策定見込み	4	5	4	5	4	26 B	未実施	未実施	終了	今年度調査、21年度から整備開始。			無し																							
							3 対象者数 人	H18 95.6	H19 95.6	H20 95.6	計画策定見込み	4	5	4	5	4	26 B	未実施	未実施	終了	今年度調査、21年度から整備開始。			無し																						
82	保健・福祉	1 州都への道のり	(2) 住み慣れた地域で快適生活	20	高齢者福祉課	高齢者等見守り隊事業	これまで、市内に居住するおむね65歳以上の一人暮らし高齢者を対象として巡回相談員事業を行って来たが、今年度から、日常生活において見守りが必要な高齢者世帯を高齢者等見守り隊(民生委員・児童委員、協力員、活動員)が訪問し、安否の確認や相談活動を行うことにより、安心して暮らしていくことができるよう支援することを目的とした業務に改めた。引き続き、高齢者が地域で安心して暮らすことを目的としている。	民生委員・児童委員、自治組織、老人クラブ、消防団等と連携し、地域生活支援ネットワークの強化・構築を進める必要がある。 ・見守り対象者を民生委員・児童委員の判断により行っているが、高齢者の状況は日々変化しているため対象者となるまでにタイムラグが生じる。 ・地域活動との連携も検討する必要がある。	市民(おむね65歳以上の者で日常生活において見守りが必要)	市が、民生委員・児童委員を巡回相談員として委嘱し見守り事業を実施する。ただし、見守り対象者の人数により、相談員の補佐として、協力員・活動員を配置し、対象世帯を訪問することにより安否の確認や相談活動を行う。	19年度実施した高齢者実態調査の結果、ふだん声かけや見守りができないという高齢者の世帯を民生委員・児童委員が訪問し安否の確認・相談活動を展開する。	1 見守り対象者 人 2,700 高齢者見守り対象者数	H18 #VALUE!	H19 #VALUE!	H20 100	民生委員・児童委員協議会に業務委託することにより、高齢者の見守り活動の充実を図る。	4	5	3	3	5	3	21 C	未実施	未実施	継続	平成19年度高齢者実態調査の結果、高齢者の実態把握が可能となり、災害等の要援護者リストの作成も可能となり、災害時支援策に役立つ。	自治組織、老人クラブ、消防団等と連携し、支援ネットワークの強化・構築を進める必要がある。			4 市民の多様な力の活用	4 市民の多様な力の活用														
							2 見守り対象者 人	H18 #VALUE!	H19 #VALUE!	H20 100	民生委員・児童委員協議会に業務委託することにより、高齢者の見守り活動の充実を図る。	4	5	3	3	21 C	未実施	未実施	継続	平成19年度高齢者実態調査の結果、高齢者の実態把握が可能となり、災害等の要援護者リストの作成も可能となり、災害時支援策に役立つ。	自治組織、老人クラブ、消防団等と連携し、支援ネットワークの強化・構築を進める必要がある。			4 市民の多様な力の活用	4 市民の多様な力の活用																					
							3 見守り対象者 人	H18 6.227	H19 6.227	H20 6.227	民生委員・児童委員協議会に業務委託することにより、高齢者の見守り活動の充実を図る。	4	5	3	3	21 C	未実施	未実施	継続	平成19年度高齢者実態調査の結果、高齢者の実態把握が可能となり、災害等の要援護者リストの作成も可能となり、災害時支援策に役立つ。	自治組織、老人クラブ、消防団等と連携し、支援ネットワークの強化・構築を進める必要がある。			4 市民の多様な力の活用	4 市民の多様な力の活用																					
83	保健・福祉	2 福祉	(2) だれもが安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の推進	19	高齢者福祉課	高齢者実態調査システム事業	昨年度実施した高齢者実態調査に基づく情報を管理するシステムを構築し、新たに65歳になった高齢者の情報を入力したり、高齢者見守り隊事業から得た最新の情報を更新し、常に最新情報を管理できるようにする。	高齢者の状況、状態は常に変化しており、より最新の高齢者の実態情報を収集し、更新する必要がある。 ・高齢者の状況は日々変化しているため情報の更新が必要である。 ・高齢者の実態調査を行なったのでその回答内容をシステムで管理する。また、高齢者の常態は日々変化するので情報の更新をする必要があるため、情報の更新に努める。	市民(65歳以上高齢者など)	要支援者を地域で支えあうネットワークづくりやネットワークの活動を推進するうえで、緊急避難時においてこのシステムが管理している情報のうち提供可能な情報については、市の関係部署等へ提供していく。	要支援者を地域で支えあうネットワークづくりやネットワークの活動を推進するうえで、緊急避難時においてこのシステムが管理している情報のうち提供可能な情報については、市の関係部署等へ提供していく。	1 システム対象者数 人 17,767 17,165 17,950 市内全高齢者数(住民票記載在宅高齢者数)	H18 4	H19 668	H20 301	利用者 人	4	5	6	4	5	3	23 B	未実施	未実施	継続	高齢化率の上昇、一人暮らしの高齢者、夫婦などの高齢者世帯が増加傾向にある中、地域生活支援ネットワークの強化・構築は急務と思われる。状況に応じた要支援者を把握するためには、常時、最新の情報として更新・管理しておく必要がある。	高齢者の実態情報の更新体制・活用手法の検討が必要。			10 内容の改善	10 内容の改善														
							2 システム対象者数 人	H18 668	H19 668	H20 301	利用者 人	4	5	6	4	5	3	23 B	未実施	未実施	継続	高齢化率の上昇、一人暮らしの高齢者、夫婦などの高齢者世帯が増加傾向にある中、地域生活支援ネットワークの強化・構築は急務と思われる。状況に応じた要支援者を把握するためには、常時、最新の情報として更新・管理しておく必要がある。	高齢者の実態情報の更新体制・活用手法の検討が必要。			10 内容の改善	10 内容の改善																			
							3 システム対象者数 人	H18 301	H19 301	H20 301	利用者 人	4	5	6	4	5	3	23 B	未実施	未実施	継続	高齢化率の上昇、一人暮らしの高齢者、夫婦などの高齢者世帯が増加傾向にある中、地域生活支援ネットワークの強化・構築は急務と思われる。状況に応じた要支援者を把握するためには、常時、最新の情報として更新・管理しておく必要がある。	高齢者の実態情報の更新体制・活用手法の検討が必要。			10 内容の改善	10 内容の改善																			
84	保健・福祉	2 福祉	(2) 住み慣れた地域で快適生活	12	高齢者福祉課	介護認定調査業務	要介護(要支援)認定申請者に対し、介護認定審査会における要支援・要介護を決定する資料とするため、認定調査員が申請者と面談し、全国一律の方法により国が設定している82項目の調査を行っている。実施形態 ①新規、変更申請は市直営で実施 ②継続申請は事業所に委託して実施 原則として、1名の調査対象者につき1名の認定調査員が実施する。	平成19年度の認定調査は約48%を市が行い、約52%が業者への委託となっている。市の調査件数を増やせば委託料が削減となり、市の経費は増額となるが、全体事業費は削減される。現在、市が月平均227件の認定調査を嘱託職員を含む5.7人で、月平均約240件が限られた世代が高齢者となることから、調査員の増員を計画的に行う必要がある。(委託料3,150円/件・2,100円/件)訪問調査の日程調整に時間を要する(不在時や家族の立会い等)	市民(認定申請をされた被保険者全員)	申請者の要支援・要介護を決定する基本的な資料とするため、認定調査員が申請者の介護の現状や介護の手段について、国が設定している82項目を面談により調査を行う。	申請日から30日以内に公平公正で客観的かつ正確な調査を実施する。	1 対象者数 人 6,003 5,679 6,100 認定調査資料が認定審査会の判定資料となった件数	H18 4	H19 6.296	H20 6.139	認定調査資料が認定審査会の判定資料となった件数	4	5	6	4	5	4	4	25 B	要改善	事業拡大	拡大	高齢者特に後期高齢者の増加により、認定申請の件数が予測される。また、介護給付費の適正化の観点から、市が行う認定調査の割合を増やすことと予測される。	判定プロセスの見直しによる時間短縮等、事務の迅速化が課題。			8 事務事業の効率化	9 事業の迅速化													
							2 対象者数 人	H18 6.296	H19 6.296	H20 6.139	認定調査資料が認定審査会の判定資料となった件数	4	5	6	4	5	6	4	5	4	4	25 B	要改善	事業拡大	拡大	高齢者特に後期高齢者の増加により、認定申請の件数が予測される。また、介護給付費の適正化の観点から、市が行う認定調査の割合を増やすことと予測される。	判定プロセスの見直しによる時間短縮等、事務の迅速化が課題。			8 事務事業の効率化	9 事業の迅速化															
							3 対象者数 人	H18 6.139	H19 6.139	H20 6.139	認定調査資料が認定審査会の判定資料となった件数	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	4	4	25 B	要改善	事業拡大	拡大	高齢者特に後期高齢者の増加により、認定申請の件数が予測される。また、介護給付費の適正化の観点から、市が行う認定調査の割合を増やすことと予測される。	判定プロセスの見直しによる時間短縮等、事務の迅速化が課題。			8 事務事業の効率化	9 事業の迅速化												

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次総合評価		2次評価事務局業務		改善の必要性																				
												H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	民間との 連携	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	ランク	H18年度 評価	H19年度 評価	判断理由	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	判断理由	拡大・縮小 内容	改善の 必要性								
85	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	20	高齢者福祉課	認知症高齢者生活支援事業	認知症高齢者を介護している世帯を対象に、ホームヘルパーを派遣することにより、認知症高齢者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とする。	新たな制度であり、広く周知する必要がある。また、需要と供給がアンバランスとなった場合は必要もある。	65歳以上の認知症高齢者又は認知症高齢者の状態に要する介護認定を受けているが日常生活自立度がII以上の高齢者	三次市社会福祉協議会及び特別養護老人ホームを運営する事業所に業務委託することにより、事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣することにより、介護者の負担の軽減を図る。	認知症高齢者の介護をしている家族の精神的・身体的な負担軽減。	1	利用者数	人		2,400	H18年度 #VALUE!	H19年度 #VALUE!	H20年度 #VALUE!	4	希望者に対する利用率	%		100	希望者は利用できている	4	認知症高齢者が増加の傾向にあり、在宅生活をしている場合には介護者の負担が多くなることから、負担軽減策を希望される世帯への支援策を進める必要はある。	認知症高齢者の状態、その世帯の状況に応じたサービスを提供しないことにより、介護者の精神的・身体的な負担軽減につながらない。状況把握を必要とする。	3	民間事業所への委託によりサービスを提供することにより、委託単価が高額になる可能性があるが、介護サービスの報酬単価が決められているので、この単価とかけ離れた単価を設定することは事業所の理解が得られない。	民間事業所のサービスを利用することも可能であるが、この場合は費用負担が高額になる。高齢者世帯の状況によっては市が制度を制してサービスを提供することも可能である。	4	認知症高齢者が増加の傾向にあり、在宅生活をしている場合には介護者の負担が多くなる。高齢者世帯の状況によっては市が制度を制してサービスを提供することも可能である。	4	認知症高齢者が増加の傾向にあり、在宅生活をしている場合には介護者の負担が多くなる。高齢者世帯の状況によっては市が制度を制してサービスを提供することも可能である。	21	C	未実施	未実施	継続	平成19年度高齢者実態調査の結果、高齢者の実態把握が可能となり、災害等の要援護者リストの作成も可能となり、災害時支援策に役立つ。			継続	介護予防事業としての検証が必要である。			15	効果の検証
86	保健・福祉	2福祉	(2)住み慣れた地域で快適生活	16	健康推進課	精神障害者就労促進事業	この事業は一般企業等での就労が困難な精神障害者に作業の場を提供し、作業を通して技能習得訓練や生活訓練を受けることにより、精神障害者の就労への支援を行う。現在、ともえ三次工場1か所と通所者数に応じた補助金を交付し、運営を行っている。	障害者自立支援法の施行により、新事業体系への移行が必須となっており、既存の小規模作業所から、法人化により多様な運営をすることを促進している。昨年度、ともえ三次工場もNPO法人化を取得し、今後「障害者地域活動センター」に移行予定である。平成23年度にはこの事業自体は廃止が予定され、「障害者地域活動センター」に移行後は市の委託を受け事業を実施することとなるが、これまでの課題として挙げられている技能習得や生活訓練を通しての社会復帰ができる条件整備の支援を行い、委託事業としての成果を挙げる必要がある。同時に策定した「三次市障害福祉計画」の重点事業である「整備」及び「就労チャレンジネットワーク構築」に則り、事業所とハローワーク等関係機関との連携を支援し、社会復帰に向けた支援を図る。	市民(満15歳以上の三次市在住の精神障害者)	精神障害者への生活訓練・技能訓練等に係る事業所運営費補助金を交付する。市として利用者への訓練指導が適切に行われるよう指導している。	この事業により運営している小規模作業所に在籍する精神障害者が通所し基本的な生活習慣を確立し病気の再発を防止するとともに、生活訓練や技能習得訓練を受けながら、就労・自立に向けた意欲を持つ。	1	利用者数	人	204	164	144	H18年度 45,250	H19年度 45,250	H20年度 45,250	4	登録した者のうち5月5日以上就労できた実人員	人	17	14	12	通所実人員は、日によって変動がある	4	精神障害者の就労の場として社会参加の促進に貢献している。	訓練内容、作業収益については、関係団体、地域の理解や協力を得ることにより、より充実した事業にすることが可能である。指導員等において、指導員数を増やしていき、指導員の不足等もあり、改善が困難な現状がある。19年度中に通所者1名が一般就労に転じている。	福祉的側面から、費用対効果は高い。対象が障害者であり、自主的な安定した運営が確保できている。現状で経費削減の余地はない。	今後、障害者自立支援法施行に伴い、法人化へ移行した場合、「障害者地域活動センター」として市の委託事業となる。市が関与し事業の成果を向上させるよう指導し、より効果的な委託事業としていく必要がある。	今後、精神障害者は入院から地域へという社会的な動きがあり、地域で生活する障害者への社会的ニーズは高い。	精神障害者の社会復帰のためには、一定の成果を挙げてきたと言えるが、障害者自立支援法施行により、昨年度小規模作業所から法人化した。今後「障害者地域活動センター」に移行する予定である。今後は法人格取得による事業範囲の拡大も視野にとり、補助金交付による事業運営ではなく、市の委託事業としていく必要がある。			10	内容の改善	継続	事業の目的達成のためには指導員の確保が不可欠である。			10	内容の改善					
87	保健・福祉	2福祉	(3)一人ひとりの生きがいづくりの推進	16	社会福祉課	心身障害者就労促進事業	福祉的就労の場を確保するため、無認可小規模作業所である「ジョイジョイワーク第3作業所」を運営する事業主に対し、運営費を助成する。 場所:三次町2054-1「ジョイジョイワーク第3作業所」 内容:リサイクル事業(空き缶、新聞紙の回収)を通して社会活動及び生活訓練を行っている。	本事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から県の運営費補助金が廃止となり一般財源化している。したがって、無認可作業所については法定化事業所(地域活動支援センター等)への移行が想定されているため、作業所の意向(平成20年度以降)を踏まえ、障害福祉計画に位置づけるとともに、社会的資源としての位置づけを明確にしているところである。 今後は、県の障害者自立支援特別対策事業等の活用を推進し、円滑なる地域活動支援センター移行の支援を図る。	市民(満15歳以上の一般就労が困難な在宅の身体障害者)	障害者への訓練・指導等に係る事業所運営費補助金を交付する。	一般就労が困難な障害者に対し、日中活動と就労の場を提供することにより、生活のリズムを整え社会活動への参加を促進する。	1	利用者数	人	104	122	130	H18年度 55,288	H19年度 55,288	H20年度 55,288	4	登録した者のうち5月5日以上就労できた実人員の月平均	人	9	10	132	通所実人員は、日によって変動がある	5	障害者の就労の場を確保することにより、障害者の就労及び日中活動の参加が促進される。	現在の利用数に対し、作業所(19名以内)に余裕があるため、新規就労希望者を増やすことにより、成果の向上が期待される。	必要最低限の補助金基準を定める。指導員の人件費と家賃負担のみで活動する場を確保することにより、コスト削減の余地が少ない。	福祉的側面から、費用対効果は高い。対象が障害者であり、自主的な安定した運営が確保できている。現状で経費削減の余地はない。	重度心身障害者の一般的な就労は極めて困難な状況がある。日中活動等交流の確保とともに、小規模作業所の存在は、社会的ニーズとして高いと考える。	重度心身障害者の一般的な就労は極めて困難な状況がある。日中活動等交流の確保とともに、小規模作業所の存在は、社会的ニーズとして高いと考える。	障害者自立支援法の施行に伴い、国の基本方針においても、障害者の地域生活支援を推進するため、就労支援を重点施策とした日中活動の場としての「地域活動支援センター」の確保が求められている。そのためには、平成18年度2月に策定した障害福祉計画において、「地域活動支援センター」の必要整備目標を設定する中で、小規模作業所			13	サービスの向上	継続	利用者拡大への取組が必要。			10	内容の改善				
88	保健・福祉	3医療	(1)どこでも安心・充実した地域医療	18	医事課	地域連携業務	当院は地域医療圏の中核病院として急性期医療を担う医療機関である。地域においてその機能を発揮するためには、他の医療機関とそれぞれの機能を分担し、連携、協力する必要がある。このため、四病院連携協議会の連携強化や、医師会との合同カンファレンスを実施し、地域医療の提供を可能にすべく活動している。	在宅ケアを推進するためにも、医療福祉資源を最大限活用する意味でも、各機関施設との連携強化が必要となっている。情報の収集やアンケートを実施する等、問題点や改善点を検証し地域医療を担う診療所との連携を充実させる。	良質な地域医療を必要とする患者さま及び関係医療機関を	地域の中核病院として、対象に対して必要な医療を実現する。	地域の医療機関等から、高度医療を必要とされる患者様の紹介、または逆紹介を行う。また、患者様及び家族の方からの転退院等総合的に相談業務を行う。	1	連携室経由紹介患者数	回	4,691	5,461	5,500	H18年度 3,062	H19年度 3,062	H20年度 3,062	4	患者紹介率	%	15	18	17	初診患者に対する紹介患者数と救急車での搬送患者数の割合であり、病院機能を表徴する。	5	良質な地域医療の実現のために不可欠な存在であり、貢献度は極めて高い。	多様化する医療ニーズに対応するためには、さらには大きな成果が求められる。	現在の目的に反対する手段方法は、最大の効用を齎す選択の結果であり、コスト削減の余地は少ない。	良質な地域医療の実現のために、積極的に行う活動は極めて公共性が強い。	良質な地域医療の実現のために、積極的に行う活動は極めて公共性が強い。	良質な地域医療の実現のために、積極的に行う活動は極めて公共性が強い。	良質な地域医療の実現のために、積極的に行う活動は極めて公共性が強い。	26	B	事業拡大	事業拡大	継続	一層の連携を進めることにより、医療機関の役割にそった住み分けを行い、患者様の優先の医療体制を整えていく。			14	成果の向上				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小 内容	改善の必要性						
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度				説明	目的適合性			実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地			市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	改善区分
89	第2 保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	健康推進課	休日夜間救急センター運営費補助事業	三次地区医師会が医療センターで実施する。休日夜間の急患センターの運営費について補助する。 【平成19年度実績】利用者数: 3,063人(うち市外405人) 運営日数: 休日70日、夜間366日	中央病院での受け入れ態勢からも医療センターへの内科利用啓発を、昨年度の二次評価結果としているが、前提として利用者意識の改善が重要である。 家庭でできる対応は、家庭でもできるように市民に啓発していく必要がある。	市民(二次市民以外も含む)	補助金を支出し、休日夜間の急患センター事業の安定した運営を行う。	市民の休日・夜間の急病・救急時に安心して適切な医療を確保する。	27	1 休日診療日数	日	70	70	70	診療日数	H18 365 H19 365 H20 365	4	受診者数	人	2,751	3,063	3,100	年々受診者が増加している。市外の方の受診も増加している(年末年始の帰省中に受診等)	5	3	3	4	5	24	B	要改善	継続	有り	10	内容の改善	有り	10	内容の改善
90	第2 保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画課	救急医療拠点病院事業	地域の中核病院として救急医療体制(医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、薬剤師当直体制)を整備し、夜間休日住民の緊急時のために救急医療を確保している。	地域住民が安心して救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、医師、看護師、コメディカルスタッフを充実し、体制整備をおこなっていく必要がある。	住民	救急診療	休日夜間の救急医療の確保、充実	332,525	1 診療日	日	365	366	365	救急医療で診療した日数	H18 870,652 H19 908,538 H20 923,342	4	救急患者数(小児科を除く)	人	11,111	10,108	10,100	救急医療で受診された患者数	5	3	5	3	5	26	B	要改善	継続	有り	10	内容の改善	有り	10	内容の改善
91	第2 保健・福祉	3 医療	(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」	16	病院企画課	小児救急医療拠点病院事業	小児救急医療拠点病院の指定をうけ、24時間救急医療体制(小児科医師当直体制)を確保し小児救急患者に対応している。	365日24時間小児救急医療体制の確保及び充実を図っていくためには、小児科医師、看護師を確保し体制整備をおこなっていく必要がある。	小児患者	救急診療を行なう。	24時間小児救急医療の確保、充実	114,456	1 診療日	日	365	366	365	小児救急で診療した日数	H18 320,090 H19 312,721 H20 318,958	4	救急患者数	人	8,036	7,877	7,900	小児救急で受診した患者数	5	3	5	3	5	26	B	要改善	継続	有り	10	内容の改善	有り	13	サービスの向上
92	第2 保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療施設整備事業	急性期病院として、必要な医療施設を充実し、病院を利用される方々に質の高い医療を提供するとともに患者サービスの向上を図る。	より病院を利用しやすい施設の充実を行う。	病院を利用されるすべての方	・受変電・自家発電設備工事 ・シャワーユニット設置工事 ・エアコン改修 ・地域連携室改修 ・手術室電気設備工事	病院の診療しやすい施設環境の充実及び、患者様が利用しやすい環境を整える	538,374	1 施設整備等工事	箇所	1	3	5	施設改善要望を整備し、工事を実施する	H18 553,771,000 H19 908,538 H20 128,980,200	4	施設整備等工事	箇所	1	3	5	施設を新たに整備した工事の実施箇所	3	5	3	5	22	B	要改善	継続	有り	7	施設の見直し	有り	7	施設の見直し	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性														
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度		説明	目的適合性				実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	判断理由	内容	有無	改善区分		
																																											改善区分	内容
93	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	中央病院ホームページ更新	病院情報をより多くの市民の皆様に正確に伝え、ご意見や要望を病院運営へ反映させるため双方向の媒体としてホームページを開設し適宜内容を変更更新を行う。	より多くの方に病院を知っていただけるよう表現方法や内容の充実を行う。又、携帯電話によるアクセスもできるように安全・安心な医療を提供するために病院の最新情報を住民に発信する。	パソコンを利用されているすべての方	病院の診療内容や施設・職員の紹介、患者様に対するサービスの向上	病院ホームページに診察・健診のご案内・施設・広報紙・職員募集の紹介・お見舞い・ご意見メールの受付	1	更新回数	箇所	8	20	12	適宜(毎年4月と10月の2回は常時)更新している18年度リニューアル	437,250	4	ホームページのアクセス回数	回	39,000	31,000	40,000	平成15年10月から、ホームページを開設し、平成19年度は内容の充実を図った。	ホームページで病院の情報を発信することで、掲示物等でも誰でもアクセスできない密度の高い情報を提供し病院をより知っていただくことができる。	インターネット環境では、24時間365日いつでも誰でもアクセスでき、病院情報を発信することができる。	ホームページの更新は、その都度見直しを徹底して、実施している。最新情報への更新は、できるだけ早く行う必要がある。現在の方法をとっている。	病院に関する情報を公平に提供することは、病院(三次市)に責務である。	病院に関する情報を医療機関などと共有することは、患者サービスの向上を推進する上で、必要不可欠である。	医療の話題等の情報は、日常生活を安全・快適に過ごす上で欠かせないサービスであり、市民のニーズが高い。	22	B	要改善	事業拡大	継続	病院の話題等をより多く取り上げるとともに深く掘り下げ、利用者の利便性を図る。	有り	2	徹底した情報公開			
94	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	病院企画課	医療機器等整備事業	最新医療への対応のための医療機器の整備及び移転新築時より13年を経過して老朽化した医療機器を計画的に更新することにより医療レベルの向上や効率化を行う。18年度は放射線治療装置、X線テレビ装置、自動洗浄装置などの更新を行った。19年度は電子カルテシステムを中心に機器更新を行った。20年度も引き続き、電子カルテシステムを中心に機器更新を計画している。	医療機器は平成6年度新築移転時に整備したものが13年を経過し、老朽化により機器の故障が多発しているため、機器更新は急務となっている。安全・安心な医療を提供するために最新の医療機器の導入は必要不可欠である。	市民(患者様)	最新の医療に対応した機器への更新、新規機器の導入を行う。	急性期医療、高度医療を中心に最新の医療提供を行う。	医療機器の購入台数 18年度放射線治療装置更新(156,240千円) 19年度電子カルテ(199,500千円)	1	購入機器数	台・式	88	77	77	医療機器の購入台数 18年度放射線治療装置更新(156,240千円) 19年度電子カルテ(199,500千円)	6,223,806	4	機器更新数	台・式	34	36	33	現行医療機器の更新台数	中山間地域における中核病院として高度医療・救急医療を担うための医療機器の整備は必要である。	予算の範囲で整備するため優先順位が高い機器から更新・導入を行っている。	同等機種を複数メーカーより選択し、仕様書により入札を実施して購入している。	急性期医療・高度医療を担う医療機関として、中核病院としての医療レベルの向上を図る責務がある。	医療環境の変化は、めまぐるしく日進月歩であり、市民が安心して医療を受けることができる体制を整備する必要がある。	患者満足度調査、病院の医療を市民の会などによる住民ニーズの医療現場への反映と医療スタッフのモチベーションを高める必要がある。	医療に対する住民の期待は大きく、高度で最新の医療機器を整備する必要がある。順次機器を更新していく。	無し	28	A	要改善	継続	高度先進医療を実現するために、最新の医療機器を整備する必要がある。検証を行い、今後の導入に活かしていくことも必要である。	有り	1	5	効果の検証
95	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	17	病院企画課	認定看護師育成研修事業	認定看護師とは、特定の看護分野(救急看護、がん疼痛看護等)において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師であり、認定看護師を育成することにより、市立三次中央病院の看護レベルの向上を図る。全国の認定看護師数は、4,458人、県内の認定看護師数は、103人(平成20年6月現在)である。認定看護師の資格要件は、(1)保健師、助産師及び看護士のいずれかの免許を有し、(2)認定看護師として必要な実務経験があり、(3)日本看護協会が認定した『認定看護師教育課程』を修了した者である。認定看護師教育課程は、看護協会が認定した教育機関で6ヶ月研修を行うものである。平成19年度は、1名の看護師が研修に参加し、平成20年度に認定看護師に合格した。	資格取得者の院内における実践・指導・相談体制及び病院の支援体制の確立、看護師確保のため、有資格者の数を増やしていく。	勤務年数3年以上の看護師	認定看護師教育課程の受講(6ヶ月)	認定看護師資格の取得	研修計画に基づき教育課程を修了し、認定看護師に合格した。	1	研修受講者数	人	4	1	3	認定看護師教育課程の受講者数	1,489,500	4	認定看護師合格者数	人	1	4	1	認定看護師に合格した人数(平成20年6月現在)	研修計画に基づき教育課程を修了し、認定看護師に合格した。	現在のところ、6ヶ月の研修に参加した看護師が認定看護師に合格しているため、十分に成果があると考えられる。	経費は、授業料と旅費である。	看護師個人で研修に参加することもできるが、期間が半年間であり、現実的でない。三次中央病院としては、認定看護師を育成し、看護師のレベルをアップすることが、地域医療に貢献すると思われる。	より専門性が求められる時代であり、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる認定看護師は、全国的にも社会的ニーズが高い。	住民からの良質な医療に対するニーズは高く、水準の高い看護技術をもつ看護師の育成は、必要である。	認定看護師は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師であり、実践・指導・相談の役割を担う。市立三次中央病院においては、実践力の質の向上のため、引き続き、認定看護師の育成を推進する。	無し	26	B	要改善	継続	引き続き研修を行い、中央病院職員の資質向上を図ることによって、住民満足度の高い病院をめざす。	有り	1	3	サービスの向上
96	保健・福祉	3 医療	(3) 市立三次中央病院の充実	16	医事課	中央病院広報紙・業績集作成	病院情報、診療情報を市民に広報し、ご意見や要望を病院運営に反映させるとともに、関係医療機関に病院情報を提供し相互の連携を深めるため広報紙・業績集を発行する。	広く市民に三次中央病院の情報をお知らせするため、表現方法や内容の充実を行う。	(2)業績集は、市民及び地域連携の医療機関	広報紙、業績集を作成し配布する。	病院の診療内容、担当職員、施設等の情報提供を行い患者サービスの向上を図るとともに地域医療機関との連携を強化する。	1	広報紙発行回数	回	3	3	3	(1)広報紙は4月・10月の2回発行 (2)業績集は年1回発行	529,000	4	広報紙発行部数	部	26,000	26,000	26,000	病院の活動や取り組みの情報を定期的に提供。平成15年10月から継続して発行している。	広報紙、業績集は文字だけでなく写真や図表などを活用し、病院情報をわかりやすく表現している。(市内全戸配布)	紙面での情報掲載には限界があるが、必要最低限の発行回数に抑えている。	病院に関する情報を市民に公平に提供することは、病院(三次市)に責務である。	病院に関する情報を市民や医療機関に提供することは、患者サービスの向上を推進する上で必要不可欠である。	医療に関する情報は、市民が安心して生活を送るうえで欠かせないサービスであり、ニーズが高い。	市民に広報紙を通して医療情報を提供することは、病院事業を理解していただくために有効な手段である。市民に関心のあるテーマをより多く取り上げ、魅力ある紙面づくりを行う。業績集の発行は、医療の質の向上、地域医療機関の連携強化に有効と考える。	有り	25	B	要改善	継続	病院に対する理解の促進のため、引き続きわかりやすい、広報紙の作成が必要である。また業績集には、医師の成果の発表の場でも引き続き作成していく。	有り	1	3	サービスの向上		

Table with columns for project details (category, division, main project, sub-project, fiscal year, start year, department, project name, overview, future goals, objectives, methods, quantitative analysis, qualitative analysis, role of city, necessity, evaluation, and improvement status). Rows include cancer treatment, regional council, communication center renovation, and NPO promotion.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性				
												H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標 単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性										実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	民間との 妥当性	社会的 ニーズ
101	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	自治振興課	自治振興活動支援事業	住民自治組織による自治活動を支援。(基本支援分)	自治活動の推進には、地域全体が関わるシステムづくりが必要であるが、基本的には、住民自治組織における活動実態に見合う組織運営支援となるよう見直しが必要である。なお、見直しにあたっては、基礎的活動に要する一定水準の運営体制を考慮する必要がある。	市民・19の住民自治組織	住民自治組織の組織運営や活動に対する補助。	地域活動と学習活動の一体的な展開による「市民一人ひとりが、まちづくりを自ら考え、行動していく住民自治」の確立。	1 自治活動支援交付金交付件数 19 2 19 3 19	1 7,447,738 2 8,139,578 3 8,425,526	4	1 自治活動支援交付金交付件数 19 2 19 3 19	1 住民自治組織数(19年度までは補助金)	5	3	5	5	4	5	27	A	要改善	事業拡大	拡大	4 市民の多様な力の活用	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	4 市民の多様な力の活用	
102	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	自治振興課	地域集会所整備事業	地域におけるコミュニティ活動を推進するため、地域住民が自ら所有・管理運営している地域集会所の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円を上限としている。また、補助対象経費が20万円に満たない場合は補助しない。※地域集会所整備とは「建物の新築・増改築」「建物の買取りに要する経費」「上下水道の接続に要する経費」等である。	地域住民が自立し主体性を持ち取り組んでいくまちづくり活動は、益々増えていくものと思われる。最も身近な活動拠点である。地域集会所の役割は大きく、そのため、老朽化した施設の整備は非常に重要である。多くの地域集会所は、高度経済成長に建設されたものであり、建築後30年以上経過し老朽化が進み集会所としての機能が低下しており、機能回復等を図るため本制度に対する市民からの要望が非常に多い。また、上下水道の整備が完了した地域では、利便性や衛生面から接続の要望も多い。しかしながら、現予算額では地域の要望に迅速に対応できないため、住民自治活動の停滞が懸念される。	地域集会所を所有・管理運営を行っている自治組織(自治会、常会等)	集会所の現状回復及び機能の充実向上を図るため、整備費を補助	地域活動、地域づくりを行う場としての機能を向上させる。	1 補助金を交付した件数 21 2 14 3 18	1 411,428 2 620,285 3 484,333	4	1 対象戸数 631 2 対象人口 1,950 3 対象戸数 311 4 1,200	5	1 整備(補助)事業を行った施設の数 500 2 整備(補助)事業を行った施設の数 500	5	4	3	4	4	5	25	B	事業縮小	継続	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	10 内容の改善		
103	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	19	君田支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポーター)	★あつたか村フェスティバル10月 ★自治活動活性化事業(映画祭り 8月) ★健康づくりハイキング(11月) ★60歳のついで(3月) ★自主防災会の組織 ★生涯学習事業(毎月「そよ風通信」の発行、地域に情報提供) ★地域文化活動助成(地域の特色を活かした住民自治活動に、また意欲的に活動している文化活動グループに対し助成金を配分する。) ★献血事業(6月) ★指定管理施設(15)の管理事業(①利用受付・管理 ②消防訓練実施2回/年 ③キャンプ場の整備)	現在、自主防災組織の会を各自治区で取り組んでおり、早急に結成することが課題である。今以上に地域連携づくりや自立をめざすひと・地域づくりが必要であり、次代を担うリーダーの育成を図り、君田の町の特色を活かした活力あるまちづくりをめざさなければならぬ。	市民	各自治区の区長、役員、振興区へ働きかけ、地域リーダーの育成の大切さの理解を求めている。	君田地域まちづくりビジョンを町民全体が認識し、自治連や各種団体と連携し実現に向けて実行する体制を整えていく。各種イベントは実行委員会形式で行っていく。	1 地域懇談会 1 2 13,995 3 13,321,000	1 13,426,000 2 13,995,000 3 13,321,000	4	1 地域懇談会参加者 37 2 あつたか村フェスティバル 23 3 50	4	1 今年度も一会場で開催する予定。会場は君田保健センターを検討している。 2 マンネリ化にならないように、地域の伝承や文化も含めて内容を興味あるものにしていきたい。	4	3	4	2	4	21	C	未実施	継続	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	1 市民と行政の協働	
104	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	(2) 住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	16	布野支所	住民自治活動の推進(まちづくりサポーター)	平成17年度に策定した「ふのまちづくりビジョン」に基づき、8つの活動プランと4つの施設活用プランの事業展開を行っている。「さとやま布野」の文化を保存・再生・発信し、「出雲街道」を介した交流で住民自身が幸せを感じ、次世代へつなぐ役割を果たす。連絡調整会議(まちづくり連合会事務局と支所職員で構成)でプラン別の活動推進計画を作成し、住民自治会の活動として事業展開できるよう支援を行う。	・活動プランを計画的に推進するため、基本的には数値目標・年次目標を示し、進行管理を支援する。 ・情報開示など説明責任の徹底により、市民との価値観の共有化を促進する。 ・職員に多様な窓口対応を経験させ、地域おこしのファンリデータを育成する。	自治組織及び町民一般	自治振興組織を中心とした市民による自治活動の活性化を図る。	1 まちづくりビジョン会議 46 2 まちづくり連合会役員会 6 3 イベント開催 4	1 154,760 2 340,857 3 221,076	4	1 まちづくりビジョン会議 269 2 まちづくり連合会役員会 170 3 イベント開催参加者数/年 1,800	1 168 2 218 3 1,800	4	1 1800 2 2000	4	1 市民のやる気が希薄化している現状の中、市民の参加意欲を高めるため、行政のノウハウは不可欠であり、職員が率先して行事に参加しながら自治活動の自主性を育むようサポートする。 2 各自治組織の活動状況に地域差が見受けられるため、支援の方法・アイディア次第では事業成果が期待できる。 3 勤務時間内の支援活動に伴う経費支出は、勤務時間外の地域イベント支援はボランティアで対応する必要がある。 4 市民の活動に関する情報提供や、これまで培ってきたノウハウを提供する。 5 今後、市民が主体で自治組織が運営される。出前講座による情報提供など、行政全般の視野に基いた活動のサポートが必要。 6 市民の自治活動への参加促進、まちづくりの推進に、行政の中立サポートが期待される。	4	4	4	4	23	B	未実施	継続	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	1 市民と行政の協働

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

Table with columns for project details: 実施番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事務事業の対等者, 手段, 目的, H19年度事業費, 定量分析 (活動指標, 単位, H18年度, H19年度, H20年度, 説明, 活動指標(1), 成果指標, 単位, H18年度, H19年度, H20年度, 説明), 手段の適切さ, 市の役割, 必要性 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 合計点, ランク, H18年度評価, H19年度評価, 1次総合評価 (判断理由), 拡大・縮小 (内容), 改善の必要性 (改善区分), 2次評価事務局業務 (判断理由), 拡大・縮小 (内容), 改善の必要性 (改善区分).

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)						H18年度						H19年度						H20年度						手続の適切さ		市の役割		必要性		1次 総合評価		2次 総合評価		3次 総合評価		改善の必要性																	
												活動指標		単位		H18年度		H19年度		H20年度		説明		活動指標(1) 単位あたりコスト		成果指標		単位		H18年度		H19年度		H20年度		説明		目的適合性		実施改善等による効果向上の余地		コスト削減余地		市間との妥当性		社会的ニーズ		市民ニーズ		合計点		ランク		H18年度評価		H19年度評価		1次 総合評価		2次 総合評価		3次 総合評価		改善の必要性	
												活動指標	単位	年度	年度	年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	年度	年度	年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	年度	年度	年度	説明	目的適合性	実施改善等による効果向上の余地	コスト削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	合計点	ランク	H18年度評価	H19年度評価	1次 総合評価	2次 総合評価	3次 総合評価	改善の必要性																				
109	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	19	甲奴支所	住民自治活動の推進と地域リーダーの育成	住民自治活動の推進(まちづくりサポートセンター)	甲奴町は、他地域に比べイベントが多く他地域からの集客に熱心な地域性がある。また、そのイベント時の事務局体制について事務局が不在であるなど人的に弱いところがあり支所の職員が1人補佐にまわっている点は改善の余地がある。また、指定管理料も高額となっており事務量の軽減と、限られた管理費の中で人員の拡充が急務である。町内5地区の住民自治組織役員については、どこも例外なく高齢退職者が役員に就任しており、若者との意識・考え方にギャップが生じており、若者のまちづくりに関するアイデアの吸い上げと役員の若返りが今後の課題である。	市民	甲奴町振興協議会連合会定例会を毎月1回開催し、各種事業の推進について協議し決定事項を住民に周知している。	甲奴町を住みよいまにするため、一人ひとりが知恵を出し合い、各種イベントには積極的にかかわっていく地域性をはかると共に、そのような人材を育成し、その後継者に確実に引き継ぐ。	1 自治組織連合会及び各地区振興協議会の事業支援	109	115	120	各種事業支援等の回数	163,275	4	カーターピーナツ収穫祭での物産販売	団体	3	3	5	収穫祭へ出店した自治組織の数	4	3	3	4	総会で議決され、住民総意により事務局が事業執行している。	3	3	4	2	4	4	21	C	未実施	未実施	拡大	拡大	有り	有り	1	市民と行政の協働	1	市民と行政の協働																			
110	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	16	自治振興課	生涯学習事業	生涯学習事業	市民が心豊かに生き生きと生活していけるよう、多様な学習機会を提供する。まちづくりサポートセンター機能を活用した、生涯学習活動の支援、コーディネートを行う。・みよしまちづくり大学 55人・ヤング&レディーズカレッジ、実技教養講座 397人・…ヤングカレッジとレディーズレクチャーを統合。実技教養講座はニーズが高いものにした。・人材育成事業 97人	市民	各種講座の開設。	・生きがいを持ち、自己実現できるようなこと。また、生きがいを見つけてまっかけづくり。・健康で明るい生活を送ることができるようにすること。・身につけた技能を地域などで生かすこと。	1 講座数	21	19	17	開講講座数	251,857	4	受講者数	人	1,214	1,085	500	5	5	38	5	5	5	受講希望の多い講座は第2講座を開設し、希望があれば託児を行うなど、常に見直し・改善して、最善の講座づくりを行っている。受講生が講師に参加することで、生きがいづくりへの参加のきっかけづくりとなっている。	5	5	4	5	5	29	A	事業縮小	事業縮小	継続	継続	有り	有り	5	組織・機構の見直し	8	事務事業の効率化																			
111	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	16	社会教育課	市立図書館蔵書整備事業	市立図書館蔵書整備事業	情報化時代を迎え、ますます市民の要望は多様化している。公立図書館は市民が生活する上で必要な情報を提供する機会を提供する。また、知る機会を保障する施設である。この観点から蔵書整備については、市民の要請や社会情勢を踏まえ、より新しい情報、より役に立つ情報を提供できるよう、また一方で郷土資料など市民の知的財産の保存を行うよう内容的にも充実を図る。平成19年度末の蔵書数は中央館が121,227冊・点、分館合計116,862冊・点、合計238,089冊・点である。「これからの図書館のあり方検討協力者会議報告書(平成18年 文部科学省・生涯学習政策局)」の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準報告書」に準拠した基準は人口61,000人として341,498冊・点である。現在、君田図書館等各館の改築や容量の増大に向けた計画が実施されている。	市民	①図書購入 ②寄贈の受入 ③購入希望のリクエストアンケートの実施 ④時代にそぐわないもの等の除籍	市民のニーズに応えられる量的・内容的な充実を図ると同時に、現在進めている特色ある図書館づくりを目指す。また、学校や保育所、放課後児童クラブなどの団体貸出の要望に応えられるよう取り組んでいる。また、今後リニューアル予定の君田図書館の蔵書について特に充実を図る。	1 購入冊数	12,708	11,973	11,960	市立図書館8館での図書購入冊(点)数の合計。	2,118	4	年度末蔵書数	冊・点	226,639	238,089	247,600	5	5	235,000	5	5	6	蔵書は図書館の命であり、市民は常に新しい情報や新しい知識を求めたい。これは新刊コーナーに関心が高いことからうかがえる。市民の知的活動を支える拠点として、公立図書館の機能を果たす必要がある。	3	3	3	4	4	22	B	要改善	継続	継続	有り	有り	1	内容の改善	1	内容の改善																				
112	文化・学習	1 住民自治・生涯学習	16	社会教育課	図書館だより発行	図書館だより発行	図書館の情報提供、広く利用を呼びかけ、来館者に館内案内をすることは図書館の重要な任務であり、8図書館重要で広報活動に取り組みしている。図書館の情報発信の方法として、①各館独自の図書館だよりの発行、②広報みよしの図書館コーナーへの掲載、③中国新聞ファミリーへの依頼、④ケーブルテレビへの依頼、⑤館内特設展示、⑥平成19年度からは、⑥図書館のホームページを公開し蔵書検索を始め、新着本やお話し会等の広報を行っている。図書館だよりにはお好みの図書、新着本案内、コラムなどを掲載している。	市民	①市民に図書館への関心を深めていただき、自己実現の手段として、図書館を十分に活用してもらう。 ②図書館を利用していただく、生活や学習に役立ててもらおう。	1 発行回数	104	102	100	年間発行回数	682	4	貸出冊数	冊・点	221,156	232,950	235,000	5	5	125,000	5	5	6	4	4	4	来館者や紙面でしか情報が得られない市民に対して効果がある。	2	3	3	3	3	18	C	要改善	継続	継続	有り	有り	1	内容の改善	1	内容の改善																		

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小 改善の必要性										
													活動指標		H18年度		H19年度		H20年度		説明	成果指標		単位	H18年度	H19年度									H20年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ		
													活動指標(1) 単位あたりコスト	単位	年度	年度	年度	年度	説明	単位		年度	年度																				年度	
113	文化・学習	第3 市民自治・生涯学習	(3) 生涯学習の充実	16	社会教育課	図書館運営企画	現在、三次市立図書館は5つの基本理念を掲げ運営している。①住民の情報拠点として、施設・資料を整備する。②住民の読書施設として、読書環境を整備する。③住民の各年齢層に応じた学習(生涯学習)を支援する。④住民の知的財産を保存し、活用を図る。⑤幼児、高齢者、障がい者、遠隔利用者等に配慮した施策を講じる。の5点である。今年度は、平成18年度に導入した新図書館システムやホームページを活用し、8図書館相互の図書資料の流通促進を図る。また、市民提案事業「三次おはなしボランティア交流事業」を実施し、お話しボランティアグループ間の連携と交流をサポートするとともに、保育所に絵本を届ける「紙芝居おじさんの絵本宅急便」を拡充実施し、子育て支援と絵本の有効活用に対する取組みを進める。	生涯学習に対する市民の関心が高まる中で、資料提供、情報提供、学習の場の提供など、施設整備とサービスの充実を図っていくために、老朽化・狭隘化した分館の施設整備について早急に検討するとともに、各図書館のネットワーク機能を生かし、保育所・学校等の各関係機関とも連携しながら、図書館サービスの充実と向上に努める。	市民	①図書拡充 ②ホームページに新刊コーナーを掲載 ③読み聞かせボランティアの活動・交流の支援 ④「絵本の宅急便」拡充 ⑤小・中学校の夏休み・冬休み(年末年始除く)・春休み中の全館全日開館の実施。 ⑥美術館等関係機関との連携	教育、趣味娯楽、調査研究、学習等の市民の多様な資料・情報への要求に対して、明確かつ迅速に対応し、市民一人ひとりの生涯にわたって、様々な活動と課題解決についてサポートされている状態。	57,739	1	図書の充実	冊	226,639	238,089	247,600	市立図書館8館の蔵書数の合計。	264	4	貸出冊数	冊	221,156	232,950	235,000	年間貸出冊数(8館合計)。	5	3	市民の情報拠点として、また生涯学習の中核施設としての整備とサービスの充実を目的に図書館企画運営を行っている。	平成19年度は新規に導入したシステムにより市内各館の資料の相互利用を促進することができた。今年度はさらに図書館間の相互利用促進を図るとともに、保育所・学校等との連携で図書館利用を促進する。また、新しい発想の導入や民間ボランティアの活用など、図書館	経費の大半が、業務委託料やシステムリース料といった経費であり、コスト削減の余地は小さいが、システム導入等により事務の効率化・簡素化が図られる中で、市民に対してはサービスの向上という形で還元している。	現在、窓口業務については民間委託しているが、市民の文化、教養、思想に関する業務については、複数の民間事業者や団体が携わることによる継続した運営ができていない。民間事業者や団体が携わることによる継続した運営ができていない。	図書館はあらゆる情報を市民に提供する社会的責任がある。地域ニーズや社会ニーズを勘案した図書館運営を行う必要がある。	8館の来館者数は全館で年間121,631人。読書相談は5,652件。市民サービス部門のニーズは高い。この市民ニーズに応えられる図書館の企画運営が必要である。	23	B	要改善	継続	継続	誰でも利用しやすい図書館の運営が必要である。	1	3	サービスの向上
114	文化・学習	第3 市民自治・生涯学習	(3) 市民自治・生涯学習	16	文化振興課	市民祭・文化祭	平成16年7月に合併により誕生した「三次市文化連盟」の主要行事(市民祭・三次文化祭・文化祭:文化連盟全体)、三次市の共催により、芸術・文化祭:花・美術・短歌・俳句の分野別に発表・展示等を行う。行政の企画・運営は文化連盟が主体的に行い、行政は運営補助・広報支援等を実施している。	みよし市民祭(毎年・三次市文化連盟三次支部主催)、みよし文化祭(毎年・三次市文化連盟主催)とも、美術、芸術、文芸等の各分野別に開催され、文化連盟会員を中心に多くの市民に文化活動の発表の場を提供する本市最大の文化行事である。また近年は、行事開催にあわせてバザーを実施するなど自主財源を確保する場にもなっている。行政としても、三次市文化連盟の活動及び本行事を、本市の文化振興に欠かせないものと位置づけ、企画・運営への助言、広報活動等の支援を行っている。現在の市民祭・文化祭は、主に発表者主体の行事である。今後は発表者以外の市民への広がりや市全体の文化振興に寄与しているかどうか等、行事を再評価し、より主体的・効果的な行事開催が可能となるよう、協力・助言が必要となる。	市民及び文化・芸術愛好者	市民の文化活動の発表の場を提供し、創作活動の活性化を図る。また、鑑賞者に対し、多彩な文化活動の鑑賞の場を提供することにより、文化意識の高揚を図る。	867	1	職員参加人数(会議・行事)	人	25	30	25 3人 11人 その他協議等16人	H1 1 8	28,440	4	出演・出品者数	人	1,500	1,500	1,500	概数	3	2	市の主要な文化事業として、文化連盟と協働して実施するものである。文化連盟の主体性がより発揮される形で運営が好ましい。	企画・運営体制の検討等、改善余地は大きい。文化連盟の主体性がより発揮される形で運営が好ましい。行政の助言だけではなく、文化連盟の意見も取り入れれば、より魅力ある行事とすることができると考えられる。	より多くの市民に鑑賞してもらえるよう、広報等に努める。	市の主要な文化事業として、文化連盟と協働して実施するものである。文化連盟の主体性がより発揮される形で運営が好ましい。	文化意識の高揚、文化活動の活性化に有効な、本市の主要な文化行事であり、引き続き一定程度の支援が必要である。今後は、主に運営体制の見直しへの助言と取り入れ、行事の意義を再検討するとともに、発表者以外の市民ニーズを掘り起こす必要がある。	1	18	C	要改善	縮小	継続	文化連盟が主体性を持って行えるよう指導・助言する。行政の関与は最小限としていく。	4	市民の多様な力の活用		
115	文化・学習	第3 市民自治・生涯学習	(3) 市民自治・生涯学習	16	文化振興課	文化連盟支援事業	三次市文化連盟は、8支部193団体で構成され、会員数は2,023人(平成19年度実績)となっており、本市の芸術・文化活動を推進する中核団体となっている。本組織の活動を支援することにより市民の文化意識・レベルの高揚と活動者の裾野を広げることが目標とする。主な支援事業は、補助金交付(2,400千円)、みよし市民祭、みよし文化祭等主要行事の共催(人的支援)、情報提供、広報支援等である。	平成20年度の補助金は2,400千円で昨年と同額であるが、平成18年度に比べ327千円減額しており、会員増、会費の増額やイベントでの収益(バザー・自主事業)等、自主財源の確保の取組を引き続き推進していく必要がある。文化連盟の会員は減少傾向にあり、会員増の取組や役員の高齢化による後継者育成、舞台スタッフの養成等課題がある。市としても解決に向け積極的に指導・助言していく。また、新規事業の実施や市民祭・文化祭等の既存事業の拡充について、平成19年度から実施している「スポーツ文化振興事業」として取り組めるよう支援していく。	市民	市民の文化意識や文化レベルを向上させるとともに文化活動者の裾野を広げ、本市の文化・芸術推進の中核団体である文化連盟を主体的に実施できるように、自主財源の確保が図られるよう育成・強化していく。	3,473	1	文化連盟主催の行事件数	件	29	30	28	H1 1 8	130,827	4	文化連盟加入団体数	団体	200	193	193	文化連盟の市内8支部加入団体数	4	3	市民の文化意識や文化レベルを向上させるとともに文化活動者の裾野を広げ、本市の文化・芸術推進の中核団体である文化連盟を主体的に実施できるように、自主財源の確保が図られるよう育成・強化していく。	市民の文化意識や文化レベルを向上させるとともに文化活動者の裾野を広げ、本市の文化・芸術推進の中核団体である文化連盟を主体的に実施できるように、自主財源の確保が図られるよう育成・強化していく。	市民の文化意識や文化レベルを向上させるとともに文化活動者の裾野を広げ、本市の文化・芸術推進の中核団体である文化連盟を主体的に実施できるように、自主財源の確保が図られるよう育成・強化していく。	文化活動に中心をもつ市民を増加させるため、その活動の中核を担う文化連盟の自主財源(会費、イベント収入等)を増やす取組は、継続していく必要がある。また、加入団体・会員を増やしていくこと及び役員の高齢化による人材育成が課題となっている。行事については、マンネリ化を防ぎ、斬新な企画を打ち出すよう、一層の連携と情報提供を図る。	1	22	B	要改善	縮小	継続	効率的な良い運営と、自主財源確保の取組を行う。	1	7	コストの削減		
116	文化・学習	第3 市民自治・生涯学習	(3) みよし文化の発信と国際交流の推進	16	文化振興課	文化団体の育成・支援	市民が質の高い芸術・文化に触れる機会を提供し、地域の芸術・文化の振興につなげるものとして、文化施設ホール等で文化活動に対する補助金を交付し、活動を支援する。交付団体の実施する事業は、参加型事業よりも鑑賞型事業のものが主体となっている。(参加型事業は文化連盟の事業で行っている。)	文化事業の補助金については、「スポーツ文化振興事業補助金」との関連点を整理する必要があるが、「文化振興活動支援補助金」は、自主的に文化事業を企画・運営できる団体への補助金として存続させる意義があると考えられる。交付団体の中には、自主財源の確保や利用者負担の増大などに対し意識が希薄な団体もあり、指定管理者との協働関係構築等が適正な運営が行われるよう、交付団体に対する指導助言をこれまで以上に積極的に行う必要がある。また、CATVやホームページ等による広報を充実させ、交付団体の活動を紹介していくとともに、イベントの入場者の増加について積極的に支援する。	市民	市民が質の高い芸術・文化の鑑賞機会を提供することにより、地域の芸術・文化を発信するとともに、地域住民が芸術文化に親しめる土壌を醸成する。	7,399	1	補助金交付団体	件	4	5	4	H1 1 8	1,904,750	4	イベント数	回	59	60	60	イベントにおける入場者数、観測会は延人数	4	3	良質な芸術活動を発信し、市民の文化意識を高める。また、市民の文化意識を高め、市民の文化活動への参加を促進する。また、市民の文化活動への参加を促進する。また、市民の文化活動への参加を促進する。	良質な芸術活動を発信し、市民の文化意識を高める。また、市民の文化活動への参加を促進する。また、市民の文化活動への参加を促進する。また、市民の文化活動への参加を促進する。	良質な芸術活動を発信し、市民の文化意識を高める。また、市民の文化活動への参加を促進する。また、市民の文化活動への参加を促進する。また、市民の文化活動への参加を促進する。	補助金は、現行水準を維持し、利用者負担や自主財源確保の取組を強化することによって、より質の高い文化事業を地域に主体的に取り組めるよう積極的に支援していく。	4	22	B	要改善	継続	継続	文化施設を効果的に活用するとともに、利用者負担の見直し、自主財源の確保、指定管理者との協働関係の構築等を行う。	1	7	コストの削減		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象等	手段	目的	H19年度事業費(千円) (職員人件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ラング	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性				
												活動指標			成果指標			目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コストの削減余地		社会的ニーズ												市民ニーズ			
												活動指標(1) 単位あたりコスト	単位	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明	説明											説明	説明	説明	説明
117	文化・学習	3 芸術・文化	(3) みよし文化の発信と国際交流の推進	20	政策課	三次市文化会館リニューアル事業	三次市文化会館の耐震調査や設備の老朽度等の調査を行い、今後のありようを検討するための基礎資料作りを行う。	市民ニーズを的確に把握する。	三次市民	今後の利活用を検討するにあたり、耐震調査や設備の老朽度等の調査を行う。	市民が質の高い芸術・文化にふれ、コンサートや演劇などの多様な芸術・文化・音楽活動を芸術・文化の推進を図る。	1 調査委託者との協議	回	10	H18年度	H19年度	H20年度	1,359,200	4	3	3	3	3	3	3	4	4	20	C	未実施	継続	15	効果の検証	拡大	2	徹底した情報公開			
118	文化・学習	3 芸術・文化	(1) 奥田元平・小田女美術館を核とした芸術による「うるおいある暮らしの実現と感性豊かな人格の形成	19	文化振興課	魅力あるスポーツ文化振興事業	スポーツ・文化のみよし基金の運用益を財源として、市民のスポーツ・文化活動及び交流を推進するとともに、魅力あるスポーツ・文化の創造及び振興を図るため、対象事業に補助金を交付し、支援する。事業の選定については、市民(関係団体代表及び公募委員)と行政で構成する三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会を設置して選考する。検討委員会は候補事業の検討を行い、選考結果について市へ提言する。市はこの提言に基づき、事業を決定する。平成19年度は、スポーツ関係1事業、文化関係5事業に1つの市民提案事業で合計11,565,274円の補助金を交付した。	文化関係の事業と比較して、スポーツ関係の事業の実施が少ない状況である。体育協会やスポーツ少年団等の既存の振興団体のみならず、この事業の趣旨をさらに広く市民にPRし、事業を展開していく必要がある。特に、スポーツ・文化振興事業検討委員会でも意見の出された、高齢者・障害者のスポーツの充実につながる事業の実施を追求し、スポーツを目的とする必要がある。	市民	魅力的な夢が実現される事業を実現するため、市民と行政の協働により事業を創造し、対象事業に補助金を交付して目的が達成できるように支援する。	良質なスポーツ・文化に触れる機会を増大させるとともに、スポーツ・文化団体の活動や交流を一層促進し、特に青少年が夢を抱ける事業を実現することで、感性豊かな人格形成とつながる暮らしを実現する。	1 検討委員会会議回数	回	1	13,712	4	2	21	36	13,712,000	5	4	4	4	4	4	23	B	未実施	継続	無し	継続	14	成果の向上					
119	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(1) 平和の継承と創造	16	ひとづくり課	平和推進事業	被爆者や戦争体験者の高齢化に伴い、原爆と戦争の記憶は次第に風化し、忘れられようとしているため、恒久平和の継承と創造することが重要な課題となっています。このため、『三次市平和非核都市宣言』の浸透と平和折舎事業による国内・国外への平和の発信を行います。○平和のつどい MIYOSHI 2008 ○平和映画上映会 ○平和絵紙展 & 折鶴リレー ○8・6・8・9折りの呼びかけ(サイレン、平和の鐘の一斉放送)など	市民の関心を高めるため、より多くの市民が参加できる事業を創出する。	市民	平和を考える機会を提供として、平和のつどいや平和映画等の開催、慰霊としてサイレン吹鳴・平和の鐘一斉放送の実施。	平和の尊さに想いをよせ、恒久平和の実現に強い関心を抱く。	1 開催箇所数	箇所	11	4,854	2	11	12	446,181	4	3	3	3	3	3	3	3	26	B	要改善	継続	有り	継続	10	内容の改善	4	市民の多様な力の活用		
120	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	16	ひとづくり課	人権啓発事業	人として人権感覚を身につけるための取組を行うことで、自らが問題に気づくこと、そして、他人を思いやる意識に目覚めることができる具体的な施策を行う。 ●ひと・かがやきフェスタ2007(映画上映会、講演会、ミニコンサート、人権書道作品展、啓発パネル展、市内共同作業所の物品販売) ●ひと・かがやきセミナー(絵本の読み語り、人権落語、市内6会場) ●PTA人権教育講演会支援(小学校15校、中学校2校) ●社会を明るくする運動(推進フォーラム、ほか) ●日本語教室 ●人権の花運動	ひと・かがやき・みよしプラン(三次市人権教育・啓発推進プラン)にも基づき、時代の要請にそった啓発の取組について、広く市民に伝え、理解をしていただく。	市民	「ひと・かがやきフェスタ」や「ひと・かがやきセミナー」、また課題別の啓発事業を開催し、市民の人権感覚の高揚を図る。	市民の誰もが、人権尊重の理解を深め、互いに認め合い、ともに支えあって生きるひとづくり・まちづくりをめざす。	1 講演会、講座の開催箇所数	箇所	1	6,153	2	7	4	2,850,000	4	250	876	900	879,000	5	4	3	3	3	23	B	要改善	継続	有り	継続	10	内容の改善	8	事務事業の効率化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性													
													活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由					
																																											改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分
121	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	13	ひとづくり課	外国人生活相談	外国人生活相談を開設し、行政手続きの方法や生活上の悩み等に助言を行っている。本市に在住、研修生等にみよし日本語教室・日本語指導ボランティア講習会の実施や、永住外国人参政権への取り組みを行っている。	日本語をボランティアの育成強化、体制整備。外国人相談員が高齢化し、一人であるため、後継者育成と体制整備	本市に在住する外国人	日本語の習得、生活する上での心配事・困りごとの生活相談を行う。	日本(三次市)での日常生活を安心して営めるようにする。	1,452	1	講座の総開催回数	単元	591	535	576	延べ講座の数	H18 1,818	2,450	4	講座・教室の受講者	人	1,057	854	1,000	講座・教室の受講者総数	4	日本語の習得を希望する外国人は、多く自立して生活していることを見ている。	日本の生活習慣・文化等になじんで、上手に本市での生活に合わせるようになってきた。相談員の後継者、体制整備が必要。	外国人の生活相談は、講師の謝礼のみで経費を削減することは、困難である。	市が外国人の自立支援のための、取組むべき施策と考える。	外国人登録数は、微減であるが、在留資格を保持し、学び、働くといった状態である。支援策が必要であり、社会的ニーズは高い。	協働のまちづくり推進に当たり、外国人支援に対する市民ニーズがある。	22	B	要改善	継続	「三次市人権教育・啓発推進プラン」においても、外国人に対する施策は重要であり、具体的な施策を明記している。また、学校でも外国人が増加しており、事業ニーズは高い。外国人の日本語習得希望は多く、日本語を教える講師の育成と外国人相談員の育成強化を図り、生活相談にももつと応じるべきである。	有	有	13	サービスの向上			
122	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	15	ひとづくり課	市民無料法律相談	多重債務、相続、離婚、土地境界問題等について、弁護士による無料の法律相談を毎月第1・第3木曜日の13時から16時まで、相談時間30分単位で実施する。法的に専門知識を有する相談事例が多く、市職員、消費生活相談員では、問題解決が困難な問題について、弁護士の相談、アドバイスを受けてもらう。特に近年は、多重債務問題が顕著化し、国においても、多重債務相談マニュアルを作成し、対応しているところであるが、最後は、法律の専門家である弁護士に依頼して、問題解決を図る必要があるため、ぜひとも必要な事業である。	毎月第1・3木曜日に実施しているが、相談件数も多く、事業の拡大を検討する必要がある。限られた時間(30分)なので、相談者には質問内容を整理して相談するよう勧めている。備北地域事務所の県民相談室も第3木曜日に無料弁護士相談を行っているため、紹介している。	市と広島弁護士会が業務委託契約締結し、広島弁護士会から派遣された弁護士が、刑事・民事・その他法律相談全般に対応する。	市と広島弁護士会が業務委託契約締結し、広島弁護士会から派遣された弁護士が、刑事・民事・その他法律相談全般に対応する。	相談者が法的に問題解決の道筋を付けられるよう、助言と指導を行う。	毎月第1と第3木曜日に30分づつ6時6分×2回×12月＝144回	1,042	1	想定される相談回数	回	144	144	144	相談件数は微増であるが、多重債務問題が顕著化しており、相談件数は増えると思われる。	H18 1,188	7,222	4	相談者	人	128	129	133	相談者数は微増であるが、多重債務問題が顕著化しており、相談件数は増えると思われる。	4	相談者のニーズにしている。	解決に向けて方向性が明確である。	コストは弁護士への業務委託料であり、弁護士費用が高額であることから、削減の余地は小さい。	市民の立場に行政を指すならば、市で行わなければならない。	多重債務等を解消して安定した生活を取り戻すためには、必要性は高い。	予約制で受け付けているが、他機関へ紹介するほど、市民ニーズは高い。ひまわり基金事務所が開業されたが、相談者は、低所得者が多く、民間への相談は困難である。	1	C	要改善	継続	多重債務者、中山間地や高齢者の一人暮らしの世帯での、法的トラブル、架空請求等は増加しており、無料法律相談のニーズは高く、事業の拡大が必要である。	業務委託料を増額し、相談回数を増やす。	予算額	有	有	8	事務事業の効率化
123	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(2) 人権の尊重	16	ひとづくり課	女性相談業務	DVや児童虐待、離婚問題など女性が抱える様々な課題について、婦人相談員を配置して相談に応じその解決をめざす。	広島県広島こども家庭センター、備北こども家庭センター、三次警察署との連携の強化。	相談、情報提供及び一時保護施設への同行	転落未然防止及び保護自立支援	平成18年度は、公共施設窓口及びショッピングセンタートイレに連絡先を書いたものを配布。平成19年度は広島県こども家庭センター、警察署などとの連携により、的確な情報提供・相談支援が行え、目的達成への貢献度は大きい。	1,839,000	1	相談窓口の周知	件	1	2	2	相談希望者はすべて相談を受けることができる。	H18 1,839,000	4	女性からの相談件数	件	47	99	100	相談希望者はすべて相談を受けることができる。	5	相談は個別に事情が異なるが、全てのケースへの万全の準備は困難である。関係する機関・部署との連携強化が必要である。	婦人相談員の人員費などを占めている。相談は不特定であり、また緊急を要することも多いため、週3回の相談日の開設が必要であり、削減が難しい。	他の市町ではNPO法人など民間機関が相談に対応している場合もあるが、本市では体制が整備されていない。また、市民としても行政に対する信頼感もあり、市の実施が望ましい。	DVや離婚問題をめぐる女性特有の問題は多様化・複雑化しており、相談窓口のニーズは高い。	必要とする市民は限られるが、必要とする人にとっては命に関わる場合もあるため、関係する機関との連携を強化し、相談体制を整備する必要がある。	1	B	要改善	継続	相談者の移動の負担軽減や、加害者からの身の安全を守るための、権力、一箇所で相談(ワンストップサービス)の仕組みを構築する必要がある。	有	有	13	サービスの向上					
124	文化・学習	3 平和・人権・男女共同参画	(3) 男女共同参画社会づくり	16	ひとづくり課	男女共同参画推進事業	男女が互いに人権・個性を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とし、総合的かつ計画的な事業の実施。	一般市民への啓発のみならず、各種団体を対象とした啓発や、事業所等へ女性支援策など実行性のあるものが必要である。	講演会(男女共同参画週間中)、セミナー(全3回、10月～11月)、広報誌「パートナーみよし」の発行(念3回)	男女共同参画社会への理解促進	講演会(男女共同参画週間中)、セミナー(全3回、10月～11月)、広報誌「パートナーみよし」の発行(念3回)	1,717	1	開催箇所数	箇所	4	4	4	講演会セミナー等来場者数	H18 1,746,500	4	来場者数	人	212	227	230	講演会セミナー等来場者数	4	市民啓発のための講演会やセミナーを実施しているが、60代以上の参加が多い。若い世代の参加を増やすことが大切。	講演会、セミナーともアンケートの結果からは、60代以上の参加が多い。若い世代の参加を増やすことが大切。	団体補助金が事業費の3分の2を占める。市民団体の自主活動は大切であるが、補助金に頼らない事業への創意工夫が必要である。	男女共同参画事業は、推進条に掲げる市の責務に基づき、積極的に推進していく必要がある。	男女が社会の様々な分野で参加、活躍している環境の構築について、緊急の課題である。	市民や事業者へ対しての男女共同参画の必要性が浸透している面があるが、徐々に市民の理解と環境の改善は進みつつある。	24	B	要改善	継続	啓発事業のみでは男女共同参画社会の実現は困難であり、事業所への支援や女性の社会参加のための学習・就業支援などを併せて実施する必要がある。	事業規模	有	有	4	市民の多様な力の活用			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性																
													活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市開与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ										
																																									改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分
125	文化・学習	第3	4 スポーツ	(2) 子どもがスポーツに夢をもてる環境づくり	社会教育課	小学生スポーツ振興事業(小学生陸上記録会)	三次市内全校の6年生がみよし運動公園において競技を行うことにより、学校間の親睦を深めることにより、児童の体力・運動能力・競技力の向上を図る。また、自己記録目標達成を果たすため、練習に取り組み、知・徳・体のバランスのとれた人間形成を図る。 ・運動を始める契機作りや、個性や特技を伸ばすための模範演技や指導を行う。 ・みよし運動公園を利用した競技から、施設の感触・良さを会得する。	競技力向上へ向けた技術指導を取り入れる必要がある。	市民	三次市内小学校6年生がみよし運動公園陸上競技場において、100m競走・走り幅跳び・ソフトボール投げ・800m走・4x100mリレー5種目により陸上記録会を行う。	陸上記録会を通じて体力・運動能力・競技力が向上し、また、陸上記録会に向けての練習を通じて、努力することの大切さを学び、知・徳・体のバランスのとれた人間形成が図られている。	1,715	1 実施回数	回	1	1	1	H18年度 1,711,000	4	児童の体力・運動能力が全国平均を上回っているテスト種目の割合	%	38	38	63	H19年度 1,715,000	5	広島県児童生徒の体力・運動能力調査(テスト種目総数:8)	3	目標を全て達成しているとはいえないが、陸上競技を通じて運動を始める契機づくりやバランスのとれた人間形成を図ることには効果を与えていると思われる。	2	目標である小学校間の交流について、方法を改善し、成果の向上を図ることが可能である。	4	小学校間のバス輸送費が経費の大部分を占めているためコスト削減の余地は少ない。	3	学校行事であるため、市が関与する必要がある。	3	児童の体力・運動能力は低下しており、社会的にも運動を励行する傾向があるため、陸上記録会を通じての体力・運動能力・競技力の向上は社会的ニーズがある。	3	当該事業は市内小学校が対象であるため、市民の認知は少ない。社会的に運動を励行する中、児童がスポーツを行い運動能力の向上を図ることに対しては市民ニーズはあられると思われる。	18	C	要改善	継続	陸上記録会を開催することにより目標に向かって練習、努力することができる。児童の体力・運動能力・競技力の向上を図り、運動を始める契機づくりができる。目標の一つである小学校間の交流及び教職員の指導力向上について手段・方法を再検討する必要がある。	有	10	内容の改善	有	10	内容の改善
126	文化・学習	第3	4 スポーツ	(1) だれもがスポーツに親しめる環境づくり	社会教育課	総合型地域スポーツクラブ設立支援	総合型地域スポーツクラブは、誰でも、いつでも、好きなレベルで、いろいろなスポーツを、世代を超えてみんなで作る、みんなが楽しむクラブです。 三次市教育委員会は暮らしの中にスポーツ活動を取り入れ、スポーツに親しむことができる環境を整えるため、クラブの設立・育成へ向けた地域や団体の取り組みに対して支援を行う。設立にあたっては、地域の特性や実情に応じたものとしていく。(三次市スポーツ振興計画では、平成26年度までに19クラブの設立を指標としている。)	引き続き総合型地域スポーツクラブの活動をまちづくり活動の一環として位置づけ、地域の特性を活かし実情に応じたサポートを行う。	市民	地域や体育団体等へ設立の働きかけや総合型地域スポーツクラブを設立しようとしている地域・団体。また設立後1年未満のクラブに対して、育成費を交付する。(上限50万円)併せて先導事例等の情報提供をする。	三次市内に19の総合型地域スポーツクラブを設立(住民自治組織連合会単位)し、生涯スポーツ・健康体力づくりとしてのスポーツ活動が行われている。	1,931	1 クラブ設立数	組織	1	4	H18年度 1,931	4	平成18年度にみよしスポーツクラブが設立された。平成20年度は、設立準備を経て甲奴・吉舎・三良坂・吉田・三良坂に立ち上げる。	#DIV/0!	5	クラブ会員数	人	282	500	H19年度 #DIV/0!	5	住んでいる地域で、自分の年齢や体力に応じたスポーツできる場を確保することにより、スポーツ実施率の向上が図られる。	2	クラブの活動を通して自分の住んでいる地域外の者や多世代との交流が図られ、地域づくりにつながっていくことが望める。	4	クラブの育成支援として補助金交付をしているが、交付期間や限度額を定めていくことが望ましい。	4	地域住民が主体となつて設立・運営していくことが基本であるが、クラブ設立までの啓発活動や団体間の調整や情報提供等は行政の支援として必要である。	5	日常的に体を動かすことの少ない現代社会において、体力や健康に健康に関心をもつ人が多くなり、社会的ニーズは高い。	3	スポーツ活動に取り組みたいが、そのために会費(受益者負担)を支払うことに抵抗がある。	22	B	未実施	事業拡大	市民の健康や体力づくりへの関心が高まりつつあり、年齢や体力に応じたメニューや運動の運営が必要である。また、クラブの活動は、住民自らのつながりによるものであり、今後ますます住民の多様な力を活かしたクラブ設立や運営が必要と考えます。	有	14	成果の向上	有	1	市民と行政の協働	
127	文化・学習	第3	4 スポーツ	(2) 子どもがスポーツに夢をもてる環境づくり	社会教育課	中学校クラブ活動ステップアップ事業	希望する部活動が自校にない生徒のために、学校間の連携による部活動を実施することにより、当該校までの移動手段を確保し、生徒の送迎を行う。 平成19年度は、部活動の状況と生徒のニーズ把握を行う中で事業の必要性を明らかにし、実現の可能性について検討した。	単に部活動での学校間の連携を支援するだけではなく、教職員による部活動における指導力強化や、地域の人材活用などにより、指導体制の充実を図っていく必要がある。	三次市内の中学生	生徒の要望を調査・把握した上で、意志の確認を行う。 生徒の希望する部活動ができるよう、学校間の連携を図る中で相互受け入れ体制を構築するとともに、生徒が学校間を移動する際の送迎を行う。	希望する部活動を通して、自分の特技・能力を伸ばすとともに、目標達成のために努力し、継続して精神力を醸成する。	569	1 該当校数	校	1	3	H18年度 #VALUE!	4	当該事業対象校(特に生徒の少ない北部3町の中学校)	#VALUE!	4	他校での合同練習希望数	件	2	調査の結果、柔道・サッカーで要望があった。	5	希望する部活動を行うため、受け入れ体制の整備等、学校間調整が必要である。また、移動手段の確保は必須条件である。	2	本事業は受け入れ体制の整備や引率・移動に係る課題があり、事業実施の障害になっている。これらの課題を整理し、生徒や保護者にとって利用しやすい制度になれば、成果は上がるものと思われる。	3	受け入れ体制に係る課題を整理し、制度化が図られ、学校間調整にかかる労力が軽減できる。また、移動手段に公用車を使用し、運転業務のみ委託することで経費の削減が可能である。	3	学校教育の一環であり、学校間調整や公用車の使用など市が関与する必要がある。	3	生徒の減少に伴い、部活動種目の減少や単独でチーム編成が困難な学校が開始している。小規模校では選択の幅が狭く、この格差を緩和し、自校にない部活動を希望する生徒は、今後のケースは増加すると思われる。	19	C	未実施	継続	平成19年度に事業着手し、生徒のニーズ把握を行う中で本事業の必要性が明らかとなった。平成20年度には事業対象となったものの、手直しは実施には至らなかった。生徒数の減少による部活動種目の減少は今後の進捗は不透明である。生徒のやる気を応援し、保護者の負担軽減を図る上からも本事業は継続すべきである。	有	10	内容の改善	有	10	内容の改善				
128	文化・学習	第3	4 スポーツ	(3) スポーツ施設の充実	都市整備課	みよし運動公園整備事業	県北のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる都市公園施設として位置づけ、都市計画決定及び事業認可を受け整備を行っている。これまでには平成6年度のアジア競技大会、平成8年度の国民体育大会でのサッカー会場として、平成16年度の全国高校総体の自転車競技会場として活用しており、スポーツ人口の増加や競技レベルの向上に寄与している。 平成19年度は野球場施設整備工事を行うとともに、計画的に公園用地の土地開発会社からの買戻しを行っている。今後も野球場の施設整備を進め、公園施設の充実を図る。	平成20年度中の野球場完成とあわせ、指定管理者と協力して施設の利用促進を図る必要がある。	市民・広島県北部のスポーツ愛好家・ファミリー層・近隣施設利用者	①利用者の利便性の向上やシンボル性を持った施設整備 ②広域的な利活用(定期的な各種スポーツ教室の開催、大会・プロ野球の開催、誘致及び県内外からの合宿利用の促進など)	スポーツ人口の増加及び競技レベルの向上、市民の憩いの場の提供	810,236	1 ワークショップ等の開催	回	4	1	H18年度 134,861,794	4	運動公園整備検討委員会開催 野球場づくりワークショップの開催	#DIV/0!	4	ワークショップ等の参加者数	人	120	200	H19年度 #DIV/0!	5	ワークショップ等による市民等の意見を取り入れている。	3	プロ選手による野球場、陸上競技場等の施設は継続して行ない、市民の競技力向上に貢献することが可能である。また、野球場完成後はプロ・社会人等の大会を開催し、市民に高いレベルの競技に接する機会を提供することが可能である。	3	将来的に利用料金の増加によるコスト削減の検討余地がある。	3	施設整備は都市計画に基づき市が行なうものである。維持管理、運営等については指定管理者による管理を行なうものである。	5	県北のスポーツ・レクリエーションの拠点施設としてのニーズは非常に高く、整備する必要がある。さらなる来園者数の確保、施設の有効利用のためには周辺施設(広島三次ワナナリ、奥田実業館、三次中央病院等)との連携を視野に入れた多目的な利用について検討する必要がある。	有	14	成果の向上	有	14	成果の向上								

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	ランク	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価		2次評価事務局業務		改善の必要性		改善区分							
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性					実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由		判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善の 必要性		
																																										改善区分	改善の 必要性
129	第4 産業・経済	1 観光	(1) 観光資源の魅力アップ	17	観光商工課	観光振興・情報発信事業	本市が保有する豊かな自然、個性ある歴史・伝統・文化資源、市民が持つ魅力やエネルギーを全国に積極的に発信することにより、「三次」の知名度・認知度を高め、観光客の誘致拡大を図り、本市にぎわい溢れる活気のあるまちとなり、また市民をあげて「おもてなしの心」で、何度も訪れてみたい魅力あるまちとするため、市民が協働で「三次市観光キャンペーン実行委員会」を設立し、各種イベント、事業の展開を図る。	官から民への事業主体の移行を行うべく、観光協会の機能強化、さらなる市民のおもてなしの心の育成が必要である。また、HPの充実や広報PRにかかる企画力を強化し、更なる観光客の増加を図る必要がある。	観光客及び市民	地域で開催される各種イベントや観光情報など、三次の魅力を全国に発信するため、HPや雑誌などを活用し広報PRを強化するとともに、実行委員会が主体となり、より多くの観光客を誘致できるように四季を通じて全体的なイベントの開催に取り組む。	観光客誘致の拡大、観光消費額の増大、市民をあげてお客様をおもてなしするという心の醸成	1	主な取組事業数	9	9	10	観光キャンペーン実行委員会において取組む事業数。継続事業のほか、19年度はホームページの作成	4,979,333	4	入込観光客数	千人	1,981	2,154	2,200	施設によっては減少もあるが、三次市への入込観光客数は増加している。	4	官民が協働して各種イベントを開催することで、市民の一体感の醸成につながり、市全体で観光客の誘致に取り組むことができる。また、大々的なキャンペーンの実施により、メディアへの露出も増加し、三次市を全国にPRできる。	3	キャンペーンの取組みが、観光客数及び観光消費額に影響を与えていると考えられる。一定の成果が上がっている。今後、さらにはHPの充実等情報発信の強化に努めることにより、成果の向上が期待できる。	3	各種事業が本市の観光PRに及ぼす効果について、事業計画を行う必要がある。また、広報PRについては、ある程度のコストをかけた戦略的に実施することにより、全国への波及効果が期待できる。	3	各団体が連携して各種事業に取り組み、ネットワークのよい組織としていく必要はある。しかしながら、市全体のイメージアップにつながるものは、調整役として市の関与が必要である。	4	「癒し」や「やすらぎ」を求め、観光客は多く、三次の自然や景観を活かす必要は高い。また、小田原美術館など観光施設との組み合わせによる観光客の創出は市民の関心も高い。	魅力ある地域は、そこに住む人の力であり、交流人口の増加は地域を活性化させる方法である。市民参加型の観光都市の創出は市民の関心も高い。	21	C	観光キャンペーンの取組みは市内外に定着してきており、着実に観光客の増加、観光消費額の拡大につながっていると考えられる。今後は、新たな企画を考える中、民が主体となる観光施設の機能強化、地域団体間の連携の強化を継続して三次市の魅力の発信に努める必要がある。	4	市民の多様な力の活用	4	市民の多様な力の活用
130	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	17	農政課	地産地消推進事業(食育ネットワーク推進事業)	集出荷団体等が、地元で生産された安全・安心で新鮮な旬の農産物を、学校給食の食材として供給するために必要な保冷庫の設置に対する経費を補助する。平成19年度までは、食育ネットワーク推進事業として実施、19年度は実績なし。	地元で生産された、顔の見える安全・安心で新鮮な農産物を給食に供給することの意義・目的を、生産者・保護者・教員・栄養士・調理員などが共有し、スムーズに供給・使用ができる体制づくりを行うことが必要である。そのためには生産者と各調理場との調整役を担う組織や人材等の発掘・育成が必要であると同時に、地元商店との食材購入にあたっての調整が必要である。	農家・生産者団体・集出荷団体	販路拡大を図り、農家の所得向上のために、規格外等で市場に出荷できない農産物も合わせて、学校給食の食材として活用するために必要となる保冷庫の整備についての補助。	対象が学校給食の食材として地元農産物を供給する際、より円滑に供給できる環境にするため、必要な設備等の整備を図る。	1	補助件数	件	2	3	学校給食への食材供給用の保冷庫を整備した件数	1,002,500	4	補助件数	件	2			学校給食は子どもたちへの食育という点から、安全・安心で新鮮な旬の地元農産物を活用することが望ましい。また、子どもたちの評価や給食便りなどによって、家庭での食生活の見直しを行い、地産地消の普及啓発が図られる。	3	市内全学校および保育所へ拡大するべき事業であるが、供給にあたっての収益性が低く、受益者負担率の軽減を図る。	4	学校・保育所給食へ地元農産物を供給することにより、地産地消や食農教育を推進するため、市が主体的に取り組む必要がある。	4	安全・安心で新鮮な旬の地元農産物を子どもたちが食するということは社会的にも非常に高いと言え、また、生産者にとっては販路拡大に繋がるとともに、食の安全・安心につながる。また、生産者にとっては食の安全・安心につながる。また、生産者にとっては食の安全・安心につながる。	消費者は安全・安心で新鮮な農産物を求めている。学校給食においては、生産者の顔の見える農産物が供給されることに対するニーズは高い。	学校給食における地元農産物の使用拡大に向けて、地元供給組織等の体制の確立は行政が主体となって進めていく必要がある。また、20年度からは、本事業を「地産地消推進事業」へ統合し、保冷庫以外でも供給に必要な設備等を対象に加えて対応する。	終了	終了	地産地消の取組を効率良く推進するため、保冷庫整備のみでなく、事業統合し、総合的な体制整備が必要	1	1	事務事業の統合				
131	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	19	農政課	「地産地消の店」認定業務	三次産農産物を食材として積極的に使用する飲食店「地産地消の店」として認定することにより、三次産農産物の宣伝と消費拡大を図り、地産地消を推進する。	認定店の数を増やすとともに、三次産農産物を積極的に販売している小売店や加工品なども認定対象とする。また、認定されたことによるメリットが見える事業を考える。	三次産農産物を食材として積極的に使用する飲食店	三次産農産物を積極的に使用する飲食店に、積極的に提供する。地産地消の店を積極的にPRする。	認定店は地産地消に対する姿勢や意識の高い店で、使用している食材は安全・安心で新鮮であると意識付け、利用者や三次産農産物の購買意欲の増加、消費拡大へと繋げる。	1	店舗数	件	10	5	「地産地消の店」認定店舗数	#VALUE!	4	広報回数	回	1	3	各種広報媒体の利用件数		5	生産者・飲食店・消費者のそれぞれがメリットを享受しながら地産地消の推進を図ることができる事業である。	2	地産地消の店認定店の増加のほかに、積極的に三次産農産物を販売している小売店や原材料に三次産農産物を使用している加工品なども認定していくようにする。	3	印刷製本費の手算計上であるが、食の安全・安心を推進する観点から、市が主体となる必要がある。	5	地産地消の店認定店の増加は、食の安全・安心を推進する観点から、市が主体となる必要がある。	5	「食」に対する市民の関心は非常に高く、食の安全・安心を推進する観点から、市が主体となる必要がある。	「食」に対する市民の関心は非常に高く、食の安全・安心を推進する観点から、市が主体となる必要がある。	認定店舗数の増加に向けた取り組み、および認定店の積極的なPRなど、今後も継続して行う必要があると考えられる。	無し	無し	安全・安心で新鮮な農産物の利用拡大は社会的ニーズ、市民のニーズは高く、より広く周知し店舗の拡大が望まれる。	2	2	徹底した情報公開
132	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	18	農政課	三次産米販売拡大事業	18度から改められた農業を展開し、生き残りかけた取り組みとして、市内で生産された良質でおいしいこだわりの米を「三次産米」として、広く市内外へ宣伝販売することで、産地のイメージアップを図り、三次産米のブランド化にチャレンジしている。	販売先の確立と採算ベースに乗せていくことが重要。	市内外、県内外の個人消費者及び飲食店、小売店等	堆肥を施用した「三次産こだわりの米」として、付加価値をつけ、他の米と比べて、誰がどこでどのように作ったかわかる安全・安心でおいしい「こだわりの米」を有利販売していく。	市内の農家の方に、堆肥施用や特殊農法を誘導していただくことにより、より付加価値のある米の栽培を普及拡大し、農家所得の向上を目指す。	1	米販売実績	回	20	30	イベント出展回数	#VALUE!	4	米販売実績	t	約20t	約60t	販売総量		4	安全・安心な農産物の需要は、拡大している傾向にあり、消費者ニーズに応えるとともに農家の所得向上を目指す。	2	販路の拡大等向上の余地は大きい。	3	流通過程におけるマーケティングと生産コストの削減により、削減余地はある。	2	販売者は、三次市農業支援センターで、特産品の宣伝販売業務として主体的に取り組む必要があり、市は必要に応じて連携するほうがよいと考えられる。	安全・安心でおいしい農産物の需要は、拡大傾向にあり、消費者が求める農産物の販売は、社会的にもニーズは高い。	市内においては、特に地産地消の観点から、学校給食・小売店・飲食店においても地元農産物の消費拡大を図ることは、市民にとってニーズが高い。	これまでの実績を踏まえ、こだわり米の販売主体を農協へ移行する。	3	3	民間委託等の推進				

Table with 22 columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事業の対象等, 手段, 目的, H19年度事業費, 活動指標, H18年度, H19年度, H20年度, 説明, 活動指標(1), 成果指標, H18年度, H19年度, H20年度, 説明, 目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コスト削減の余地, 市関与の妥当性, 社会的ニーズ, 市民ニーズ, 合計点, ランク, H18年度評価, H19年度評価, 1次総合評価, 拡大・縮小, 改善の必要性, 2次評価事務局業務, 拡大・縮小, 改善の必要性. Rows 133-136 contain detailed project information.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合評価		拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小 内容	改善の必要性							
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明				目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地			コストの 削減余地	市関与の 妥当性			社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由			
																																									改善区分	改善区分	判断理由
137	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	20	農政課	果実・野菜 支援対策事業 (販売 野菜等 ハウス 導入支援 事業)	ハウス導入による出荷野菜及び花きの生産促進を図り、農家所得の向上と農業経営の安定に資するため、三次市出荷野菜等ハウス導入事業を行う。	同事業を平成20年度から平成23年度まで要綱改正し、今後とも出荷野菜や菊のハウス栽培を行う生産者を支援していく必要がある。農業者の高齢化が進んでいる状況で、水稲以上に手がかかる野菜栽培への取り組みを推進するには、できるだけ高価格で販売できる農産物にするため、特別栽培や低農薬栽培等消費者の求めに対応する栽培方法に取り組む必要がある。	市内において、現に農業経営を行っている者、または行うこととする者で、アンテナショップ等で販売することを目指す。出荷野菜及び菊のハウス導入を行う者。	出荷野菜及び菊のハウス導入による所得が向上する	5,695	1	棟	15	14	14	本事業への申請件数	H18 384,600	4	棟	23	26	26	新たに設置したハウス数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	25	B	継続	継続	無し	継続	継続	有し	15	効果の検証
138	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	19	農政課	新規就農者 受入拡大 事業	(趣旨) 新に農業を営み、農村社会の安定的な発展及び活力ある農村社会の形成に参画しようとする者に対し、新規就農者の経営等に要する経費に対して支援する。(補助事業) ・新規就農者・新規就農予定者へ200千円/月(上限)の生活支援、及びその扶養家族へ14千円/月(上限)の支援。 ・機械又は農地の購入経費として3,000千円を上限に1/2以内で補助 ・基幹作業用機械の借上として、20千円/回を実費額で補助 ほか ・営農指導助成として、新規就農受入者へ50千円/月で補助	新規就農者の確保	新規就農者、新規就農予定者、新規就農受入者	新規就農者への生活支援、機械導入又は基幹作業用機械等の借り上げ料支援並びに新規就農受入者への営農指導助成等	新規就農者の支援、確保等による農村社会の安定、人口の増加につなげる。	1	事業PR	人			市広報でのPR	H18 #VALUE!	4	件			5	対象新規就農者数	5	5	5	5	5	5	5	5	30	A	継続	継続	無し	継続	継続	有し	10	内容の改善	
139	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略	16	農政課	認定農業者 育成事業	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加している。意欲と能力のある認定農業者の農業経営規模の拡大により経営の安定を図り、併せて農地保全を図るため、農地の利用権設定による認定農業者への農地集積を支援する。利用権設定の面積及び期間に応じて、補助金を交付する。	農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加しており、農地保全の観点から、認定農業者が農地集積に取り組めるよう誘導する施策が必要である。	3年以上の賃借権の設定を受けた認定農業者	賃借権の設定による農地集積を支援(補助金の交付) ① 3年以上6年未満:6,000円以内の額/10a ② 6年以上10年未満:15,000円以内の額/10a ③ 10年以上:20,000円以内の額/10a	認定農業者の農業経営の安定を図る。	19,533	1	賃借権を得ている認定農業者数	人	35	24	30	H18 950,285	4	m	1,884,114	1,042,900	1,135,639	賃借権が設定されている面積	4	4	3	4	4	4	4	23	B	継続	継続	無し	継続	継続	有し	10	内容の改善	
140	産業・経済	2 農林畜産業等	(1) 儲ける農業戦略		農業委員会事務局	農地保有 合理化促進 事業	農業経営者に対し、農地保有合理化法人(財)広島県農林振興センター等)が中間保有している農地を、所有権移転や賃借権などのあっせんを行う制度で、税制上の優遇措置を受けることが出来る。	財)広島県農林振興センターは、平成18年度で新規に中間保有する事業は終了したが、引き続き、財)広島県農林振興センターが既に中間保有している農地について、遊休農地の解消を図る。	農業者	規模拡大をめざす農家や、集落法人へ利用権設定等の方法で農地を集約していく	担い手へ農地を集積し、その経営の安定に資するとともに、耕作放棄地の発生を防止する。	214	1	農地利用合理化事業実施件数	件	3	2	2	H18 94,666	4	件	3	2	2	事業実施件数	5	5	5	5	5	3	3	26	B	継続	継続	無し	継続	継続	有し	2	徹底した情報公開	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性																	
												H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度							説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ										
																																						改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分	改善区分
141	産業・経済	2 農林畜産業等	(2)「消費者が求める安全・安心」を「のたわせ」	20	農政課	米飯給食推進事業	本市の小中学校における学校給食へ農業及び化学肥料の使用を抑えた、より安全・安心で生産履歴の明らか三次産特別栽培米及びエコファーマー栽培米を導入することにより、地域農業の振興を図るとともに、地産地消及び食農教育を推進していくことを目的とする。	生産者・学校現場・関係機関の連携が必要不可欠である。こだわり米の供給量の確保	市内の小中学校	市内の小中学校給食へ三次産こだわり米を導入するため、各学校給食調理場運営委員会等が従前から購入していた米の価格とこだわり米の購入価格の差額に対して、補助する。	市内の小中学生が、地元で生産され、生産者の顔が見える安全・安心な米を消費することで、食農教育の推進が図られる。	1	kg	200	16,000	給食使用量	H18 #VALUE!	4	市内小中学校給食におけるこだわり米導入率	%			50	市内小中学校数 39校	現時点では、学校給食費の値上げが困難であるため、補助金を出すことにより、給食費は従来どおりで三次産こだわり米が導入できる。	2	導入初年度という点で、改善の余地は大きいと思われる。	4	こだわり米の単価が下がれば補助額も減額となるため、こだわり米の経費削減に努める。	5	補助金の交付とすることで、学校側及び保護者からもニーズが高い。	4	全国的にも、学校給食への米飯導入は、拡大傾向にあり、社会的ニーズは高い。	4	市内においては、特に地産地消や食農教育の観点から、学校側及び保護者からもニーズが高い。	24	B	未実施	未実施	継続	次世代を担う児童生徒へ、より安全・安心で生産履歴が把握できるこだわり米を供給し、食農教育、地産地消の推進を図る必要がある。	1	市民と行政の協働	有り	14	成果の向上	
142	産業・経済	2 農林畜産業等	(2)「消費者が求める安全・安心」を「のたわせ」	19	農政課	特殊農法チャレンジ支援事業	他産地との農業経営における差別化を図り、自然と調和した環境保全型農業を推進するため、特殊農法による農産物の生産出荷に要する経費に対して補助金を交付する。	市内一円で特殊農法が広がるよう、PRする。(一部の地域に集中しないように)	市内に居住する個人、団体(集落及び農業生産法人等)	有機農法(JAS規格)により栽培された農産物及び特別栽培農産物の生産出荷に要する経費に対して(10a当り1万~2万円)補助する。	市内の農家、団体が特殊農法により、環境にやさしい農業の実践を行うことで環境保全に寄与するとともに、より付加価値のある農産物を出荷することにより、農産物の向上につながる。	1	kg	185,000			H18 #VALUE!	4	申請件数	件			100		補助金を交付することにより、環境保全型農業の推進と農産物所得の向上につながる。	2	実質、20年度が初年度であるため、向上の余地は大きいと思われる。	5	コスト削減には、該当しない。	5	補助金の交付とすることで、環境保全型農業の推進と農産物所得の向上につながる。	4	現在、食の安全・安心に対する意識は非常に高まっており、生産者の顔が見える特殊農法による農産物の生産の推進は社会的ニーズとも思われる。	4	市内においては、特に地産地消や食農教育の観点から、ニーズが高い。	24	B	未実施	継続	農業・化学肥料を抑えた栽培方法による安全・安心な農産物の生産を振興することにより生産者所得の向上と三次産農産物のブランド化を推進するため継続した取り組みが必要である。	無し	無し	継続	平成19年度からの事業であるが、実績が無い。内容の検討が必要。	有り	10	内容の改善
143	産業・経済	2 農林畜産業等	(1)儲ける農業戦略	17	農政課	農産物加工チャレンジ事業補助金	地域農産物を有効活用した特産品の新規開発、改良に要する経費の1/2(上限100万円)を補助する。	市内で生産される農産加工品が漬物やもちなどに偏る傾向があり、より独自性のある商品の開発により、三次の誇る特産品のラインナップの充実を図ることが必要。	市内で農産加工品の生産を行う生産者団体等	特産品開発の初期投資にかかる経費の1/2に相当する額を補助(上限100万円)する。	地域農産物を有効活用した農産加工品を開発し、地域農業の振興を図るとともに、生産者(加工グループ)の所得向上と、特産品の販路拡大を図る。	1	グループ数	4	3	4	当該事業を採択した農産物加工グループ	H18 670,000	4	特産品数	件	5	3	5	開発・改良された特産品数	4	特産品や加工品の開発により、地域農産物の販路が拡大し、農業振興を図ることができる。特に、高齢化が進んだ地域においては、高齢者に適した農産物の栽培と加工を行うなど、地域の特色を活かした農業振興を図ることができる。	4	特産品開発には、加工機器の導入等の条件整備が必要となるが、これらの資金の調達にはかなりの負担を要することから、立ち上げ時の補助を行うことで農業者及び加工グループの活動が停滞することのないよう、支援を行なう。	4	本事業で導入された加工機器等が有効に活用されるよう、加工グループ同士の連携により利活用を行なうことにより、稼働率を上げる等の取り組みが必要。	5	機器導入時の資金調達については、融資制度の利用が困難であることなど、加工グループの活動に支障が生じる可能性があり、補助を行なうことにより製造及び販売を軌道に乗せ、生産者の所得向上を図ることが	5	過疎化や高齢化が進み、集落機能の維持が難しくなっている地域もあり、農村での新たな事業として加工品製造業を起すことは、農業振興と併せて地域振興を図ることもできる。特に、誇ることができるふるさと産品の創出につながる。	5	地元産の原料が求められる。地域の特色を活かした加工品開発は、地域の活性化につながる。特に、誇ることができるふるさと産品の創出につながる。	27	A	要改善	継続	新規の特産品開発や、既存の特産品の改良による地域経済への波及は大きく、また毎年申請を望むグループも多いことから、引き続き取り組みが必要がある。	有り	10	内容の改善		
144	産業・経済	2 農林畜産業等	(3)やりたい農業の支援	18	農政課	農林業知的財産登録支援事業	農林業に関する新たなアイデア・技術を開発、又は知的財産として保護するために、特許や商標等に登録する経費の1/2を補助する。	三次市の農業者が発明した技術等を知的財産として保護することは、新たな産業興しにつながるだけでなく、既存の農業経営に大きな変革をもたらす可能性がある。当該事業を広くPRし、新たな技術革新が行われるよう普及するだけでなく、保護された技術やアイデアが広く三次の農業者に活用される方法について検討を行う必要がある。	市内に在住し、農林業を営むもの。	農林業に関する新たなアイデア・技術を開発、又は知的財産として保護するために、特許や商標等に登録する経費の1/2を補助する。	農林業に関する様々なアイデアや技術を開発、保護することにより、経営戦略に優れた農家を育成する。	1	活用農家数	1	1	2	この制度を活用した農家数	H18 #REF!	4	知的財産登録件数	件	1	1	2	知的財産とされた件数	4	知的財産の登録に関しては、その採択が微妙であることから生産者の負うリスクが大きい。積極的に知的財産の開発保護を推進する立場から、目的に合致している。	4	申請件数が少ないため、成果の向上の余地は大きい可能性があるが、継続的な取り組みの中で克服していきたい。	5	知的財産登録の経費は、関係省庁により定められており、コスト削減の余地はない。	4	知的財産の保護については社会的関心が高まり、場合によっては、特許的な権利も取得され、あらゆるリスクを回避するためにも可能な限り保護しておくことが望ましい。	3	農業分野における知的財産の保護については、関心が高まり、場合によっては、特許的な権利も取得され、あらゆるリスクを回避するためにも可能な限り保護しておくことが望ましい。	24	B	未実施	継続	オリジナリティのある商品を開発していくためにも、知的財産の保護を推進していくことは、将来的には所有権者自ら知的財産を保護し、リスク回避できるよう支援していく必要がある。	無し	無し	継続	知的財産の主旨など本事業の普及啓発を継続して行い、将来的には所有権者自ら知的財産を保護し、リスク回避できるよう支援していく必要がある。	有り	18	受益と負担の適正化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価		2次 評価事務局業務		拡大・縮小 改善の必要性	改善区分															
												活動指標			説明			活動指標(1) 単位あたり コスト			成果指標			目的適合性					実施改善等 による成果向上 の余地		コストの 削減余地				社会的 ニーズ		市民 ニーズ		総合 評価	判断理由	総合 評価	判断理由							
												H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明				目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性			社会的 ニーズ	市民 ニーズ													
145	産業・経済	2 農林畜産業等	(3) やりたいたい農業の支援	18	農政課	農業者年金事務	農業者年金制度は農業者全般を対象とした年金制度で、国民年金と相まって、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上、併せて農業者の確保に資することを目的とした公的年金制度です。なお、これに伴う事務は、地方自治法第180条の2の規定により、市長から事務委任を受けて農業委員会が行っているものです。平成19年度は、7名の農業者年金受給の手続きを行った。	農業者年金の新規加入者が少ないため、農業委員会開催時に広島県農業会議の担当者研修会の開催を依頼し、農業委員に農業者年金の制度を理解してもらい、積極的な加入促進活動をお願いします。	農業者	加入促進。被保険者及び受給者の管理、年金受給手続き。その他相談業務全般。	農業者の老後生活の安定と福祉の向上。農業後継者の確保。	877	1	農業者年金加入者	人	838	815	785	農業者年金加入者数	H18 1,026 4	H19 1,076 5	H20 1,118 6	農業者年金経営移譲年金額決定請求者数	経営移譲者	人	1	1	2	農業者年金加入者へ、より適切な受給のための相談業務を行っている。	農業者年金加入者へ、より適切な受給のための相談業務を行っている。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	30	A	要改善	継続	農業者年金は農業者の老後生活の基盤となるもので、この事務は、制度が継続される以上継続して行わなければならない。その中でも、制度を維持していくために、新規加入者の獲得に向け、農業委員会も含めた新規加入の推進を行うと共に、CATV等を利用して農業者年金制度の周知を図る。	加入促進を行うと同時に手続きの助言、相談等を充実させ、市民サービスの向上を図る。	有り	有り	10	内容の改善
146	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	18	農政課	間伐材利用促進プロジェクト	貴重な自然資源である間伐材の利用促進を目的とし、新たな製品の開発や雇用確保の可能性を探るための研究開発業務を委託により実施。	これまでの2年間の実績を踏まえ、今後、どのように展開すべき事業かを具体的にしていけるべき。	市民および市外の住民など	間伐材の利用をはかるための調査・研究・開発業務を行う	間伐材利用への関心を広め、ひいては森林整備の重要性や環境保全への理解を深める。	3,073	1	試作した製品の種類	種類	5	5	5	商品化へ向けた試作件数	H18 613,400 4	H19 614,600 5	H20 615,400 6	商品化したものの数	3	3	3	商品化したもの	利用できる間伐材でも、木材価格が安いと、山に放置されている状況で、資源の有効活用のためにも、間伐材を利用した製品を開発することは、重要である。	安定した量の間伐材を利用でき、販売も見込める製品の開発には、さらなる研究が必要と思われる。	製品の研究開発については、コスト削減の余地は小さいが、利益が見込める製品を開発した場合には、林業サイドでのコスト削減は見込める。	製品の開発や試作については、その経費が回収できる可能性が低い。市が経費負担することはないと思われる。	間伐材の有効利用は、せつかく資源の活用を促進することにより、山林の機能を発揮させる点からも社会的ニーズは高いといえる。	森林所有者にとっても、間伐材が利益を生ずることは、望ましいことであり、災害防止にもつながる適正な森林環境の保持の点では、市民のニーズも高いといえる。	22	B	未実施	継続	必要の見込める製品の開発ができれば、事業は終了すると思われる。いつまでも研究開発を続けていくことも、どうかと思われ、多岐の観点で、間伐材の利用はメリットがあるため、研究を続けていくことは、必要だとと思われる。	間伐材の有効利用は必要だが、研究開発としての事業の終りを設定し、事業内容の見直しが必要である。	有り	有り	12	終期の設定						
147	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	17	農政課	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付することで、適正な農業生産活動を推進し、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保に資する。	本事業により、耕作放棄地の防止、集落での共同活動の維持、活性化が図られている。しかし、担い手不足、高齢化が進行している地域での継続的な農業生産活動等の体制整備への取り組みの割合が少ない。	地域協定を締結した集落及び、個別協定を締結した担い手農家に交付する。集落及び担い手農家は協定に基づき農業生産活動等に関する取り組みを行う。	農業生産条件の不利を補正することで、適正な農業生産活動を推進し、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図る。	485,204	1	協定締結数	件	264	263	263	集落協定を締結した集落及び個別協定を締結した担い手農家の数	H18 1,802,132 4	H19 1,844,882 5	H20 1,848,463 6	協定に基づき保全された農地面積	ha	3,405	3,405	3,405	協定に基づき保全された農地面積	交付金を活用して鳥獣害対策や共同機械の購入が行われており、保全及び農業生産活動の活性化につながっている。	交付金の活用方法について、先進的な事例を紹介するなどし、市内の各協定の取組みをより活性化させる。	交付金の活用方法について、先進的な事例を紹介するなどし、市内の各協定の取組みをより活性化させる。	交付金の活用方法について、先進的な事例を紹介するなどし、市内の各協定の取組みをより活性化させる。	本事業の事業主体は市である。	農地の保全及び多面的機能の維持は将来に向けた重要な課題であり、社会的ニーズは大きい。	農地の保全及び多面的機能の維持は市内全域に関わる課題であり、市民のニーズは大きい。	25	B	要改善	継続	本事業は、協定を締結し、それを実現した集落に対し、平成21年度まで交付金を交付するものであるため継続実施する。1期対策を含めると、9年目の事業であり、集落協定に当たっては、集落の維持と農業の継続のためには必要ない交付金となっている。	費用対効果を検証し、活用内容を精査する必要がある。	無し	無し	15	効果の検証					
148	産業・経済	2 農林畜産業等	(4) 美しい里づくり	19	農政課	森林整備地域活動支援交付金	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林整備を行うため、事業区域の明確化、歩道等の整備及びその他地域における活動の確保を図る。平成14～18年度までの第1期とは取り組むべき活動内容(対象行為)に変更が生じている。	本来の目的である、事業計画を遂行するための森林環境整備のための事業という観点から、毎年、森林整備の実施状況と事業計画との整合性、進捗状況を確認する必要がある。	森林所有者等による計画的、一体的な森林整備の実施に不可欠な森林整備の推進、歩道の整備等交付金額1haにつき5,000円	森林の多面的機能の発揮を図る観点から、森林整備のための地域による取り組みを推進する	35,930	1	積算基礎森林面積	ha	3,379	6,972	6,972	交付対象となる積算基礎面積については、第1期とは条件等が変更され、面積は増加しているが、面積あた	H18 10,315 4	H19 5,153 5	H20 5,154 6	積算基礎面積	ha	11	66	70	作業実施件数	この制度は、森林所有者等による森林整備に不可欠な森林の施行区域の明確化等の地域活動の確保を目的としており、効果がある。	地域の実情に合わせた地域活動メニュー(交付対象作業)の拡充を図る必要がある。ただし、国の制度であるため、簡単ではない。	第2期からの積算基礎森林面積に交付金額が5,000円/haに引き上げられ、より具体的な実施内容が盛り込まれたことにより、作業実施件数が増加した。作業の目的が、事業の目的となっており、削減余地は小さい。	市の関与は協定の作成指導・書類審査・地域活動の実施状況の確保であり、市で実施すべきであるが、森林組合等へ委託できる事務もある。	この制度は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることにより、森林の多面的機能を確保することであり、地域活動が適切に実施されることにより、森林整備の推進につながる。	この制度は、森林の多面的機能の確保を目的としており、重要であると考え、森林整備と地域活動との結び付きを市民に啓発していくことが課題。	22	B	要改善	継続	国の制度であり、協定期間については5年の定めがあるため、平成23年度までの継続実施が決まっている。	森林整備と地域活動の結び付きを市民に啓発が必要。	無し	有り	4	市民の多様な力の活用						

Table with 28 columns: Strategy No, Category, Major Item, Sub-item, Start Year, Manager, Project Name, Summary, Next Steps, Targets, Methods, Purpose, H19 Budget, Quantitative Analysis (Activity, Results, etc.), Appropriateness, City Role, Necessity, Evaluation, and Improvement/Expansion. Rows 149-152 detail projects like 'Sato Mountains Regeneration', 'Forest Boundary Confirmation', 'Municipal Forest Management', and 'Bird Damage Prevention'.

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性													
												H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ						
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13										14	15	16	17	18	19	20						
153	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	環境貢献 献林整備事業	広島県による森林税を財源とした事業で、主に15年以上放置された人工林の間伐を行い、荒廃しつつある人工林を健全な状態にし、森林の多面的機能の維持につとめる。間伐を行う人工林については、市民からの実施希望などによって行う。実施にあたっては森林所有者負担は10,000円/ha。	19年度は交付内示額よりも事業量が極端に少なく、今後は、より広く実施箇所等の調査を進め、事業量の拡大につとめる。事業箇所については、昨年度市広報で募集したが、森林所有者の希望がなかった。市民への制度の啓発が必要。	市民	人工林間伐にかかる費用の助成を行う。	これまで放置されていた人工林への関心を広げ、ひいては森林整備の重要性や環境保全への理解を深める。	1	補助金交付 付した件数	件	3	20	事業対象地の拡大をほかり、処理件数を増やす。	H18 #VALUE! 8	4	人工林間伐	ha	7	52	事業対象面積の拡大をはかる。	4	3	3	3	3	3	3	19	C	未実施	未実施	継続	ひろしまの森づくり税(県税)を財源とした事業であり、平成23年度までの継続実施が決定されている。	1	市民と行政の協働	有り	拡大	1	市民と行政の協働	有り	14	成果の向上
154	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	みよしの森づくり 事業	広島県による森林税を財源とした事業で、里山林整備、森林体験教室、間伐材の利用など、森づくりを目的としたハード面、ソフト面での事業に対して助成を行う。(市民等から提案を受けた事業について、市内の有識者等による協議会で事業実施の適否の審査を行う。)	19年度は交付内示額よりも事業量が少なく、今後は、事業量の拡大につとめ、効果的な森林整備等を行っていく。	市民	里山林整備や森林体験教室など森づくりにかかる事業費用の助成を行う。	荒廃しつつある里山林の整備を行い、森林の多面的機能の維持をはかるとともに、ひいては市民の森林整備の重要性や環境保全への理解を深める。	1	交付金を 交付した 件数	件	5	20	事業の拡充をはかり、実施件数を増やす。	H18 #VALUE! 8	4	里山林整備面積	ha	5	30	事業面積の拡大をはかる。	4	3	3	3	4	4	21	C	未実施	未実施	継続	ひろしまの森づくり税(県税)を財源とした事業であり、平成23年度までの継続実施が決定されている。	1	市民と行政の協働	有り	拡大	1	市民と行政の協働	有り	1	市民と行政の協働	
155	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	20	農政課	耕作放棄地 復興チャレンジ モデル事業 (一般復興)	耕作放棄地を解消するため、集落や地域等で耕作放棄地を指定し、その復興を行う自治組織・生産者団体等の団体・認定農業者等に対して耕作放棄地の面積に応じて交付金を交付する。	耕作放棄地解消に向け当面は全面的な行政の支援が必要であり、制度創設後も事業の実施状況を踏まえ改善を図っていく必要がある。	市民または団体(自治組織者、生産者団体等の団体・認定農業者等)	耕作放棄地復興に向けた事業を行う者に対して、耕作放棄地の面積に応じた交付金を交付する。	交付金による活動支援により、耕作放棄地復興に向けた各種事業を行いやすく、耕作放棄地の解消を図っていく。	1	耕作放棄地 復興取り組み 面積	a	200	耕作放棄地の復興取り組み面積	H18 #VALUE! 8	4	耕作放棄地 解消面積	a	200	耕作放棄地が解消された面積	4	3	5	5	4	4	25	B	未実施	未実施	継続	「頑強な三次の農林業」支援プロジェクトによる本年度新規事業であり、耕作放棄地解消に向けた市独自の施策として本年度の事業実施状況を検証し、今後内容の充実を図っていく必要がある。	1	効果の検証	有り	継続	1	内容の改善	有り	10	内容の改善			
156	産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	16	農政課	小規模 農業基盤 整備事業	施設の老朽化や未改良により用水の安定確保が困難な地域における水路改良、道路幅員狭小による大型農業機械の搬出入や砂利道の維持管理労力の軽減及び農作物の荷傷み防止に寄与している地域の農道改良・舗装、老朽化により用水確保が困難な地域に地域防災上危険なため池の補強工事等を行い、農業の近代化と農業経営の安定化を図る。	生産から販売までのシステム構築を図るうえで欠かせない農業基盤整備事業であり、施設の老朽化とあわせて事業量は多い。しかしながら本事業は県補助金のため、県の予算縮小に伴い事業実施箇所が縮小となること、農業集落法人活動地域への事業展開誘導に伴い事業実施箇所が限定されていくことから、県の採択要件となっている農業集落法人・生産法人が設立できない地区への対策が必要となっていく。今後は事業要望箇所が増加することが予想されるが、老朽化が高く、事業効果が早期に発揮できる地区に優先的に事業展開することが求められる。	農業生産に必要な施設(水路・道路・ため池等)の受益者	農業施設使用受益者の事業要望に基づき、労力軽減・地域防災効果が発揮できる農業用施設の改良工事の実施	農業基盤の整備により農業の近代化、維持管理作業労力の軽減化を図り、労働消費を農業生産・品質向上へと向け農業収益の増加を目指すとともに、老朽ため池の解消を図ることで、市民の安全性を高める。	1	工事件数	件	18	29	指標数値は工事実施件数である。	H18 4,126.166 8	4	かんがい 排水事業	件	6	9	必要用水量確保により農業経営の安定化が図られた。	5	5	4	4	4	4	27	A	要改善	継続	事業要望も多く、生産から販売までの農業の確立を図るうえでハード面の整備は欠かせないものであるため継続とする。	1	内容の改善	有り	継続	1	内容の改善	有り	10	内容の改善		

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		1次 総合評価 総合評価 判断理由	拡大・縮小		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性													
												H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)		活動指標 単位あたり コスト	成果指標 単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度		説明	目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ		市民 ニーズ	合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	判断理由	内容	その他の 内容	改善の 区分	判断理由	内容	その他の 内容	改善の 区分	
												H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	活動指標 単位あたり コスト																																成果指標 単位
157	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	17	農政課	新農業水システム 安全対策事業	既存農業用施設の機能診断(どこが、どのように壊れていて、これをどのように改善すればよいか)を行い、今後の水利用と管理のあり方(適時・適量を流すためにはどういった制御を行い、どのような制御で流せばよいか)について、管理計画を策定し、水利関係の農業用施設(水路・頭首工・ため池等)の新設や改修を行う。	農業水利施設における管理の省力化を推進し、攻める農業への転換を図り、生産から販売までのシステムの構築を図る必要がある。	市民	水利管理保全計画を基に、農家への意向調査等を実施し、ハード事業として水利関係の農業用施設の新設及び改修を行う。	水利施設等の状況把握(農家への意向調査等)や技術的分析、管理の省力化等計画の策定を行うことで、水利用の利便性が高める。	3,016	1	事業調整	回	15	32	30	計画策定に係る地元協議や事業実施における設計協議、工事発注後の工事監理等。	H18 173,666	4	事業量	m	394	600	280	整備延長	5	5	5	4	3	4	5	26	B	継続	施設の老朽化から営業上支障が出るため、施設の更新や新たな水システム構築が必要となり、市民のニーズが高くなる。	事業規模	無し	継続	改修基準を定めて実施する必要がある。	有り	10	内容の改善
158	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	17	農政課	林道整備事業 (黒瀬、滝の上、東入君)	①木材等の森林資源の有効活用による林業の振興を図る。 ②森林作業軽減による労務の確保促進等による森林機能の維持増進と地域環境の保全を図る。 ③地域の道路網(生活道、防災道)を整備することにより、生活環境の向上を図る。 上記事項を目的として、国庫補助事業や単独県費事業により、林道開設、改良、舗装整備を実施する。	国庫補助金が削減される中で、効果的に事業実施するため、実施(要望)路線を精査し、優先順位の決定(見直し)を長期的計画に基づき行う必要がある。	市民	開設、改良、舗装等の林道整備。	・生活道、防災道として整備し、生活環境の向上を図る。 ・森林作業の労務軽減を図り、生産性の向上を図る。	60,321	1	整備実施 路線件数	件	5	3	3	国庫補助金で整備した林道事業件数	H18 17,340,000	4	整備完了 事業件数	件	2	1	1	当該年度に国庫補助金で整備完了(見込み)林道事業件数	4	4	4	4	4	5	26	B	継続	林道整備は三次市の道路網整備であり、林業の振興と、住民の生活環境の向上、地域間の交流拡大による地域の活性化に寄与している。 ・国庫の補助金削減の傾向もあり、整備路線の選定、費用対効果の検証、有効(妥当)性とコスト削減を検討し、計画的に事業実施する必要がある。	有り	17	コストの削減	継続	費用対効果や有効性についての検証。	有り	15	効果の検証
159	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	農地・水・環境 保全向上対策	農地・水・環境の良好な保全と、その質の向上を図る目的で、将来にわたって農業・農村の基盤を支える環境の向上を図る活動に対して交付金が支給される。 ①これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせながらきめ細かな手入れや、農村の自然や景観などを守る地域共同活動の実施。 ②地域共同活動に加えて、化学肥料と化学合成農薬の5割削減等の環境にやさしい農業に向けた取組みを実施。	地域ぐるみの共同活動や先進的な営農活動が将来にわたって持続されることをとおして、「農地・水・環境保全向上対策」が有効に機能していったためには、担い手を中心とした営農が図られることが必要である。	農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体など幅広い	農地や農業施設を保全する活動組織と市で協定書を締結し、地域に対して草刈りや農業用水の補修などの共同活動支援並びに営農活動に対する支援をする。	農地や農業施設を保全する活動組織と市で協定書を締結し、地域に対して草刈りや農業用水の補修などの共同活動支援並びに営農活動に対する支援をする。	国土保全の観点から農地や農業用水等の資源を守り、維持管理の取組みと、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援すること、地域が一体となった営農活動が持続される。	9,870	1	活動組織 数	11	14	協定締結済活動組織	#VALUE!	4	保全され た農用地	ha	469	568	協定に含まれる農用地面積	H18 897,272	5	5	5	5	4	4	5	26	B	継続	農地の集落機能低下を受けて平成19年度から新たに事業が開始されたもので、農村資源の保全活動に対する支援のほか、環境に配慮した農業に取組むことにより市民ニーズが増すものである。	無し	継続	取組み効果の検証。	有り	15	効果の検証		
160	第4 産業・経済	2 農林畜産業等	(4)美しい里づくり	19	農政課	三次市 農村環境 保全事業	農地・水路・農道・ため池などの農業施設や農村部の住環境を守る地域づくりの共同活動団体や個別の小規模農家を直接支援することにより、農村地域の「農地・水・環境」の良好な保全と質的向上並びに地域間格差の是正を図ることを目的としている。	高齢化、非農家居住化の進展の中で、農地・農業施設を守る取組みは地域コミュニティの向上と地域環境並びに国土保全を図る上で重要な役割を担っています。よって、本制度の周知徹底と活動の輪を広げる必要があります。	中山間直轄支私制度及び農地以外(水・環境保全)を対象とする交付金を交付している	①水路・農道・ため池の維持管理 ②畦畔管理の省力化 ③荒廃農地の復元 ④花木植栽等の景観向上	地域間格差がなく、農村地域の農地・水・環境の良好な環境が保たれている。	1,286	1	支援予定 面積	ha	30	7,200	国の支援から取り残された地域の3割を支援面積と予定	#VALUE!	4	支援面積	ha	30	7,200	国の支援から取り残された地域の3割を支援面積とする	H18 42,442	5	5	4	2	4	5	22	B	継続	これまで受け継がれてきた美しい農村の景観を保全するためにも、地域ぐるみでの活動を根付かせなければならない。農村資源の保全に対する支援のほか、環境に配慮した農業に取組んだ場合の市民ニーズは大きい。	無し	継続	取組効果の検証。	有り	15	効果の検証			

Table with columns: 施策番号, 分野, 大項目, 中項目, 開始年度, 所管, 事務事業名, 事業概要, 今後の課題, 事業の対象者等, 手段, 目的, H19年度事業費, 定量分析 (活動指標, 単位, H18年度, H19年度, H20年度, 説明, 活動指標(1), 成果指標, 単位, H18年度, H19年度, H20年度, 説明), 手段の適切さ (目的適合性, 実施改善等による成果向上の余地, コストの削減余地), 市の役割 (市間与の妥当性), 必要性 (社会的ニーズ, 市民ニーズ), 合計点, ランク, H18年度評価, H19年度評価, 1次総合評価 (判断理由), 拡大・縮小 (内容, 有無), 改善の必要性 (改善区分), 2次評価事務局業務 (判断理由), 拡大・縮小 (内容, 有無), 改善の必要性 (改善区分).

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性								
													活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明										目的適合性	実施改善等による 成果向上の余地	コストの削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ		
																																									改善区分	改善区分
165	第4 産業・経済	3 商工業	(2)雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	16	政策課	工業団地除草・樹木剪定等業務	工業団地内の市道法面等の除草、路面・水路等の清掃、街路樹の剪定及び緑地等の危険木の伐採を業務委託により実施し、工業団地の美化及び安全の確保を図る。	三次工業団地は、平成21年度には三次(Ⅲ期)地区土地造成事業が完了し管理面積が増加する。今後、優良企業の誘致を図るためにも一層管理の質の向上を図る必要がある。また、みわ工業団地の除草についても定期的に実施する必要がある。	市民	環境美化により工業団地及び立地企業のイメージアップを図るとともに、立地企業の事業環境の向上を進め、立地企業の定着と企業誘致の促進を行う。	市民の雇用の場を維持・拡大する。	775	1 除草面積	m ²	13,000	13,000	13,000	他に危険木伐採、水路清掃、路面土砂撤去等の業務あり。	H18 51	4	除草面積	m ²	13,000	13,000	13,000	本市の雇用確保の観点から工業団地内の市道法面等の除草作業の維持が重要である。また、みわ工業団地の除草作業の維持が重要である。また、みわ工業団地の除草作業の維持が重要である。	3	4	4	5	5	3	24	B	未実施	未実施	拡大	企業誘致や立地企業の定着の観点から、特に平成21年度最初の三次(Ⅲ期)地区土地造成事業の完了に伴って、管理面積が増加することから、予算の拡充が必要である。	10	内容の改善	10	内容の改善
166	第4 産業・経済	3 商工業	(3)商工業の活性化	19	政策課	企業要望型人材育成事業	企業からの申し込みを受け、その企業が求める有資格者又は技能者を研修等の経費補助により育成し、地元企業の人材確保を支援するとともに雇用の促進を図る。	企業ニーズ掘り起こし方法の検討。研修時期等のすり合わせ。	市民	未就労者に対して資格・技能の取得を支援する。地元企業の人材確保を支援する。	未就労者の雇用を促進する。地元企業の経営の安定と三次市への定着の推進による雇用の確保。	71	1 案内先企業	社	40	48	募集要項送付先企業数	H18 #VALUE!	4	申込企業	社	2	10	研修者受入れ企業数	企業の申込が少ない。申込があっても研修期間や期間等問題で実施が困難である。	1	4	2	2	2	2	13	D	未実施	未実施	廃止	平成19年度は企業からの申込が少なく、また、申込があっても研修期間等問題で研修者の募集に至らなかった。平成20年度の状況により、今後の方針を決定する必要がある。	15	効果の検証	15	効果の検証	
167	第4 産業・経済	3 商工業	(2)雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	18	政策課	構造改革IT調査事業	IT産業を中心とした情報通信関連や電子関連産業の集積を促進するため、先進地の事例や動向を調査し、三次市の実態に合わせたビジョンを明らかにする。現在立地しているIT関連企業や関係機関、大学と連携し三次市の産業活性化を図る。また、IT産業を支えるソフトウェア技術者や世界で活躍できるエンジニアなどの人材育成を図るための施策や、研修機関の設置についての研究、外国人IT技術者の受け入れなど推進する。	三次市ではハイテク団地と称される工業団地があるが、今後IT産業の集積をどのように進めていくのか、また人材育成をどう進めていくかなどの問題もある。インドとの交流を基とした動きも探索中であるが、方向性を早期に固める必要がある。	企業・大学・自治体	企業動向の調査、IT分野の方向性調査、人材育成のための対策、総合的な三次市産業活性化に向けた対策作り	三次市の産業を、IT産業を基軸とした成長可能な産業構造へ転換させる。	4,880	1 情報収集活動・協議	社	6	9	8	自治体における産業集積の実施調査と連携。大学や企業からの情報収集、及び三次市の方向性について	H18 313,000	4	ITビジョンの策定・報告	件	1	4	4	先行して進まなければならない問題であり、将来の三次市のためにも重要な課題。	3	4	4	4	3	4	22	B	未実施	継続	現在、下地となる事業を進めており、状況を判断しながら方向性を見極める段階にある。具体的な方針が決まれば、企業や大学などと連携した横断的なプロジェクトによる取り組みが必要となる。	14	成果の向上	14	成果の向上	
168	第4 産業・経済	3 商工業	(2)雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	16	観光商工課	新規産業創出ベンチャー企業育成事業	新技術・新製品等の研究開発、試作等に取り組む創業者、中小企業者に対し、その研究開発費、試作費などの事業費を補助することにより、創業の促進を図る。また、創業の活性化に資する。補助対象となる事業は、事業者自らが行う研究開発(試作)に限り、事業費合計が100万円以上で、補助限度額は1億円	三次市創造的ビジネス開発事業の制度について、事業評価を行いながら、使いやすい、効果の上がる制度として、創業者、中小企業者の積極的な活用を図る。そして、創業の促進を図る。そして、創業の促進を図る。そして、創業の促進を図る。	三次市内の中小企業者、ベンチャー企業等、創業を目指している市民	積極的な事業の展開を目指している人に対して助成することにより、市内の経済効果が高まるよう取り組んでもらう	研究開発費や試作などの事業費の助成することで、創業者の創業支援、中小企業の新規事業や経営革新を支援し、産業の活性化と併せて雇用の創出を図る。	314,800	1 補助制度の普及啓発回数	5	5	5	補助制度の普及啓発回数は、広く市民に制度の周知を図るものである。	H18 4	4	補助金交付決定件数	件	1	1	3	補助金交付決定件数は、実際に補助事業が実施されたことを示すものである。	4	3	3	4	4	22	B	要改善	事業拡大	実績は、結果的に無かったが、ものづくりの観点として、地域の特色ある農林水産物、産地、地域産業資源を活用した中小企業の事業活動の支援が必要である。産、学、官連携事業等が新事業の創出可能性を協議し、制度の積極的利用を進める。商工会議所、商工会等への周知に努め、企業の経営革新を支援する必要がある。	14	成果の向上	14	成果の向上			

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 対象 等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 改善の 必要性	2次 評価 事務局 業務	拡大・縮小 改善の 必要性	改善 区分																				
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明									目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ														
169	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	16	政策課	産学官連携事業	産業の振興や地域の活性化のため、産業界、大学、行政、地域社会等の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機能等を活用し、活力ある地域の再生に貢献する。技術ニーズ(企業)と技術ニーズ(大学等)のマッチングにより、新商品、新技術を創出し地域経済の活性化に貢献する。	マッチング活動強化による新製品、新技術の成果品の創出。	市民	三次イノベーション会議の活動として産学官連携セミナーやなんでもサロンの開催、先進地事例研修、会報の発行による産学官連携機運の向上を図る。また、産学官技術交流フェアへの出展助成により新技術を持った地元企業の全国PRを図る。	地元企業の経営革新により雇用の安定、拡大を図る。	2,389	1	セミナー、研修会等の開催数	社	10	15	15	セミナー、ワーキンググループ会議、サロン等なんでもサロンの開催、先進地事例研修、会報の発行による産学官連携機運の向上を図る。また、産学官技術交流フェアへの出展助成により新技術を持った地元企業の全国PRを図る。	H18 1 H19 8 H20 8	237,900	4	マッチングによる新製品、新技術の開発事例	件					1	新製品の開発は新たな創業、生産規模拡大を伴う等地域の雇用創出にもつながっている。	4	マッチングの推進に向けた事業を行っている。	2	新たな分野の企業ニーズの掘り起こしにより新技術等の開発の可能性がある。	4	全体的には小規模な事業が多様な事業を実施している。	4	産学に連携の体制が確立するまでは行政による後押しが必要である。	3	新技術・新製品の開発は改革を含め地域経済の活性化へ向けた原動力となる。特に、企業アンケートでは大学の協力を期待する事業所が多く見受けられたが、一方、具体的な連携要請が出ていない。	3	新製品の開発は新たな創業、生産規模拡大を伴う等地域の雇用創出にもつながっている。	20	C	要改善	継続	企業ニーズがあるにもかかわらず、大学シーズとのマッチングを進めることができていない。企業ニーズの更なる掘り起こしと企業の意欲の醸成が必要である。					10	内容の改善
170	産業・経済	3 商工業	(3) 商工業の活性化	20	観光商工課	経営革新ベンチャー企業支援事業	経営革新に取り組み、経営革新計画をもった元気で頑張る中小企業や創業塾等に参加し、意欲的なビジネスプランをもった起業者を支援する。信用保証料の一部助成、市融資制度利用者の経費負担の軽減を図り、元気で頑張る企業、創業者を支援する補助率等は検討中	経営革新に取り組む企業や創業をめぐり起業家を創出するため、三次商工会議所、三次広域商工会との連携が欠かせない。	市内企業で、経営革新に取り組む企業及び新たに事業を起す起業家	市融資制度利用者の信用保証料の補助(補助率は、要綱協議中)	中小企業の育成、新規起業家を創出することで、商工業の活性化を向上し、市民の所得の向上や新たな雇用の創出につなげる		1	広報活動	件				制度の啓発、周知、広報活動	H18 1 H19 8 H20 8	#DIV/0!	4	利用件数	件					3	利用件数	4	景気が後退し、経営環境が悪化している中で、新商品開発や経営革新等に取り組む企業の育成やベンチャー企業を創出するための支援策	3	20年度からの新規事業のため、	3	20年度からの新規事業のため、	4	市融資制度の信用保証料を補助することで、商品開発費や起業家の初期投資を軽減する	4	厳しい経営環境ではあるが、新商品の開発、新規事業へ取り組み、経営の向上を図る中小企業を支援するため。また、ベンチャー企業を創出を促すため。	3	経営改善に意欲的な中小企業や起業家が、所得の向上や雇用の創出につながる	20	C	未実施	継続	20年度からの新規事業ではあるが、三次商工会議所、三次広域商工会等で経営革新塾(昨年開催)、女性対象の創業塾が開催され、元気で頑張る中小企業や創業者が育ちつつある。					14	成果の向上
171	産業・経済	3 商工業	(2) 雇用の拡大をめざした企業誘致や起業支援	17	観光商工課	空き店舗チャレンジショップ運営補助事業	商店街の中の空き店舗をチャレンジショップとして運営する商店街振興組合などに対し、運営費を補助する。補助金上限1件100万円。補助対象、店舗借上げ費、店舗改修費、光熱水費、運営管理に要する経費など	利用要望、問い合わせが年々増加している。大型店の進出により、地元小売業は厳しい経営環境にあるが、個性や特色があり誘客力のある店舗を商店街組合等と協議、検討し、計画的に募集等を行う必要がある。空き店舗情報の整理が必要である。	三次市内の中小企業者、又は市内で新たに事業を開始しようとするもの	改装費の一部を助成する	商店街の空き店舗を解消し、賑わいの回復と市民の買物等、日常生活利便性の向上をはかる。	3,621	1	広報回数	件	4	4	5	制度周知のため、市広報、HP、CATVなどでの周知回数	H18 1 H19 8 H20 8	1,624,000	4	交付決定件数	件	6	4	6	補助件数	5	新規出店者を支援し空き店舗を解消することは、商店街の活性化に直結している。	3	上限額及び補助率の見直し、実施場所を限定するなど効果を集める。	3	補助金の上限額の引き下げ、補助率を低下させる。半年程度の家賃補助をするなど補助対象を拡大すれば、申請件数に変化はないと考える。	4	行政としての課題であるが、商工会、商工会議所などに事務委託は可能である。	5	市内商店街の空き店舗の増加は着実に進行しており、対策を行わなければ三次市の商圏は崩壊する。	4	市民の関心は、年々増加しており、交付決定件数も伸びている。	24	B	要改善	継続	開店起業家の要望が増加しており、制度が認知されてきたと考える。今後は、その要望にこたえるために、予算を拡大するだけでなく、補助金上限額、補助率等の見直しが必要である。					10	内容の改善		
172	産業・経済	3 商工業	(1) 元気なお店づくりとにぎわいの創出	17	観光商工課	空き店舗対策事業	商店街の中の空き店舗(過去に事業を営んでいた店舗)における入居者に対し、店舗改装費の補助を行う。審査会により、交付決定及び補助金額を決定する。補助限度額:300万円。補助率:1/2。19年度実績:8件 18,679千円	利用要望、問い合わせが年々増加している。大型店の進出により、地元小売業は厳しい経営環境にあるが、個性や特色があり誘客力のある店舗を商店街組合等と協議、検討し、計画的に募集等を行う必要がある。空き店舗情報の整理が必要である。	三次市内の中小企業者、又は市内で新たに事業を開始しようとするもの	改装費の一部を助成する	商店街の空き店舗を解消し、賑わいの回復と市民の買物等、日常生活利便性の向上をはかる。	19,752	1	広報回数	件	4	4	5	制度周知のため、市広報、HP、CATVなどでの周知回数	H18 1 H19 8 H20 8	2,138,250	4	交付決定件数	件	3	8	6	補助件数	5	新規出店者を支援し空き店舗を解消することは、商店街の活性化に直結している。	3	上限額及び補助率の見直し、実施場所を限定するなど効果を集める。	3	補助金の上限額の引き下げ、補助率を低下させる。半年程度の家賃補助をするなど補助対象を拡大すれば、申請件数に変化はないと考える。	4	行政としての課題であるが、商工会、商工会議所などに事務委託は可能である。	5	市内商店街の空き店舗の増加は着実に進行しており、対策を行わなければ三次市の商圏は崩壊する。	4	市民の関心は、年々増加しており、交付決定件数も伸びている。	24	B	要改善	継続	開店起業家の要望が増加しており、制度が認知されてきたと考える。今後は、その要望にこたえるために、予算を拡大するだけでなく、補助金上限額、補助率等の見直しが必要である。					10	内容の改善		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価		2次評価事務局業務		改善の必要性		改善区分			
												活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地				民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容		内容	有無	有無
173	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	17	観光商工課	勤労者生活安定支援事業	市内に勤務、又は居住している勤労者に対して、住宅費建設関連・教育資金をはじめ冠婚葬祭費、又は生活を支援するための融資制度を実施することにより、市内で働く者又は市民に安心して生活していただくための融資制度。 中国労働金庫で取り扱っている。 19年度実績：三次市生活応援融資制度 新規4件 融資金額 710千円 三次市提携融資制度 新規25件 融資金額 36,520千円	三次市提携融資制度・三次市生活応援融資制度について、取扱金融機関と連携をとりながら、利用しやすい効果の上がる制度として市内に勤務、又は居住している勤労者の積極的な活用促進を図る。そして、この制度の推進により市民が安心して暮らせることを保障する。	三次市内に勤務又は居住している勤労者	市内に居住する勤労者に対して生活するうえで必要な資金を融資することにより安定した生活を送っていただく。	三次市内に勤務又は居住している勤労者へ低利で利用しやすい融資を行うことで、勤労者の暮らしや生活の安定を図る。	170,286	1 PR活動 (チラシ配布)	枚	150	200	200	市広報等の啓発活動により、市民への周知が浸透してきたため、勤労者の利用が	1 H18 1,135,226	4 融資貸出件数	件	24	27	25	市内に居住している勤労者が、生活の支援を目的に利用する融資制度であるため、市民の安心した暮らしに繋がります。	4 資金が必要で、低金利で融資が受けられ安心した生活ができる。	4 借りやすい金額・貸出利率のため、年度末に融資の貸出件数が伸び、必要性は高まると思われる。市民が安心して暮らすための支援として、必要不可欠である。	4 市民の暮らしを保障するためにも、金融機関との違いを出し、借りやすい制度を設けることが今後行政として重要である。	3 決められた収入で賄えない支出の発生した場合、安心して融資を受ける制度があることは、現代の社会が必要としている。	4 景気の回復感が味われない一般市民が、少しでも安心して暮らせるためのこの融資制度の利用、問い合わせ件数は増加している。	23 B	継続	継続	市内に居住している勤労者にとって、経済環境の変化により本制度の利用者は増加すると見込まれる。よって、継続していく必要はおおいにある。	継続	継続	より利用しやすい制度になるよう改善するとともに、制度の周知を図る。	有無	有無	10 内容の改善
174	産業・経済	3 商工業	(3)商工業の活性化	20	観光商工課	住宅・店舗リフォーム資金補助事業	住宅・店舗のリフォーム資金の補助を実施することにより、既存の住宅・店舗の機能維持、向上の為に実施する。併せて市内の建築業者及び関連産業の景気対策を図る。 補助金額：工事費の10% (最高限度額10万円) 16年度から18年度まで、緊急経済対策事業として実施 20年度・新規に事業実施	改正建築基準法による住宅着工戸数の減少や景気の後退により、市内の建築業者は厳しい環境にある。新たなリフォーム工事の掘り起こしにより、本市経済への波及効果が生まれるよう、継続して実施することが必要である。	市内に住所を有する個人または市内に登記されている本店または支店を有する法人	住宅・店舗のリフォーム工事を実施した場合、その経費の一部を補助する	住宅・店舗リフォームの機能維持・向上のために行う	170,286	1 広報活動	件	2			制度の啓発、周知、広報活動	1 H18 4	4 利用件数	件		100	補助事業利用件数	4 住宅・店舗の機能維持と向上を進め、併せてリフォームによる建築業者及び関連産業の景気回復を図る	4 新規リフォームの掘り起こしにつながる	4 事業は、三次商工業所への委託事業として、審査、補助金交付等の業務委託を行っている	3 原油価格、資材の高騰により、景気が後退している。中小企業への緊急経済対策の側面がある。	4 経営環境の厳しい小規模事業者からの要望は強い。	3 住宅・店舗のリフォーム工事の契機となるため。	22 B	未実施	未実施	三次商工業所の調査調査において、建築業者を取り巻く環境は、厳しい状況は続いている。建築業者は、経済波及効果の高い産業であり、住宅・店舗リフォーム事業により、経済対策としての本市経済への波及効果が期待できる。	継続	継続	経済対策としての事業として、その効果を検証しながら事業内容及び継続実施を判断する必要がある。	有無	有無	15 効果の検証
175	産業・経済	3 商工業	(3)商工業の活性化	20	観光商工課	商工業販路拡大支援事業	市内企業の企業活動を支援するため、新商品、新技術等の販路拡大を目的とした県内外で開催される見本市・展示会へ出展する企業への周知を補助する。 補助金額：検討中 20年度・新規事業	新事業であるため、三次商工業所、三次広域商工会と連携し、新商品等を見本市・展示会へ出展する企業への周知を図る必要がある。	市内企業	販路拡大を目的に、見本市・展示会へ、自社製品を出展することによる経費の一部を補助する	販路拡大により、市内企業の発展を支援し、所得の向上や雇用等の創出につながる	170,286	1 広報活動	件	2			制度の啓発、周知、広報活動	1 H18 4	4 利用件数	件		10	補助事業利用企業数	4 企業が見本市・展示会へ新商品を出展することで、販路拡大の契機となる。それにより、企業収益の増強につながる。	3 新規事業であるが、企業の新商品開発の意欲を喚起し、市場競争力の強い新商品の開発につながる。	3 事業は、補助金申請の審査、補助金交付等の業務であるが、新規事業のため、企業への周知等の課題があるため	3 新規事業であるが、三次商工業所、三次広域商工会からは、中小企業の販路拡大支援に対する要望は強い。	4 経済団体である三次商工業所、三次広域商工会からは、中小企業の販路拡大支援に対する要望は強い。	3 市内企業の企業活動を支援する事業であるが、本市経済の発展と商工業の活性化施策に対する市民ニーズがある。	20 C	未実施	未実施	企業が県内外の見本市・展示会へ出展することにより、販路拡大による企業収益の増強が期待できると同時に、異業種交流による新たな経済効果が期待できる。	継続	継続	制度の周知を図り、有効に活用できるような推進を図る。	有無	有無	14 成果の向上
176	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	16	観光商工課	匠伝承事業	①みよしの匠認定市内の優れた技能者のみよしの匠として認定する。 ②実施希望校が増えており、認定証の発行、副賞の授与 ③匠伝承事業補助金 みよしの匠の指導のもと、小中学校の生徒が技能体験を行う場合に、補助金を交付する。 1枚あたり上限：15万円 対象経費：みよしの匠への謝礼、技能体験に要する経費など ③匠体験事業 商工フェスティバルなどで、みよしの匠の講演、体験を行う。 経費：みよしの匠への謝礼、技能体験に要する経費など	①「みよしの匠」の掘り起こしを進める。 ②実施希望校が増えており、選考基準を明らかにする。作品等の展示方法を検討する。 ③実施場所の選考・調整を回数を増やす。	市民 市内の小中学生等	①みよしの匠の募集・選考を行う。 ②みよしの匠による技能体験をおこなった場合、補助金を交付する。 ③商工フェスティバルなどで、講演・体験コーナーを運営する。	市民が優れた技能に接することにより、技能のすばらしさ又は「ものづくり」のおもしろさを体験し、優れた技能への感動や「ものづくり」への関心を高める。	1,022	1 広報回数	件	4	4	5	①市広報、HPで募集 ②校長会で事業紹介 ③折込チラシ	1 H18 254,750	4 みよしの匠と認定した人数	人	6	6	6	三次を代表する技能者の選考と、市民への周知により、啓発につながる。	3 学校教育との連携方法を改善し、全校で実施するなど検討できる。	3 実施回数削減はできるが、削減しすぎれば活動が停滞する。	3 小・中学校の生徒への支援が主であるため、行政の関与が必要である。	4 団塊の世代の退職者が増加するなかで、若年層のものづくりは深層であり、職業意識の醸成は急務である。	3 小・中学校の生徒への活動が主であるため、一般的なニーズ・要望は少ないが、保護者や高齢者と連携した事業展開も見られる。	19 C	要改善	事業拡大	単発的な支援となっているため、継続したものが主である。市内全校で実施できる方法を検討する。	継続	継続	継続したものの掘り起こしを図るよう、事業を展開していくことが必要。	有無	有無	10 内容の改善

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の内容	改善の 必要性	改善 区分																								
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標 (1) 単位あたり コスト	成果指標 (2)	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 (2)	単位	H18 年度	H19 年度											H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由														
177	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	16	観光商工課	中小企業融資支援制度設置事業	市内に主たる事業所を有する小規模事業、中小企業への運転、設備資金を固定の低金利で貸し出す融資制度を実施することにより、地元企業の活性化に資する。貸出利率は、各金融機関のフロア商品より低借りやすい条件となっている。市内5つの金融機関で取り扱っている。 19年度実績：小規模事業資金融資 新規11件 融資金額 27,600千円 中小企業経営安定資金融資 新規7件 融資金額 57,000千円	三次市融資制度について、取扱金融機関と連携をとりながら、使いやすい効果の上利で貸し出す融資制度として、小規模事業者・中小企業者の積極的な活用促進を図る。そして、この制度の事業推進により中小企業の活性化を目指す。しかし、国民金融公庫等の金利が低いため、低金利の融資制度の活用が多い現状がある。また、景気後退により、設備投資が冷え込んでいる現状がある。	三次市内に主たる事業所を有している者又は新たに事業所を営もうとする者	積極的に企業を運営し事業の発展を望む人に対して、市の補助金制度を利用いただくことで安心して経営していただく。	市内企業の経営安定を支援することで、市民の就労の確保を図る。	150,000	1	PR活動 (チラシ配布)	枚数	1,800	1,800	融資制度の積極的な活用促進をはかるためのPRを実施するため。	H18 8	#DIV/0!	4	補助金交付決定件数	件	20	25	18	低金利で借りやすい制度であることを企業の方に認識いただいた。	4	4	資金力の乏しい中小企業への融資制度を設けることにより、融資を利用し、積極的な企業経営をすることは商工業の振興につながる。	3	3	金融機関へ預託融資制度であり、信用保証協会の保証制度を活用することで、借りやすい融資制度である。	3	3	市内の商工業の振興のためには、市が金融機関との融資内容の連携を出し、借りやすい制度を設け、貸し出すことが、今後重要である。	4	4	わが国の経済状況は回復していると言われているが、この東北の経済状況は依然として厳しいものがある。景気回復が感じられない状況である。このような状況のもと、企業の経営存続のためには、社会的ニーズ	4	4	本市においても既存企業の経営存続、企業発展のための支援の必要性は市民からも高まっている。	22	B	要改善	継続	中小企業向けの融資制度は、国民金融公庫等の融資制度もあるが、企業の資金需要に応え、安定経営を図るためには、安心して借り入れのできる融資制度を継続する必要がある。			継続	二一に於いて制度の見直しが必要。			10	有り	内容の改善		
178	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	19	観光商工課	ジョブカフェ MIYOSHI 事業	広島市内で、若年層から団塊世代までを対象に、三次市雇用関係情報や企業情報と併せて、三次市へのUターンを進め、定住人口の増加を目指す事業。 市内企業のガイダンス及び田舎暮らし相談会、三次市の観光及び特産品のPRを行う。 平成19年度実績：企業ガイダンス参加企業 15社 相談者 4組 6人 田舎暮らし相談会：三次の観光と物産展：入場者数 2,100人	新規学卒者の就職状況は、団塊世代の大量退職、少子化の影響で、売り手市場となり、都市部への人口流出が著しく、企業によっては技術者等の人材確保が厳しい状況にある。学生の希望職種に適合する市内企業にも限りがある。そうした厳しい状況であるが、学生等の備三意識の高揚に努め、元気な企業を育成していく必要がある。	三次市への就職・定住を希望する者及び市内中小企業者	企業の求める人材を確保するため、企業ガイダンスを開催し、新規学卒予定者を含めた就職希望者とのマッチングを行う。併せて三次市の魅力をPRを行う。	企業の求める人材は、一般職から専門職、専門教育を受けた学生など多様な人材を必要としている。人材確保を支援することで、産業の活性化に資するとともに若者の流出を防ぎ、三次市への転入者を増やす。	1,259	1	広報活動	件	4	5	ジョブカフェ三次への参加企業	H18 8	#DIV/0!	4	参加企業数	部	15	15	ジョブカフェ三次への参加企業	4	4	企業ガイダンスの求める人材の確保と就職を希望する学生とのマッチングにより、定住人口の定着につながる事業である。	3	3	資金力の乏しい中小企業にとって、合同で企業ガイダンスを開催し、人材確保を行うことは、有効な雇用労働施策である。	4	4	広島市での開催周知のための広告費、三次PR経費が大半であるが、企業ガイダンスの開催場所以ついで、三次市での開催も検討の余地がある。	3	3	企業の人材確保を行政として支援することは、商工業の振興と雇用の拡大に重要なことである。	3	3	ものづくしの製造業においては、技術職の人材確保は、厳しい状況にあり、市内中小企業からの要望は強い。	4	4	若者の流出を防ぎ、若者を三次へ呼び戻すことに対して、市民の要望は強い。	21	C	未実施	継続	広島市での企業ガイダンス開催は、企業の厳しい人材確保を反映しての事業であったが、参加企業及び相談者へのアンケート調査では、事業継続への要望が強かった。			継続	学生等の備三意識の高揚に努め、元気な企業を育成していく必要があるため、厳しい状況ではあるが、継続していく必要がある。			14	有り	成果の向上
179	産業・経済	3 商工業	(3)商工業の活性化	19	観光商工課	ヤングライフ事業	U・Iターン等で転入した若者に対して、「新たに三次に来た若者を応援しよう」という趣旨に賛同する小売店や飲食店、スポーツ文化施設等に協力により、割引特典のついたヤングライフカードを作成、配布する。 また、一人暮らしを行う上で生活に役立つ情報(小売店、飲食店、医療機関、レジャー施設など)をまとめたマップを作成し、転入者が安心して暮らせ、地元の消費につながる便利なツールを作成する。 平成19年度実績：協賛店79店舗 配布部数4500部	若者の求める情報の提供と若者の生活を支える協賛店の拡大	市内在住の18歳以上の若者を対象	若者へ情報誌を提供する	三次市へ就職、就学等で新たに生活をはじめようとする若者や市内在住の若者を応援すると同時に、若者の定住を図ると同時に、市内中小企業の利用促進を行う。	1,112	1	広報活動	件	2	4	協賛店募集のため、市広報、CATV等で積極的な広報活動を行う。	H18 8	#DIV/0!	4	配布部数	部	4,500	4,500	パンフレット配布部数	4	4	若者向けの情報が発行されていないため、若者向けの情報が少ないため	2	2	各分野の情報が少ない	2	2	三次市で定着すれば、三次市で働く若者の増加につながる。協賛店の確保が行いやすい。	2	2	若者向けの情報は、様々な媒体によって提供されているが、冊子による情報提供は、必要性は高い。	3	3	新たに三次市に定住する若者からのニーズは高い。	16	D	未実施	継続	5月に実施した協賛店へのアンケート調査では、継続を望む声が半々である。			継続	協賛店の協力が必要であり、効果を検証する必要がある。			15	有り	効果の検証			
180	産業・経済	3 商工業	(4)さまざまな立場の人の就業の場の確保	19	観光商工課	就活サポート事業	進学等で三次を離れた学生等に、就職時まで定期的に企業情報を提供する。 三次市雇用労働対策協議会にホームページ「就活ネット」を構築し、平成19年度実績：登録者数63人 発送回数1回12月	三次市内の雇用労働情報については、三次市雇用労働対策協議会加盟、48社の企業情報をガイドブックに掲載し提供している。昨年は、市内高校の卒業予定者、県内21大学の三次市出身の学生に、高校、大学を訪問し、参加申込書を配布した。 従業員4人以上の事業所は116社(2006年：工業統計調査)と少なく、学生の希望職種に適する企業が少くないことが課題である。	進学等で三次を離れた学生等	市内企業のガイドブック、就職相談会、ジョブカフェMIYOSHI等の開催案内の送付	三次への就職を希望する学生に市内企業の雇用関係情報を提供することで、若者の流出を防ぎ、三次市への転入者を増やす。	238	1	広報活動	件	3	4	高校、大学への訪問回数	H18 8	#DIV/0!	4	配布部数	部	1,000	1,500	パンフレット	4	4	三次市の企業情報を定期的に送付することで、備三意識の高揚と三次市の企業が就職時の選択肢の一つになる。	3	3	三次市の企業情報、雇用関係情報が希望する学生にとって、積極的に情報を提供することは、有効な雇用労働施策である。	4	4	参加申込書の印刷経費と人件費が大半である。	4	4	企業の人材確保の観点からは、中小企業の活性化につながるため、備三促進の観点からは、三次市の活力につながるものである。	4	4	若者の流出を防ぎ、若者を三次へ呼び戻す事業である。保護者からの申込み要望もあり、市民の関心は高い。	23	B	未実施	継続	三次を進学等で離れた学生に、定期的に企業情報を提供することは、就職時の選択となることから、事業は継続すべきである。			拡大	備三意識の高揚と雇用対策等として、事業拡大を図り、人口増加を期待する。			13	有り	サービスの向上			

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性			
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)		活動指標		成果指標		目的適合性		実施改善等 による成果向上 の余地		コストの 削減余地		社会的 ニーズ										市民 ニーズ		
												H18 年度	H19 年度	H18 年度	H19 年度	H18 年度	H19 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	説明	説明	説明	説明	説明										説明	説明	説明
181	環境	1 環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	17	環境政策課	環境ク リーン フェスタ	三次市において環境保全条例に定める「かいてき環境の日」(11月第1日曜日)にあわせ、三次環境クリーンセンターにおいて、環境フェスタの開催をメインに、標語やポスター、環境大賞の募集・表彰、活動発表を行うなど、環境に関する普及・啓発を行ってきた。平成20年度は、「市民参加」をキーワードに、フェスタへの市民の参加をさらに進めていくとともに、条例に定める市民参加の環境活動について、市民、住民自治組織等の理解と協力を得て、「一地域一行動(活動)」を提起し、実践を呼びかけ、意識を行動に移していくこととする。 ＜平成19年度の主な事業内容＞ ・式典、環境大賞、標語の表彰式、環境ポスター、標語の展示、ソーラーカー・エコカーの展示、飲食物のバザー、施設探検、学校版ISO啓発会、木工教室	市民啓発、学習機会の提供	市民の環境意識をさらに高め、ライフスタイルの見直しやエコライフの実践いただく。	1 来場者数 人 650 680 700	2 チラシ配布数 枚 43,000 46,000 46,000	3	4 来場者数 人 650 680 700	5 9,227	6 9,108	3	3	2	3	3	17	C	未実施	継続	環境フェスタは、来場者数が680人を超えるなど、一定の成果を挙げているが、さらに市民や事業者、市民団体等との協力を進め、高まりつつある環境意識を、実践・行動へ結びつけていく必要がある。	4 市民の多様な力の活用	有り	4 市民の多様な力の活用								
182	環境	1 環境保全・資源循環	(3)資源を大切にすまちなづくり	20	環境政策課	森林バ イオマス 導入事 業詳細 検討調 査	木質バイオマスエネルギーを農業用ハウスボイラー・公共施設の冷暖房に利用することにより、三次市にある森林資源を最大限活用し、里山再生・二酸化炭素の削減による地球温暖化防止につなげる、資源循環型社会を実現するための調査及び計画策定を行う。	市民(ハウス栽培をしている農業者)	美しい森づくりに貢献(間伐が実施され、災害に強い森づくり)、化石燃料の使用を削減し、地球温暖化防止に貢献する。	1 策定委員会の回数 回 4	2	3 3,389,500	4	5	6	5	4	5	4	27	A	未実施	拡大	本事業は、調査・計画策定のみであるが、本事業の結果次第によっては、事業化を進めていく必要がある。	無し	無し	無し									
183	環境	1 環境保全・資源循環	(3)資源を大切にすまちなづくり	18	環境政策課	三次市 学校版 ISO事業	・子どもたちは素直に、環境への取り組みを実践している。教職員も環境問題については、教育上も重要なことと捉えており、積極的に取り組んでいる。 ・学校版環境ISO実践校が平成20年度で10校となるので、今後は交流会や取り組みのモチベーションの上がる仕組みを追加していきたい。	市内小中学校の児童・生徒及び教職員	子どもたちの環境意識の醸成を図ることによって、家族や地域の環境意識の向上を図る。	1 学校版環境ISO実践校数 校 2 6 10	2 684	3 89,400	4 287,500	5 114,000	6	4	4	5	5	27	A	未実施	拡大	子どもたちは、将来の三次市や日本を担う宝である。その子どもたちに環境保全意識を醸成することは、大人よりも容易であり、家庭での広がりも期待でき、効果絶大である。今後は、学校が取り組みやすいように環境教材の貸し出しや先生の学習会・交流会などを実施していくために、予算の拡充を求めている。	有り	14 成果の向上	14 成果の向上									
184	環境	1 環境保全・資源循環	(3)資源を大切にすまちなづくり	16	環境政策課	ISO14001推進事業	環境基本計画に基づき、三次市の事務事業から生じる環境負荷を軽減し、環境保全施策の取り組みを継続的に進める。平成18年度から市民病院部を除く全ての部署が登録範囲となった。平成19年度については、マネジメントの質を高める目的で各部署の業務における環境目標を設定し、環境に配慮した事務事業を行うことを徹底した。平成20年度は、各部署での環境目的・目標をできる限り業務に反映するよう、事業における環境配慮を促す仕組みとした。	市民病院部を除く市の組織の職員	ISO14001の認証取得を契機に、全職員の環境に対する意識が変化し、各職場において環境に配慮した事務事業が展開される。オフィス活動や事業活動に環境保全対策の視点から継続的に見直し、改善することにより、事業活動に伴って発生する環境負荷を低減する。	1 登録範囲の職員数 人 599 599 599	2 4,925	3 7,176	4 9,071	5 8,222	6	3	4	4	3	3	22	B	要改善	継続	環境問題は人類存亡に関わる重要な問題であり、市がISO14001を継続して認証取得することは、その重要性を市民に浸透させる効果がある。ISO14001が職員に対して効果的な施策となるよう、工夫しながら継続する必要がある。	有り	6 職員の意識改革	14 成果の向上								

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

実施番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価		改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性														
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明				目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由		内容	その他の 内容	改善区分	判断理由	内容	その他の 内容	改善区分							
185	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	16	資源リサイクル課	生ごみ処理機器購入補助金	市民を対象とした、家庭ごみの自家処理を推進し、収集ごみの軽減および、ごみの資源化意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ処理機器を設置した者に対して補助金を交付する。	①補助金交付の対象となった生ごみ処理機器の、実際の使用状況のフォロー(堆肥化等)が不十分。 ②補助金額および補助率の再検討(生ごみ処理機器は高性能になり高価なものも多く、実態としてほとんどが1/3程度の補助となっている現状がある) ③大幅な減量につながる新たな生ごみ減量化施策が必要(対象:個人-団体)	全世帯	生ごみ処理機器購入者の申請により購入価格の1/2相当額を助成する。(その額が2万円を超えるときは、2万円を上限とする。)	生ごみ自家処理を推進することによって、ごみの減量化、資源化意識の高揚を図るとともに、収集・焼却ごみの減量化により、ごみ処理施設・設備の現状維持の継続化につなげていく。	3,150	1	補助金交付件数	106	92	100	説明	生ごみ処理機器に対する補助金交付件数	32,915	4	t	27	31	26	説明	1世帯当たりの生ごみ搬出量を260kgとして補助金交付件数に集めたもの	5	3	3	5	3	24	B	要改善	拡大	廃棄物の減量化及び資源の有効活用は、社会的に重要な課題となっており、本事業は拡大していく必要がある。しかしながら、より実効性の高い制度になるよう利用者実態調査の結果を活用し、要綱の見直しや補助率及び上限単価の見直しを進めなくてはならない。	補助対象を個人から団体にし、更なる減量化を図る	市民の多様な力の活用	4	市民の多様な力の活用	継続	ごみの軽減・資源化は重要な事項であることから、引き続き実効ある制度となるようアンケートの結果を踏まえて、効果を検証する必要がある。	有り	1	効果の検証					
186	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	18	資源リサイクル課	買い物袋持参・ノー包装運動推進事業	レジ袋等の削減及び簡易包装に協力的な事業者を「ノー包装運動協力店」として認定し、店舗名等を広報することにより、その活動を支援する。	協力店舗数やマイバッグ持参者も増加し、市民の関心も高まっている。「選ばれる自治体」を実現するため、本事業の推進と併せ、資源化及びごみ減量化に対する啓発を強化し、市民・事業者の意識の高揚を図る。	市民	市民が買い物袋を持参し、レジ袋等の包装を辞めた場合、1回につき1ポイント加算し、ポイント数(50、100、150)に応じて三次市指定ごみ袋等の環境配慮品と交換できる特典を設ける。	市民は、買い物袋を持参し、事業者は過剰な包装をしないことで、レジ袋等のごみ排出を抑制する。	3,450	1	実施店舗数	333	411	450	説明	三次市認定ノー包装運動協力店舗数	9,153	4	件	12,224	21,191	22,000	説明	平成19年度指定ごみ袋等環境配慮品の交換件数	4	4	3	4	4	23	B	事業拡大	継続	本事業はごみ減量化のため、ごみの排出抑制を目的とし、レジ袋等の削減を図るものであり、市民の関心が高まった。	強化月間実施、ポイント数及び交換品の増設により、環境に対する意識の高揚を推進するものでもあり、経費を削減すれば特効効果が薄くなる。交換品については、協力店に依頼する等のコスト削減を図る。	ポイント制による特典効果により、環境に対する意識の高揚を推進するものでもあり、経費を削減すれば特効効果が薄くなる。交換品については、協力店に依頼する等のコスト削減を図る。	市民や事業者が自主的に取り組んでいるが、資源循環型社会を実現させるため、市民・事業者・行政が連携して取り組むことがより効果的である。	廃棄物の排出抑制と資源化は、現代社会の重要な課題であり、社会的ニーズは高い。	市民の環境を良くしたいというニーズは高く、今後は環境に対する意識の向上を地球規模での推進が必要である。	市民の関心も高く浸透しつつある。	有り	8	事務事業の効率化	継続	引き続き、ごみの資源化に対する啓発を強化し、市民とともに取り組んでいくことが必要である。	有り	1	市民と行政の協働
187	環境	1 環境保全・資源循環	(3) 資源を大切にすまわづくり	19	資源リサイクル課	街角ECステーション事業	地域との協働により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、地域に根ざした住民の自主的な環境活動を支援・育成していくため、地域の環境保全に取り組む住民自治組織に対し、助成金を交付する事業である。	事業の進展に伴い、住民自治組織の活動を定着化させ、環境保全及び公衆衛生の向上に関する総合拠点として、地域住民と行政との細やかなネットワークを構築する。	市民(自治組織)	助成の対象となる事業 ○不法投棄のハット ○環境アドバイザーの設置 ○ごみ分別学習会の開催 ○廃食油及び廃割りばしの回収	ごみ減量化及び資源循環型社会へ向けた総合的な地域環境保全の意識の高揚を図り、住民自治組織の活動を定着化させ、環境保全及び公衆衛生の向上に関する総合拠点とする。	2,689	1	評価対象事業所	12	16	16	説明	住民自治組織19団体全ての参加	#VALUE!	4	Q	1,290	1,500	1,500	説明	環境保全及び公衆衛生の向上に関する総合拠点づくりとして、地域の核である住民自治組織を対象として支援することは、おおむね目的に合致している。	3	3	4	4	4	22	B	未実施	拡大	将来的にはこの事業を発展させ、ごみ集積場の整備事業等も含め、環境保全及び公衆衛生の向上に関する総合拠点とするため、事業の拡大が必要である。	住民自治組織19団体の全ての参加を目指す。	有り	1	市民と行政の協働	拡大	循環型社会の実現に向け、住民自治組織や公衆衛生推進協議会等と連携し、全地域で自主的な取組によるよう推進する。	有り	1	市民と行政の協働					
188	環境	2 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまわづくり	16	企画調整課	消防ポンプ積載車更新事業	消防団のポンプ積載車を配備する古いものから計画的に更新し、消防力の向上を図る。消防ポンプ車等105台更新車両3台	今後、同一年度に更新時期がくる車両が多数あるため、より計画的な更新計画の樹立と配置車両の見直しが必要である。	市民(地域消防団・地域住民)	古いポンプ積載車等を計画的に更新し、消防力の強化を図る。	ポンプ積載車の定期的な更新	14,758	1	更新車両数	3	3	3	説明	計画的に更新を行っている	4,604,000	4	回	200	200	200	説明	消防ポンプ積載車がどの程度活動しているかの指数	3	3	3	3	3	20	C	要改善	継続	火災の際、地域住民に安心感をもたらす。	活動拠点の整備は、消防団員の活動の励みとなる。	ファンリテイメントによりコスト削減余地がある。	市が行うべきである。	特定地域の住民には、必要性は高い。	特定地域の住民には、ニーズは高い。	有り	7	施設の見直し	継続	配置計画を勘案しながら、計画的な整備を行う。	有り	8	事務事業の効率化	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価		改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性								
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性				実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市民との関係性	社会的ニーズ	市民ニーズ	総合評価	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分	総合評価	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分
189	環境	2 防災・安全	16	企画調整課	消防団事務	三次市の消防団活動が円滑に遂行されるよう消防団に関する事務処理を行う。具体的には、団員の人事管理、手当・報償金等の支払事務、消防施設・設備・物品の維持管理、各種消防行事の準備・運営、広島県消防協会三次支部・三次市消防団員互助会等の関係機関との連携等を行う。従事する職員は、嘱託員2名を基本とし、会議・大会等においては正職員も含めて対応している。また、各支所単位では、各支所消防担当が活動の補佐を行っている。	消防団活動を充実させるためには、市の事務補助以外に、三次消防署等の常備消防との連携・協力体制が必要であるが、確立されていない。また、現在、消防団事務の嘱託職員を市役所本庁と三次消防署内にそれぞれ1名ずつ置いていたため、連絡体制等において非効率である。	市民（消防団員）	団員の人事管理、手当・報償金等の支払事務、消防施設・設備・物品の維持管理、各種消防行事の準備・運営、広島県消防協会三次支部・三次市消防団員互助会等の関係機関との連携等を行う。	1 消防団員数 2 3	1,556 1,553 1,544	毎年4月1日現在の消防団員数、微減している	H18 3,931 H19 3,938 H20 4,002	4 5 6	3,931 3,938 4,002	4 5 6	3 4 5	3 4 5	3 4 5	3 4 5	3 4 5	3 4 5	25 25 25	B B B	要改善 要改善 要改善	継続 継続 継続	市民の安全と安心を確保するためには、市の消防団活動を担う消防団の活動が必要であり、その活動を円滑に遂行するための活動補助業務は今後も継続して実施していく必要がある。また、消防団員確保のための広報も積極的に実施していく必要がある。	引き続き各消防団との関係を密にし、効率のよい事務を遂行していく必要がある。また、消防団員確保のための広報も積極的に実施していく必要がある。	有り	8	事務事業の効率化	有り	8	事務事業の効率化											
190	環境	2 防災・安全	16	企画調整課	水防事業	気象情報(注意報・警報等)に基づき、水防の注意体制・警戒体制として職員を配置させ、浸水被害の未然防止と軽減を図る。また、国・県から委託を受けた河川樋門について、委託料の請求及び操作員への出動及び定期点検等を行う。また、委託料の請求及び操作員への賃金支給事務を行う。気象情報やダム放水情報などの水防情報の収集を行う。19年度において、大雨洪水注意報等に基づく注意体制を22回配置、大雨洪水警報に基づく警戒体制を2回配置した。	水防体制の配置に当たっては、気象予報等に基づき行っているが、とりわけ、注意報発令の回数が増え、注意体制に伴う時間外手当の経費が多くなる。また、国及び県から委託を受けている樋門操作員について、高齢化が進み操作員の確保が困難な状況となっている。国・県及び市において自動式樋門への移行や、業者への委託を検討する必要がある。また、河川改修等の事業を推進するため、水防業務は建設部局で取り組むことが望ましい。	市民	集中豪雨や台風被害などの水害から市民の生命と財産を未然に守り、被害を最小限に抑える。	1 第1非常配備要員班 2 3	12 12 12	注意体制のための班数(1班職員3名)	H18 2,598,833 H19 1,965,750 H20 2,211,833	4 5 6	2,598,833 1,965,750 2,211,833	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	27 27 27	A A A	要改善 要改善 要改善	継続 継続 継続	水防対策は市の義務であるため、水害の未然防止と軽減を図り、市民の生命と財産を守るためには、引き続き現状維持を基本とするが、より迅速で確実な体制を構築していくことが望ましい。水防業務は建設部局で取り組むことが望ましい。	市民の生命と財産を守るために重要な事業である。体制の整備については、組織機構改革の中で検討していくべき課題である。	有り	5	組織・機構の見直し	有り	5	組織・機構の見直し										
191	環境	2 防災・安全	16	企画調整課	排水機場の維持管理	市設置の排水機場7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所を維持管理として、操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また、市設置の排水機場については、点検結果を受けて修繕を行うとともに、電気保安業務等、業者委託により維持管理を行う。	洪水時における浸水被害を軽減させるためには、内水排除を行う排水機場の役割は重要であり、今後もその維持管理を確保し、防災機能の充実に努める必要がある。そのため、日常の稼働点検は排水機場へ配置される市職員による点検を行うことが、洪水時における的確な対応へと繋がっていく。ただし、市設置の排水機場については老朽化しているため、今後、修繕等の維持管理料が増える見込みである。また、水防事業と併せて建設部局にて一体的に事業を推進することが望ましい。	市民	市内の排水機場が災害時に稼働できるよう維持管理を行い、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。	1 排水機場箇所 2 3	12 12 12	市設置の排水機場7箇所、国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所	H18 676,916 H19 1,025,333 H20 951,833	4 5 6	676,916 1,025,333 951,833	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	26 26 26	B B B	要改善 要改善 要改善	継続 継続 継続	排水機場の維持管理は、市民の生命、財産を守るために必要な事業である。有事に備えて職員の更なる技術向上を図っていくとともに、体制の整備については、水防事業と一体的に組織機構改革の中で検討していくべき課題である。	排水機場の維持管理は、市民の生命、財産を守るために必要な事業である。有事に備えて職員の更なる技術向上を図っていくとともに、体制の整備については、水防事業と一体的に組織機構改革の中で検討していくべき課題である。	有り	7	施設の見直し	有り	7	施設の見直し											
192	環境	2 防災・安全	16	企画調整課	防火水槽整備事業	防火水槽は、火災発生時の初期消火の水源確保に、非常に重要な消防施設であり、水防の確保が困難な地域において、緊急度や必要性を考慮して、計画的に整備する。新設5基。	地域の防火水槽の現有数と基準による充足率の向上	市民（水利の無い地域住民）	火災発生時の水利を確保し、地域住民の不安を取り除く	1 設置数 2 3	5 5 5	防火水槽の年間設置基	H18 3,353,800 H19 3,840,800 H20 4,430,600	4 5 6	3,353,800 3,840,800 4,430,600	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	4 5 6	24 24 24	B B B	要改善 要改善 要改善	継続 継続 継続	他事業との調整を図り、効率的な整備を行う。	市民の安全確保のため、計画的な整備を行う。	有り	7	施設の見直し	有り	7	施設の見直し												

Table with columns for project details (number, category, priority, start year, name, summary, objectives, methods, quantitative analysis, qualitative analysis, role, necessity, evaluation, etc.). It lists various public works projects such as disaster prevention, fire safety, and water management.

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 対象者 等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性										
												定量分析			活動指標			成果指標			目的適合性		実施改善等 による成果 向上の余地		コストの 削減余地										市民 ニーズ									
												H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果 向上の余地	コストの 削減余地	市民 ニーズ										社会的 ニーズ									
197	環境	第5 防災・安全	(1) だれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくり	19	建築住宅課	耐震改修助成事業	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震診断及び耐震改修工事の実施に要する費用の一部を補助する。三次市耐震改修促進計画に定める住宅の耐震化の目標値であるH27年度90%(H18年度50%)の達成に資する制度である。	耐震改修を推進して耐震化率を向上させ、地震時の建築物の倒壊による被害を減少させることで、市民の保護と避難経路の確保を図り、地震災害に強いまちづくりを進める。対市民に対して、耐震診断及び耐震改修の更なる普及を図るには耐震化を促進するために制度の拡充を進めており、市においても制度の拡充を検討する余地がある。(国庫補助対象となる耐震診断については2/3まで補助が可能。改修工事については国は建替えも対象としている。)	市民	昭和56年5月31日以前に建設された木造の住宅、長屋住宅又は併用住宅(住宅部分が過半のもの)に対し、耐震診断及び耐震改修工事の実施に要する費用の1/3かつ2万円を上限に補助する。耐震改修工事については、工事に要する費用の1/3かつ40万円を上限に補助する。	耐震改修を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護する。	735	1	耐震診断・耐震改修工事実績	件	1	12	耐震診断・耐震改修補助申請件数	#VALUE!	4	耐震診断	件	1	10	耐震診断補助件数	補助制度により、耐震化が促進され、地震時の建築物の倒壊による被害から市民を保護することに寄与できる。	補助事業実施要綱に基づき補助しているが、制度の拡充を図ることで、事業の活用促進が期待できる。また、診断設計を行う建築士や施工業者に対する指導、啓発も必要である。	補助事業実施要綱に基づき補助しているが、制度の拡充を図ることで、事業の活用促進が期待できる。	個人の住宅の耐震化であり、所有者自らが行うべきものであるという面はあるが、災害に強いまちづくりを進めるために、耐震化率の向上に積極的に取り組む必要がある。	近年の大規模地震の頻発を背景に、地震時の建築物の倒壊から市民の関心が高まっている。しかし、耐震診断等の具体的な内容がわからないことや費用負担等により取り組みが進まない面がある。	大規模地震が頻発していることから、建築物の耐震性に対する市民の関心が高まっている。しかし、耐震診断等の具体的な内容がわからないことや費用負担等により取り組みが進まない面がある。	23	B	未実施	継続	継続	いつ起こるともわからない地震への対策は、先送りできない課題であるが、現状の助成制度は市民の活用が芳しくなく、耐震化の促進に寄与しているとは言いがたい。同様の事業を行っている他市の状況も参考にしつつ、助成内容の拡充、登録建築士の指導、市民への啓発等を進める必要がある。	制度の啓発を行い、活用を促進する。安易な増額に走るのではなく、市民が活用しやすい制度へと変えていく必要がある。	有り	有り	10	内容の改善		
198	環境	第5 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	18	企画調整課	子どもの安全支援事業	学校・地域・行政が一体となって犯罪の起こりにくい環境を整備し、児童・生徒の防犯意識を高めることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを行う。防犯パトロールなど地域で行われる防犯活動に対して、消耗品の購入配布を行う活動を支援する。	18年度は補助事業での取組であったが、地域と協力し、子どもへの安全支援は、継続して実施している。	市民(市内の児童・生徒)	子どもが安心して暮らせる、安全な地域社会の形成	関係部局との連携を図り、防犯に係る消耗品の購入・配布を行う。	2,612	1	貸し出し用消耗品購入数	件	300	150	貸出用消耗品を購入する。最大の品目で初年度は300個購入した。	#DIV/0!	4	防犯灯設置件数	件	23	—	—	通学路への防犯灯設置により、夜間の子どもの安全性が高められた。	市民提案・職員提案による事業のため、目的達成への貢献度は大きい。	年度を追って消耗品が増えることにより、購入数が増えることにより、購入数の減少が考えられる。	市と地域が一体となり事業を推進していく。	子どもが被害にあう犯罪が多発しているため、社会的ニーズは非常に高い。	昨今の犯罪情勢を背景に、市内でも防犯、とりわけ子どもに対する関心が高まっている。	23	B	事業拡大	継続	継続	ジャケット等貸出品の中には、汚損等の可能性が高いものもあり、定期的な追加が必要と思われる。また、子どもにおける安全対策であるため、今後も維持していくことが重要である。	地域住民と協力し、子どもへの安全支援を実施していく。	有り	有り	4	市民の多様な力の活用		
199	環境	第5 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	16	企画調整課	交通安全の推進	交通安全協会や広島県が推進する各々の交通安全運動にあわせ、各関係機関と連携を図りながら、街頭キャンペーンやテント村を設置し、交通安全の啓発を行う。また、オフロードや防災行政無線での啓発放送により交通安全の意識向上を図る。	交通安全の啓発と交通事故を減少させる対策を検討する必要がある。街頭キャンペーン等の啓発活動等を推進するため、活動内容や推進方法を見直す必要がある。行政や警察が主として展開するのではなく、市民(住民自治組織等)を中心とした取り組みへ転換していく必要がある。	市民	安全な道路交通を確保するため、交通事故削減を目的とする。	警察・交通安全協会と連携し、街頭キャンペーンなどの啓発活動を通じて、市民の交通安全意識向上を図り、交通事故防止に取り組む。	6,508	1	テント村、街頭キャンペーン実施回数	回	14	14	14	街頭での呼びかけやテントを設置して啓発した回数	#REF!	4	市内交通事故件数	件	3	1	3	交通事故件数は年々減少傾向にあり、一定の成果が見られる。	広報やCATV、オフロードや防災行政無線で安全運転を周知し、街頭キャンペーン、テント村等でのドライバーへの呼びかけをしている。	年間4回の各々交通安全運動の啓発等を行うが、より効果的な方法を検討していく必要がある。	三次市交通安全協会や各関係機関と連携を図りながら、継続していく必要がある。住民が中心となって展開できるような活動の推進体制を見直す必要がある。	年々交通量が増加しており、交通安全への取り組みは必要である。	交通事故の件数が減少していることもなく、啓発を続けていく必要がある。交通安全協会等の活動を今後も密にする必要がある。	24	B	要改善	継続	継続	市や警察だけでなく、関係団体協働して、交通安全が市民の自発的な事業となるよう推進に努めていく。	有り	有り	1	市民と行政の協働		
200	環境	第5 防災・安全	(2) 相互の助けあいによる安全・安心なまちづくり	16	企画調整課	防犯事業	平成19年度は、市内の各防犯団体を支援しながら事業を推進した。本年度も同様に「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会の開催。また、市が設置した防犯灯の維持管理を行うとともに、新設に係る補助金の交付事務を行う。また、単年度事業である。	安全で安心して暮らせる三次市を目指して、各種団体との連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。	市民	各団体を連携を図りながら、安心安全なまちづくりを目指して推進体制を確立する。	市民が安心して暮らせる、犯罪の起こりにくいまちづくりを進める。	9,983	1	防犯灯設置補助金交付	件	90	46	50	防犯灯設置補助金交付申請件数	155,711	4	市内刑法犯認知件数	件	447	424	400	市内の刑法犯認知件数が減少傾向にあることから、一定の成果がみられる。	啓発活動や呼びかけを行っている。	「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会により、より効果的な方法を検討していく必要がある。	防犯灯の設置等、より効果的な方法を検討していく必要がある。	各団体や地域と連携を図りながら、安心安全なまちづくりを目指して推進体制を確立していく必要がある。	毎年犯罪が多発しており、住民の生命、財産にかかわることから、防犯活動に対する社会的ニーズは極めて高い。	犯罪が起きている限り、啓発は必要である。安心安全なまちづくりは市民の関心が高い。市民ニーズは極めて高い。	24	B	要改善	継続	継続	防犯灯の設置されていない区域からの申請等、今後も安心して暮らせる三次市とするには必要と思われるため。	防犯灯の設置だけでなく、啓発活動など地域での取組みを支援していく。	有り	有り	1	市民と行政の協働

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析					手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性										
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容 の有無
201	環境	5	2	18	防災・安全	建設住宅課	アスベスト緊急対策事業 三次市既存建築物アスベスト対策事業補助金 多数の者が利用する民間建築物で、吹付アスベストの分析調査、除去に係る費用の3分の1以内で補助する。補助対象事業費の上限は750万円。本年度は1件分計上。 ・分析調査 補助率1/3以内 補助対象事業限度額15万円 補助金限度額5万円 ・除去等事業 補助率1/3以内 補助対象事業限度額750万円 補助金限度額250万円	既存建築物アスベスト補助金制度では、基本的に国が1/3、県と市で1/3以内となっているが、広島県は19年度も補助しないため、国1/6・市1/6となり4/6が建物主となり負担が大きいため除去が進まない要因となっている。引き続き県に補助するよう要望していく必要がある。 ・三次管内の1000㎡以上の対象施設について県が平成17年度に調査を行い、自社除去1件・平成18年度及び平成19年度補助事業で2件・平成20年度補助事業対応予定1件である。 市としては、アスベスト調査において、残りの3種類判定が完了していないため対応策を充実し、早期に調査を完了し除去する必要がある。	市民（建物利用者）	多数の者が利用する民間建築物所有者（多数の者が共同で利用する部分に限る）に対し、アスベストの分析調査、除去、封じ込み、囲い込み工事等に必要資金を補助する。	アスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、その生命及び身体を保護を図る。	3,211	1	件	1	1	1	1	5,711,000	4	アスベスト除去等対策補助件数	件	1	1	1	1件(補助対象件数)	5	3	5	5	3	24	B	要改善	事業縮小	継続	社会的に市民ニーズが高いが、アスベスト対策補助制度対象施設は少なくなっている。広報によるアスベスト除去工事等の補助制度を広く知らしめることで、除去経費の軽減を図る。	有り	12	継続の設定	有り	12	継続の設定
202	環境	5	2	13	防災・安全	ひとづくり課	消費生活情報整備・消費生活相談事業 PIO-NET(パイオネット、消費生活情報整備体制事業)独立行政法人国民生活センターのシステムを平成13年に導入したことに伴い、消費生活相談員が全国の相談内容を的確に入手し、相談者への消費生活相談や消費者の自立を目指す啓発活動に活用することができる。	市として相談体制のさらなる充実を図るため、専用の相談室の設置整備が必要である。また、将来的には総合的な生活・人権相談、消費生活相談、婦人相談、外国人生活相談、市民無料法律相談等の生活相談センターとしてのみの機能化が望まれる。	市民	「消費者生活相談」本人面談 代理人相談 電話による相談	消費生活相談の苦情処理斡旋等で解決を図っていく。 消費者自身の課題は、「消費者の権利」「自立支援」を基本理念として、主体的な消費者を目指していく。	7,379	1	回	25	46	50	293,080	4	消費生活相談PR件数	人	314	284	300	相談者総数	4	3	3	4	3	20	C	要改善	継続	社会的ニーズや市民ニーズが高いと思われることから、市民ニーズがより一層の充実強化を図る必要があり、相談室の設置が必要である。個人情報保護法の関係から早急な対応が求められる。	無し	継続	利用内容などからニーズを的確につかみ専門性を高め、相談体制の充実を図っていく。	有り	13	サービスの向上		
203	環境	5	3	16	地域交通	自治振興課	生活交通確保対策事業 ・市民バス……地域内における交通手段として運行【委託】(君田町、布野町、作木町、吉倉町、三和町及び甲奴町) ・デマンド型バス……三坂坂町内における交通手段として運行【補助】(運行主体:三次広域商工会) ・路線バス……市内の地域間及び他市の市町と結ぶ幹線交通手段として確保【補助】(備北交通、中国バス、芸陽バス、十番交通) ・JR……芸備線、福塩線、三江線の各協議会に関すること(利用促進、要望活動等)	・市民バスの再編(効率的で効果的な路線の設定) ・デマンド型バスの導入地域の拡大 ・路線バス退出への代替対策 ・平均乗車密度1.0未満路線の廃止 ・車両改良補助の利用促進	市民・市外観光客等	公共交通機関確保のため、市民バス(コミュニティバス)の委託運行や路線バスへの運行補助(赤字補填)、JRに対しては、市民が利用しやすい時刻の設定等の要望活動	市民の利用実態や需要に応じた運行を行うこと及び市内外の観光客の交通移動手段の確保	205,791	1	市民バス等運行便数	便	22,369	21,562	21,800	8,044	4	市民バス・デマンド型バス年間利用者数	人	141,637	137,495	138,000	市民バス・デマンド型バス年間利用者	3	3	4	3	21	C	要改善	継続	地域実態及び需要に応じた移動手段の見直しを検討し、費用対効果を最大化する必要がある。 市民バス・デマンド型バスの運行率や便数がある程度合致しているものの、効率性において検討する余地がある。 公共交通の確保は都市機能が維持するうえで不可欠であるが、本都市の中山間地域では、路線バスが減少していることに加え、高齢者の増加による利用者の減少や物価の高騰(燃料等)から、補助額が増大することが懸念される。	有り	10	内容の改善	有り	10	内容の改善		
204	環境	5	3	16	地域交通	自治振興課	三次市民タクシー運行事業 公共交通機関が運行していない地域であり、医療機関、福祉施設等から4km以上離れている一団の地域において、交通手段を持たない住民が利用組合を立上げ、共同で2人以上で週2回を限度にタクシーを利用した場合、運行事業者者に払った額の1/2を補助するもの。	平成18年度は6地域が登録され、利用されていたが、平成19年度には4地域となった。再度、市民に広報等を通じて制度の周知を行い、導入地域の拡大を図る。	市民	運行事業者に支払った額の1/2を補助	交通空白地域における住民の日常的な移動手段確保への支援	1,395	1	利用者数(年間)	人	1,214	1,352	2,000	1,154	4	利用組合数	組	6	4	6	市民タクシー利用組合数	4	4	5	5	25	B	事業縮小	拡大	補助金交付であり、市以外では考えられない。 運行経費の半額を利用者が負担することから、必要最小限の利用実態となり、採算性及び効率性の面でも有効な支援策であると考えられる。	有り	14	成果の向上	有り	14	成果の向上		

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 改善の 必要性	2次 評価 事務局 業務	拡大・縮小 改善の 必要性	改善 区分																	
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度									説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ										
																																								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
205	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	都市整備課	都市計画道路上原万地線整備工事	三次市中心市街地である十日市地区と住居地区である島敷地区が馬洗川で分断され、島敷地区から十日市地区へ行くのに国道183号の鳥居橋や県道知三線線の旭橋・巴橋付近が交通混雑しており、尾道松江線が供用開始になると更なる渋滞が予測される。この為、三次町原万地から十日市上原地区を結ぶ道路・橋を整備することにより、交通量を分散させ、市内の交通の円滑化を図る。	国道375号部分の道路改良が同時に進まないと同万地線の整備効果が発揮されない。	道路利用者	道路・橋梁建設	交通渋滞解消及び安全な通行	1	千円	87,099	198,783	32,900	工事費	H18 1 18	3	4	工事進捗率	%	11	18	19	工事費進捗率	5	5	4	5	5	5	5	29	A	要改善	継続	拡大	事業完了年度を2か年短縮し平成23年度の供用開始を目指す。	平成23年度の供用開始を目指し、事業を推進する。	9	有	事業の迅速化						
206	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	17	土木課	県道維持管理事業	市内に存する県道(市内完結一般道)20路線の維持管理業務を行う。	道路法第17条第2項の規定による管理権限の移譲に向けた取り組みと、移譲後の円滑な対応	市民・路線利用者	道路の通行利便性・安全確保。管理者以外からの占用改築申請処理。その他道路管理業務全般	住民に身近な基礎自治体(市・町)が地域の事情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施できるような自己完結型事務の実現	1	契約件数	26	20	20	維持管理業務委託	H18 1 8	4	4	事業執行率	%	100	100	100	契約額に対する事業執行	4	4	4	4	4	4	24	B	事業拡大	継続	継続	更なる業務効果向上のため、従来の業者委託方法の改善も検討している。権限移譲による県道の維持管理業務との整合性、速効性を検討する。	権限移譲で市が管理する上で、市民の安全、安心した生活に繋がるため、継続して実施していく必要がある。	8	有	事務事業の効率化							
207	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	小規模市道整備事業(維持管理修繕等)	道路・橋梁等の維持修繕に関する業務(パトロールを含む)を市内を地区別にし業者委託及び直営により行う。業務内容は、ポットホール(穴ぼこ)補修、崩壊土砂除去、倒木処理、動物死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など、主に緊急性の高い修繕業務を行う。	1. 昨今の道路事情の複雑化への対応及び現場での判断的確・迅速性が求められる為、担当職員の更なる資質向上を図る。 2. パトロールについては、計画的な巡回、重点路線の設定など業者委託も含め効率的な方法検討を進める必要がある。 3. 年度変わりに、業務空白期間をつくらないよう債権負担等の手法等の対応検討。	市民・道路利用者	ポットホール(穴ぼこ)補修、崩壊土砂除去、倒木処理、動物死骸処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など。	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を保持。	1	委託地区数	17	12	12	市内の区域割を行い各業者に委託した地区数	H18 1 8	4	4	事業執行率	%	100	100	100	事業の執行率	5	3	4	5	5	4	26	B	要改善	継続	継続	更なる業務効果向上のため、従来の業者委託方法の改善も検討している。権限移譲による県道の維持管理業務との整合性、速効性を検討する。	市民が安全で通行できる道路の維持管理を継続して実施していく。	8	有	事務事業の効率化							
208	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	小規模市道整備事業(道路補修業務耐札)	市道除草業務委託路線以外の除草作業を地域の団体等で行い、それに対し報償費として、除草面積1㎡あたり20円を支払う。ただし除草面積は除草延長に作業幅1m(両側作業は2m)を乗じたものとする。 ①高齢化・少人数のため対応が難しい地域が増えつつある。 ②地域によっては「市が責任をもち管理すべき」との意識があり、活動が活発に行われている地域との格差が生じている。	◎支払件数・除草実績が年々増加しており、地域団体による除草作業等の道路保全美化意識が向上していると思われる。 ◎高齢化・少人数のため対応が難しい地域が増えつつある。 ◎地域によっては「市が責任をもち管理すべき」との意識があり、活動が活発に行われている地域との格差が生じている。	市民及び市道近隣の地域団体・市道利用者	市道整備(除草等)作業を地域団体に行ってもらい、それに対し報償費を支払う。(年間2回を限度)	安全で良好な道路環境づくりと道路保全・美化の向上を目指し、地域の市道は、地域で管理できる状態をつくること。	1	路面補修件数	549	572	500	路面補修1件あたりの単価	H18 1 8	4	4	除草面積	km ²	2,320	2,447	2,000	除草総面積	3	3	3	3	3	3	20	C	要改善	継続	継続	主に地域住民が利用する道路については、除草を含めた維持管理業務を地域で対応するシステムを検討する。	市民と共に協働して維持管理していく上で必要であり、継続して実施していく。主に地域住民が利用する道路においては、維持管理を地域で対応できるシステムを検討する。	1	有	市民と行政の協働							

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度事業費 (千円) (職員人件費含む)												手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の 必要性					
												活動指標		H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由					判断理由	内容	その他の 内容	改善区分	改善区分	判断理由		判断理由	内容	その他の 内容		
												活動指標	単位																																		
209	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	16	土木課	小規模市道整備事業(道路・橋梁修繕)	地域や市民からの要望、パトロール等により確認した修繕箇所について、必要・緊急度の高い箇所から順次修繕工事を行う。平成19年度においては81件の維持修繕工事(133,030千円)を施工した。	1. 膨大な修繕要望に当たっては、昨今の工法複雑化への対応及び緊急順位判断の的確・公平性が求められる為、担当職員の変更による資質向上を図る。 2. コスト重視、安易工法等、従来の手法にとらわれず交通弱者や環境には配慮するなど時代に即した工事執行を進める必要がある。	市民・道路利用者	市道(橋梁)の維持・修繕工事	道路環境の保全と通行に安全な道路状態を確保する。	147,346	1	維持修繕工事箇所数	箇所	99	81	100	市道・橋梁等の維持修繕工事発注件数	H18年度 1,482,777	4	事業執行率	%	100	100	100	事業の執行率	4	4	4	5	5	5	28	A	要改善	継続	拡大	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	15	効果の検証	継続	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	4	市民の多様な力の活用
210	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	20	土木課	橋梁調査事業	本市が管理する、今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、本市が「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」に基づき、長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することとする。 ついでには、本市が管理する市道橋1,216橋及び権限移譲一般県道橋66橋について、平成20年3月に作成された「広島県橋梁定期点検要領」に基づき、全ての橋梁点検を行う。「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」による市町村への国の補助が平成25年度までの措置であることから、平成25年度までに橋長15m以上の橋梁を全数に	点検結果をみない、要修繕対象橋梁数、対応する工法、事業費が不明である。	市民・利用者	橋梁点検	橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性の確保を図る。	79	1	調査実施橋梁数	橋				長期寿命化計画作成にあたり橋梁点検を実施する。	H18年度 #VALUE!	4	調査対象橋梁数	橋			326	15m以上橋梁数	4	2	2	4	5	5	25	B	未実施	未実施	拡大	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	15	効果の検証	継続	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	14	成果の向上
211	第5環境	1環境保全・資源循環	(1)美しい山・川・田園風景に配慮したまちづくり	20	土木課	アダプト制度	広島県が管理する道路・河川が対象。アダプト活動を実施しているマイロード認定またはプリアー認定団体に対して、活動経費の一部を奨励金として交付し、道路・河川への愛着心の醸成等を図ることを目的としている。アダプト活動とは「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動を指す。	広島県アダプト制度実施要領に市町との協力が謳われているが、市の具体的な役割は清掃、緑化等によって発生したゴミの回収となる。広島県の管理道路と河川の美化活動であるのに、広島県はゴミの回収に行かず、三次市が回収に行きクリーンセンターまで運ぶことある。ゴミの受け入れについては当然協力を行うべきであるが、クリーンセンターまでのゴミの運搬はアダプト活動団体若しくは広島県が行う方向で調整を図りたい。	マイロード認定団体 ①広島県が認定した団体 ②5人以上以上の団体	広島県が管理する道路と河川において清掃、緑化等を行う。三次市はゴミの受け入れ及び申請書の受付、広島県への進捗、認定後は契約書を締結する。事業完了後は、活動実施報告書を受け付け広島県に送達する。	市町との協力が図られる。ボランティア活動やアダプト活動の活性化及び道路・河川に関する環境及びその機能の維持向上を図ることを目的とする。	715	1	活動路線及び河川	箇所	14	20	27	アダプト制度を取り入れている路線と河川数	H18年度 50,785	4	認定団体数	団体	14	20	25	認定団体数	2	2	4	4	4	4	2	16	D	要改善	継続	事業縮小	市道への安全な通行確保のため実施する必要がある。	市道への安全な通行確保のため実施する必要がある。	10	内容の改善				
212	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	16	土木課	除雪業務	12月1日～3月15日を基準期間とし、積雪時における主要幹線道路の通行を確保するため、積雪深20cmで各地区のモニターからの通報を受け除雪を実施する。また、低気圧で凍結の恐れがある場合は、除雪(西酒蔵寺町線・栗屋中央線・双三農免道)の凍結防止剤散布を行う。19年度実績は603路線、602km凍結防止剤積置き 旧三次市67箇所及び各支所	①除雪の要望は強く、除雪機械の所有量など物理的な面から、路線によって時間的ずれが生じる。 ②権限移譲に伴い、県道除雪と連携した効率的な除雪計画をたてる必要がある。また、除雪基準の統一見直し検討が必要。 ③市街地の除雪(排雪)について検討を要する。	住民及び路線利用者	積雪が除雪基準以上の量(cm)になれば、連絡体制により各モニターから通報を受け、除雪委託業者に連絡し除雪を実施する。 凍結防止剤の設置、散布	①道路交通の安全確保。 ②経済活動の確保及び市民の生活の安定を図る。	55,777	1	計画路線数	路線	580	600	600	H19年度より権限移譲県道20路線84kmを追加	H18年度 24,587	4	除雪延長	km	620	704	704	H19年度より権限移譲県道20路線84kmを追加	5	5	5	5	5	5	27	A	要改善	継続	拡大	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	1	市民と行政の協働					
213	第5環境	3地域交通	(3)交通基盤づくり	16	土木課	除雪業務	12月1日～3月15日を基準期間とし、積雪時における主要幹線道路の通行を確保するため、積雪深20cmで各地区のモニターからの通報を受け除雪を実施する。また、低気圧で凍結の恐れがある場合は、除雪(西酒蔵寺町線・栗屋中央線・双三農免道)の凍結防止剤散布を行う。19年度実績は603路線、602km凍結防止剤積置き 旧三次市67箇所及び各支所	①除雪の要望は強く、除雪機械の所有量など物理的な面から、路線によって時間的ずれが生じる。 ②権限移譲に伴い、県道除雪と連携した効率的な除雪計画をたてる必要がある。また、除雪基準の統一見直し検討が必要。 ③市街地の除雪(排雪)について検討を要する。	住民及び路線利用者	積雪が除雪基準以上の量(cm)になれば、連絡体制により各モニターから通報を受け、除雪委託業者に連絡し除雪を実施する。 凍結防止剤の設置、散布	①道路交通の安全確保。 ②経済活動の確保及び市民の生活の安定を図る。	55,777	1	計画路線数	路線	580	600	600	H19年度より権限移譲県道20路線84kmを追加	H18年度 24,587	4	除雪延長	km	620	704	704	H19年度より権限移譲県道20路線84kmを追加	5	5	5	5	5	5	27	A	要改善	継続	拡大	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	市民の安全な通行確保のため実施する必要がある。	1	市民と行政の協働					

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次 総合評価		拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性							
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明				目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地						コストの 削減余地	市開与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				15	16						17	18	19	20	21	22	23
213	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	20	土木課	道路河川の占用・改築	占用物件については道路、河川管理者として、電柱、水道等の占用申請を審査し、適正なものについては許可し、三次市道路占用条例に基づき占用料を徴収する。改築については、道路・水路等の改築申請を審査し、適正なものは許可し、許可に至るまでは指導も行う。	電柱等の地中化を推進するため、占用料の無料化の検討が必要。無断占用及び無断改築を防ぐため、関係法令及び事務手続きについて住民周知を図る必要がある。	市道・里道・河川・水路を占用又は改築しようとする住民・電	道路法、河川法に照らし合わせ、申請を受付、審査、許可及び承認をする。	市民の利用や日常生活に対し、支障のないように公共物を管理する。	1 申請件数	554	650	700	道路・河川占用(新規・継続)申請件数	1	2,568	4	千円	16,000	16,000	18,720	平成20年度から県道の占用料も徴収。	5	3	4	5	5	2	24	B	要改善	継続	継続	住民の利用等に支障がないよう公共物を管理するために許可事務は必要。	法令等に準じて事務を進める。	有	8	事務事業の効率化		
214	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	生活道路整備事業	国道・県道・市道以外の道路で、日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付することにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。	多様化するニーズに対する補助内容の検討。事務体制の見直し・支所との連携。現行制度が今年度限りとなっているため、事業評価を踏まえ継続・廃止の議論が必要。	市民	日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付する	住居への進入の効率化による市民生活の向上及び公共の福祉の増進	1 交付決定件数	24	21	25	補助金申請から書類申請、交付決定、完成検査、補助交付までの一連の手続き処理	1	392,750	4	%	100	100	100	補助要綱に基づき、完成検査を行ったところ適切と判断された。	4	4	3	4	4	23	B	要改善	継続	継続	事業開始から8年が経過し、かなりの整備が進むとともに、ニーズも広がってきた。今後、期限となる平成20年度までに制度面、予算措置等の見直しを計りながら、多様化するニーズに即応すべく検討を進めていく	整備の基準を見直し、多様化するニーズに対し、一定の基準を設ける必要がある。	有	10	内容の改善			
215	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	交通安全施設整備事業	交通安全施設の整備を行い、交通安全に努める。	複雑化する道路事情とニーズに対応していくには、職員の技術力等の向上を図る。優先順位を定め、計画的に実施する。	市民・道路利用者	道路反射鏡設置、道路防護柵設置、視線誘導柵設置、警戒・注意標識設置、区画線設置など。	通行上、安全な道路環境に改善し交通事故の防止を図る。	1 設置路線数	60	89	37	道路反射鏡設置、道路防護柵設置、視線誘導柵設置等の安全施設設置路線数	1	355,300	4	事業執行率	100	100	100	事業執行率	4	4	5	5	5	28	A	未実施	拡大	交通安全施設整備事業は、安全な交通確保という全ての市民を対象とした社会的ニーズに対応している。住民要望も極めて高く、事故防止・住民安全確保は行政責務である。	優先順位により計画的な施設整備を迅速に行い、市民の安全な交通確保を行う。	有	9	事業の迅速化				
216	第5 環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	道路・河川期成同盟会事務局	国道375号(大田・三次間)改良促進期成同盟会、江の川改修促進広島県期成同盟会の事務局を務める。何れの期成同盟会についても、整備促進を図るために国、県等関係機関や議会に対しての要望活動が主要な活動であり、その企画や連絡調整、総会等を行うことにより、当該道路や河川の早期整備を図る。	単独自治体での要望活動だけでは、予算措置が十分でない状況では今後も関係市町との要望活動は必要と考える。ただし、整備が進み所期の目的が達成されれば、解散すべきである。	市民及び広域川の流れ、関係市町の住民や道路利用者、河川	・会員相互の連絡調整(会員市町、商工会議所、観光協会) ・総会の開催、要望のための情報収集や調査、調整 ・国、県、関係市町・関係市町・関係市町・関係市町の要望活動の実施	道路改良による安全で快適な道路環境、利便性の向上 河川改修による安全、安心な生活環境の提供	1 総会回	2	2	2	各同盟会総会の開催回数	1	2,528,500	4	要望先箇所	8	8	8	三次河川国道事務所、中国地方整備局、国土交通省、財務省、国会議員、広島県、県議会他	4	4	2	5	3	21	C	事業縮小	継続	関係機関との連携、連絡調整がとれ、目的達成の活動が展開できている。	現状では同盟会活動により、情報収集や資料提供により整備率の向上につながっている。	次年度への繰越額が、事業費と同程度となっているため、事業内容と負担金の精査が必要である。	関係団体との連絡調整がとれ、目的達成の活動ができる。	認知度は低いが、事業推進のための社会的ニーズは高い。	事務局の認知度は低いが、事業推進のための期待やニーズは高い。	有	10	内容の改善

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析					手段の適切さ					市の役割		必要性			合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小 内容	改善の必要性			
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地				コストの 削減余地	市間との 妥当性			社会的 ニーズ	市民 ニーズ			判断理由	判断理由	
													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15				16	17			18	19			20	21	22
217	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	17	土木課	県道改良 事業	県道新設改良事業は、権限移譲の流れから、事務処理特例条例の手法で平成17～19年度施工。道路法第17条第2項により平成20年度から以降実施される。 平成17年度は、3路線3箇所について事業実施を行った。 平成18年度は、5路線6箇所について事業実施を行った。 平成19年度は、4路線5箇所について事業実施を行った。 平成20年度は、8路線9箇所について事業実施を行う。	身近になった県道改良工事について、厳しい財政運営の中、優先する路線・整備箇所を選定を住民の理解を得ながら進める。	市民や道路を利用する企業等	県道を拡張等により整備する。	安全で快適、利便性の確保	71,637	1 道路改良 整備延長 (m)	823	228	1,000	工事延長で測量等の委託は除く	H18 199,415	4	執行率	%	100	100	100	事業執行率	5	5	3	5	5	5	5	28	A	拡大	継続	道路法第17条第2項により権限移譲され、実質的にH20年度から市の判断で実施が可能となった。移譲を促すことからも、H20年度予算移譲を確保する。	計画的な整備を進めるため、優先度を勘案し選定と集中により事業を進めていく。	有り	8	事務事業の効率化
218	環境	3 地域交通	(3) 交通基盤づくり	16	土木課	市道整備 事業	道路新設改良事業については、新市まちづくり計画(H15年度作成)及び新市まちづくり計画事業(H16年度作成)並びに三次市実施計画(H18年度作成)に基づき事業展開を行ってきた。 平成17年度は、57路線58箇所について事業実施を行った。 平成18年度は、49路線49箇所について事業実施を行った。 平成19年度は、46路線46箇所について事業実施を行った。 平成20年度は、41路線41箇所について事業実施を行う。	現在、道路改良計画は新市まちづくり計画に基づき平成26年度までの計画を持っており、厳しい財政運営の中、より経済的な工法の採用や、生活密着型道路については土地及び立木補償などについては無償提供を原則とした整備手法に転換を図らなければならない。	市民や道路を利用する企業等	市道を拡張等により整備する。	安全で快適、利便性の確保	1,152,394	1 道路改良 整備延長 (m)	6,869	3,490	5,000	工事延長で測量等の委託は除く	H18 215,150	4	改良率	%	50	50	50	(実延長に対する改良済延長)	4	3	3	5	4	4	23	B	要改善	継続	新市まちづくり計画による道路整備は市町村合併においての合併条件であり、又市の道路交通網形成に貢献しており、市民ニーズは高い。 本市の定住促進、ふるさと納税を進める上で、応援団員を通してPRを行うことは重要である。	県道も含めた全体の整備を進める。事業の選択と集中により、事業を迅速に進める。	有り	9	事業の迅速化	
219	都市	1 都都	(1) 情報発信都市	19	企画調整課	「ふるさと 応援団」 事業	市の人・歴史・自然等愛する人、政策に共感する人とともに、「ふるさと応援団」の活動を展開することにより、ふるさとの人・もの・情報の交流を高めるとともに、人口の増加と選ばれるまちづくりを目指し、ふるさとのまちづくりを応援していくことを目的とする。	本市の定住施策を積極的にPRし、三次市外からの定住人口を増加させる。	市民及び全国の希望者	様々な情報の収集又は提供等を行う交流事業 市のまちづくりへの提案、ボランティア活動の提供等を行う支援事業 応援団員の募集、名簿の整理等を行う募集事業	市のPRによって、商業・農業関係者が儲かる仕組みを構築する。市外の応援団の方には三次の良さを享受していただき、ふるさと納税にも協力いただく。	2,711	1 PR回数	15	30	新聞広告を出したり、県人会等の市外での集まりでパンフレット配布するなどPRに努めている。	H18 #VALUE!	4	応援団加入人数	人	65	150	「ふるさと三次応援団」に登録していただく人数	4	4	3	4	3	3	22	B	未実施	継続	本市の定住促進、ふるさと納税を進める上で、応援団員を通してPRを行うことは重要である。	定住促進のため、ふるさと納税等の事業などと連携し、積極的なPRに努めていく。	有り	8	事務事業の効率化			
220	都市	1 都都	(1) 広域発想による戦略立案	16	管財課	隣市との境界 確定	本市の境界については、安芸高田市と接する一部が決定しておらず、両市の面積も、国土地理院において「便宜上の概算数値」として公表されている。 境界が確定できなかった理由は、当該区域において境界紛争が起きていたためであるが、本件に係る裁判は平成14年1月に結審している。 本来は、旧三和町と旧甲田町によって整理されるべき事項であったが、判決と現地に微妙な齟齬がありこの調整に手間取り今日に至っている。	面積が増減することについて三次・安芸高田市両市議会との協議、調整	安芸高田市及び関係土地所有者	①関係者との協議を経て境界確定 ②両市議会での議決 ③広島県への申請	両市の境界を確定し、明示する	71	1 関係機関との協議	1	1	10	安芸高田市との協議が中心。進捗に応じて広島県との協議も併行して行う。	H18 71,000	4							5	4	3	5	4	3	24	B	要改善	継続	法に定められた手順に従い、境界確定手続きを進める。 一日も早い境界確定を目指す。事務手続きを進める。 直接的経費はほとんど見込まれないが、早期に整理することで人件費を他へ振り向けることができる。 地方自治法第7条第3項の規定により市の事務とされている。 一般的な社会的ニーズは高い。 一般的な市民ニーズは低い。関係土地所有者にとっては直接財産の管理・運用の面でニーズがある。	早期確定に向け、引き続き交渉していく。	有り	9	事業の迅速化	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小 内容	改善の必要性	改善区分						
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明					目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地			コストの 削減余地	市間与の 妥当性				社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	改善区分	改善区分
221	都市	1州都への道のり	(3) 広域交通網の充実	9	土木課	尾道松江線事業の促進	設計協議等に関しては、①国・県等との計画、関連事業の推進等に関する折衝、協議調整。②市内関係部局との事業工程、管理区分等に関する調整。③対策協議会との折衝。④関係者との個別協議などを行う。 用地買収に関しては、①県用地事務所等との工程、推進方法等の協議調整。②地権者会との折衝。③地権者との個別協議、家屋移転者の移転先の確保に関する調整や物件調査などを行う。 盛土場、工事用道路、流末排水、本線工事に伴う派生的事業に係る関係機関、地域住民との調整、折衝などを行う。 平成19年度は、対策協議会の全ての地区で事業着手されたことに伴い、事業説明や工事説明会を開催し、事業の推進にあたった。また、高速バスストップについても、設置に向けての検討を進めた。	1 工事の本格化に伴う苦情や要望などへの迅速な対応。 2 設計協議の合意事項や懸念事項の整理と着実な実行。 3 尾道松江線事業と関連する事業との事業年度、方法等の調整。 4 国・県事業等との調整や管理区分の整理。 5 高速道路バスストップの設置やインターチェンジを活用したまちづくりの検討。 6 国交省の買収用地の適正管理のチェック。	市民及び高速道路利用者	1 国・県等との計画、関連事業等に関する折衝、協議調整 2 市の関連事業の推進及び建造物の管理に関する調整 3 対策協議会、関係者等との折衝、協議調整 4 地権者会、地権者との折衝、協議調整	1 本市と市民にとって真に有効な計画とする。 2 本事業による沿線住民や地権者への悪影響を最小限に抑え、側道等の関連事業による生活環境の改善を図る。 3 円滑な事業推進による早期完成を目指す。	1 説明会の開催 2 3	1 18 2 9 3 0	237,300 1,118,037 239,500	4 5 6	地区 地区 地区	設計協議書、再設計協議書 計画地区数 新規用地協議が整った地区数 新規着工地区数	17年度は、17年度をもって完了した。 2. 市が加わることで、関係者からの信頼を得て円滑な事業推進が図れる。 3. 本事業が今後のまちづくりの果たす役割は極めて大きい。 4. 市が加わることで、関係者からの信頼を得て円滑な事業推進が図れる。 5. 公園混雑地区(吉舎地区、宇賀地区)の2箇所が残っているが、完了予定は地籍調査が完了の21年度見込 6. 関係地区に工事計画等の説明をし、了承を得て工事に着手する。	3	4	4	4	5	5	26	B	要改善	事業拡大	継続	事業の信頼性を高める。関係する諸課題を解決するため、市の全面的な関与が求められる。尾道松江線の早期開通を図るため、課題の迅速な対応、解決が不可欠であり、長期にわたる事業の遂行が求められる。経緯や引継ぎの確実な実行、協定事項等の約束の履行が重要となる。また、高速バスストップの設置やインターチェンジの活用など、まちづくりとの関連において、	8	有	8	事務事業の効率化	早期完成が求められる事業であり、課題への対応、解決が重要である。	継続	事務事業の効率化	8	改善区分				
222	都市	1州都への道のり	(6) 都市の中核・拠点機能の強化	15	政策課	三次駅前広場整備事業	都市のエントランスとしての交通拠点機能の充実を図るとともに交流と賑わいの空間を形成する。 三次駅前広場から駅西側市道274号線へかけての区域、約1.1ha。 国道183号の拡幅4車線化(県事業)にあわせて、交通拠点機能、交流・地域コミュニティ機能、駅前広場、駐車場などを整備する。 また、都市アメニティ機能(賑わい施設など)、都市型居住機能(高齢者向け都市型住宅など)は、計画の見直しを行う。	事業の必要性を関係権利者及び市民に充分にご理解いただくよう、より一層、事業説明の機会を設けるとともに、行政と住民との情報共有を推進する必要が有る。 この事業の進捗に併せて、関係機関であるJRや広島県、公安委員会などの協議を逐一開催し、事業調整を行う。 また、まちづくり交付金事業の変更申請作業を行う。	複合交通センター(バスセンター・JR乗継広場)の整備、駐車場整備、駅前広場整備など	交通結節点機能の強化を図るとともに三次市の玄関口としてふさわしい賑わいのある拠点施設づくりを行うことで、交通機関の乗換え等の利便性向上を目指す。	1 用地取得面積 2 地元説明(個別説明含む) 3 事業説明会	1 8 2 9 3 0	128,527 423,557 19,112	4 5 6	% % %	37 20 100	37 25 100	53 100 100	実施方針確定 実施方針を策定し、本事業に対する市民の理解を得る	2	2	2	3	3	15	D	要改善	継続	駅前広場整備事業は市心としてのエントランスであるとともに顔となる場所を整備する事業であるが、市民や地元関係者の関心が高いと思われるので、より一層の事業説明を行い、理解を得る必要がある。 今年度は三次市街地都市再生整備計画の大幅な見直しを考えている。	1	有	1	効果の検証	また県等の関係機関との調整も踏まえつつ、市民の理解を得ながら、効果的な事業執行のために、内容を改善していく必要がある。	縮小	事業規模	10	改善区分					
223	都市	2高度情報化	(1) 情報発信都市	16	秘書広報課	ホームページ運営	市の政策や取り組み、観光・産業・福祉情報や行事等あらゆるホームページの運営、リアルタイムかつ詳細に情報を伝達することができ、電子掲示板、パブリックコメント(意見公募)、アンケートの実施や各部署メールアドレスの公開・リンクで広聴活動もあわせて行う。更新作業は原則、当該業務の担当部署がページを作成し、秘書広報担当において最終公開作業を行う。	広聴手段の拡充として、ホームページから市民等の意見や要望を受け付けるため、専用ホームページの運営、リアルタイムかつ詳細に情報を伝達することができ、電子掲示板、パブリックコメント(意見公募)、アンケートの実施や各部署メールアドレスの公開・リンクで広聴活動もあわせて行う。更新作業は原則、当該業務の担当部署がページを作成し、秘書広報担当において最終公開作業を行う。	三次市の市政・観光・福祉・産業情報をはじめ、市民生活と市政運営に関する情報を公開する。また、広聴手段として、電子掲示板、アンケートの実施や各部署メールアドレスの公開・リンクの実施等を行う。	市の情報を積極的に発信し、分かりやすく伝えること、市政に関心をもちたい。また、ホームページを通じて市民の意見・要望を受け付けて、まちづくりに積極的に参加していただくことを目指す。 また、観光・産業・福祉・行事等の情報をタイムリーに提供することで、いつでも、どこでも、誰でも支障なく、新鮮で役立つ情報が入手できることを目指す。	1 コンテンツ更新回数 2 3	1 8 2 9 3 0	32,220 10,974 35,750	4 5 6	件 件 件	300,000 547,000 658,000	4 5 6	件 件 件	リアルタイムかつ詳細に市の情報を伝達する手段として、ホームページ運営による情報開示は、市民生活をはじめ、主要産業、観光・産業の情報伝達等、タイムリーな提供を目的と合致している。 内容の充実が必要である。 システムのリース料と保守業務(メンテナンス料)は、必要経費として削減は難しい。 市の概要や市の情報等を不特定多数に対して常に広げ開示することは市民の責務であり、市民生活の向上やまちづくりの推進はもとより、三次市の経済活性化においても必要不可欠である。 積極的な情報開示と適切な情報伝達は事業者・市民等とも求められているサービスである。 生活全般に関わる情報や市の業務・政策等の紹介または観光・産業等に関する情報がタイムリーに入手できることは市民にとって必要性が高いと思われる。また、市民の声を届ける手段(アンケート、意見公募等)の操作や運用は直接的に市民が行うことではないが、この運用の目的及び効果から必要性は高いと判断できる。	5	5	5	5	27	A	要改善	継続	常に最新の情報を掲載するとともに誰が見てもわかりやすく、使い易い画面構成を検討していく必要がある。	1	有	1	サービスの向上	継続	システムの見直しは完了し、本年より稼働2年目となるが、運用に関する見直しについては継続して実施する必要がある。	1	有	1	サービスの向上	13	改善区分			
224	都市	2高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	情報課	基幹業務システム見直し	平成16年4月の合併時には、旧広島県北情報センター組合のシステムを改修し合併対応を行い運用を継続していた。当システムは各業務間のデータ連携が困難であること、制度改正の対応等への作業負担が大きい等の課題があった。このため、事務の効率化及び住民サービスの向上を図るため、平成18年度事業として基幹業務システムの再構築を完了した。今後はこのシステムのより効率的な運用を取組むものである。	情報処理に係るシステムの及ぶ人的要素における信頼性や可用性の向上を行うため、関係部局との連携を図りながら改善を行う。また、更なる事務・権限移譲や、制度改正にも迅速かつ適切に対応するべく、システムの維持管理に努める。 継続して業務委託(アウトソーシング)や新技術についての多面的な調査研究を行う。	業務間のデータ連携強化による事務の効率化及び市民サービスの向上を図る。また、必要に応じて、委託業務内容の見直しを図り運用経費の削減を行う。	正確で安定した効率的、継続的な運用により市民サービスの向上を図る。そのため、新システム構築により、担当部局でのデータ抽出が容易なものとし、プログラム変更等の業務を委託により実施し、効率的な運用を行う。	1 住民数(毎年度4月) 2 3	1 8 2 9 3 0	3,701 2,305 2,762	4 5 6	分 分 分	3 2 2	3 2 2	4 4 4	住民票、印鑑証明書、所得証明書などの発行に要した処理時間(1件当りの平均)	4	4	3	3	5	24	B	要改善	継続	システムの見直しは完了し、本年より稼働2年目となるが、運用に関する見直しについては継続して実施する必要がある。	1	有	1	効果の検証	システム見直しは完了したことから終了とし、維持管理については別事業とする。	終了	効果の検証	15	改善区分					

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H19年度事業費 (千円) (職員人件費含む)						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		改善の必要性									
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明					目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の内容	改善区分	改善区分	内容	その他の内容
225	第6都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	情報課	地域インターネット活用	平成16年4月1日の市町村合併により、行政サービスの範囲が広域化し、市民サービスの低下や世帯数減少による集落機能の低下が懸念されるため、速やかな行政相談や行政情報の提供が可能な手段を確保する必要がある。また「みよし百年物語(三次市総合計画)」においても、「情報ネットワークによる生活情報の提供」を掲げており、超高速通信ネットワークを活用し、情報提供に取り組みこととしている。	市内165箇所の公共施設を結ぶ地域インターネット、CATVによる市内全域の光インターネット網を活用し、教育、福祉、医療、防災、子育て、農林業・商工業の振興など、幅広い行政分野で高度情報化の恩恵を実感できるサービスを展開していく。利用者には高齢者が多く、このようなシステムに対して抵抗感があると思われ、利用者の増加が見込みにくい。いっそうの広報に努め、利用者の増加を図ると共に、高齢者にも使いやすいシステムに改善していきたい。そうした中で、ユビキタスネットワーク社会(いつでも、どこでも、何でも)の実現をめざしていく。	市民及び三次市に関心のある方	インターネットを通じて行政情報の収集をより身近にできるようにする。①ウェブページによる接続施設設置。②TV会議システムにより、各種相談業務を実施する。また利用者間の交流が図れる。③キオスク端末により、観光・イベント情報が収集できる。④教育支援システムを図る。	①ウェブページによる行政情報・子育てに関する情報を収集できる。②TV会議システムにより、各種相談業務を実施する。また利用者間の交流が図れる。③キオスク端末により、観光・イベント情報が収集できる。④教育支援システムを図る。	1 光伝送路による接続施設設置 (回) 169 165 165	2 ウェブページの更新回数 (回) 240 300 300	3 イベント中継の実施回数 (回) 21 23 23	4 活動指標(1) 単位あたりコスト H18 329,284 H19 366,454 H20 345,163	5 成果指標 単位 H18 460,000 H19 54,700 H20 57,000	6 イベント中継(三次市議会等)の実施回数 (回) 700 700 700	7 目的適合性 3	8 実施改善等による成果向上の余地 4	9 コストの削減余地 4	10 市間との妥当性 3	11 社会的ニーズ 5	12 市民ニーズ 5	13 判断理由 「電子自治体及び「e-JAPAN構想」に基き基本インフラの構築を実施してきた。現状で活用できるサービスはインターネットの閲覧や電子メールサービスなどの基本的な利用しかできない状況であり、市民ニーズに対応したサービスへの取り組みが必要である。	14 判断理由 市民ニーズに対応したサービス及び高齢化が進む中で高齢者が使いやすいシステムについての研究、調査が必要である。	15 内容 事業規模	16 その他の内容	17 改善区分 1 3	18 改善区分 1 3	19 内容 サイバーの向上	20 その他の内容											
226	第6都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	情報課	電子自治体構築推進事業	行政手続きの電子化により、事務手続きの効率化を図るとともに、インターネットを活用した手続き手段の拡大により、利用者(市民)の利便性の向上を図るものである。	電子申請システム・公共施設予約システムとも広島県及び県下自治体との共同運用であるため、三次市単独でのシステム改善は難しいが、可能な限り対象施設増加と手続き数の増加を行う中で、住民サービスの向上を図る。平成21年度 電子申請、公共施設予約システムの更改がされ、利便性の向上が図られる予定である。また、平成21年度新システム稼働にあわせ、電子申請利用促進計画を策定する必要がある。	市民等	IT技術を活用し、事務処理の簡素化及び効率化を図るとともに住民生活の向上を目的とする。	電子申請、電子入札、公共施設予約システムの利用件数・対象項目数増加。	1 電子申請システム及び公共施設予約システム導入 (件) 1 1 1	2 総手続数(電子申請) (件) 12 13 13	3 対象施設数(施設予約) (施設) 4 5 5	4 活動指標(1) 単位あたりコスト H18 11,510 H19 11,510 H20 15,365,000	5 成果指標 単位 H18 3 14 17	6 電子申請システムによる申請件数(年間) (件) 86 271 290	7 公共施設予約システムによる予約件数(年間) (件) 1,186 512 512	8 電子入札による入札件数(年間) (件) 1,186 512 512	9 目的適合性 4	10 実施改善等による成果向上の余地 2	11 コストの削減余地 3	12 市間との妥当性 5	13 社会的ニーズ 3	14 市民ニーズ 3	15 判断理由 「IT新戦略」を策定し、その中で行政手続きの選択は難しい。システムごとに各参加団体があり参加団体が原則としてシステム導入・共同運用をする必要がある。現在のシステム、特に電子申請システムにおいては、手続きの搭載に数ヶ月かかるなどシステムの一部の問題が多く、利用者とシステムとの間に課題がある。	16 判断理由 現システムの課題を整理し、新システム構築の際に反映させていく必要がある。	17 内容 事業拡大	18 その他の内容	19 改善区分 1 3	20 改善区分 1 3	21 内容 サイバーの向上	22 その他の内容									
227	第6都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	15	情報課	CATV拡張事業	市内全戸及び事業所を対象に、放送と通信の事業を行う。(一部農水省補助対象=H18～H19一部総務省補助=H18) 伝送方式はFTTH・2芯・GE-EPON方式を採用。行政が施設整備を行い、第3セクター方式で管理・運営を行う。(公設民営方式) 局舎は、三次市防災センター2階に設置する。サブセンター21箇所を整備する。全市を3地区に分けて伝送路を順次整備する。平成20年度はデジタル化に対応整備。	新規引込工事の財源(平成22年度以降)及び機三ヶ所ケーブルビジョンとの連携。(情報部・財政部) システム機器・室内機器の更新費用の負担。(財政部) 事故等の緊急対応体制の確立。(情報室・機三ヶ所ケーブルビジョン) 防災無線等の更新に伴う音声告知放送への切替に係るシステム構築及び費用負担と役割分担。(企画調整担当・財政部・各支所) 市営集合住宅(9戸以上)のデジタル放送への対応とインターネット環境の整備、並びに一般市営住宅への対応との整合性。(住宅室)	市内全世帯及び事業所	デジタル高画質映像の配信、高速インターネットで高度情報通信システムに対応。IP電話の普及により新たなコミュニケーション手段を確保する。音声告知放送により地域のお知らせや緊急情報を伝える(旧三次市の農協有線放送の代替措置)。	情報過疎からの脱却を目指し、市内の誰でもどこからでも加入でき、デジタル放送を視聴できる。高速インターネットが利用できる。防災・行政・農業・商工・観光・定住・地域・医療・福祉等の情報を簡単に入手できる。	H17年度は1期地区、H18年度は2期地区、H19年度は3期地区の整備完了。H20年度は全市300件の追加引込工	1 施設整備 (予算要求) km 450 526 36	2 1,175,809	3 13,351,583	4 3,195,580	5 2,235,378	6 1,351,583	7 目的適合性 5	8 実施改善等による成果向上の余地 4	9 コストの削減余地 5	10 市間との妥当性 5	11 社会的ニーズ 5	12 市民ニーズ 4	13 判断理由 国・県・市の基本政策に沿った事業で、現在のニーズに合致する。ブロードバンド(高速通信網)及びデジタルデバイスが普及している。これにより、県内でも早く整備が完了した。	14 判断理由 3期地区は3期地区は68%台だった。2期地区は92%以上に達した。1期地区は47%台にとどまっている。全体では56%を超えた。	15 判断理由 設計・入札の段階でコストを削っている。必要最小限の機器整備にとどめている。	16 判断理由 国・県・市の基本政策に沿った事業で、現在のニーズに合致する。ブロードバンド(高速通信網)及びデジタルデバイスが普及している。これにより、県内でも早く整備が完了した。	17 判断理由 周辺部ほどニーズが高い。旧市街地のみニーズが低い。全世帯のみでなく、全事業所も対象としている。	18 判断理由 平成20年度で自主放送のデジタル化、インターネットヘビーユーザー対策が完了する。市の関与する部分は、伝送路等の維持管理となるため。	19 判断理由 今年度で、自主放送のデジタル化、インターネットヘビーユーザー対策が完了する。今後の維持管理については、別途事業を起すことにより、民間委託を推進して効率的な維持管理を行っていく。	20 内容 事業拡大	21 その他の内容	22 改善区分 3	23 改善区分 3	24 内容 民間委託等の推進	25 その他の内容					
228	第6都市	2 高度情報化	(4) 個人情報保護対策の強化	16	総務課	個人情報保護制度の推進	個人の権利利益を保障し、市民の基本的権利を擁護するために、個人情報の適正な取扱いが求められており、これに対応することにより公正で信頼される市政の実現を図ることができるとしている。平成19年度は、個人情報保護法が平成17年4月1日に全面施行されてから、個人情報は大切なものという認識が高まる一方で、個人情報保護を理由に、必要とされる情報までもが提供されなくなったり、各種名簿の作成が中止されるなど、いわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部で見られるため、三次市のホームページに「個人情報保護への過剰反応について」を掲載しました。内容は、「個人情報を第三者に提供できる場合」や「学校や自治会等で名簿を作成・配布する際の手続きに必要なこと」などについて、周知を図りました。	本市の保有する個人情報の適正な利用と管理を行うため、職員研修を充実し、職員の資力の向上を図る必要がある。また、本市の個人情報保護推進の姿勢を市民をはじめ、内外にアピールするため、ホームページの内容充実とあわせ出前講座等による市民への意識啓蒙の取組も必要である。また、啓蒙する内容や手段等についても工夫が必要である。	市の実施機関、市民及び民間事業者	個人情報保護条例の適正な運用(個人情報ファイルの届出や運用状況の公表、市民への意識啓蒙等)	個人情報保護の推進及び本市の保有する個人情報の適正な利用と管理を行う。	広報およびホームページの更新	1 個人情報保護に係る啓蒙 (件) 2 2	2 715	3 2	4 4	5 230 238 250	6 357,500	7 4	8 3	9 4	10 3	11 5	12 3	13 判断理由 必要な情報提供が提供されなかった。また各種名簿作成が中止された。また、個人情報保護への過剰反応についての正しい対応について、ホームページに掲載し、市民に周知を図った。また、全職員にもホームページを通じて周知を図った。個人情報ファイルの届出状況についてもホームページの内容充実とあわせ職員研修及び市民啓蒙については、未だ十分とは言えない。	14 判断理由 必要な情報提供が提供されなかった。また各種名簿作成が中止された。また、個人情報保護への過剰反応についての正しい対応について、ホームページに掲載し、市民に周知を図った。また、全職員にもホームページを通じて周知を図った。個人情報ファイルの届出状況についてもホームページの内容充実とあわせ職員研修及び市民啓蒙については、未だ十分とは言えない。	15 判断理由 個人情報審査委員会など委員報酬以外にはコストが直接かからない。コスト削減を図るものはない。	16 判断理由 市の責務として個人情報保護推進と制度の周知の必要がある。	17 判断理由 未だ行政・民間企業を持つ個人情報が流出する事態が多発している。引き続き個人情報保護に対する社会的ニーズは極めて高いと考える。	18 判断理由 市民から個人情報保護と適切な利用が求められると認識しているが、個人情報開示請求が未だなく、市民ニーズは高いとは言えない。	19 判断理由 職員の意識改革のため継続して研修を行うとともに適切な運用について市民に周知を図る。	20 判断理由 職員の意識改革のため継続して研修を行うとともに適切な運用について市民に周知を図る。	21 内容 研修及び啓蒙の充実	22 その他の内容	23 改善区分 1 0	24 改善区分 1 0	25 内容 内容の改善	26 その他の内容				

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)						定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局 判断理由	拡大・縮小 改善の必要性	改善区分									
												活動指標		H18年度		H19年度		H20年度		説明		活動指標(1) 単位あたり コスト		成果指標		説明		目的適合性	実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地									民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	内容	内容	内容
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19									20	21	22	23	24	25	26	27	28
229	都市	3都市の魅力づくり	(1)都市のにぎわい・魅力づくり	13	都市整備課	土地区画整理事業(三良坂駅前地区・下郷地区)	三次市の生活拠点の1つである三良坂地区において、馬洗川で分断されている下郷地区と三良坂駅前地区の既存商店街を結ぶ幹線道路の新設に併せて両地区を一体的に面整備し、駅前市街地の再整備及び下郷地区の宅地整備を行うことで人口増加の受け皿となる生活拠点機能を強化するまちづくりを行う。 (平成19年度事業) 区画道路築造舗装工事、宅地整地工事、上下水道管敷設工事、道路照明設置工事、歩行者専用道路舗装工事、地元協議会の開催	事業費確保のため、保留地の売却益を確保する必要がある。	三良坂町内の駅前地区及び下郷地区の居住者	道路や上下水道などのインフラ整備を行うとともに、良好な宅地整備を行う。魅力あるまちづくりのためにまちづくりのルールを地権者と共に整える	馬洗川で分断されている下郷地区と三良坂駅前地区を結ぶ幹線道路の新設に併せて両地区を一体的に面整備し、駅前市街地の再整備及び宅地整備を行うことで、人口増及び商業の活性化を図り三次町の拠点機能を高めるまちづくりを行う。	1 地元協議会開催数 2 工事費 3	6 142,598 127,624 86,951	7 127,624 86,951	7 86,951	1 25,249,000 2 21,324,428 3 31,418,142	4 事業進捗率 5 地元協議会出席人数	9% 人 6	14 121 3	16 92 5	20 120	5 事業費の大きな駅前地区に着手していないため、大きな進捗はみられない。 6 地元地権者の一定程度の出席を確保している。	5 面的なまちづくり整備の代表的な手法であり、生活基盤整備を積極的に進めることができる。	2 早期の保留地売却が今後の事業展開に大きな影響を与える。	5 以上で適用できる国庫補助事業はなく、公共残土利用も既に積極的に行っているため、これ以上のコスト削減余地はない。	5 市が事業主体として実施する事業として認可されている。	3 今後の市・民間移行希望者の増加が見込まれるか、受け皿づくりが必要である。	5 新たな生活拠点の創出により、地域ににぎわいと活力を取り戻す機会となる。	25 B	要改善	継続	縮小	市は財政、費用対効果から鑑み、これ以上の事業投資は困難。まずは保留地の売却を進めることが重要である。	16 予算の見直し	縮小	16 予算の見直し											
230	都市	3都市の魅力づくり	(3)美しい景観の創出と保全	16	都市整備課	屋外広告物許可	屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に対して屋外で表示されるものであり、看板・立看板・はり紙・はり、広告塔・及び建物や工作物にこれら表示されたもの、並びにこれらに類するものをいう。 これらの広告物は、社会生活や経済活動に役立ち、街ににぎわいや活気をもたらすものであるが、無秩序に設置・掲示が行われ、広告物が氾濫し、良好な景観や自然の風致が損なわれることとなり、また、設置や管理が適切に行われず、倒壊や落下により、公衆に対して危害を及ぼす恐れがある。 そのため、屋外広告物法に基づき、広島県において屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止等の観点から屋外広告物の許可、規制を行う。	市内一円での法令の適用を一元化し、広報等により制度の周知を図っているところではあるが、十分な認識を得ているとはいえず、制度を知りながらも申請がなされないものや、制度を知らずに無申請で設置される看板が多数存在している。 「良好な景観の形成と自然の風致の維持」と、公平性の確保という観点から、さらなる周知を図り、違法状態にある広告物について、改善の働きかけを継続していかねばならないが、市域が広く、違反・無許可広告物の調査・把握が困難である。 また、景観保護に係る基準が不明確なため、申請者に明確な基準を提示できず、担当者の主観による判断が大きい。	屋外広告物設置者	申請に基づく審査、手数料徴収、許可証交付(期限1年間)違反広告物の調査	良好な景観を形成し、自然の風致を維持すると共に、公衆に対する危害を未然に防止する。広島県屋外広告物条例に掲げる基準の遵守及び景観に配慮した屋外広告物の設置	1 申請件数 2 3	276 259 280	276 259 280	1 屋外広告物許可申請件数 2 違反屋外広告物除却件数 3 違反広告物許可件数	4 5.355 5 5.617 6 5.217	5 276 259 280	5 276 259 280	5 許可件数 6 違反広告物許可件数	5 悪質な違反広告物に対して簡易除却を行うなど、良好な生活環境を維持するために取り組んでいる。	3 申請の働きかけにより許可件数は増加しており一定の成果は上がっている。しかし、無申請の違反広告物が多数存在しており、これらを把握し、申請を行ってもらうよう、継続して指導をしていかなければならない。	5 許可期限が1年以内となっているため、1件の看板について、年毎の許可証の発行が必要。 5 コスト削減に向け、平成19年度から管理システムを導入している。	5 景観づくりはまちづくりに関するもので公共性が高い。広島県屋外広告物条例に基づき市が行っているものである。	5 「良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止」という点において不可欠である。	4 良好な生活空間の形成において欠くことのできない制度ではあるが、市民に対する啓発が必要である。 市の景観条例制定と共に関心が高まると思われる。	27 A	要改善	継続	拡大	良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止において、十分な認識を得ていないが、十分な認識を得ていないとはいえず、景観条例の制定にあわせて、制度の徹底を図る必要がある。 事務手続きにおいては、管理システムを導入し、平成19年度から運用している。	18 受益と負担の適正化	8 条制制定	8 事務事業の効率化														
231	都市	3都市の魅力づくり	(3)美しい景観の創出と保全	16	都市整備課	三次町歴史的地区環境整備事業	歴史まち歩きとして、平成8年度より官民共同で取り組んでいる。民は歴史まち歩き協会の設立と街なみ協定の締結約220件と家屋の修繕。官は基礎整備について巴橋～三次町本通り～荒瀬病院～太才神社までの延長約1,400mの電線地中化・下水道・上水道移設・石畳舗装・水路改良・街灯を設置する。ソフト事業として家屋の修繕に補助金を出す。事業完了後は、住民が歴史を認識しながら、高次の生活を営みながら持続可能な街とし、また、市内外の来訪者も三次市の歴史を歩いて楽しむことを目標とする。	地域住民による積極的な歴史の街なみ創り(家屋修繕補助を利用した改修)	電線地中化・下水道・上水道・石畳舗装・家屋修繕補助	中心市街地としての活力を取り戻す。	1 修繕補助申請件数 2 工事費 3	2 506,432 31,787 7,600	2 31,787 7,600	5 家屋修繕補助申請の件数 6 工事費	4 338,240,500 5 23,822,000 6 6,536,400	4 修繕補助の件数 5 工事進捗率	1 1 2 87 3 91 4 92	2 2 91 92	5 家屋修繕補助の件数 6 工事進捗率	5 平成17・18・19年度で主となる事業(電線地中化・石畳舗装・水路改良・下水道・上水道)は完了した。	5 歴史的な街の環境整備は整った。	4 これからの整備に入っていく小公園・ストリートファニチャーの内容において、コストの削減は見込まれるが、景観整備なので余地は小さい。	5 民間ではできない。	5 他都市でも歴史まち歩き事業を積極的に行っている。	3 市民の中には、景観整備に促されておられる方もいる。	27 A	要改善	継続	縮小	主たる整備は完了したが、これから小公園・ストリートファニチャーの内容を歴史まち歩き協会で検討して実施する予定である。 また、修繕施設整備においては、街なみ整備推進事業要綱の改正を行って補助限度額の見直しを行ない、修繕整備の推進を図る必要がある。	1 市民と行政の協働	17 コストの削減															
232	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	20	農政課	農道橋改修事業	本事業は、一級河川江の川を介して三次市作木町(旧作木村)と島根県邑南町(旧羽須美村)が接している。邑南町側にはJR三江線の駅があり、その作木駅と江平駅を三田橋と丹波橋が景観を結び両地域を一体化している。古くから旧作木村と旧羽須美村は経済圏を一つにし生活基盤や農業生産基盤を共有してきてきた。三田橋は昭和47年の集中豪雨災害復旧事業により昭和49年度に架け替えが行われ、丹波橋は団体営事業により昭和51年度に新設架設された。この間、両橋は平成3年度と平成6年度に鋼橋であるため塗装塗り替えを行い、旧岡村が共同して維持管理を行ってきた。現在、先の再塗装から15年以上が経過し塗装劣化が顕著となっている。このため、再塗装を行い両橋が担う良好な生活環境・農業生産機能・都市との交流を維持発展させるものである。	橋梁のライフサイクルを意図した塗装工法の検討並びに公共交通機関を利用した観光光る都市住民との交流拡大や観光ルートを作成する必要がある。	本道路橋の再塗装による橋梁劣化防止を行う。また、大規模地震時の都市住民との交流を展開する。	本橋利用者の安全安心な道路網の整備を図り、定住並びに観光を促す。	1 橋梁の延長 2 3	m 243	4 243	1 #VALUE! 2 #VALUE! 3 23,559	4 受益面積 5	ha 21	4 維持・振興が図られた農地面積	4 現在、JR三江線を利用した都市と農村の交流が十分とはいえない。	4 荒廃農地も少なからずあり、既存施設の活用が十分とはいえない。	4 橋梁のライフサイクルコストの積算と耐用性能の妥当性の検討により、事業コストが大きく左右される。	5 管理主体が地方自治体である。また、改修手法は確立化されておらず高度な技術判断が必要となっている。	4 迂回ルートはあるが、約8km迂回が必要である。	4 本橋を利用する市民は限定的である。	25 B	未実施	未実施	継続	大規模地震と洪水同時発生時の必要がある。江の川氾濫防止としても必要である。	17 コストの削減	17 コストの削減																	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	拡大・縮小 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 内容	改善の 必要性					
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地										水質改善 の妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ		
																																									1	2
233	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	土木課	排水路 新設改良事業	現在排水路は老朽化しており、漏水が激しく井戸水等に悪影響を及ぼしている。また匂いが悪く、汚泥がたまり臭気をはなっている。この排水路を改良することにより、環境整備を図り、快適な生活を確保する。 平成17年度は、9箇所について事業実施を行った。 平成18年度は、6箇所について事業実施を行った。 平成19年度は、7箇所について事業実施を行った。 平成20年度は、5箇所について事業実施を行う。	計画的な整備には、多大な費用が伴う。	市民	排水路を整備する。	安全で快適な生活の確保	10,691	1	施工延長 m	250	291	300	工事延長	H18 42,840	4	執行率	%	100	100	100	計画に対する事業執行率	4	4	4	3	5	4	4	24	B	未実施	継続	排水路の整備は、安全で快適な生活の確保には不可欠であり、要望箇所を中心に整備していく。	計画的に整備を行う。管理等については、できるだけ地元で行えるようにする。	有	4	市民の多様な力の活用
234	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	13	建築住宅課	高齢者 向け優良 賃貸住宅等 整備事業	平成12年度広島県住宅供給公社は、広島県高齢者向け優良賃貸住宅供給計画の認定を広島県知事より受け、現三次市吉舎町に8戸の高齢者向け優良賃貸住宅の整備を行った。三次市は高齢者が安心して長く住み続けるために、供給計画に基づき広島県住宅供給公社に対し、家賃の減額に要する費用の一部(契約家賃と入居者負担額との差額)を補助している。	管理期間(20年間)の補助対応	60歳以上の単身・夫婦世帯の入居希望者	高齢者が安心して暮らせる住宅を供給する	559	1	住宅戸数 件	8	8	8	高齢者向け優良賃貸住宅整備戸数	H18 72,500	4	入居者数	人	13	13	12	入居者数	3	4	5	3	3	3	21	C	未実施	継続	高齢者向け優良賃貸住宅に規定に基づき、広島県知事の認定を受け供給されており、平成13年から20年間の管理期間があることから現状を維持する。	民間の賃貸住宅を活用し、高齢者等に配慮した良質な賃貸住宅の供給を促進するものである。	有	13	サービスの向上		
235	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	建築住宅課	公営住宅 ストック 改善事業 (駅前団地・大蔵住宅)	平成19年度実績 既設公営住宅ストックの有効活用を図るため、建替・改善を計画的に実施し、適切な維持管理を行う。 みよし第2住宅、荒瀬住宅、みよし住宅の避難器具改修を行った。	住宅の建築年度において相当年数の開があることから、設置設備等に多大な格差が見受けられることから、これらの改善による生活水準の向上を行う必要がある。	市民(市営住宅入居者)	トイレの水洗化・消防設備の整備	住宅管理戸数内の約7割が耐用年数の半分を経過して老朽化も進んでいる。また、これらの住宅は現代の生活水準から見て、広さ・設備性能・高齢化対策など様々な改善点が見受けられる。このような背景を踏まえ、住宅の改善事業を行う。	11,603	1	整備戸数 件	85	298	213	市営住宅において公共下水道接続を完了した戸数	H18 159,835	4	整備戸数	件	85	298	213	市営住宅で整備を行った戸数	4	4	4	5	4	5	26	B	要改善	継続	公共下水道引き継ぎ下水道共用開始区域内にある市営住宅を公共下水道に接続促進していき、また、居住水準の向上及び施設整備を行う。事業範囲は最低限でコスト削減余地は少ない。現時点でも区域内の住宅も浄化槽を使用しており、早急に接続を行うことでその維持管理経費の削減を図る。	優先順位を判断し、計画的に実施していく必要がある。	有	7	施設の見直し	
236	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	建築住宅課	住宅 維持修繕	市営住宅入居者の居住整備及び市営住宅内維持管理を行うもの。 平成19年度実績 修繕件数381件、工事件数15件、施設機器管理委託件数1件(消防設備点検10団地・貯水槽清掃1団地)、専守点検1団地、専守点検7団地、浄化槽維持管理8団地、排水管清掃1団地。	既に共用部分(浄化槽・敷地整備等)の管理について、各住宅団地ごとに管理組合を設置していただいている所もあるため、今後はそれぞれの団地において維持管理をしっかりと行う。	市営住宅入居者及び市営住宅管理組合の維持管理	維持修繕内容を調査し、緊急に行うのか計画性を判断して行うのかを判断し実施する。また、設備機器の管理については委託し維持管理をしている。	入居者が快適に生活できるように住環境の整備を行う。	47,123	1	市営住宅 修繕等件 数	420	396	400	市営住宅の修繕を行った件数	H18 129,114	4	改善された住宅戸数	件	420	396	400	修繕を行ったことにより居住の改善が行われた件数	5	2	4	5	4	5	25	B	事業縮小	継続	緊急修繕・自然災害で起きた修繕については即対応している。また、計画的に行う修繕についても実施している。	市営住宅の半数以上の建築物が規定耐用年数を超えているのが現状であり、財政を勘案しながら計画的に整備及び維持管理を行う必要性がある。	有	8	事務事業の効率化	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次総合評価		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性												
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1)単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明				目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コストの削減余地	市間との妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分	判断理由	内容	その他の内容	有無	改善区分		
																																													1	2
237	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	建築住宅課	違反建築物に対する措置(指導命令,処分等)	建築物は、建築基準法を遵守して建築し、維持管理されない場合、特定行政庁は、建築主等に対して是正措置(工事の停止、除却、使用制限等)を命じることができる。年1回の違反建築物防止期間のほか、平時は、違反建築物防止のため、パトロールや啓発活動を行う。	市の指導対象となる小規模な建築物については、簡易なレハブ製品等の普及や、建築主等の認識不足による違反が多くを占めている。法改正により、法令遵守について一層の厳格化が求められるが、これらの状況に変わりはない。建築士だけでなく、販売店、施工者、建築主に対する啓発を進め、法の目的である、生命、健康、財産の保護と公共の福祉の増進を図る。	市民	建築基準法第6条第1項第4号に該当(主に木造住宅等)の小規模な建築物(違反建築物)を撤去し、建築基準法に適合させる。	市民の公平性と安全性の確保を図る。	1	違反建築物パトロール	回	6	6	9	違反パトロール回数	H18 593.166	4	違反建築物	件	16	12	15	違反建築物指導件数	4	3	4	5	5	4	25	B	要改善	継続	拡大	継続	1	4	成果の向上	有	1	4	成果の向上	
238	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	建築住宅課	開発行為許可/宅地造成工事許可	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって快適な環境の整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、一定規模以上の建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(開発行為)に対して、良好な環境形成が図られるよう定められた許可制度。平成17年度、「権限移譲」により「県知事許可」から「三次市長許可」となり、より地域の事情に沿った指導や、迅速な事務処理が可能となっている。	本来、地域の課題に応じた法制度の運用(指導基準や要綱等による市独自の制限付加)や違反防止の徹底によって、よりよいまちづくりを進めることが権限移譲のメリットであるが、現状では、単に許認可事務を処理することに止まっており、人員体制、職員のスキルアップ等の抜本的な見直しが必要である。	市民、個人や民間事業者が行う開発行為及び宅地造成工事の業者	対象工事(宅造許可:宅地造成区域内で500㎡以上、盛土1m超、切土2m超等 開発許可:都市計画区域内で0.3ha、同区域外で1.0ha以上)について、関係法令に基づき審査を行い、適合している場合のみ工事実施を許可する。	一定規模以上の造成工事、開発行為について、法に定める最低限の防災措置や基盤施設整備等を義務付け、宅地造成による災害の防止と、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、安全安心な生活環境形成に寄与するため。	1	開発許可・宅地造成申請件数	件	19	12	15	開発行為・宅地造成の許可件数	H18 296.578	4	開発許可・宅地造成許可件数	件	19	13	15	開発行為・宅地造成の許可件数	5	5	4	5	3	27	A	要改善	継続	継続	5	組織・機構の見直し	継続	1	0	内容の改善	有	1	0	内容の改善
239	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	11	営業管理課	下水道接続促進事務	公共下水道事業や農業集落排水事業による下水処理可能な供用開始区域の拡大を受け、下水道への接続利用を促進する。(供用開始前に行う説明会、供用開始後さらなる接続を促進するために未接続世帯に対し、戸別訪問・説明会などを行う。)	下水道の接続は下水道法に義務が課せられているものの、個人負担を伴うものであり強要し難い。下水道への未接続者の加入促進をいかに進めていくかを分析することが必要。	下水道利用区域内の市民	下水道事業の目的、排水設備工事、受益者負担金及び下水道利用料について理解を深めていただき、下水道への接続を促進する。	下水道の利用できる世帯がすべて下水道に接続する。	1	下水道について説明した戸数	戸	194	213	200	下水道の普及啓発として、もともと有効な啓発手段である。	H18 5.288	4	下水道利用戸数(増加数)	件	6,337	6,887	7,400	下水道接続完了した件数	5	5	3	4	5	23	B	事業拡大	事業拡大	継続	1	0	内容の改善	有	1	4	成果の向上			
240	第6都市	4市役所改革	(1)市民満足度の向上	18	営業管理課	水道営業業務委託	平成18年4月から、上下水道にかかるとるワンストップサービス体制を構築するため、窓口業務、検針業務、開閉栓業務、料金徴収等業務、量水器管理業務、電算処理業務の委託を実施。さらに、平成18年8月から休日窓口の開設。	営業業務の委託項目の見直しと流出しにより、新たな契約に向けての仕様の検討。	上下水道を利用している市民	・土日・祝日の窓口開設 ・民間のノウハウを活用した滞納者対策。	・土日・祝日の窓口を開設することにより、市民サービスの向上を図る。 ・細かい滞納者対策の実施。 ・人件費の抑制。	1	調定件数	件	235,927	286,761	315,439	水道料金の収納件数	H18 217	4	土日窓口の受付件数	件	345	702	772	平成18年8月から土日窓口の開設により、市民からの連絡が取りやすくなった。	5	3	4	5	24	B	未実施	事業拡大	拡大	3	民間委託等の推進	有	3	民間委託等の推進						
												2	水道使用料現年徴収率	%	93	93	93	H19 146	6	水道使用料現年徴収率	%	93	93	93	民間のノウハウを活用した滞納者対策の成果	5	4	5	5	24	B	未実施	事業拡大	拡大	3	民間委託等の推進	有	3	民間委託等の推進							

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析				手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 の内容	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小 の内容	改善の必要性								
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度										説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地	市間との妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由
241	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	営業管理課	漏水調査・管路診断(上水道)	昭和39年に水道事業運営の認可を受け、昭和40年度から水道布設工事着手し、昭和43年度から三次市・十日市町の一部で供用開始を行い、随時管延長を延ばし、また、老朽管の布設替えを行いながら現在に至る。長年の経年劣化により、管の腐食が進行し漏水を引き起こすことがある。漏水は経済的損害だけでなく、水圧低下・土壌流出による道路陥没等の原因となるため、漏水調査を行い安全で安定した水を確保する。また管路診断により、水道管路に必要な各種情報(水圧・流量・漏水情報等)を調査し、水道台帳として情報・機能の確保をする。	定住環境の整備に伴い、水道事業普及範囲は年々拡大する。それに対応する維持管理範囲も拡大する。市民が共同出資して布設した、共有管から漏水するケースが増えている。共有管は私有地に布設されたため、修繕の場合その費用を個人で負担していただく必要がある。調整に時間を要し、早期修繕着手できない結果となっている。今後共有管の取り扱いについて整理する必要がある。	市民	水道管を調査・診断し、漏水事故を事前に防ぐことで、被害を最小限に抑える。	定住環境の整備(安全で安心して利用できる水道水の確保)	5,359	1 2 3	件 件 件	1 1 1	1 1 1	1 1 1	漏水調査を委託し、年度当初発注し年度末までの期間となる。 上水道30km、簡易水道40kmの調査を実施する。	5,349,000 5,359,000 6,311,000	4 5 6	有収率 % 漏水箇所発見 漏水箇所把握	% 件 件	87 83 87	87 87 87	87 87 87	有収率は全配水量に対する有効取水量の割合 漏水箇所把握 有収率は全配水量に対する有効取水量の割合	3 3 3	3 4 5	3 3 3	3 3 3	21 21 21	C C C	要改善 継続 拡大	昭和43年当時に布設した水道管を一部使用している。計画的な布設替えを順次実施しているが、経費と期間を要する。当調査に基づき漏水箇所を把握し、優先順位づけを行う。また漏水ポイントが確定でき、不要な工事を省略することができるため、本業務は必要である。	予算額 有り	7 7 7	継続 継続 継続	引き継ぎ、安全な水の適正確保のため、漏水調査・管路診断を行い、計画的に管の更新を行う。共有管の課題については、対応策を検討していく。	有り	7 7 7	施設の見えるし 施設の見えるし 施設の見えるし
242	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	18	営業管理課	簡易水道施設管理業務委託	平成14年4月から水道法が改正され、民間委託が認められるようになった。このことを受け、定期的な人事異動と技術者の養成コストの削減及び支所職員の業務軽減を図るため、平成18年4月から簡易水道浄水場等施設の運転管理業務を民間委託している。水道施設の運転管理及び危機管理に精通した業者へ委託することにより、以前に増して、簡水利用者の方へ安全で安定した水を供給できるようになった。	さらに簡水利用者の方へ安心して安定した浄水を供給するため、浄水濁度管理や警報通報装置の整備を進め、運転状況から機械更新を的確に行う。	簡易水道利用の市民	各簡易水道事業拡張計画に則り、新しく計画しているポンプ所や配水池と、これまでの委託施設と併せて業務内容の適正化を図る。	三次市簡易水道施設に合わせた適切な管理体制の構築を図り、一般管理業務のほか、災害や事故発生時に迅速な対応ができるようにする。	36,420	1 2 3	業務委託 件数	2 2 2	2 2 2	2 2 2	現在業務委託数が2件となっているが、南部と北部の2地区分け、業者間の切替による技術力の向上を	18,216,500 18,210,000 18,228,500	4 5 6	利用者の苦情件数	件	15 9 5	15 9 5	安全な水を供給する上で、お客様の声を聞き運転管理に反映させる。	3 3 3	3 3 3	2 2 2	4 4 4	20 20 20	C C C	未実施 継続 拡大	市民のニーズは、これからますますよくなり、安全で安定した水の供給を求めていることや、水道事業の区域拡大に伴い、委託箇所が増加が予想されるため、	当面委託内容について、管路も含め検討が必要 有り 有り	1 1 1	継続 継続 継続	効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る観点から、外部委託に取り組む。	有り	3 3 3	民間委託等の推進	
243	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	17	営業管理課	排水圏整備事業	日常的に排出されるし尿・汚泥を処理する施設の維持修繕を行い、平成22年から供用開始される新施設の設置までの間に、旧施設の維持管理する。平成22年3月から新しい施設運転管理となるがスムーズに処理施設の移行を行うための対応が求められる。排水圏の解体工程と費用を検討する必要がある。	新施設の設置までの間し尿処理施設としての機能を維持する。平成22年3月から新しい施設運転管理となるがスムーズに処理施設の移行を行うための対応が求められる。排水圏の解体工程と費用を検討する必要がある。	三次市民	日々の点検により、異常の有無を確認し、早期修繕を行う。 市民の排出する生活廃棄物(し尿・汚泥)の処理	10,190	1 2 3	工事請負 件数	3 3 3	3 3 3	3 3 3	修繕件数が多く、施設の老朽化が顕著である。 停止がある場合は、市民・汲み取り業者の方へ多大な迷惑がかかる。	3,028,333 2,547,500 2,385,000	4 5 6	施設停止 日数	日				施設維持修繕することにより、維持管理が図られるため、手段が目的に合致している。 日ごろから信頼できる専門的なメンテナンス業者からの指摘に沿い、早期に施設の異常を把握し、早期に結果的に安価な維持管理の実現と期待をすることができている。 故障箇所を迅速に特定することにより、安価な修繕に終わらせようコスト削減の余地がある。 し尿・汚泥は一般廃棄物であり、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)第4条に市町村が行うべきであるとして定められている。	3 3 3	3 3 3	5 5 5	5 5 5	26 26 26	B B B	未実施 継続 継続	施設の老朽化に伴い、機器の修繕・更新にかかる経費は高いものと思われる。施設が運転停止とならないよう、日々の点検の実施を行い、異常の発見に努める。	無し			継続 継続 継続	新しい施設となるまでは、役割が全うできるよう適切な管理を行う。	有り	8 8 8	事務事業の効率化
244	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	20	営業管理課	上水道施設整備事業(寺戸浄水場整備)	昭和39年に水道事業運営の認可を受け、昭和43年から一部供用開始している。昭和62年9月に低区配水池竣工、平成1・2年に取水井改良工事、平成18年4月に環る浄水場施設が供用開始され、水道水の安全・安心性の向上に努めてきた。今後更に市民要求の高まりにこたえるため、機械設備の更新や整備を進める。	水道給水区域が拡大されるに伴い、管理施設(ポンプ所・配水池)が増加し広範囲となる。監視体制を高水準化させ、更に三次市の生活環境を向上させる。このため、平成5年に完成した向江田浄水場と連携し、互換性をもったシステムづくりが肝要となる。	市民	遠方監視体制の整備を図り、緊急事態の早期対応や対応の優先順位を明確にし、効率化を図る。また、水質・水量等の運転状況を正確に把握し、有収率の向上に努める。	8,299	1 2 3	整備施設 箇所	1 1 1	13 13 13	13 13 13	債務負担行為による工費削減となる。20年度発注し21年度末までの期間となる。 現場確認作業の軽減に伴い、委託料の削減が可能。 現場確認作業の軽減に伴い、委託料の削減が可能。 ライフランの根幹施設であるため、市が関与するべき。 水道水の安全に対する信頼度確保ができて、社会的ニーズが高い。 安定した水量・水質を確保することができ、市民ニーズが高い。	8,299,000 8,299,000 3,984,307	5 5 6	有収率 % 有収率 %	% %	87 87 87	87 87 87	87 87 87	有収率は全配水量に対する有効取水量の割合です。 有収率は全配水量に対する有効取水量の割合です。	4 4 4	3 3 3	5 5 5	4 4 4	23 23 23	B B B	未実施 継続 継続	安心・安全な水を安定して供給するために、異常事態を早期発見し、早期対応できるシステム作りが重要。	有り		7 7 7	継続 継続 継続	効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る観点から、整備を計画的に実施していく。	有り	7 7 7	施設の見えるし 施設の見えるし 施設の見えるし

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の対象者等	手段	目的	定量分析										手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小 の内容	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小 の内容	改善の必要性					
												活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	民間ノウ ハウを最 大限に生 かすた めに関 与を少 なくす ほう がよ い。				社会的 ニーズ	市民 ニーズ			判断理由	判断理由			改善区分	改善の有無	改善の有無	判断理由	判断理由
245	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	14	営業管理課	上水道施設管理業務委託	昭和39年に水道事業運営の認可を受け、浅井戸を水源とする寺戸浄水場が昭和43年から一部供用開始。平成5年に向江田浄水場が完成し、水源地を河川に求めた。平成18年にはクリプトスポリジウム対策として、膜ろ過処理施設が整備された。給水水質を確保するため、これまで各種機械設備が整えられてきた。改正水道法により、第三者への業務委託が可能となった。今後水質に対する要求度は高まり、水質検査項目の増加や高基準が設けられる。また高い知識を持った技術者が監視することで水道水の信頼度を高めることができる。	水道給水区域が拡大されるに伴い、管理施設(ポンプ所・配水池)が増加し広範囲となる。現在上水区域の負担割合が、寺戸浄水場が9、向江田浄水場が1となっている。安全性の確保から6対4となるように浄水時間を延長し、浄水量を確保する。	市民	供用区域の拡大に伴い、ポンプ所等が増加した。委託管理施設を追加し水道水の安定供給に努める。	高度な技術を有した第三者に業務を委託し、質の安定した水道水を、継続して提供する。	1 委託件数 1 1 1 1 31,704,000 4 有収率 % 87 87 87	2 整備施設数 箇所 37 37 46 31,714,000 5	3 5 35,396,000 6	4 4 3 3 2 4 20 C	3 3 2 4 4	4 4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	20 C	未実施	継続	継続	水道事業者が、使用料を受益者から徴して事業運営しているため、最終的な責任は水道事業者にある。しかし水道事業者の技術継承から困難な実情からすれば、低廉で高品質・安定供給を継続するため、本業務は必要である。	1 0 内容の改善	継続	効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る観点から積極的に取り組む。	3 民間委託等の推進											
246	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	飲用水供給施設補助事業	水道事業の計画区域外又は区域内でも1年以内で給水が開始されない区域で、飲用水検査に合格した一定の水量を確保するためのボーリング又は掘井戸の費用のほか、揚水ポンプ、水質及び水量検査の費用に対する補助をしようとするもの。	1. 前年度に引き続き、制度の周知を図るために、市広報やCATVに制度の概要を掲載する等の広報活動を行う。 2. 給水区域において水道本管から離れたところに居住している住民は給水工事に高額な費用を要している。水道工事費とボーリング工事費用を比較し、ボーリング工事費が安価な場合、補助の対象とし、要綱に明記するかの検討が必要である。 3. 補助対象経費や補助対象施設の見直しについて検討が必要である。	水道事業の計画区域外の地域に在住する市民	飲用水の供給を目的として新たにボーリング及び掘井戸方式により水源を確保するものに対し補助金を交付する。	市民が「安全」かつ「安定」した飲用水を確保することを目的とする。	1 補助件数 件 45 48 60 424,755 4	2 5 423,895 5	3 6 505,983 6	5 5 4 5 4 27 A	5 4 5 4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	27 A	要改善	継続	継続	制度を継続していきながら、市民により利用しやすい制度にするために、補助対象経費や補助対象の要件等の見直しも検討しながらこの事業を進める必要がある。	1 0 内容の改善	継続	上水道、簡易水道ともに計画のない地区があり、安全な水の確保のため事業の継続は必要である。要件の見直しにあっては、今後の上水道の整備の考え方も十分な協議が必要である。	1 0 内容の改善													
247	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	簡易水道整備事業	簡易水道整備事業は、水道未普及地域の解消及び安全で安定した水の供給ができるよう、君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町・甲奴町においてそれぞれ事業推進するものです。	この事業の効果指標には水道普及率の向上が求められる。接続率が事業進捗率に比べ低い。普及促進の啓発が課題である。また、現在未普及地域は点在している家屋が多いため、いかにコスト削減を図るかが課題となる。	簡易水道区域内市民	良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を目指すものである。	平成28年度事業完了を目標に掲げて水道施設整備を実施する。	1 事業費 1 1 1 896,446 4	2 5 896,446,000 5	3 6 827,682,000 6	5 4 3 5 5 26 B	4 3 5 4 4	4 3 4	5 5	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	26 B	未実施	継続	継続	給水区域内の事業箇所を精査し、事業の見直しを計る。	1 6 予算の見直し	継続	安全な水の確保のため事業の継続は必要である。しかしながら費用対効果の面から事業の手法及び整備要件の見直しを図るとともに加入率の向上に努められた。	1 0 内容の改善												
248	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	事業推進課	公共工事に伴う工事負担金	配水管の新設・増設・更新を、他事業(道路改良・下水道事業)と一体で施工を行う。	水道施設の整備(配水管布設工事)をすることによって、ライフラインの整備拡充及び生活基盤の改善を図ること。	水道施設の整備(配水管布設工事)	他事業と一体施工を行い、安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。あわせて水道管の維持管理費と経費削減を図るための工事負担金である。	水道管布設延長	1 公共工事に伴う工事負担金 1 1 1 46,407 4	2 5 46,407,000 5	3 6 124,077,000 6	5 5 3 5 5 27 A	5 3 5 5 4	5 5	5 4	5 4	5 4	5 4	5 4	27 A	要改善	継続	継続	道路改良・下水道事業等・他事業と併せ、一体的に上下水道管の新設・改良・更新を行うことにより経費の削減を図る。	1 7 コストの削減	継続	事業内容の精査により、コストの削減を図っていくことが必要である。	1 7 コストの削減													

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の対象者 等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局 業務	拡大・縮小 改善の必要性	改善の必要性																	
												活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性						実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	合計点	ラン ク	H18 年度 評価	H19 年度 評価	判断理由	内容	有 無	改善 区分	判断理由	内容	有 無	改善 区分
249	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	下水道整備事業	本市の下水道事業は、昭和39年に創設した。4期の水道拡張計画を行い、順次給水区域の拡張を行っている。また、給水区域内についても必要に応じ配水管の布設及び、布設替え・老朽管の更新を行う。平成19年度は、田幸地区・青河地区の拡張事業を行った。また、酒屋地区の配水管布設工事、及び、十日市東・鳥敷町で老朽管の更新を行った。	水道施設の整備(拡張事業・配水管布設工事・水道老朽管の更新)を進めることにより、更なるライフラインの整備拡充及び生活基盤の改善を図ること。	市民	水道施設の整備(拡張事業・配水管布設工事・水道老朽管の更新)	給水区域の拡大・配水管の整備・施設更新による安全で衛生的な生活用水を安定供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る。あわせて水道管の維持管理経費の軽減を図る。	1 事業数	1	1	1	本事業に投資した事業費	H18 841,041,000	4	給水戸数	戸	12,741	12,800	12,931	本事業により給水が可能となる戸数	5	3	3	3	5	5	4	25	B	未実施	継続	未普及地域の水道施設の整備や老朽管の更新を行うことにより、ライフラインの整備拡充及び生活基盤の改善を図る。	安全な水の確保のため事業の推進は必要である。事業内容を精査し、効率のよい事業執行に努める必要がある。	16 予算の見直し	継続	8 事務事業の効率化							
250	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	18	事業推進課	台帳管理システム整備事業	特定環境保全公共下水道を整備した布野処理区・甲奴処理区の管路について、電子台帳として整理し、管路の維持管理に使用する。20年度は、データ入力や資料収集を行っている。	特定環境保全公共下水道を整備したうち、布野処理区と甲奴処理区について電子台帳で整理するものであるが、紙台帳が整備されていない状況のため、電子台帳で整理するためには、資料収集等に於いて困難が予測される。	特定環境保全公共下水道の維持管理を担当する職員	電子台帳として整理する。	管路の維持管理の効率化、及び加入者からの問合せに対するスピーディーな対応を行う。	1 整理距離	Km	6	6	台帳整理を実施した距離	H18 368,000	4	利用者数(のべ)	人		10	部分的な整理のため、今現在ではほとんど利用は見込めない。	5	2	3	4	5	4	22	B	未実施	継続	台帳の整備延長が伸びることにより事業効果・市民サービスが拡大する。事業を迅速に実施する必要がある。	引き続き効率のよい事業実施を行う。	9 事業の迅速化	継続	8 事務事業の効率化									
251	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	汚泥再生処理センター建設事業(し尿処理場)	し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理するため、循環型社会に向けた3R(汚泥の資源化)を考慮した汚泥再生処理センター(し尿処理場)を整備する。平成19年度は、「三次汚泥再生処理施設等検討委員会」において、処理方式等を決定し、公募型指名競争による入札を行い施工者と契約した。	今年度からの現場着手に向けて、適切な工事及び工程监理を行い、目的を達成するための施設建設を行う。また、建設段階においても周辺住民の生活環境に配慮した取組が必要である。	市民	平成18年度に設置した「三次汚泥再生処理施設」において、処理方式及び資源化方式等について、三次市にとって最も効果的で経済的な施設の建設を平成19年度から平成21年度の3か年度で行う。	現有施設「錦水園」の老朽化及び処理量超過の対応。また「甲双衛生組合し尿処理場」の平成21年度末の取り壊しに対応するため、新たな施設を整備し、し尿及び浄化槽汚泥等を適正に処理するとともに汚泥の資源化を図る。	1 測量・調査・設計・建設工事	式	1	1	1	周辺地域住民へ事業進捗に応じた説明会を継続的に実施し、理解を得られるよう努める。	H18 170,784,000	4	地元説明会開催	回	1	7	5	平成18年度に設置した「三次汚泥再生処理施設」において、環境に配慮した効果的な施設建設のため検討を重ね、処理方式等を決定した。	5	4	4	5	3	26	B	要改善	継続	建設事業について、設計・施工を一括して発注する方式により施工業者を公募し、建設費及び7年間の保守点検費、修繕費等を含めた額で入札を行い、成果向上、コスト削減に努めた。	適切な工事執行により、最も効果的な施設の建設を行う。	無し	拡大	9 事業の迅速化								
252	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	公共下水道事業(三良坂)	三次処理区においては、平成2年に事業着手した。三良坂処理区については、平成7年に事業着手した。三次処理区三良坂処理区全体処理区面積960.0ha、現在の認可面積410.9ha、H19年度末整備面積221.8ha、50.5ha	下水道事業は、都市計画事業であり三次処理区(酒屋地区含む)の用途面積人口23,874人の人口密集地域があり、下水道事業実施による都市計画税も賦課している。が現在のところ、222ha、8,785人で約3割しか事業整備できていない。今後は整備区域の年次目標設定を明確に図り、人的にも財政的にも確実な体制で用途区域内を第1段階として終了させなければならない。	下水道事業区域内に住んでいる市民及び事業所	下水道管渠及び処理場の整備又は必要に応じて上下水道や道路側溝及び舗装のリニューアル	各家庭や事業所からの汚水を下水道管渠に流すことにより、市民生活の周りから汚水がなくなり、病原菌や蚊等の害虫がいなくなる。蛇口からの水が豊富になり、十分なシャワーや家の改築で腰・トイザン等の改築で腰・トイザンに負担がかからない生活が実現でき、在宅介護もできる。家の外の舗装や水路がリニューアルされ、水溜りがなくなる。	1 拡大処理区域面積	ha	256	272	290	本事業による処理区域面積	H18 6,404,953	4	処理区域内人口	人	9,581	10,170	11,112	本事業により下水道区域内人口が増えている。	5	2	2	5	5	5	24	B	要改善	継続	接続工事により、市民に快適で便利に暮らすに改善され、水処理を行うことにより、河川の水質の保持と水資源の再生を図っている。	効率的に計画的な整備を進めるとともに、下水道事業の効果を上げるため、引き続き工費削減に努めることにより、法的に加入促進を行うことも必要である。	17 コストの削減	拡大	8 事務事業の効率化							

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の対象 等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性								
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	
																																									1
253	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	小型浄化槽設置補助金	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により、河川等の水質悪化が進行している。環境意識の変化により産業活動に伴う排水の浄化は促進されている。生活排水の浄化対策は、公共下水道等の整備区域の拡大が遅々として進展しないため排水対策に遅れがでている。このため、公共下水道等の事業認可区域以外の区域及び市町村設置型浄化槽設置区域を除く市内全域を対象として、住宅(併用住宅を含む)に浄化槽を設置する者に補助金を支給する。もって、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。 平成19年度実績 159基 総事業費 84,431千円	高度処理対応型浄化槽(窒素・りん対応)の早期導入	公共下水道・特定環境浄化槽対象	申請に基づき補助金を支給する。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善を図る。	1 浄化槽設置基 数	基	147	159	180	浄化槽の設置基 数	H18 542,319	4	浄化槽処 理人口	人	543	590	660	本事業により浄化槽処理可能となる人口	5	3	4	2	5	24	B	継続	要改善	18	受益と負担の適正化	有り	拡大	有り	8	事務事業の効率化
254	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	浄化槽市町村整備推進事業	近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により、河川等の水質悪化が進行している。環境意識の変化により産業活動に伴う排水の浄化は促進されている。生活排水の浄化対策は、公共下水道等の整備区域の拡大が遅々として進展しないため排水対策に遅れがでている。このため、公共下水道等の事業認可区域以外の区域(布野町内)を対象として、市町村設置型浄化槽を設置し、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。 平成19年度実績 布野町-5基 君田町-34基 総事業費 35,955千円	平成22年度で事業終了の予定であるが、今後設置浄化槽の修理費などが多額になると予想されるので、個人への払い下げなどを検討する必要がある。	公共下水道等の事業認可区域以外の住居等を対象とする。	申請に基づき浄化槽を設置する。設置の対価(分担金)と月々の使用料を徴収し維持管理に充てる。	公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を推進する。	1 浄化槽設置基 数	基	18	39	10	浄化槽の設置基 数	H18 1,174,444	4	浄化槽処 理人口	人	69	117	30	本事業により浄化槽処理可能となった人口	3	2	2	1	3	15	D	縮小	事業縮小	10	内容の改善	有り	縮小	有り	10	内容の改善
255	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	事業推進課	特定環境保全公共下水道事業(酒屋・吉舎・三良坂・甲奴)	近年の産業の高度化や生活様式の多様化等により河川や海の汚濁は進行しており、ここ三次でも生活排水により市内河川の汚濁は進みつつあった。三次公共下水道事業は市内河川の水質保全をはじめ市民生活の向上や環境改善を図るため平成2年三次市公共下水道基本計画を策定し同年都市計画法・下水道法の認可を受けて事業着手した。平成19年度は、管渠延長3.6km、排水面積15haの整備を行った。	市民の快適な環境づくりのための下水道事業として、早期完成・早期供用開始が課題。	下水道事業区域内に定住する住民及び事業所。	市民の快適で便利な暮らしのため、また三次市内を流れる河川の水質保全のため。	事業区域内の下水道管渠の面的整備を行い下水道整備区域の拡大できる状態にする。	1 拡大処理面 積		303	323	333	三良坂町・布野町・吉舎町・甲奴町の面整備を行った。	H18 1,640,627	4	処理区域 内人口	人	4,962	5,031	5,080	本事業により排水処理が可能となる人口	4	3	4	5	25	B	継続	要改善	17	コストの削減	有り	継続	有り	8	事務事業の効率化	
256	都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	18	事業推進課	農業集落排水台帳整理事業	農業集落排水事業で整備した管路について、電子台帳として整理し、管路の維持管理に使用する。	農業集落排水事業は、昭和63年度三和町で着手(開始)し、旧三次(向江田・神杉)・吉舎町(敷地)、三良坂(仁賀・田利)、三和町(敷名・板木・下板木・上板木・上山・敷名第2・下羽出)の12処理区において事業実施してきた。19年度から和知地区の整備を開始する。当初は紙資料であり、現況が変わっている場合も想定されるため、電子台帳で整理するためには、資料収集等において困難が予測される。	管路の維持管理を担当する職員を移転を誘引している。	電子台帳として整理する。	管路の維持管理の効率化、及び加入者からの問合せに対するスピーディーな対応を行う。	1 整理距離 Km		5	10	12	台帳整理を実施した距離	H18 441,400	4	台帳利用 者数(のべ)	人			2	1	部分的な整理のため、今現在ではほとんど利用は見込めない。	5	3	3	5	22	B	拡大	未実施	9	事業の迅速化	有り	継続	有り	9	事業の迅速化

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		合計点	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次評価事務局 業務	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性																				
												定量分析						目的の適切さ				社会的 ニーズ		市民 ニーズ											改善区分	判断理由	判断理由	改善区分	判断理由															
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性															実施改善等による 成果向上の 余地	コストの 削減余地	民間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ										
257	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	19	事業推進課	農業集落排水環境統合補助事業	農村は、わが国の可住地面積の9割を占め、総人口の4割が居住する空間であり、国民の重要な居住・就業・食料供給の場であるほか、国土と自然環境の管理と保全、余暇空間の提供など、重要な多面的な役割を果たしている。しかしながら、農村社会における混住化、生活水準の向上、農業生産様式の変貌などから、農村の水環境をめぐる状況は大きく変化している。これらを背景とし、農業用排水の水質保全と農村の水環境の改善を重点施策として位置づけ、農業生産基盤と生活環境の一体的な整備を図る。	和知地区においては、処理場を新たに整備せず、既設処理場へ接続を予定しているが、既設処理場の能力の余裕を勘案し、増設する処理能力の判断を要する。処理形式によっては隣接する用地を購入する必要がある。和知地区農業集落排水組合加入者のうち、条件的に管路により接続することが難しい加入者について、浄化槽付町村整備推進事業により浄化槽を整備する予定にしているが、この事業で整備すべきか、あるいは単独水費により管路を整備するかの判断を要する。	区域内	生活環境改善	農村での快適な生活環境を確保し、若者が結婚・定住し故郷を守って行ける生活の場所とし、また、都市部から帰省する子や孫が怖がらないようにし、併せて公共用水域の水質改善で、安全な農作物の生産、また、水路・河川にタニシ・シジミ・ホタル・川魚が復活し、子ども達が遊べる場に。	407,562	1	管路延長	m			3,500	平成19年度繰越管路L=675m 平成20年度管路延長L=2,825m	H18 18 #DIV/0!	4	区域内人口	人			840	向江田処理場の増設工事、及び処理場への圧送ポンプの整備が完了しなければ接続できない。	5	4	和知地区の農業集落排水事業を実施するに当たり、向江田処理場への管路施行は必要。	4	4	農業集落排水事業の整備が完了すれば、公共用水域の水質及び農村地域の生活改善に十分効果が見込まれる。成果向上の余地とすれば、農業集落排水事業未加入者の事業取り込みが必要である。	4	4	設計段階でマンホールの種類、マンホール間隔、掘削深度など、コストを抑えるよう考慮して実施。	5	4	農村地域の生活改善と水質保全を両立させる建設事業は市民の関与の余地は少なく、公共事業として実施する。	4	4	公共用水域の環境改善に及ぶ効果は、地元の88パーセントに及び、住民のニーズは高い。	4	4	集落排水事業加入戸数は、地域の88パーセントに及び、住民のニーズは高い。	26	B	未実施	継続	農業集落排水事業を浄化槽整備と経済比較した場合、中心部は合理的であるが、末端部は経費的に不利である。しかし農業集落排水事業は集落全体の環境改善を目標とし、また、集落内での公平間を保つためには周辺部であろうと同様に集落排水事業で整備することが必要である。また、和知地区処理区内に処理場を整備(建設)せず、向江田地区の	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化
258	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	15	環境政策課	斎場建設事業	新しい斎場施設を整備。平成20年度は候補地の再検討を行い全体スケジュールの見直しを行う。	前回選定された地域の同意が得られないことから、一旦白紙に戻し、検討委員会を立ち上げ、応募地の中から再検討を行う。	市民	周辺地域との協議、不動産鑑定、測量・地質調査	畏怖感や不浄感を払拭し、明るく清潔な施設であるとともに、周辺環境との調和や環境保全に配慮した施設を整備していく。	9,523	1	適地選定調査	地区	1	1	7	測量・地質調査	H18 18 #DIV/0!	4	候補地の選定	地域協議	地域協議	再検討	周辺地域との協議	3	2	建設に向け、選定委員会が選定した候補地の周辺住民の理解を得るため、協議してきた。	2	3	説明会や個別訪問を行い、理解を得るよう取り組んできたが、現状では理解を得ることが出来ない。	3	3	斎場建設は公共性が強く、市が実施すべき事業と考える。	5	5	既存施設が老朽化しており、社会的ニーズはきわめて高い。	5	5	既存施設が老朽化しており、市民ニーズはきわめて高い。	21	C	要改善	継続	平成17年度に選定された候補地については、周辺住民の全体的な理解が得られないことから、選定した候補地を一旦白紙に戻し、再度検討委員会を立ち上げ、建設候補地を再検討し、周辺住民の理解を得るまで、早期に建設していく必要がある。	2	徹底した情報公開	9	事業の迅速化				
259	第6都市	3都市の魅力づくり	(4)安全で快適な生活環境づくり	16	管財課	地籍調査事業	毎筆の土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び面積(土地の面積)に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。その成果は土地に関する行政の基礎資料として活用されるほか、不動産登記及び課税へ反映される。	①18年度から支所担当職員が管財室付けとなったが、一層の連携を強化するため本庁への人員集約等、組織体制の整備 ②事務を迅速に行うための事務支援システム、調査図作成システムの導入 ③将来、GIS(地図情報システム)を構築するにあたり、地籍調査の成果を有効活用するための数値情報化 ④公共事業とリンクした地籍調査事業の執行	国土調査を行っていない地域	調査区域内の1筆ごとの土地の境界を確定するための調査及び面積測量を行う。	地籍の明確化を図ることにより、土地取引の効率化や正確な地図に基づいたまちづくり、公共事業の円滑化、災害の迅速な復旧といった国土の開発及び保全ならびにその利用の高度化に資する。	252,732	1	調査面積	km ²	29	32	28	年度ごとの地籍調査実施面積	H18 18 #DIV/0!	4	調査完了面積比率	%	41	41	42	年度ごとの地籍調査完了累計面積比率	5	3	国土調査法に基づき実施している。	3	3	市の推進体制と関係者の協力体制の構築により、成果の向上が見込まれる。	4	4	調査実施に係る業務委託方法等の改善によりコスト削減が図られる。	5	5	国土調査の成果は土地取引の効率化や正確な地図に基づいたまちづくり、公共事業の円滑化、災害の迅速な復旧に役立つ。	25	B	要改善	継続	地籍の明確化を図ることにより、土地取引の効率化や正確な地図に基づいたまちづくり、公共事業の円滑化、災害の迅速な復旧といった国土の開発及び保全ならびにその利用の高度化に資するため、未実施地区を継続して調査していく必要がある。	5	組織・機構の見直し	8	事務事業の効率化						
260	第6都市	4市役所改革	(4)自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	法定外公共物関係事務	法定外公共物とは道路法、河川法等の適用又は準用を受けていない公共物で、いわゆる里道・水路がその代表的なものであるが、平成18年度までにその大部分を国から譲受を受けている。機能を喪失した法定外公共物の私下げについては、国有財産については市で公用廃止を、広島県を経て財務局へ引継いだ後に財務局から私下げを受けることになるが、市有の法定外公共物については、公用廃止から私下げまでを一括して市で行うことになっている。	管理システムの構築(アナログデータとデジタルデータの統合)	法定外公共物(里道・水路)	譲受を受けた法定外公共物を合理的に管理する。	譲与を受けた法定外公共物の管理体制の確立 ②払い下げ手続きの簡素化 ③譲与済み法定外公共物管理図面の統一(電子化)	譲与を受けた法定外公共物の管理体制の確立 ②払い下げ手続きの簡素化 ③譲与済み法定外公共物管理図面の統一(電子化)	2,147	1	面積	km ²	478	478	478	未譲与地区で平成18年度に譲与を受けた地区の面積	H18 18 #DIV/0!	4	件数	件	10	15	払い下げ件数	4	3	18年度において三次市全域の法定外公共物の譲与が完了した。今後、管理体制の整備が必要である。	3	4	旧町村時に譲与を受けたものについては電子データが無く、全地区統一の資料が無い状態なので、これらを整備し、一体的な利用・管理を必要とする必要がある。	4	5	事務自体、人件費以外にほとんどコストがかからない状態である。システム構築時にはある程度コストがかかるが、管理体制が整えば、ランニングコストはものになるとされる。	5	4	譲与を受け、市所有の土地となったので、市で管理するのが妥当である。	3	3	市が管理すべきものは譲与が完了したので、手続きの簡素化・迅速化が可能となるので、社会的ニーズは高いと考える。	23	B	要改善	拡大	認定市道の改編によるデータ更新や合併前の旧市町村時代に譲与を受けたものの資料整理、一元管理するためのシステム構築に予算が必要である。	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事務事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の対象者等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18年度評価	H19年度評価	1次 総合評価		拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小	改善の必要性												
												活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明				目的適合性	実施改善等による成果向上の余地			コストの削減余地	市間与の妥当性			社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由	内容	その他の内容	改善区分	改善区分	内容	その他の内容	改善区分	改善区分
261	都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	19	企画調整課	オアシス3次プロジェクト(人口増加推進プロジェクト)	人口の減少や流出に歯止めをかけ、多くの子どもが生まれ育つ環境を整えることと併せて、市内内外住民から選ばれる自治体となるよう、魅力ある豊かな暮らしを創出できる施策の展開により、定住化を促進し人口増加を図ることを目的とする。	三次の定住施策を積極的にPRし、三次市外からの定住人口を増加させる。	市民及び全国の移住希望者	人口増加施策の推進	多くの人に三次市を選び定住していただく。	1 三次市定住相談件数	1	12	30	定住相談件数、平成19年度のシートに記載していた事業費は関連総事業費であったが、今年度より企画	1	4	相談における定住人口	1	3	40	定住相談による定住人口	5	4	3	5	5	5	27	A	未実施	事業拡大	拡大	定住促進対策を進める上で、本市が取り組んでいる施策の情報発信と、相談者に対する対応を図る上で、市の組織の横断的な組織にするなど、統合した課の創設が、プロジェクトチームの創出が必要と考える。	企業誘致等と併せて三次市の魅力を最大限にPRしていく	14	成果の向上	14	成果の向上							
262	都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	20	企画調整課	空き家情報収集業務委託	市内の空き家情報を自治連合会に委託し発掘する。空き家1件登録につき、3万円の補助金を交付する。	市内の2地域において、先進的に空き家調査を実施されているが、空き家はあっても、空き家の持ち主が売り賃しを拒まれていて、100件の空き家での空き家バンク登録は1件にも満たない現状である。本事業は、空き家登録までの事業であるため、補助金が支払われないケースばかりで、自治連によって多くしてメリットの享受がない状況である。	三次市に定住を希望する人	人口増加施策の推進のため、空き家を登録した自治連に1件につき3万円を交付する。	一人でも多くの人に三次市を選び住んでもらう	1 登録件数	1			自治連による空き家バンク登録件数	1	4	総登録数	1	16	16	空き家バンク登録件数	4	2	4	2	2	16	D	未実施	廃止	廃止	自治連にとって空き家バンクの調査は、自身の自発的に行っており、本補助金は空き家バンク登録を持って補助金を支払うこととしているため、調査を行うことも自治連が補助金を受け取るまで至らないケースが多い。	補助金の支出基準を変更する。	8	事務事業の効率化	11	事務事業の統合								
263	都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	20	企画調整課	居住空間リフレッシュ事業	人口の減少や流出に歯止めをかけ、多くの子どもが生まれ育つ環境を整えることと併せて、市内内外住民から選ばれる自治体となるよう、魅力ある豊かな暮らしを創出できる施策の展開により、定住化を促進し人口増加を図ることを目的とする。空き家バンクに登録されている家屋を購入し改装を行う場合、1件300万円を上限として、補助金を交付する。	個人に対する補助金として、300万円は大きすぎること、補助金の交付要件が甘い、悪意を持ったものにされる利用恐れがあり、広く広報できない。	全国の本市移住希望者のうち空き家バンク購入者	人口増加施策の推進	多くの人に三次市を選び定住していただく。	1 補助金申請交付数	1	4	12	この制度を活用したことで定住した人口	1	4	この制度を活用したことで定住した人口	1	12	12	この制度を活用したことで定住した人口	5	2	3	5	2	18	C	未実施	縮小	縮小	補助金の額を大規模に見直し、市民感情に配慮した額に見直す必要がある。	1件あたりの補助の額を見直す必要がある。	15	効果の検証	15	効果の検証								
264	都市	3都市の魅力づくり	(5)魅力ある地域づくり	20	企画調整課	宅地購入奨励金・新築奨励金制度	人口の減少や流出に歯止めをかけ、多くの子どもが生まれ育つ環境を整えることと併せて、市内内外住民から選ばれる自治体となるよう、魅力ある豊かな暮らしを創出できる施策の展開により、定住化を促進し人口増加を図ることを目的とする。 ○宅地購入奨励金：市外在住の方が、市内に家屋を購入した場合、土地に係る固定資産税の納税額に相当する額を「宅地購入奨励金」として5年間交付します。【条件】市内への転入・定住目的のための購入であること。対象地購入後、1年以内に新築すること。 ○新築奨励金：市外在住の方が、市内に家屋を新築または購入された場合、家屋にかかる固定資産税の納税額に相当する額を「新築奨励金」として5年間交付します。【条件】市内への転入・定住目的のための新築または家屋購入であること。	定住対策の一環として、広く市内内外へPRしていく。	全国の本市移住希望者のうち制度の対象者	人口増加施策の推進のため、所定の要件を満たすものに宅地奨励金、新築奨励金を交付する。	多くの人に三次市を選び定住していただく。	1 補助金申請交付件数	1	24	72	この制度の活用によって増加した定住人口	1	4	受益者	1	72	72	この制度の活用によって増加した定住人口	5	2	3	5	4	23	B	未実施	継続	継続	新築の評価からリストアップまで資産税が行っており、実際の交付も資産税が行うことにより、スムーズな事務の執行が行われるため、資産税係が事務を司り、定住促進は広報に特化すべきである。	有り	8	事務事業の効率化	15	効果の検証								

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H19年度事業費 (千円) (職員人件費含む)						手段の適切さ				市の役割		必要性		1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性															
												定量分析			活動指標			成果指標			目的適合性		実施改善等による成果向上の余地		コスト削減余地							社会的ニーズ		合計点	ランク	H18年度評価	H19年度評価	判断理由	内容	その他の内容	改善区分	改善の理由	内容	その他の内容	改善区分	
												H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたりコスト	成果指標 単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減余地	市関与の妥当性							社会的ニーズ	市民ニーズ													
265	第6都市	4市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	企画調整課	事務権限移譲の推進	平成16年11月策定の「広島県分権改革推進計画」に基づき、広島県との協議・調整を経て、平成17年3月「広島県・三次市移譲事務具体化プログラム」を策定し、平成17年4月1日からプログラムで定められた141事務を順次実施しており、平成19年度で96の事務移譲を受けている。また、市民サービス向上の観点から、新たな事務・権限移譲の提案を行っている。 【平成19年度の実施状況】 具体化プログラムの2事務を実施(県道20路線の管理、鳥獣捕獲・鳥類の卵採取等の許可)	・県から移譲された新たな事務を行うため、担当部局と企画調整担当が連携を図り問題が生じた場合も早急に対応できる組織をつくる。 ・移譲を受ける141事務のうち移譲未実施の45事務については法改正等が必要であるため、県と連携を図り、引き続き、国に提案要望する。 ・三次市独自の提案についても、県・国に対して十分な財源を伴う移譲提案を行う。(教員人事権の移譲、児童相談所業務、都市計画決定権等)	市民	・移譲を受ける関係部局と連携を図り、権限移譲を推進する。 ・円滑な事務移譲を進めるため、「広島県・三次市事務移譲具体化協議会」等で移譲年度や課題の協議を行う。 ・県の権限移譲推進室と連携し、新たな事務・権限の移譲を進める。	県が行っていた事務を市民に身近な三次市(市役所)で行うことにより、市民ニーズに的確に対応したサービスを迅速に提供することにより、市民満足度の向上に努める。	1,431	1	2	3	73,700	4	18	2	1	移譲済みの事務件数	4	3	3	5	5	25	B	事業拡大	事業拡大	拡大	継続	1	4	成果の向上	1	4	成果の向上								
266	第6都市	4市役所改革	(1) 市民満足度の向上	11	企画調整課	公共事業再評価	公共事業の効率的かつ効果的な実施とその実施過程の透明性の向上を図るため、市が実施する公共事業について、特に①事業採択後5年が経過してなお未着工の事業、②事業採択後10年が経過してなお継続中の事業、③国の定めに伴って事前評価が必要な事業等を対象に、該当する公共事業の再評価を行う。評価は、学識経験者・市民代表等5名の委員で構成する三次市公共事業再評価監視委員会において行い、主に「事業進捗状況」「事業をめぐる社会経済情勢等の変化」「費用対効果分析の要因変化」「コスト削減や代替案の立案等の可能性」等の観点からの再評価を行う。 ※平成11年度以降、上下水道整備・みよ運動公園整備・林道整備等、年間0～2件程度の案件について委員会を開催し、再評価を実施している。平成19年度は、平成19年12月12日に委員会を開催	委員会が事業執行可否を判断するために必要な調査・議論等の時間を十分に確保するとともに、「市民満足度の向上」という中項目を達成していくため、わかりやすい情報開示と単市事業等へも拡大していくことを検討していく必要がある。	市民	学識経験者2名、市民3名からなる公共事業再評価監視委員会を対象事業の評価を行うことにより、公共事業の効率的かつ効果的な実施の透明性の向上を図る。	公共事業の無駄をなくし、市民のニーズに合った公共事業を行うことにより、住民満足度を向上させる。	180	1	2	3	179,000	4	100	100	100	住民ニーズがあり、効率的な事業執行を行っているといえる。	4	3	4	5	2	22	B	要改善	継続	継続	2	徹底した情報公開	2	徹底した情報公開											
267	第6都市	4市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	総務課	固定資産評価審査委員会	固定資産税の課税標準となる価格が固定資産評価標準に基づき評価されているが、この評価額の決定には高い技術性、専門性が必要という側面を有している。そのため、固定資産税課税業務の一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する観点から、価格に対する納税者の不服については本市において処理することせず、独立した中立的な機関によって審査決定する必要があるため、本市に中立的、専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会を設置し、審査申請書が提出された場合は、委員会を開催し審査決定をしている。	委員には専門性を有するものがないため、事務局(書記)を含めて、研修会参加への案内や情報提供が引き続き、必要である。評価額の前年となる20年度または21年度は、研修の取り組みや情報提供がより必要となる。 19年度に委員会は開催されなかったが、委員会の開催に当たっては、十分な説明等を行い、スムーズな審議、適正な判断を下せるように配慮することが必要である。そのため、本市に中立的、専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会を設置し、審査申請書が提出された場合は、委員会を開催し審査決定をしている。	固定資産課税台帳に登録された固定資産評価額に不服がある納税者	審査申請人から審査申請書を受け、市長からは弁明書の提出を受ける。これらを委員会で審査する。	固定資産課税台帳に登録された価格の適正化	357	1	2	3	384,000	4	100	100	100	審査決定書が示された割合	4	3	4	5	4	22	B	要改善	継続	継続	6	職員の意識改革	1	0	内容の改善										
268	第6都市	4市役所改革	(1) 市民満足度の向上	16	市民課	総合窓口(ワンストップサービス)	庁舎の配置上(特に福祉、教育、水道、自治)市民に対して、負担をかける場合が多くある。よりよい市民サービスの提供を目指し、ワンストップサービスにより、住民ニーズに対応した業務を実施することにより、住民の負担の軽減と満足度アップを図る。	各部署に関連する知識も含め、広く深く知識の習得が必要であり、研修等により職員の資質の向上を図る。 各部署との連携を強化し、総合窓口で対応できる事務の再整理を行う。 基本である接遇の向上と待ち時間の解消を図る。	各種手続き・証明発行請求等ため来庁する市民	総合窓口において出来るだけ広範囲に住民ニーズに対応する。	複数部署に関連する手続きを1箇所で行う	59,875	1	63,286	61,105	62,000	全体処理件数	1,041	4	明等手数料等	25,000,400	24,522,850	25,000,000	発行手数料	3	3	4	5	4	23	B	事業拡大	事業拡大	拡大	1	3	サービスの向上	1	3	サービスの向上						

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 の対象 等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価 値	H19 年度 評価 値	1次 総合 評価 値	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果 の 内容	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明									
273	都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	16	秘書広報課	情報公開	市が保有する行政文書について、市民から開示請求があった場合、情報公開条例に基づき、その閲覧・写しの交付等開示を積極的に行う。	職員一人ひとりが情報開示に関する知識を高め、個人情報保護条例を遵守しながら、開示・非開示の判断ができるようにすることが重要である。職員研修を実施するとともに、職員研修用「解釈・運用マニュアル」を作成し、情報開示に対する職員の知識の向上に努める。	業務所内 個人 勤務 者 ④ 市内 に 存 在 す る 其 他 の 団 体 に 在 学 す る 者 ⑤ 実 施	情報開示請求があった場合、担当部署と協議し資料を交付または閲覧に供する。	市民の知る権利を保障し、市民と行政の信頼関係及び市民の行政参加の促進を図る。	1 情報公開請求件数 件 32 49 40 情報公開請求件数 H18 111,218 4	2 3,579 2 H19 73,040 5	3 H20 89,800 6	4 開示及び部分開示件数 件 24 26 25 開示及び部分開示件数(不開示、不存・取下げを除く) 説明	3 三次市情報公開条例・同条例施行規則に基づいた事務処理を行っている。情報公開請求手続きについてはホームページに掲載しており、広報誌で運用状況を公表している。	3 情報開示に対する職員の知識を高め、正確な運用が求められるよう取り組まれている。	5 開示対象となる行政文書は膨大であり、かつ予測できない。	5 実施機関である市が保有する行政文書について、積極的に情報開示を行うことで、市の透明性が高まる。	4 行政の透明性に対する社会的ニーズが高まっており、今後さらに進んでいくものと思われる。	4 市民と行政の協同のまちづくりを推進していくために、積極的な情報公開を行う。情報の共有化を図ることは重要である。	25 B	要改善	要改善	継続	情報に関する情報を積極的に公表及び提供することにより、「市民と行政の協働のまちづくり」を推進することは、今後一層市民から期待されることである。	2 徹底した情報公開	有	市民のための情報公開の推進。情報公開を行うことは、市民の知る権利を尊重する上で重要である。「解釈・運用マニュアル」作成後は、マニュアルに基づき、公正なサービス提供を行う必要がある。	2 徹底した情報公開	有			
274	都市	4 市役所改革	(2) 現場主義による市民と行政との協働	15	企画調整課	構造改革特区・地域再生計画に関する事務	構造改革特区(地域の特性に応じた地域限定の規制緩和)及び地域再生計画(地域経済の活性化等を果たすうえで制約や阻害となっている国の制度の改善)の担当窓口として、制度の周知・利用促進及び制度利用の周知・利用促進等を行う。構造改革特区については、平成15年に「教育都市みよし特区(市費負担教職員の任用)」が認定された。平成18年4月に全国展開された。また、地域再生計画については、「栗屋西小学校の廃校に伴う地域再生計画」、「汚水処理整備事業の地域再生計画」、「道路整備事業の地域再生計画」の認定を受けた。平成16年度より提案している「一定の要件を満たす永住外国人への地方参政権付与」及び「満18歳以上の市民への参政権付与」、「土地改良区が行うことができる事業の拡大」、「新規就職時における農地取得等促進策の取組」等について、平成15年度はマネジメントチームのあり方についての調査研究を行うと共に、部を超えての連絡調整機能のシステム化や強化、年間スケジュール調査・共有化を図る。	職員・市民等への制度の周知・啓発・制度の活用に際しての助言・制度を活用した事業の企画・提案を行う必要がある。特色ある地域づくりを進めるため、支所や自治組織と連携し、地域の課題の掘り起こし、制度の活用を検討する必要がある。	市民	構造改革特区・地域再生計画を活用して、各分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、経済を進展させ、特色ある地域づくりを行う。	1 特区提案件数 件 4 5 5 構造改革特区の事業提案を行った件数 H18 20,500 4	2 71 2 H19 14,200 5	3 H20 15,400 6	4 事業提案を行ったうち、特区認定された件数 件 1 1 1 事業提案を行ったうち、地域再生計画の認定を受けた件数 説明	4 特色あるちいきづくりのため規制緩和や地域再生による目的達成への貢献度及び経済効果は大きい。	3 市民やNPOなど地域を担う方々からの提案や申請を行えば、本市の特色ある地域づくりについて、さらに制度の普及や啓発を強化する等の改善による成果向上の余地は大きい。	3 人件費以外の実質的なコストは、規制緩和による時間コストの削減は期待できる。	3 制度の普及や啓発が必要である。また、特区の提案は民間事業者及び個人でもできるが、積極的な情報開示が必要となる。	3 構造改革特区及び地域再生計画は、規制緩和と地方分権を促進する制度である。社会的ニーズは高いものと考えられる。	1 市民及び市内事業者等への周知不足で普及や啓発を強化する必要がある。現時点では市民の関心は低い。	17 C	要改善	継続	構造改革特区及び地域再生計画は、規制緩和と地方分権を促進する制度である。今後の活用が見込まれるが、本市の対応としては、制度の周知啓発の強化を図り、地域の課題を掘り起こし、市民・事業者・NPO等の団体が活用できるよう取り組む必要がある。	1 市民と行政の協働	有	市民、事業者、NPOの積極的な活用が期待される。特色ある地域づくりに寄与していく。	1 市民と行政の協働	有					
275	都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	政策課	マネージメントチーム会議	マネージメントチームは中長期的視点に立った政策主導型市政の実現に向け、部長等の直轄部署に位置づけられている。縦軸と横軸をうまくつなぐことで、組織が機能的に働くこととなる。幅広い見識と情報収集能力をもって各部の中心的役割を担っていくよう取り組むための意思統一の場としてマネージメントチーム会議を設定する。	各部の抱えている課題を提供、議論し、政策形成の一助とする。	マネージメントチーム	基本的に部ごとに設置されているマネージメントチームの意思統一を図ることにより、各部間の横の連携調整体制をとり、全庁的に事業を進めるためマネージメントチーム会議を開催。政策議論や情報交換、研修が主な内容。	1 会議 回 6 6 10 マネージメントチーム会議の開催 H18 593,166 4	2 3,579 2 H19 596,500 5	3 H20 359,200 6	4 部局間の連携を強化し、業務内容に合わせた部分がある。今年度はMTとしての問題意識について研究調査してゆく。	3 研修会等の開催が少なく、十分な意識改革になっていない。部長や室長等との連携によりマネージメントチームが問題意識を持って動く必要がある。	4 コストは人件費のみで、最小のコストとしているため、削減余地はない。	5 庁内組織の調整及び連携強化のため、削減できない業務である。	1 社会的ニーズにより開くことにより、最終結果としては市民ニーズに近づいている。	1 社会的ニーズにより開くことにより、最終結果としては市民ニーズに近づいている。	16 D	要改善	継続	マネージメント会議は行政組織の横の連携と組織の活性化を行うために必要であり、現状では各部からの情報発信が少なく、事務連絡等が主な内容となっている。その目的が達成されるよう改善の必要性がある。	6 職員の意識改革	有	21年度機構改革により廃止	廃止	有						
276	都市	4 市役所改革	(3) 市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	職員研修	市民に期待される職員像に向け、各所属の専門研修、職員全体の能力アップ研修、意識改革研修及び民間企業、大学院等の派遣研修を実施している。	職員の意識改革を徹底し、一人ひとりの職員の資質向上を図るため、より効果的な研修の研究を行う。職員のやる気の向上とスキルアップのため、人事評価制度及び研修の充実を図り、相互に関連付けることによる、人材育成、職員配置に至るまでの総合的な人材マネジメントの取り組みが必要。	市民(三次市職員)	各研修の実施、研修にかかる旅費及び負担金支払い事務	職員の能力向上	1 研修出張回数 回 240 302 310 研修への要望件数 H18 114,858 4	2 29,341 2 H19 97,155 5	3 H20 95,090 6	4 研修出張回数 回 240 302 270 研修への出張回数 説明	4 職員研修を行うことは、職員の能力向上という目的に合致しているが、よりニーズに即した研修の実施を図る余地がある。	3 研修後のフィードバックや内容の評価ができれば、研修内容・研修先等の精査を行い、更なる成果の見込める。	2 各部署で専門的な人材の活用が効果的に機能すれば、出張旅費や研修費の削減は可能である。	3 業者委託が可能だが、市の規模が小さいため、研修メニューは社会情勢や職員配置等により変化するので、即座に対応するためには市が行う必要がある。	4 職員の資質向上は、より専門性の高い業務遂行のために必要であり、社会的ニーズがあると思われる。	4 職員の資質向上は、市民サービスに与える影響が大きい。市民ニーズも高いものと思われる。	20 C	事業拡大	継続	職員の資質向上のため、職員研修は継続すべきである。研修結果を検証し、人材マネジメントに生かすシステム作りも必要である。また、内部講師を養成し、継続的研修が体制を構築していく。	10 内容の改善	有	職員の資質向上のため、職員研修は継続すべきである。研修結果を検証し、人材マネジメントに生かすシステム作りも必要である。また、内部講師を養成し、継続的研修が体制を構築していく。	15 効果の検証	有				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)						手段の適切さ						市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価		拡大・縮小 内容	改善の必要性	2次評価事務局業務		拡大・縮小 内容	改善の必要性															
												定量分析			活動指標			成果指標			目的適合性			実施改善等による成果向上の余地			コスト削減の余地				社会的 ニーズ				市民 ニーズ				判断理由		判断理由												
												H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標 単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	目的適合性	実施改善等による成果向上の余地	コスト削減の余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ				判断理由	判断理由																					
277	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	セクハラ防止	組織としても行政としてもセクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組まなければならない。そのための苦情・相談窓口を設置し職員研修を行う。	今後は、現状把握と具体的な対応策の模索が課題となる。	市民(三次市職員)	苦情・相談窓口の設置並びに職員研修の実施	セクハラ防止体制の確立	1	研修会・相談窓口設置回数	回	71	1	研修会・相談窓口設置回数	回	4	セクハラ防止に関する研修会並びに相談窓口の設置回数 講師・カウンセラー謝礼10,000円/回	#DIV/0!	4	相談者数	回	3	1	2	4	5	3	2	4	5	3	1	18	C	要改善	継続	継続	セクハラ防止に関する事業は、社会的に大きな問題であり、男女雇用機会均等法に定められるように、社会的関心は高く、社会的ニーズも高いと思われる。	市の職場を対象とした事業である。	セクハラ防止に関する事業は、社会的に大きな問題であり、男女雇用機会均等法に定められるように、継続して実施する必要がある。今後は、セクハラ防止に関する研修、相談窓口の設置だけでなく職場で取り組めるようセクハラ防止のマニュアルを作成するなど、より効果的な防止体制を早急に確立する必要がある。	有	14	成果の向上	継続	継続	全職員向けの研修を行うなど、啓発及び意識改革に努める。またパワハラについても併せて啓発を行っていく必要がある。	有	6	職員の意識改革	
278	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	総務課	メンタルヘルス	メンタルヘルスの正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図ることを目的とし、長期休職者の職場復帰に向けたサポートを行なっています。平成19年度においては、三次市職員を対象に心の健康管理のため、月に1回臨床心理士による相談事業を実施するとともに、必要な部署に対しては外部講師による職員研修を実施しました。また、担当医の許可を取り、1週間から1ヶ月の職場復帰訓練を実施し、再発の防止に努めました。平成19年度3月31日現在、精神及び行動の疾患による病休職者は1名です。	職場のメンタルヘルスに関する理解が不十分なことが、相談事業利用者が少ない原因の一つになっています。今後は、メンタルヘルスに関する理解を深める研修を充実させるとともに、うつ病や過労の早期発見、病気休職復帰後のサポート体制の充実が課題となります。また、健康管理がメンタルヘルスに密接に関係することから、人間ドックの受診や特定保健指導を職員に向け、積極的に配償していきます。	臨床心理士による相談事業及び外部講師による職員研修並びに職場復帰訓練を行います。	職員心の健康管理及び長期休職者の減少並びに職場復帰者のサポートを目的とします。	市民(三次市職員)	1	相談事業回数・研修回数	回	825	1	相談事業回数	回	7	11	24	カウンセラーの相談事業に研修の回数	H118 111,571	4	相談者数	人	4	5	5	3	3	3	4	5	4	1	20	C	要改善	継続	継続	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図るとともに、早期発見、早期復帰のための具体的な研修を充実させる必要がある。	市の職員を対象とした事業である。	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図るとともに、職場復帰に向けたサポート体制について効果のある実施方法を見直す必要がある。	有	13	サービスの向上	継続	継続	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解の普及に努め、心の病の予防と迅速かつ的確な対応を図るとともに、早期発見、早期復帰のための具体的な研修を充実させる必要がある。	有	13	サービスの向上
279	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	18	総務課	人事評価	平成18年度から室長以上の管理職に対して導入し、6月・12月の勤労手当への成績を反映させています。また、評価者研修を定期的に行い、評価者のスキルアップを図っています。人事評価は、「実績」の側面と「成果創出の志向性」の側面から構成され、それらの人事評価シートを評価者が作成することにより、評価の判断基準になります。	一般職(GM級以下)への導入に向けた評価者のスキルアップと全職員の理解が必要になります。また、評価者研修を定期的に行い、評価者のスキルアップを図っています。人事評価は、「実績」の側面と「成果創出の志向性」の側面から構成され、それらの人事評価シートを評価者が作成することにより、評価の判断基準になります。	市民(三次市職員(医師を除く))	主要事業のヒアリングや総合計画等から重点目標を設定し、設定した目標の達成度や達成までに至るプロセス(行動実績)より実績を評価します。また、志向性の評価については、協働、チャレンジ、責任等の日頃の勤務について評価します。	職員の職務について勤務成績の評価を統一的に、これを職員能力開発及び人材育成に反映し、公正な人事行政を行うことを目的とします。	市民(三次市職員(医師を除く))	1	研修回数	回	2,755	1	研修回数	回	2	2	3	研修の回数	H118 2,274,000	4	研修参加者数	人	68	68	65	4	2	3	4	3	4	20	C	未実施	継続	継続	管理職の人事評価については、改善の必要があるものの、評価を進める中で修正できるものである。しかしながら今後一般職への導入に際しては、評価シートのカスタマイズ、評価者の更なるスキルアップ及び公正な処遇反映などの運用を中核として課題を整理し改善する必要がある。また、人事評価により業務の改善を行い、組織のレベルアップにつなげる。	民間企業では早くから取り入れられている項目であり、昨今の社会情勢を踏まえても社会的ニーズは高いと思われる。	人事評価を行う。評価をフィードバックさせることで業務改善につなげていくことにより、市民ニーズは高まるものと思われる。	有	10	内容の改善	継続	継続	継続的に職員研修の実施し、人事評価の導入の目的、目指すところについて職員の周知徹底を図る。	有	10	内容の改善
280	第6都市	4市役所改革	(3)市民の期待にこたえる組織づくりと職員の意識改革	16	議会事務局	会議の履事に関する事務	年4回の定例会及び臨時会における会議の運営に関する事務	執行部との緊密な連携	市民	二元代表制のもと、公平・公正な議会運営に努める。	解りやすい議会運営に努め、市民にとって議会が身近に感じられるようにする。	1	定例会での一般質問者	人	5,726	1	定例会での一般質問者	人	59	59	54	年4回の定例会(3月6月9月12月)及び臨時会、平成20年度の改選により議員数が38人から26人に変更となった。	H118 96,525	4	定例会の開催数	回	4	4	4	5	5	5	5	30	A	未実施	継続	継続	議会開催に伴う議事に関する法律に基づき、市民の要望が議員を通じて反映される。	議会開催に伴う議事に関する法律に基づき、市民の要望が議員を通じて反映される。	有	10	内容の改善	継続	継続	引き継ぎ法に基づいて適正でわかりやすい議会運営を行う。	有	10	内容の改善				

Table with columns for project details (number, category, division, etc.), objectives, quantitative analysis (H18-H20 data), and qualitative analysis (appropriateness of methods, role of city, necessity). Includes rows for '議員提出議案調整', '調査資料収集', '選挙開票事務スピードアッププロジェクト', and '選挙啓発'.

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の対象者等	手段	目的	H19年度事業費 (千円) (職員人件費含む)						定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	ランク	H18年度評価	H19年度評価	1次 総合評価	拡大・縮小	改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小	改善の必要性
												活動指標			成果指標			説明			説明			実施改善等による効果向上の余地		コストの削減余地	社会的ニーズ	市民ニーズ	判断理由	判断理由										
												活動指標1 単位あたり コスト	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標1 単位あたり コスト	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性	実施改善等による効果向上の余地	コストの削減余地	市開与の妥当性	社会的ニーズ	市民ニーズ													
285	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	17	企画調整課	行政改革の推進	50年、100年後の未来の三次市民に夢の持てる地域を引き継ぎ、限られた資源を有効に使い、創意と工夫で市民が誇れるまちづくりを推進するため、自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営を目指した行政改革の整備・強化に取り組む。 市役所全体が計画的に行政改革に取り組むため、平成17年度に三次市行政改革推進計画を策定し、計画的に行政改革を推進している。	自己決定・自己責任・自己完結型の行政運営をめざして、職員の意識改革と資質の向上を図り、職員一人ひとりの「気付き」を活かした事務改善等の改革を進めていく。	市民	三次市行政改革推進計画に定める61項目の取組を推進する。	行政改革の強化	1	29,645	4	2,147	2	39,036	5	3	37,807	6	4	3	4	4	5	5	25	B	事業拡大	拡大	職員一人ひとりの力を活かした全庁的な取組	6	職員意識改革	6	職員意識改革				
286	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	文書管理	文書管理とは、收受から廃棄まで一連の本市行政文書の流れを管理することである。この文書管理システムを導入して行うことで、行政文書の供覧・決裁の電子化・ペーパーレス化も可能とする。このことにより、一定の行政文書を電子保存できるため、環境にやさしい市役所づくりと将来的に情報公開請求への迅速な対応など効率的な市役所づくりに寄与する。 平成19年度は、4月から文書管理システムの運用を原則全ての部署で開始し、また市内各部署の紙簿冊目録データ作成のための現地作業を行った。	文書管理システムの価値を最大限に活かすため、職員へのシステム操作・運用方法の研修等を今後大きな規模で行う必要がある。また、電子決裁の導入によるスピードアップが職員コストの削減に繋がるという意識を職員に持続させることで、行革を推進する職員意識を維持することが大切である。また、今後システム自体の操作・機能性をより向上させるための取り組みが、引き続き計画どおりに進む必要がある。さらに、保存文書の適正化を図り、かつ検索性を向上させることが迅速な市民対応に繋がるため、本庁舎を含めた市内各施設に保存している行政文書・簿冊の整理及びシステムへのその簿冊データの取り込み作業を平成20年度で完了させる必要がある。	市民(市職員)	導入した文書管理システムの安定運用及びバージョンアップ、関係規程・規則の改正、本市書庫等の整理作業の実施。	行政文書の在り場所、收受から廃棄に至るライフサイクルの一元管理、文書の供覧・決裁・保存の電子化及びペーパーレス化を図る。このことにより、効率的な市役所づくりと環境にやさしい市民の要望に迅速な対応ができる市役所を目指す。	1	380,897	4	9,075	2	1,815,000	5	4	807,700	6	3	4	3	4	5	4	24	B	要改善	継続	実施予定に沿った計画的なバージョンアップの実施と書庫整理作業を推進することで、引き続き目的の達成度を高める必要がある。	1	成果の向上	1	成果の向上				
287	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	指定統計調査事務	統計法により、総務大臣が指定した統計調査(以下「指定統計」という。)を実施するため、主に国・広島県・市町村・指導員・調査員・調査客体(例えば個人・事業所など)の流れで、調査票の配布・収集・審査・集計を行う。市は、様々な指定統計に際して、指導員及び調査員(以下「調査員」という。)の推進、調査用品の準備、個別又は説明会による調査員等の指導、調査票の審査、整理、集計、提出などを行う。	マンションなどのオートロック化や事業所経営者の高齢化が進み、訪問活動が困難になってきたり、多様化する犯罪に対する警戒意識やプライバシー意識の高揚と個人情報保護法への理解(いわゆる過剰反応)により、統計調査の実施においては近年急激な環境悪化が起こっている。今後は指定統計制度の抜本的な見直しにより、統計調査の民間委託の実施と、従来からの調査員調査とを効果的に組み合わせ、統計調査の正確性、安全性の確保に努めたい。また、信頼される市役所となること各種統計調査への協力を高めることにも、調査員等への接遇を含めた能力資質の向上に力を注ぐ必要がある。	市民(統計調査指導員、統計調査客体(個人・事業所))	統計事務打合せ会を開催し、調査員の調査活動とその事務の徹底を図る。また、安全面においても説明し、安全な業務実施に努める。回収後の調査票のチェックを行い、正確性を確保する。	1	1,284,000	4	6,938	2	770,888	5	3	1,595,333	6	2	1	2	3	4	5	4	24	B	要改善	継続	調査実施の広報を充実させ、調査環境を図るとともに、審査体制を充実させる。	1	成果の向上	1	成果の向上				
288	都市	4 市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	支所等送業務	本庁(出先含む)、支所、その他の市関係機関、そして広島県備北地域事務所との相互間における文書等のやり取りを、送付によって行うことにより、業務の一元化、事務の効率化・スピード化を図り、市民サービスの向上へつなげる。 平成19年度7月からは業者委託により送業務を実施している。開庁日(土・日曜日を除く)には、全ての日での送業務を行った。	業者委託を開始したことで、有る限りの責任の所在を詳細な部分までより厳格に定める必要がある。また、大前提として、送業務の一元化・スピード化の確立を、さらに進める必要がある。なお、昨今の原油高により、ガソリン価格が高騰し、業務委託料削減については、社会的に厳しい状況となっている。	市民(市・県職員)	本庁(出先含む)、支所、その他の市関係機関、そして広島県備北地域事務所を効率的な送業務のルートで回り、各種文書・資料及び図書等物品を配達・受領する。	効率的かつスピーディに、日々正確な信頼性の高い送業務を行うことで、間接的にはあるが市民サービスの向上に寄与することを目的とする。	1	15,812	4	5,123	2	20,825	5	3	18,835	6	5	5	4	1	4	20	C	事業縮小	縮小	時間的前後はあったものの、適正に安速に行われている。	1	コストの削減	1	コストの削減					

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割			必要性		合計点	ランク	H18年度 評価	H19年度 評価	1次 総合評価	改善の必要性		2次評価事務局業務		拡大・縮小		改善の必要性								
													活動指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18年度	H19年度	H20年度	説明	目的適合性						実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	内容	判断理由	内容	改善区分	改善の必要性	判断理由	内容	改善区分	改善の必要性
289	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	総務課	制服管理業務	職員に職務遂行に必要な被服を貸与する。在庫の管理をおこなう。	合併5年目となり、当初貸与した被服にも破れや損傷が目立つため、新たに購入も考えなければならない。	職員に被服を貸与する。在庫の管理をおこなう。	被服を貸与し、組織の一体化を図る。また、職務を遂行しやすい職場環境を作る。	1 貸与対象職員数 人 527 522 522	995	2 1,102	H18 1,906	H19 2,440	H20 1,102	平成20年度40名(新規採用職員4名/嘱託員・臨時職員(見込み)36名)	夏服貸与件数	冬服貸与件数	平成20年度40名(新規採用職員4名/嘱託員・臨時職員(見込み)36名)	貸与することができた。	必要な被服を迅速に貸与できる。改善していかなければならない。	損傷・破れなどが多かった。	内部管理業務であるため市が直接実施しなければならない。	職員が対象のため、社会的ニーズはない。	市民にとって職員であることが容易に判断できるが、ニーズが高いかどうかは不明。	18	C	事業縮小	事業縮小	継続	15	効果の検証	15	効果の検証											
							2 2,440	H20 2,440	平成20年度40名(新規採用職員4名/嘱託員・臨時職員(見込み)36名)	夏服貸与件数	冬服貸与件数	平成20年度40名(新規採用職員4名/嘱託員・臨時職員(見込み)36名)	貸与することができた。	必要な被服を迅速に貸与できる。改善していかなければならない。	損傷・破れなどが多かった。	内部管理業務であるため市が直接実施しなければならない。	職員が対象のため、社会的ニーズはない。	市民にとって職員であることが容易に判断できるが、ニーズが高いかどうかは不明。	18	C	事業縮小	事業縮小	継続	15	効果の検証	15	効果の検証																			
							3 2,440	H20 2,440	平成20年度40名(新規採用職員4名/嘱託員・臨時職員(見込み)36名)	夏服貸与件数	冬服貸与件数	平成20年度40名(新規採用職員4名/嘱託員・臨時職員(見込み)36名)	貸与することができた。	必要な被服を迅速に貸与できる。改善していかなければならない。	損傷・破れなどが多かった。	内部管理業務であるため市が直接実施しなければならない。	職員が対象のため、社会的ニーズはない。	市民にとって職員であることが容易に判断できるが、ニーズが高いかどうかは不明。	18	C	事業縮小	事業縮小	継続	15	効果の検証	15	効果の検証																			
290	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	18	営業管理課	滞納整理(簡易水道)	受益者の応分の負担である料金(使用料)の未納についての各種手段を用いて解消することを目的とし、事業に係る財源の確保及び公平性の堅持を図る。	水道局と支所とが連携し、滞納者情報の把握に努め、また、催告状の発送、給水停止措置等滞納者の解消に向けた具体的徴収行動の積極的な実施を図る。また、さらに、内容証明郵便催告をはじめ、場合によっては差し押さえ等の法的措置を行い、徹底した徴収を図る。	催告状の発送、給水停止措置等の徴収行動を積極的に行う。	①滞納者の減少。 ②未納を短期に留め、未納料金の早期回収を図る。 ③財源の確保	1 催告書、停水行動実施件数 件 34 76 80	5,928	2 184,117	H18 78,000	H19 105,581	H20 65,410	定期的な実施と、実施件数を伸ばすことにより、滞納額が減少し、一定の成果が見込まれる。	滞納繰越額	滞納繰越額	三次市行財政推進計画において、平成22年度までの目標値を対平成18年度滞納繰越額△30%としている。	各事業の健全経営に不可欠であり、目的達成への適合度は高い。	事業に取り組む場合、支所との連携、調整が必要。	滞納者への対応について、支所からの催促や徴収対応がより充実できれば、人件費等のコスト削減が期待できる。	定例的な徴収事務を除く債権確保の手立てとして滞納整理について最終的に法的措置の手段を講じる場合があり、市でなければならない。	公平性から最優先すべき事務	利用者間の負担の公平性の確保をめざしているため、市民ニーズはある。	22	B	事業拡大	事業拡大	拡大	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化											
							2 78,000	H19 105,581	H20 65,410	定期的な実施と、実施件数を伸ばすことにより、滞納額が減少し、一定の成果が見込まれる。	滞納繰越額	滞納繰越額	三次市行財政推進計画において、平成22年度までの目標値を対平成18年度滞納繰越額△30%としている。	各事業の健全経営に不可欠であり、目的達成への適合度は高い。	事業に取り組む場合、支所との連携、調整が必要。	滞納者への対応について、支所からの催促や徴収対応がより充実できれば、人件費等のコスト削減が期待できる。	定例的な徴収事務を除く債権確保の手立てとして滞納整理について最終的に法的措置の手段を講じる場合があり、市でなければならない。	公平性から最優先すべき事務	利用者間の負担の公平性の確保をめざしているため、市民ニーズはある。	22	B	事業拡大	事業拡大	拡大	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化																		
							3 78,750	H20 78,750	70,000	滞納繰越額の分析が進むことにより措置可能となるもの	滞納繰越額	滞納繰越額	三次市行財政推進計画において、平成22年度までの目標値を対平成18年度滞納繰越額△30%としている。	各事業の健全経営に不可欠であり、目的達成への適合度は高い。	事業に取り組む場合、支所との連携、調整が必要。	滞納者への対応について、支所からの催促や徴収対応がより充実できれば、人件費等のコスト削減が期待できる。	定例的な徴収事務を除く債権確保の手立てとして滞納整理について最終的に法的措置の手段を講じる場合があり、市でなければならない。	公平性から最優先すべき事務	利用者間の負担の公平性の確保をめざしているため、市民ニーズはある。	22	B	事業拡大	事業拡大	拡大	8	事務事業の効率化	8	事務事業の効率化																		
291	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	財政課	財政状況の公表	歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高、その他財政に関する事項を公表するよう定められており、毎年度、前年度決算と当該年度上半期の状況を11月末日までに、当該年度下半期の状況を翌年度6月末日までに公表している。そのほか、ホームページ、広報紙にわかりやすく財政状況を掲載する。	さらに市民が市の財政状況を理解しやすくするため、用語や視覚に留意するなど、分かりやすい、また、地方債の負担状況や新会計も踏まえたデータ等興味をもってもらえるような広報内容を研究する。	予算の執行状況等や決算状況及び財政見通しなどを、ホームページや広報紙に掲載し、市民に公表、周知する。	市民が市の財政状況を理解するため、分かりやすく、興味をもてるような広報を行う。	1 広報および掲載数 回 4 4 4	357	2 142,250	H18 89,250	H19 179,500	H20 142,250	予算編成、決算や財政状況等をリアルタイムにわかりやすく市民に広報する。	財政の真のHPアクセス数	財政の真のHPアクセス数	微増ではあるが、市民の自治体の財政状況に対する関心が高まってきている。	自治法、条例に基づき業務であるが、掲示板に告示する以外にも、ホームページや広報紙に掲載し、市民に広く周知した。	市民により分かりやすく理解しやすい内容を研究する。	コストのほとんどが人件費である。	市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	財政状況への社会的ニーズは極めて高い。	夕張市の財政破綻等からも、市民の自治体に対する財政事情の関心は非常に高い。	27	A	要改善	要改善	継続	10	内容の改善	10	内容の改善											
							2 89,250	H19 179,500	H20 142,250	予算編成、決算や財政状況等をリアルタイムにわかりやすく市民に広報する。	財政の真のHPアクセス数	財政の真のHPアクセス数	微増ではあるが、市民の自治体の財政状況に対する関心が高まってきている。	自治法、条例に基づき業務であるが、掲示板に告示する以外にも、ホームページや広報紙に掲載し、市民に広く周知した。	市民により分かりやすく理解しやすい内容を研究する。	コストのほとんどが人件費である。	市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	財政状況への社会的ニーズは極めて高い。	夕張市の財政破綻等からも、市民の自治体に対する財政事情の関心は非常に高い。	27	A	要改善	要改善	継続	10	内容の改善	10	内容の改善																		
							3 179,500	H20 179,500	179,500	予算編成、決算や財政状況等をリアルタイムにわかりやすく市民に広報する。	財政の真のHPアクセス数	財政の真のHPアクセス数	微増ではあるが、市民の自治体の財政状況に対する関心が高まってきている。	自治法、条例に基づき業務であるが、掲示板に告示する以外にも、ホームページや広報紙に掲載し、市民に広く周知した。	市民により分かりやすく理解しやすい内容を研究する。	コストのほとんどが人件費である。	市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	財政状況への社会的ニーズは極めて高い。	夕張市の財政破綻等からも、市民の自治体に対する財政事情の関心は非常に高い。	27	A	要改善	要改善	継続	10	内容の改善	10	内容の改善																		
292	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	財政課	財政計画策定	実施計画策定に併せて、策定年度の2カ年度決算と当該年度の決算見込と次年度から3カ年度までの財政推計を合わせた「財政計画」と、それ以降平成32年度までの「財政推計」を作成する。 (平成19年度策定…20年度から22年度までの財政計画、20年度から32年度までの財政推計の策定) (平成20年度策定…21年度から23年度までの財政計画、21年度から32年度までの財政推計の策定)	平成19年度決算による財政推計と、平成20年度交付税の確定を基に財政計画を策定する。 例年、「実施計画・財政計画の作成」⇒「当初予算要求」⇒「予算査定」という流れになるが、査定にいたるまでの事務を企画調整担当と連携しながら同時進行している。予算案の作成をできるだけ早期に行うためにも、実施計画及び財政計画の策定期を早めることが必要。	実施計画、まちづくり計画を実施していく上で、財政的根拠の裏付けがあるかどうかの判断資料にする。	できるだけ最新データに基づく資料とするため、平成19年度決算統計数値を基に財政推計を行い、その推計により財政計画を策定する。	1 財政計画の策定 #VALUE!	1,155	2 #VALUE!	H18 #VALUE!	H19 #VALUE!	H20 #VALUE!	数値の設定は不可能である。	経常収支比率	経常収支比率	95 94 93	財政運営、各種計画策定において、欠くことのできない計画であり、貢献度は高い。	財政運営、各種計画策定における財政的裏付けとする資料としての完成度は高い。	コストのほとんどが人件費である。	市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	直接の住民サービスではないが、今、地方自治体の財政状況に対する社会的関心は高まっており、そのニーズに適切に対応するための基本となる計画である。	合併を経て事務権限委譲や道庁への移行など、地方自治体の財政状況に対する社会的関心は高まっており、そのニーズに適切に対応するための基本となる計画である。	28	A	要改善	要改善	継続	10	内容の改善	10	内容の改善											
							2 #VALUE!	H19 #VALUE!	H20 #VALUE!	数値の設定は不可能である。	経常収支比率	経常収支比率	95 94 93	財政運営、各種計画策定において、欠くことのできない計画であり、貢献度は高い。	財政運営、各種計画策定における財政的裏付けとする資料としての完成度は高い。	コストのほとんどが人件費である。	市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	直接の住民サービスではないが、今、地方自治体の財政状況に対する社会的関心は高まっており、そのニーズに適切に対応するための基本となる計画である。	合併を経て事務権限委譲や道庁への移行など、地方自治体の財政状況に対する社会的関心は高まっており、そのニーズに適切に対応するための基本となる計画である。	28	A	要改善	要改善	継続	10	内容の改善	10	内容の改善																		
							3 #VALUE!	H20 #VALUE!	H20 #VALUE!	数値の設定は不可能である。	経常収支比率	経常収支比率	95 94 93	財政運営、各種計画策定において、欠くことのできない計画であり、貢献度は高い。	財政運営、各種計画策定における財政的裏付けとする資料としての完成度は高い。	コストのほとんどが人件費である。	市の内部事務であり、市以外での実施は不可能である。	直接の住民サービスではないが、今、地方自治体の財政状況に対する社会的関心は高まっており、そのニーズに適切に対応するための基本となる計画である。	合併を経て事務権限委譲や道庁への移行など、地方自治体の財政状況に対する社会的関心は高まっており、そのニーズに適切に対応するための基本となる計画である。	28	A	要改善	要改善	継続	10	内容の改善	10	内容の改善																		

平成20年度行政評価 評価対象事業一覧

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象者等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ		市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合評価	拡大・縮小 改善の必要性	2次評価事務局業務	拡大・縮小 改善の必要性	改善区分													
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度									説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ	判断理由	判断理由	内容	内容	有無	有無
293	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	申告相談業務	所得税の確定申告時期に併せて、住民税の申告相談を実施する。	支所を含めた申告会場及び日程の見直しと、市民ニーズに応えるために休日及び夜間窓口に対応する申告相談についても考える必要がある。そのためには全体の相談体制の見直しも必要となる。	住民税申告義務者	所得税の確定申告時期に、市内56会場(延べ72会場)で申告相談を実施する。	適切な申告相談を実施することにより、正しい住民税の課税資料を収集する。	37,778	1	申告相談者数	人	8,589	7,890	7,500	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	H18 4,449	4	申告相談者数	人	8,589	7,890	7,500	確定申告時期の住民税・所得税申告相談受付者数	4	3	3	4	5	5	5	26	B	未実施	継続	申告支援システムのオンライン化による事務の効率化を図られたが、今後は会場及び日程の見直しが必要がある。	サンデー申告の検証と申告日程の充分な周知により、できるだけ短期間集中型の取組が必要である。あわせて自主申告の更なる推進も必要である。	8	有	8	有	事務事業の効率化
294	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	農業所得収支計算の啓発	農業所得の計算方法が農業所得標準から収支計算方式に変わり、啓発を継続してきたが計算していない者や誤りもあるため更なる啓発が必要である。	農業所得の収支を自分で計算し、収支計算書に記載することにより、申告相談時間の短縮にもつながる。また、農業経営の見直しもできる。	農業所得者	農業の収入や経費の種類がわかるチラシや収支計算書を事前に配布し、自分で計算し記入することの啓発を続ける。また、地域において収支計算の事前相談会を継続して実施。	農業所得の収支を自分で計算し、収支計算書に記載することにより、農業経営の見直しもできる。	1,637	1	農業所得者数	人	5,670	5,246	5,000	住民税納税義務者のうち農業所得者数	H18 275	4	申告相談者数	人	5,670	5,246	5,000	住民税納税義務者のうち農業所得者数	4	3	4	4	4	4	23	B	未実施	継続	農業所得を事前に計算し正しい申告をすることは、申告相談時間の短縮にもつながるため、啓発は必要である。	申告受付時間の短縮につながるため、よりわかりやすい内容で啓発を行っていく。	1	有	1	有	成果の向上	
295	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	固定資産税土地評価業務	固定資産税の課税対象である土地の利用状況を把握し、国の定めた「固定資産評価基準」によって土地評価業務を行う。平成18年度において評価替えを実施した。平成19年度 平成20年度は平成21年度の評価替えに向けて標準地比率の洗い替えを実施しているが、膨大な業務量になるため年次計画を立てて実施する。	固定資産税の課税対象の土地の価格を決定するために鑑定評価による適正な時価や地目認定のための土地利用状況を把握する。そのために現地調査や物件調査による確認、図面等の資料を活用して評価を行う。	課税対象である土地の利用状況が適正な時価を把握して評価し、公平な課税を行う。	71,244	1	評価対象事業数	筆	309,459	309,459	309,198	固定資産税の課税対象となる土地の評価筆数(概要調査より)	H18 104	4	平均価格(土地全体)	円/㎡	440	443	442	総表価地積に対する平均価格	5	3	3	5	5	5	26	B	要改善	継続	課税においては、公平が最も重要なことから、客観的な評価と適正な課税を行うことが、事務の効率化を図る。	課税においては、公平が最も重要なことから、客観的な評価と適正な課税を行うことが、事務の効率化を図る。	8	有	8	有	事務事業の効率化			
296	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	課税課	償却資産に関する事務	固定資産税の課税対象である償却資産の把握と課税事務。	償却資産の課税は納税義務者の申告に基づくものであることから、正しく申告されているかを把握する必要がある。そのため、税務署で申告内容の調査、法人税や法人市民税の申告書を調査し、申告を勧奨することにより公平な課税を目指す。	課税対象を所有する納税義務者の把握と正しい申告を勧奨することにより公平な課税を行う。	7,444	1	納税義務者数	人	1,344	1,373	1,387	償却資産の納税義務者数(概要調査より)	H18 5,567	4	平均価格(宅地)	円/㎡	26,066	24,884	25,112	納税義務者に対する市が価格を決定した課税標準額の平均	5	3	4	5	5	5	27	A	未実施	継続	納税義務者の的確な把握と適正な申告を勧奨することにより課税を行うことが課税対象の把握についてさらなる正確さが求められる。	税の賦課の公平のため、正しく申告されているかを把握する必要がある。また、市民に対して正しい申告の励みが必要である。	1	有	1	有	内容の改善			

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事業の 対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価 ランク	H19 年度 評価 ランク	1次 総合 評価	拡大・縮小	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小	改善の 必要性														
												活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ								
																																								1	2	3	4	5	6	7	8
297	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	収納課	市税・国保税法 (差押業務)	地方税法に定められた事務処理。「督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税、固定資産税、軽自動車税、水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならない。」の規定に基づき、財産調査後その者に財産がある場合は差押を執行している。但し、財産が無い場合、滞納処分の実行により生活を著しく窮乏させる場合及びその者が不明等の場合は、滞納処分の執行停止を行っている。	本年度より、不動産についてはネット公売を行っているが、配当の見込みが無い物件については、解除から停止への処理を行っていく必要がある。債権調査の件数も多く、調査に要するコストも高くなっている。いかに納期内納付を確立していくかが今後の課題である。また、市税については特に住外課税について慎重に調査を行ったうえで賦課しなければならない。(滞納が発生した場合、調査に要する時間・コストを抑えるため)国民健康保険税については、資格取得時に他保険加入要件を満たしているか等の調査を行ったうえで加入手続きに入るべきである。(被保険者の適用除外要件)滞納処分は最終段階であり、入り口である申告、届出、調査を尽くしての賦課決定を徹底していかなければならない。	滞納者	預貯金差押の場合、第三債務者に対して払戻請求権及び確定利息の支払請求権、給与・賞与の場合、第三債務者に対して給与・賞与その他手当の支払請求権を通知をもって行う。滞納者に対して「差押調書」を送達するとともに、差押登記を登記所へ囑託する。	租税は公平に課するだけでなく、公平に徴収しなければならない。この両面において租税の公平は担保されている。滞納からの租税の負担の公平を確保することにある。	1 差押件数 件 551 955 500 市税・国民健康保険税差押件数 H18 45,969 4	2 公売件数 件 7 31 10 市税・国民健康保険税公売・任売件数 H19 19,159 5	3 36,790 6 H20	4 差押による徴収金 円 129,006,865 83,576,479 43,757,318	5 (内公売等)による徴収金 円 12,305,366 12,874,480 12,000,000	6 36,790 6 H20	7 5 5 5	8 5 5 5	9 5 5 5	10 5 5 5	11 5 5 5	12 5 5 5	13 5 5 5	14 5 5 5	15 5 5 5	16 5 5 5	17 5 5 5	18 5 5 5	19 5 5 5	20 5 5 5	21 5 5 5	22 5 5 5	23 5 5 5	24 5 5 5	25 5 5 5	26 B	未実施	事業拡大	平成19年度よりコンビニ収納を導入して、訪問徴収を減少させた。平成20年度においてもコンビニ収納利用者の拡大により、訪問徴収件数の減少を目指す。	事業規模	有	9 事業の迅速化	拡大	事業規模	有	8 事務事業の効率化
298	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	19	収納課	コンビニ収納業務	納付時間的制約、納付場所立地条件的制約を改善することにより、納期限内納付の手段を拡大し、収納率の向上と滞納整理に係る事務処理の軽減を図る。平成19年4月より、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、下水・農排受益者負担金のコンビニ収納を開始。10月より、滞納繰越分についても利用開始。利用可能店は、セブンイレブン、ローソン、ポプラ外11店で全国約41,000店舗での納付が可能。収納済データの交換業務を委託することにより、消込作業に係る事務を軽減し速報データによる誤督促等の軽減を図る。	督促手数料を徴しているため納付期限を超過した場合、既送付の納付書ではコンビニ利用ができない。金融機関での利用は可能だが、コンビニ納付を選択された場合、納付書の再発行が必要となる。また督促状発付後は延滞金の関係で短い期間での納付書も再発行が必要があり、それに伴うコストもかかる。また督促状、催告書に合わせた納付書も再交付が必要となるため、今後は督促状、催告書が納付書を兼ねる様式に改善する必要がある。	市民	①365日年中無休、24時間営業 ②窓口納付の時間短縮 ③滞納整理事務の軽減化 ④市民の納付利便性の向上	①納期限内納付による収納率向上 ②窓口納付の確保 ③滞納整理事務の軽減化 ④市民の納付利便性の向上	1 コンビニ収納件数 件 - 14,687 17,000 コンビニでの利用件数(市税・国保税) H18 -	2 3,149 214 5 H19	3 201 6 H20	4 督促状発付書兼用件数(6月) 件 30,085 27,221 25,000 前年度より2,000件減少する見込み。	5 コンビニ利用件数 件 - 14,687 17,000 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	6 コンビニでの収納額 円 - 229,709,577 312,808,666 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	7 5 5 5	8 3 3 3	9 4 4 4	10 5 5 5	11 5 5 5	12 5 5 5	13 5 5 5	14 5 5 5	15 5 5 5	16 5 5 5	17 5 5 5	18 5 5 5	19 5 5 5	20 5 5 5	21 5 5 5	22 5 5 5	23 5 5 5	24 5 5 5	25 B	未実施	事業拡大	平成19年度よりコンビニ収納を導入して、訪問徴収を減少させた。平成20年度においてもコンビニ収納利用者の拡大により、訪問徴収件数の減少を目指す。	事業規模	有	10 内容の改善	拡大	事業規模	有	10 内容の改善	
299	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり		管財課	工事等検査	市が発注した工事について、工事の目的物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し、発注者として工事目的物を受け取る。また、工事成績を評定することにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資する。	工事検査内容の共通認識を図り、適切な検査の充実を図る。工事検査が集中する期間の検査体制について事前調整を実施する。検査の厳正を図るため、外部委託を検討する。	市が発注する建設工事等	対象物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか寸法検査及び書類検査を行う。また、工事成績を評定する。	対象物が適正に、かつ良品質で構築すること。	1 検査件数 件 250 253 220 工事完了後の検査件数 H18 14,236 4	2 8,589 33,948 5 H19	3 39,190 6 H20	4 工事検査数 件 250 253 220 工事完了後の検査件数	5 実施率 % 100 100 100	6 39,190 6 H20	7 4 4 4	8 3 3 3	9 5 5 5	10 4 4 4	11 5 5 5	12 5 5 5	13 5 5 5	14 5 5 5	15 5 5 5	16 5 5 5	17 5 5 5	18 5 5 5	19 5 5 5	20 5 5 5	21 5 5 5	22 5 5 5	23 5 5 5	24 5 5 5	25 B	事業拡大	事業拡大	研修や工事検査の実地により、検査者の能力を高め、より適正な工事検査を行う必要がある。	事業規模	有	10 内容の改善	拡大	事業規模	有	10 内容の改善	
300	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	公共工事入札契約	三次市が発注する事業の入札・契約に関する事務を行う。特に三次市が発注する公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定により、入札及び契約の透明性の確保・公正な競争の促進・不正行為の排除・契約された公共工事の適正な施工の確保が求められている。	入札・契約適正化の基本原則である①透明性の確保については、毎年度の発注見直し・入札契約に係る情報の公表を推進する。②公正な競争の促進については、電子入札の促進・入札契約方法の改善(一般競争の適切な実施)に努める。③不正行為の排除については、不良不適格業者の排除・ダンピングへの対応・入札契約のIT化を推進する。④適正な施工の確保については、丸投げの全面禁止・施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告を確認する。	三次市の入札に参加する建設業者・建設コンサルタント業者	公平・公正で競争性の高い入札方法(電子入札)による一般競争・指名競争入札等の実施とその契約の締結	公平・公正で競争性の高い調達方式で、信頼性の高い確実な工事・業務委託等の施行を確保する。	1 公共工事入札実施件数 件 373 345 350 公共工事の入札実施件数 H18 47,713 4	2 20,042 58,092 5 H19	3 57,480 6 H20	4 電子入札実施率 1 1 1	5 58,092 5 H19	6 57,480 6 H20	7 4 4 4	8 4 4 4	9 5 5 5	10 4 4 4	11 5 5 5	12 5 5 5	13 5 5 5	14 5 5 5	15 5 5 5	16 5 5 5	17 5 5 5	18 5 5 5	19 5 5 5	20 5 5 5	21 5 5 5	22 5 5 5	23 5 5 5	24 5 5 5	25 B	事業拡大	事業拡大	入札・契約については、透明性の確保・公正な競争の促進・適正な施工の確保・不正行為の排除の徹底を基本原則とした上で、情報の公表・施工体制の適正化・不正行為に対する措置に引き続き取り組んでいく。	事業規模	有	9 事業の迅速化	拡大	事業規模	有	9 事業の迅速化	

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業の 対象等	手段	目的	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性							
												H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度										説明	目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市関与の 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ
301	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	管財課	公用車管理業務	・公用車(215台)の日常点検及び車検整備までの一切の公用車に関する事務及び安全運転の強化策 ・民間委託等の推進 ・自動車損害賠償保険にかかわる事務。有料道路使用に関する事務(ETC含む)。公用車にかかわる事故処理の一切。	・庁用自動車の適正配置と維持管理経費の削減 ・事故防止の強化策 ・民間委託等の推進	市職員等公用車運転者	庁用自動車の適正管理。効率的な使用と事故防止の徹底 事故が発生した場合の迅速な対応ができるシステムづくり	公用車が安全かつ効率的に利用されること	44,568	1	保有台数	230	215	210	庁用自動車の適正配置を行う。	H18 169,030	4	削減台数	12	15	5	前年度と比較して削減された台数	4	3	3	2	4	4	20	C	縮小	3	民間委託等の推進				
302	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	会計課	基金の運用計画	「三次市資金管理並びに運用指針」第5及び「三次市債券運用指針」に基づき安全・有利に管理・運用する。 現在27種類114億3千万円の基金を国債を中心とする債権で65億9千万円、定期預金・普通預金で48億4千万円を管理・運用している。	基金管理に限っては、すべての基金を国債などの債権で運用する方がメリットが大きい。基金が年度末から年度初めにかけては不足する傾向がある。不足する資金への繰り替えを想定して運用しているのが現状である。資金が一時的に不足した場合は、基金からの繰り替えまたは一時借入により資金を確保しなければならないが、どちらの選択が必要であるかの分析が必要である。	市民	「三次市資金管理並びに運用指針」及び「三次市債券運用指針」に基づき管理・運用する。 ・各金融機関口座を整理し、一括運用を進める。 ・ペイオフを意識し、より安全で有利な債券での運用比率を高める。 ・定期預金は1年以上の預入の場合は、各金融機関の財務状況をチェックしながら、見積書の提出を求め有利な保管を進める。	適正で効果的な基金の管理・運用	1,431	1	保管換回数	31	6	10	具体的な基金の管理・運用に関する指標であるが、効果としての利益は必ずしも保管換回数に比例するものではない。	H18 45,903	4	基金利子積立額	79,582,204	51,523,415	50,000,000	金利動向や資金への繰替運用など単純な比較はできないが、基金運用の具体的な成果である。	5	5	5	5	4	4	28	A	継続	1	4	成果の向上			
303	第6都市	4市役所改革	(4) 自主自立の財政基盤づくり	16	会計課	収支資金運用計画	適切な資金繰りを行うため、各室から提出された収支計画に基づき、月毎に資金運用収支計画を立て、資金に不足が生じる場合には、支払いの調整または基金からの借入(繰替)、金融機関からの一時借入で対応する。資金に余裕がある場合は、定期預金等で運用(保管換)することにより運用益を確保する。	「自主財源の確立」に寄与するため、資金の運用益の増加と必要最小限の借入をめざす。そのためには早い段階での詳細な収支予定を把握する必要があるが、収入予定を正確に把握することは困難である。従って直前の判断で機動的に対応できるような決裁の仕組みを構築する(一時借入が必要となる場合、借入額・借入期間の判断、各金融機関への借入利率照会・決定などの迅速化)ことが課題である。	市民	①各室の収支計画に基づく資金運用収支計画の作成(毎月) ②資金運用収支計画に基づく資金運用 ・支払時期の調整・基金からの借入れ ・定期預金等への預金(保管換)	市民に新たな負担を生じさせない資金繰り(金融機関からの一時借入をしなくても済む資金繰り)	2,147	1	資金の延滞運用額(運用額×日数)	8,799	10,941	8,000	資金の延滞運用額(運用額×日数)が減少し、正味収支計画が借入金額、期間の多寡に影響する。	H18 161	4	保管換えによる利子収入額	2,267,639	7,071,972	3,000,000	18年度最大0.17%であった利率が、19年度は最大0.30%へ上昇し、運用総額も増加した結果収入額が増加した。	5	5	5	5	4	4	28	A	継続	8	事務事業の効率化				
304	第6都市	2高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	18	秘書広報課	三次市CATV情報発信事業	市広報番組「みよし夢通信」を毎週制作・放映(15分番組)。市民提案制度による定住対策のための報道番組を制作(60分番組2本)。文字放送掲載、音声告知(旧三次市)。	各部署などからの情報提供をより求めたい。	市民全般	各部署の事業説明、イベント情報提供。また、住民自治組織のイベント紹介や各地域の観光名所などのPR。	市民の方にわかりやすい内容でPRしていく。	21,696	1	みよし夢通信・報道番組制作・放映回数	52	53	52	市民提案制度制作費の増により昨年よりコスト増になっている。	H18 228,000	4	ケーブルテレビ加入件数	9,571	12,783	13,621	市の情報提供の有用な手段として活用するために、CATVの加入促進を図る。	4	4	4	3	4	23	B	継続	1	3	サービスの向上				

施策番号	分野	大項目	中項目	開始年度	所管	事業名	事業概要	今後の課題 (ミッションの達成との関連)	事務 事業 の 対象 等	手段	目的	H19年度 事業費 (千円) (職員人 件費含む)	定量分析						手段の適切さ			市の役割		必要性		合計 点	H18 年度 評価	H19 年度 評価	1次 総合 評価	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性	2次 評価 結果	拡大・縮小 の 内容	改善の 必要性										
													活動指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明	活動指標(1) 単位あたり コスト	成果指標	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	説明										目的適合性	実施改善等 による成果向上 の余地	コストの 削減余地	市間との 妥当性	社会的 ニーズ	市民 ニーズ				
305	第6都市	2 高度情報化	(2) 情報ネットワークによる生活情報の提供	16	秘書広報課	観光振興・情報発信事業	市外向け広報番組「ふれ愛！みよし」を4月から12月までの毎週土曜日(11:55~)36回を制作・放映(5分番組)。	市外の方々に三次市の魅力を知っていただき、「行ってみたい」、「住みたい」と思っていたけよう番組づくりに工夫が必要である。	市民全般および市外の方々(広島県内)	三次市内のイベント情報、各地域の観光名所などの紹介。	市内の観光名所に来ていただくこと、定住促進が目的。	11,431	1	1	42	36	36	年間あたり番組制作・放映回数	H18 271,380	4	番組平均視聴率	%	4	4	4	年間平均視聴率	3	3	4	3	4	3	20	C	未実施	未実施	継続	有	1 3	サービスの向上	番組も5年目に入ったことから、その費用対効果を検証することも必要である。	有	1 5	効果の検証
306	第6都市	4 市役所改革	(5) 広報戦略の強化		議会事務局	議会ホームページの更新	○議長あいさつ ○各委員会の構成 ○議員名簿 ○市議会一般質問 ○市議会議事録 ○議長交際費執行状況 ○みよし市議会だより ○行政視察	議会は市民の代表機関であり、全市民の負託をうけてその存在がある。ミッションにおいても掲げているように、市民との直接対話を推進することにより、住民が求めるニーズは掌握できる。その中で、市民生活に必要な施策でありながら、執行部の事業執行にないものや実施計画に予定されていないものがある場合は、議会(議員)から執行部に対して事業提案を行う。ただし、平素から市民が議会運営に関わっていく市民参加型のしくみをどうつづけていくかが大きなポイントであり、そのために、議会からはあらゆる情報を分かりやすく発信することに取り組む一方で、議会活動においては、常に、市民生活に必要な政策を把握していく議員活動を前提に、政策提案型の議会活動を実現する。	く市民のためとすることで、議会運営や議員活動を身近に感じてもらいたい。また、市民生活に必要で、市民が求める情報を、議会から積極的に発信することにより、市民生活に必要な政策を把握していく議員活動を前提に、政策提案型の議会活動を実現する。	ホームページの更新 ・各委員会による行政視察報告の掲載 ・定例会における委員報告の掲載 ・各議案の本会での議決結果の掲載	最新の情報を提供し、開かれた議会を目指す。	715	1	1	37	36	40	視察の受け入れ状況について、平成19年度から掲載している。	H18 19,216	4	ホームページの更新回数	回	12,243	14,783	16,000	インターネットの普及に伴い、市民の議会活動に対する参加意識が高まる。	5	3	4	5	5	27	A	未実施	要改善	継続	有	2	徹底した情報公開	わかりやすい議会、市民に身近な議会実現のため、積極的な情報発信は必要である。	有	2	徹底した情報公開	